

自由にして人馬にかまはず、生長收蔵に其利多く、水をたくはへ水をもらすこと、水旱ともに其自由宜し、是經界を正して止<sub>二</sub>侵争<sub>一</sub>、時<sub>二</sub>蓄洩<sub>一</sub>備<sub>二</sub>水旱<sub>一</sub>、まことに永久之計なり、秦是を棄て水路をせばめ道路をくづして、唯一人漸往來するが如きうね道を以て經界とす、是當分寸の地を耕して其利あるが如くなれども、人馬の往來不自由にして畔せばくひきくして、やもすれば破壊して修復やむごきなく、經界正しからざる故に争論日々に起り、水道不<sub>レ</sub>正ゆへに蓄洩を堅くすること不能して水旱の備不<sub>レ</sub>全なり、水旱あらざるの年は利あるに似たりといへども、水旱あるの歳は田傷堤やぶれて、或は水荒に至り或は宅地に水つく、是眼前の利潤を翫びて、始あり終あるの道にあらざる也、正<sub>二</sub>經界<sub>一</sub>之說甚有<sub>二</sub>其理<sub>一</sub>也、後世に至て經界不<sub>レ</sub>正因循すること久し、然るを今是を經界を正すことは俄にして難<sub>レ</sub>成の間、檢地の法を詳かにして民に奸曲なからしめ、吏の依怙することをあらため

正して、各民の所分の田産其制正しからしめて自今已後の兼併をやめ、不足にして養にあきたらざるをば連々本にかへらしむる如く可<sub>レ</sub>仕也、而して檢地之法、民の間暇を考へ、奉行目付あり、取<sub>二</sub>籍取<sub>一</sub>細あり、圖<sub>二</sub>地形<sub>一</sub>記<sub>二</sub>田地<sub>一</sub>の作主の名字牒示<sub>二</sub>者<sub>一</sub>あり、算士あり、或は堤池河水を限り或は限<sub>二</sub>林叢<sub>一</sub>在家<sub>二</sub>て立<sub>三</sub>勝示<sub>一</sub>、或は四方三方各其地の形に隨て方圓曲直銳を考へて其坪數をはかり、詳に其作主の名字を記さしむ、并作る所の田産何程と云ことをあらはさしむ、其所<sub>レ</sub>記の紙札を細竹に挟て、其田畠に立てこれを驗しとす、而して算者其圖を考へてその坪を計て、田間の道縦横の處、或は池代或は森林、祝<sub>二</sub>佛神<sub>一</sub>之地皆除<sub>レ</sub>之、如此相ばかりて、大繩の檢帳と、百姓所<sub>二</sub>書出<sub>一</sub>の札と、今檢地する所の帳、三ながら相合せて其實否を糾明して、百姓所<sub>レ</sub>占の田産有餘不足を明にして、年を追て是を均しからしめ、強民の押領をさしめ、富民の兼併をやめしむる也、古今檢地繩打の法は百姓の所

と苦也とす、是其本意たがふ故也、世の檢地は唯地を打つめて田賦の高を多くせんと云を本とす、是民を苦めんと云を以てす、故に繩打の間、其役人悉く百姓の養にして、奉行酒食珍味にあき、僕従利をほしいままにす、こゝを以て百姓の費尤大也、且又百姓奸曲をかまへて、賄賂を以て其地の廣狹を私し、上中下の田を偽らしむ、如此のこと皆檢地の弊也、檢地は後世の經界を正すの法にして、却て其法不<sub>レ</sub>正ば經界をみだるに到る也、經界を正すを以て本とせんとならば、是等の弊を計て田産の制を明にし、民に隱田の私なく、其風俗を正し、民に常の産あらしむるを以て本とすべき也、次に水利の事あり、農田は水利を不<sub>レ</sub>得しては不<sub>レ</sub>成ゆへに、古來尤重<sub>レ</sub>之也、是溝洫井田の制なり、井田もと井によりて田つくる、是を井田と云へり、然れども水道を利せざる時は、水災旱魃に其自由不<sub>レ</sub>宜を以て、溝洫の制あるなり、抑溝洫の制と云は、一夫所<sub>レ</sub>受の田百畝也、百畝は縦横百歩にして、其内

に步數一萬あり、而して一畝に三畝あり、一畝は方十歩にして、内に百坪あるを以て畝と云也、是を長くして、縦の長百歩、横の幅一步、是百畝の田の制也、然るに百姓の所<sub>レ</sub>耕の粗、其廣さ五寸のもの也、二人相並で耕して其相は一尺也、地に入ること又一尺、ひろさ一尺に田をうなふを以て、六尺の歩に三の名ありて、以上一畝三畝と云へり、三畝三壟各廣一尺と云是也、田畠を耕してうねつくるの法是を以て本とす、是則溝洫の起る所也、そのゆへは、うねごりくろをつくるを以て、一畝の間に雨水のたまらずして、此畝に落ちて水道たるゆへんなり、百畝の間悉く如此して、其兩端に遂あり、遂は廣さ二尺深さ二尺の水道也、井池の内田首は皆遂を用て、井池の外に溝あり、是を井間の溝と云、溝は廣さ四尺深さ四尺の水道也、井池方十を並べて是を成と云、井は其方一里なれば十里を以て成と云、成の間洫あり、廣さ八尺深さ八尺の水道也、方百里を同と云、是成を十かさねたる也、同の間に澮



あり、廣さ二尋一丈深さ二仞の水道也、澮より川に至らしむる也、凡そ田間の水道横を遂と云縦を溝と云也、溝の水は澮に入り、澮の水は澮に入る、澮は横にして澮は縦也、縦横大概其廣さ相倍する也、是水の勢を考へて、水少ときは留めて田に是をかけ、水あまる時は切て是を落し、霖雨水災ありとも、水よく相除て災をなすに至らしめまじきたため也、古來民をあつめて井を穿て、其田に其所の水をあたへて水論をやめ、溝澮を詳にして水旱の備をなすこと、其慮尤深し、後世に至て、井田の制やぶれ溝澮の法すたれるがゆへ、尺寸の地も争て田がへす、このゆへに各水利を全くせずして、少の水を多の田にかくるがゆへ、やもすれば水論出來て闢諍やむことなし、溝澮の考あらずして、水道をせばめ田を廣くするを以て、霖雨數日に及べば、秋潦を不待して田に水災あり、後世は専ら國中の河水を以て水利とす、各其地勢を計て小溝をうがちて水を通じ、小溝より大溝に至てついに河海

に落し、奉行を撰みて其閉塞を糺し、時を考へて巡察せしめ、其地によりて堤川除をかまへしめば、水利常に全して水災更に至るべからざる也、孔子夏の禹を稱美ありて、卑宮室而盡力平溝澮たまへりとの玉ふは、正經界備旱潦のことの玉へる也、周禮に、凡そ溝は必ず因水勢、防は必ず因地勢といへり、溝ある時は必ず堤防あるべし、溝は水の勢を考へて其道を付、堤は其所の地形をはかりて其用を可考と云へる事也、水利の説此兩條を不出也、其味尤深し、周禮、遂人掌邦之野、凡治野、夫間有遂、遂上有徑、十夫有溝、溝上有澮、百夫有澮、澮上有塗、千夫有澮、澮上有道、萬夫有川、川上有路、以達于畿と云は、野外山谷澮澤の所、隨地田をかまへて溝澮をなすこと、其廣狭如此なるべき事を云へり、路の下に水道をかまへ、水道の下に田をつくる、是定法也、又稻人掌稼下地、下地水澤、以澮畜水、澮也、積水以防止水、堤防、以澮澮水、澮水、均水、澮水、

以列舍水、列者野其可畦、以澮澮水、水有餘則匠人為溝澮、明之水道、相廣五寸、二相為耦、一耦之伐、廣尺深尺、謂之畝、田首倍之、廣二尺深二尺、謂之遂、畝九夫為井、井間廣四尺深四尺、謂之溝、方十里為成、成間廣八尺深八尺、謂之澮、方百里為同、同間廣二尋深二仞、謂之澮、專遠於川、各賦其名、凡天下之地勢、兩山之間必有川焉、大川之上必有塗焉、凡澮必因水勢、防必因地勢、是を以て上古の制法を可考也、未代に在いて溝澮の制不正と云ども、農田に水利なくんばあるべからざるゆへ、川澤の勢を考へ地形の高下をつもりて、或は谷に堤をまよけて水をたへ、或は器を以て高原に水をあげしむ、こゝに在いて水利甚行はれ、民田岳をあらききはり、國家の益大也、其計永久に不及と云ども、その利大にして害少きことは、人君民を養ふの道なれば、其地利水勢に因て古制を較量して、猶謀の永久にして民の害なからしめんことを可計也、丘文莊曰、井田之制

雖不可行、而溝澮之制則不可廢、但不可泥其陳迹、必欲一々如古人之制、爾云々、次に立什伍之制と云へり、什伍の制と云は、宅相近く居り田相ともに耕すの民を手組して、五人を一にくみ什人を一に致して、出入相友、守望相助、病疾相扶、大禮相共にして、互にみちびきともに教へて、風俗をひとしくし仁厚をむつまじくす、是を什伍の制と云也、民をして如此什伍あらしむる時は、教導すること通じやすく、法令能あづかり、盜賊奸曲糾明する事安く、力役軍賦の制次第に明也、是以先王制六鄉六遂之法、所以維持其民、爲之綱目、使其鄰比相保愛、賞罰相延及、故出入存亡、賊否逆順、可得而知也と云へるは是なり、されば周禮曰、大司徒施教法于邦國、外都鄙、內使之各以教其所治民、令五家爲比、使之相保、五比爲閭、使之相受、四閭爲族、使之相葬、五族爲黨、使之相救、五黨爲州、使之相闕、五州爲鄉、使之相賓、



經田野造縣部、形体之法、五家爲鄰、五鄰爲里、四里爲鄕、五鄕爲部、五部爲縣、五縣爲遂、皆有地域、以水爲限、以樹爲固、之云々、周の什伍の制也、畿内畿外に因て什伍の名はかはると云々も、其法皆五家を以て一組として、廿五家より万二千五百家に至る、而して五家に長ありて各其能否奸曲を正さしむるゆへに、民間に游手聚暴のあふれものなく、教戒つねに詳にして風俗自然にすなほなり、軍旅の制ある時は、一家に一人を出して則五人を伍とし、五伍を兩とし、四兩を卒とし、五卒を旅とし、五旅を師とし、五師を軍とするに至る、是又五人より一万二千五百人に至る也、比隣各五家にして、軍には是より出る兵を伍と云、閭里各廿五家の名にして、軍には是より出る兵を兩と云、旅部各百家にして、軍には是より出る兵を卒と云、黨部各五百家にして、軍には是より出る兵を旅と云、州縣各二千五百家にして、軍には是より出る兵を師と云、郷遂各一萬二千五百家にして、軍に

は是より出る兵を軍と云、如此に什伍の制正しき時は、治亂ともに民の用相通じて聊かくるゝ處なし、是は周の制也、人をくむこと必五に限、世々に因て其制かはり多し、黃帝井田の法を立玉ふ時は、井一爲鄰、隣三爲朋、朋三爲里、里五爲邑、邑十爲都、都十爲師、師七爲州、迄于夏殷此制を用たり、齊管仲、郊内以五家爲軌、軌十爲里、里四爲連、連十爲鄉、鄉五爲師、國內十五鄉、自五至師、郊外則三十家爲邑、邑十爲卒、卒十爲鄉、鄉三爲縣、縣十爲屬、屬有五、自五至屬、各有官長、以司其事、以寓軍政焉、而齊遂駟たりと也、唐以百戶爲里、五里爲鄉、四家爲鄰、三家爲保、在邑居者爲坊、有正一人在田野者爲村、其村滿百家增置一人、同坊正、其村居如滿十家者、隸入大村、不須別置村正、云々、是各其時に依て損益すといへども、什伍の手分をなさざれば民に制なきがゆへ、法令通せず風俗一ならずして、奸民盜賊のがれて此中に入て、人々姦心

競生、僞端並作處の本也、必しも古來の制法の如くならずとも、人君に於いて心を盡し、伍より十百千に及ぶまで各其制を詳にし、綱目明にして大を以て用るにやすく、小を以て具にするに利あらしめて、民互に相親しみ相救ふて、患難好樂をともにし、吏官能教戒して風俗を正し、親を親として賢を賢とせしめば、年を経ついに民俗正しく、古の學校のまふけに異なるべからざる也、民に盜賊奸曲あること、かならず其黨あるがゆへ也、什伍之制如此時は、奸民何くにかくれたれを黨とすべきや、尤可味也、次に戒游手と云へり、游手と云は游民の事也、游民は田産を  
持ながら其いとなみに惰て事をつとめざるを云也、或は民百姓の子弟田産なくして常に游行して日を費やすをも云へり、各處のついでにして、其末々は必ず盜賊奸曲するに至るべければ、是を戒しむるにあり、古は田島皆君にあり、故朱下孟注民年十六にして別に受田二十五畝也、俟其壯有室、然後更受百畝之田と

いへり、前漢書食貨志に、民年二十受田、六十歸田、七十以上上所養也、十歲以下上所長也、十一以上上所強也、勉強之と云へり、然して民の子十歲以上のものは、其名主庄屋相あらため、其父にたいし其相應の事を命ず、如此時は民各産業ありて游民あるべからざる也、もし其間に游民あらば、伍々の組として是を改めて教戒し、教戒久しくして不已時は、則是を所のきも入名主庄屋に相ことばり、奉行に告てこれを戒しめしむる法也、凡そ田産の制、一民業に怠れば一民飢をうくること定れることばり也、國に米穀其價高直なることは、游手游民多くして米穀を食つふす者の多ければ也、然れば所の游民をあらため是を戒むること田産の制也、周禮大宰の職に閭民と云あり、是は無職して人にやとされつかはるゝもの也、人にやとされて其日のあたいをとりてこれを産業とするは游民にはあらざる也、程頤曰、古者四民各有常職、而農者居十八九、故衣食易足、而民無所困苦、後世



浮民多矣、游手不可貴度、觀其窮促、幸苦孤貧、疾病、  
 變作詐巧、以自求生、而常不足、以生、日益歲滋、久將  
 何若、事已窮極、非聖人能變而通之、則何以免患、豈  
 可謂無可奈何而已哉、此宜酌古變今、均多恤  
 寡、漸爲之業、以救之耳、次に田器の事あり、田器は  
 人力をついやすことを少なくして其功の大なること  
 をなすこと、器にあらすしては難調也、然れば牛馬  
 を以て人力にかへ、器械を巧にして其土地に利あら  
 しむること、古今の通例也、山海經曰、后稷之孫叔均  
 始教牛耕、注曰、用牛犁也、後改名耒耜曰犁、  
 いへり、石林葉氏曰、世多言、耕用牛始、漢趙過、以爲  
 易服牛乘馬、引重致遠、牛馬之用蓋同、初不以耕  
 也、故華山桃林之事、武王以休兵並言、而周官凡農政  
 無有及牛者、此理未必然、孔子弟子冉伯牛司馬牛  
 皆名耕、若非用於耕、則何取於牛乎、漢書趙過傳  
 但云、耒五頃用耒耕、二牛三人、其後民或苦少牛、平  
 都令光乃教過、以人挽犁、由是言之、蓋古耒而不

犁、後世變爲犂法、耒用犂、牛、過特爲之增  
 損其數耳、非用牛自過始也、耒耜皆耕事、故通言  
 之、孔子言犂牛之子、則孔子之時固用犂云々、古より  
 牛を用て田をたがやすに利ある事也、牛馬各其所の  
 産多きを用ゆる也、田器多きが中に鑿印耒耜を以て  
 大要とす、鑿は居縛切、刷田器也、爾雅謂之錯斫也、  
 蓋農家開闢地土、用以刷荒、凡田園山野之間、用之  
 者又有潤狹大小之分、然總名曰鑿、前漢書、顏師古曰  
 斂也、所以開渠者といへり、耒耜は是又古のすき  
 也、是等の田器農具の上也、但其制法所によりて替れ  
 り、中にも鑿は民常に取て田品を耕すものなれば、輕  
 重大小尤其制あり、地の位により民の力をはかりて  
 其制を詳にすること古の法也、民田器ををろそかに  
 して、是を用ひ是をおくに其節を失ふ時は、民必ず田  
 産を心とせざると知るべし、農器不正利あらざれば  
 勞すといへども無功也、故に吏常に巡行して田器を  
 利あらしめ是を教戒せしむること、民を教育の一也、

農田又器械用具のそなへあらかじめ不詳しては、力  
 役すること多して、其利をうることまれなり、このゆ  
 へに田器の利を論ずる也、耕作の器械詳に三才圖會  
 に出之、能考へはかりて可制之也、次に屋宅種藝  
 のことあり、云々、ろは、民の屋宅は田に近きを以て  
 利とする也、家屋の制、五家鄰里相共に助けて其米穀  
 の制に利あるが故くならしむ、四壁或は壁を用ひ或  
 は五穀のからを以てして、速かに出來せしむるをよ  
 しとす、やね并に柱を強くす、風雨の難をのがれしめ  
 んがため也、種藝のこと、宅地の四方各桑を以てし樹  
 木を多くす、其所受の白田園圃皆桑麻漆楮の類を以  
 てして、聊空地あらしむべからず、凡そ樹木野菜皆其  
 土地に宜しきあり、然れば土地に所生の草木の其さ  
 かゆるを考へて、それに相應の樹木野菜をうへて、食  
 のたすけ家産の餘慶とする也、其土地都城に近き時  
 は、瓜茄子等の野菜栗柿等の果實、そのあたひ尤重く  
 して田産に比すべし、況や樹木は節を考へてこれを

植培時は、其生長すること居ながらにして可待、葉  
 をひろひ枝を折て薪とし、野菜を取て食のかてとす  
 ること、小民のやしないなれば、屋宅種藝を専とする  
 也、周禮大司徒、頒職事于邦國都鄙、使以登萬民、  
 一曰稼穡、二曰樹藝といへり、孟子告梁惠王曰、五  
 畝之宅樹之以桑、五十者可衣帛矣、鷄豚狗彘  
 之畜無失其時、七十者可食肉矣云云、古は五畝  
 の宅一夫の所受にして、二畝半は在田、二畝半は在  
 邑、田中不得有木、故に於墻下植桑以供蠶と  
 云へるはこの事也、種藝のこと不可輕也、以上田産  
 の制其大概也、案するに本朝給田分田の制あり、男  
 二段、女減三分之一、田令曰、田長三十步、廣十二步、  
 爲一段、十段爲町也云々、是田産  
 之制也、而して給田分田之務從便近不得隔越とい  
 いへり、其法詳に田令に出、給田分田課桑漆ことあ  
 り、嵯峨淳和帝益田狹山之池を築て農田水利のこと  
 あり、本朝井田の法不被行といへども、溝洫の制自  
 然にそなはり、水利尤宜しといへども、猶其制法を詳



にして、其古の本意に相叶はんことを思ふにあるのみ也、

○詳民戸

師非論審民之生曰、民戸は民數并戸數也、天下の盛衰治亂強弱悉く皆庶民にあり、國の政正しく教育時をうる時は、民生々を全くして、各家室をまふけて其業を廣む、この故に政其道に叶へる時は、民多く生を全くし民戸年々に多し、是を倉廩の有粟府庫の有財に比喩せる也、天下の間の人民皆其生を全くして其養をうる事は、人君の政によるべき也、然れば先年々天下の人民の數をしらべ、其年に出生する處の男女、并に死亡する所の男女の數をしるさしむべし、是國郡所々の奉行我所司を詳に相改めて記し置、三年に一度天下の人口を合せしるす、茲に於て其年々の出生すると死亡するとを比較して、民の蕃昌を考ふべき也、而して其死亡する處、或は病疾或は及傷或は罪害或は窮死あるべきなれば、詳に其品を糺明し

て其養を可全也、民幼なる間は不能自立して、老ては又自存する事難し、子細ありて時の災難にあひ、とほしく苦みて上へ可告のやうもなきあり、又類親廣く子孫多くなりて貧乏なるあり、其身長病をわづらい家業を遂がたきあり、此五は具に糺明して其養を上より不下ば、必ず死亡に及ぶの所なり、糺明すること不正ば、又其間に奸曲あるものなれば、是を明かにたゞして至極する時は、必ず奉行奏して其養をうけしむ、是民の生を全くして、人君民の父母たるゆへん也、此養不全是ば彼等黨をかまへ盜賊を企て、在々にある所の富民をおびやかす、其民を害するに至ることあり、然れば五民を養ふ時は富民自安也、周禮大司徒以保息安其民、六養萬民、一曰慈幼、二曰養老、三曰振窮、四曰恤貧、五曰寬疾、六安富と云は此こと也、而して古は民の女子時を過て不嫁には、其ゆへんを正して有罪、民の婦人懷妊して業に付こと不叶時は、必ず其養を給はる、又出生す

る所の嬰兒に米を捨て、其養を全くせしむることあり、是等の事皆民の生々を全くするの道なり、然れども法の所立不明時は、却て奸曲のことになれるあり、すべて天下の政事若新たに立所あれば、それに其弊相並ぶもの也、尤可慎也、杜祐通典曰、古之爲理也、在於周知人數、乃均其事役、則庶功以興、國富家足、教從化被、風齊俗一也、夫然、故災沓不生、悖亂不起、所以周官有比閭族黨州鄉縣遂之制、維持其政、綱紀其人、孟冬司徒獻民數于王、王拜而受之、其敬之守之、如此之重也、及理道乖方版圖脫漏、人如鳥獸、飛走莫制、家以之乏、國以之貧、衰究漸興、傾覆不悟、斯政之大者遠者、將求理平之道、非無其本、賦周禮大司徒之職、掌其邦之土地之圖與其人民之數、司其掌數、凡國之數、凡民之數、凡歲之數、凡三比、以萬民之數、凡國之數、凡民之數、凡歲之數、凡三比、以萬民之數、王拜受之、于天府、內史司會冢宰、以贊王治、致堂胡氏曰、世有博古者、言自古人主養民、至一千万戶、則止矣、三代以上無經據者、兩漢而後賊未嘗有溢於一千万戶、明皇幾之矣、繁夥既甚、理復虧耗、豈人力所能

過哉、是以數言、亦然亦不然也、然者以漢文景而武帝繼之、以隋高祖而煬帝繼之、以明皇而祿山出焉、不然者堯舜禹啓太平凡三百餘年、周成王身致刑措、康王穆王昭王嗣守丕業、太平亦二百餘年、豈與後世中國無事之時淺促之比也、然則唐虞夏周之民豈止一千万戶而已哉、養之既至、教之又備、無天禮瘡及兵革殺戮之禍、父子祖孫連數十世、爲太平之民、王者代天理物、於是爲盡矣、明皇享國雖久、戶口雖多、不待易世而身自毀之、比禍亂稍平、幾去其半、徒以內有楊太真、外有李林甫、而致之、嗚呼可也、不監哉、唐大寶管戶總八百九十一萬九千三百九、案管口總五千二百九十一萬九千三百九、案ずるに、民戸多しといへども用之のゆへんを不知時は、國の役丁少なく游民多くして却て盜賊の本たり、世久く太平にして國に干戈を用ることあらざれば、民人遂に日蕃熾昌衍して、米穀布帛鳥獸野菜用器家宅田地山野ともに、其爭取て商賈利潤すること古に十倍するものなり、然れば天下の戸口の數を計り、年を



へて是を考へ合て、その増減する所を以て國政の可否を正すことは、是民政の大本也、而して民戸は五家を以て五人組とし、或は十人を以て一組とす、男女は三歳以下を爲レ黄、十六以下爲レ小、二十以下爲レ中、男は廿一を爲レ丁、六十一を爲レ老、六十六を爲レ耆、三等に別て科を定め、是を以て其年序に従て其役をなさしむる也、唐の制にして、木次に僧尼神人の差別ありて、初月令從之也。 寺社の方より是を改め、其僧尼社人となるの類、私を以てせしめず、必ず奉行に至て其下知を受けしむ、奉行詳にあらため、無<sub>レ</sub>由緒して僧尼社人となることを禁ず、是國に游民あらしめざらんがため也、次に殘疾廢疾篤疾のものあり、凡一盲目、兩耳聾、手足不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>用、禿瘡有て髮落、久漏身成孔穴膿汁潰漏也、漏伊能、下重陰腫膿血、沉下重、難行、目、下大瘰癧者足腫也、 瘡、これを殘疾と云へり、かつて知恵あらざる者、言ふ不能、侏儒、短人、腰かゝみ折て行歩ならず、四足かたつかた折そこねたるを廢疾と云也、癩病、癩痢、狂人、二の支折れ、兩目ともにめしいたる

を篤疾とす、并<sub>レ</sub>嫁寡孤獨貧窮老廢のもの、是等を詳に記して其養の便あるが如くならしむ、次に民八十以上には侍者を給ふ、侍者は其つかゆべきものをあらみて、子孫の内又は近き親類の内より是を出さしむるの法あり、次に民に婚嫁の法を用ひしむ、令に出たり 男子十五女は十三より婚姻をゆるす、女をめぐること、其父母の命に従はしめて不<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>失<sub>レ</sub>禮、婚姻の禮相定まるの後三月まで無<sub>レ</sub>故して嫁禮不<sub>レ</sub>調ば、女家改嫁することあり、棄<sub>レ</sub>妻にその法あらしむ、詳山次に 民家養子の法あり、次に一戸の内わかれて別戸をなすこと、中男より許して別にかまごを立しむ、寡妻妾は別戸をなすことを禁ずる也、別戸なりと號して新に帳に載こと、皆其五人組證據人を正し、はしりもの又は詐をか<sub>レ</sub>くすことあらん事を糺明す、次に戸各五人組ありて、内一人を其長とするゆへに、その内非常の奸人あるか又は遠客來り止まるの類、皆五人組として改め正さしむ、若し組の内かけ落れば、五人組として是を

追訪て是を還す、若不<sub>レ</sub>還ば田畠を五人組として分ち作て其租調をあぐ、是尋ね出す限りの内のこと也、限を過れば田畠を公に還す也、戸内にある所の民かけ落いたす時は、其役を其戸内にてつとめ、年限を定めて公に告也、次に課役を出す民口あり、又課役を不<sub>レ</sub>出民口あるもの也、是を詳にせざれば必奸曲起るもの也、尤可<sub>レ</sub>慎、次に民戸の帳、奉行一々明かにこれを見て、而後に其帳を可<sub>レ</sub>窮也、必ず奸曲あるもの也、其帳一通は所に留まり、一通は其國の太守に止まり、一通は是を天下の奉行所に送る也、三年に一度づ、詳にあらためざれば其脱漏多き者也、人に有<sub>レ</sub>死生、家に<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>興衰、貧者富富者貧、榮枯易<sub>レ</sub>地ものなれば、一度に糺明せずして、或は十年或は廿年を以て是を正さんとする時は、其政法疎にして、地或は易<sub>レ</sub>其主人、或は更<sub>レ</sub>其業、民口ともに大に變するもの也、本朝の戸令、大概唐の開元の戸令に準據す、後世民の政に志あるの人君、能古今を斟酌して其宜に可<sub>レ</sub>從也、

○促<sub>レ</sub>新墾種藝

師背曰、墾田事多くの心得あると雖、唯人と地と水と時とを知るにあるなり、人と云は、國により所に因て人民多きあり、人民多き時は新田を開發せしむるに利あり、地又廣からざれば田畠の用を廣くすること不能、水利不<sub>レ</sub>宜ば地廣しといへども田畠不利なり、時又其節に不<sub>レ</sub>至ば促<sub>レ</sub>之難<sub>レ</sub>叶もの也、世久しく太平に屬して人民次第に増長し、米粟布帛のあたひ鳥獸野菜の商賈古に十倍するを以て、下民愚暗の百姓、子孫を養育なりがたきは或はこれを僧尼神官にいたし、或は己が身渡世に苦みて道心と號して業をのがれて世をいとなむ輩多きもの也、一民業をすつれば一民必ず餓るの理なるに、人君これを制するの政なくんば、國に游民多くして次第に米穀布帛の價高直たるべし、是民口の法を詳にせざるゆへ也、凡そ天地は唯生々無息の理のみなれば、人多き時は田多く出來、人少き時は田少なく、民の有餘不足に従て各



生々あるのみなり、然るに天下に游民游手多くして新田開發の功なく、居ながら食をくらふに足れるならば、年を追て萬物のあたひ古に百倍して、小民皆餓渇に至るべし、人君は民の父母にして、民を餓死に至らしめんこと甚不仁の至也、こゝを以て案するに、天下の間の人民を校量し、其民口を正して游民をあつめ、土地水利をはかりて新田の利をなさしめんことは人君の大徳也、游民次第に多く耕すもの少き時は、ついに盗賊出來りその末々は兵亂となり、民の生一度に竭て、土廣く民少なかりしの古に歸すべし、是天運循環の道也、但當時一郡一國の太守、強て新田の開發を促して利潤を專とすること多し、是又右に云所の考あらざるゆへに却て弊多きもの也、人少きを強て新田を促す時は、本田をろそかになりて其用不足もの也、土地水利あらざるを、一旦のたくみを以て常分利をなす時は、是がために苦の民多く、ついに其功むなしきもの也、時至らざるに速かに功を

まねくは禍の本也、況や其本とする處、只祿を豊にし其利潤を專にするまでにして、民をやしなふのゆへんにあらず、如何して其利全からんや、土地に廣狹あり人に衆寡あれば、能時を計りて其制をなすべき也、水心葉氏曰、爲國之要在於得民、民多則田墾而稅増、役衆而兵強、田墾稅増役衆兵強、則所爲而必從、所欲而必遂、是故昔者戰國相傾、莫不爭於致民、商鞅所以壞井田一開阡陌者、誘三晉願耕之民以實秦地也云々、今天下州縣、直以見人職貢者言之、除已募而爲兵者數十萬人、其去而爲浮屠老子、及爲役而未受度者又數十萬人、若是者皆不爲論也、而戶口昌熾、生齒繁衍、幾及全盛之世、其衆強富大之形、宜無敵於天下、然而偏聚而不均、勢屬而不親、是故無墾田之利、無墾稅之入、役不衆兵不強、反有貧弱之實見於外、民雖多而不知所以用之、直聽其自生自死而已云云、以臣計之、有民必使之開墾地、開墾地則墾稅、故其居則可以爲役、出則可

以爲兵、而今也不然、使之窮居憔悴、無地以自業、其驚鈍不才者、且爲浮客、爲備力、其懷利強力者、則爲商賈、爲竊盜、苟得日暮之食、而不能爲家也と云へり、是民戸多しといへども制すること正しからざれば其弊多きことを云へる也、本朝難波帝、詔於河内國藤田郡、大堤を築て新田をあらさしめ、是に依て三郡を起すこと、舊記に出たり、三韓の民帝徳を慕て來朝す、ゆへに東八州山野廣曠の地也、中にも武州曠野甚多きを以て、外國の民をうつして新田をあらさしめること、實録に見へたり、これによりて常州に高麗郡の名あり、凡そ田島を仕立ること、いづれもこれを墾と云也、それ普天之下莫非王土、率土之濱莫非王民、人君より是を見る時は天下皆王土王民なれば、其多きを曠野にうつして其生を豊にすること、仁政の大要と可云、山川限隔、時世變遷、地勢有廣狹、風氣有厚薄、時運有盛衰、は天地の常なれば、人の多少地の大小皆自然の勢也、人君之をひとしくし

て其生を全くするを其大徳と號する也、崔寔曰、徒貧民不能自業、者於寬地、是亦開草闢土振人之術也、次に促樹藝と云は、必ず田島にのみ致し立べきと不可存也、其土地之高下水利をはかり、寒温を考へ人力をつもりて、其所に宜しかるべき草木を樹藝せしむる事也、周禮大司徒、以土宜之法、辨十有二土之名物、十二分野之土、各有所宜、辨其名謂之土、以相土也、民宅而知其利害、以阜人民、以蕃鳥獸、以毓草木、以任土事、辨十有二壤之物、而知其種、以教稼穡樹藝と云へるはこの心也、地形の廣狹長短、其土地の寒煖燥濕を考へ、民の性の宜しき所、民物之詳なる利害のわかちを明にして、稼穡を教へ草木をやしなひ鳥獸をそだてしめよとの心なり、凡そ山野の間民宅近き所には、必ず桑をうへてこがいせしむ、桑其梢をかりて一拱斗を一束とし、其根を田澤の水にうるをし、五日斗すぎて是を舉て、宅地のまはり鳥のくろ山野の近き所、其刺べき地に穴して、或は五本



七木はご一なみにうへしむ、風雨の後又監せしめて其根を堅めしむ、如此のときは百千の枝ごとごとくもへ出る也、又桑椹をまきても一本も不<sub>レ</sub>生はなきもの也、而して山野地に宜しくば漆をうへてそだてしむ、漆は其實を水に浸すこと三十日、或は熱湯をかけた其後是をまかしむ、島をうないて是をまき、ことごとく生じて後に山野の空地にうへ、五年十年の後は蠟漆甚多くして國家の用たり、楮は孟秋其種をとりこれをうへしむ、三年にして十倍となるもの也、其梢悉く刈取て其皮をたき紙とす、民家の子女の業として利あり、而して松杉の實をふせ、栗柿の實をうへ、桃李を盛にし、斧斤の用時を以てすれば、材木薪藪の利國家の用大也、さわだあさる油のみ、其外人民の用となるべきものを考へて、其土地に宜しき草木を多からしむべし、其土地に宜き草木と云は、前方より生々する所の草木の様子を可<sub>レ</sub>考也、但し先の奉行怠て、可<sub>レ</sub>種を不<sub>レ</sub>種して指置するもあるべきなれば、其

所に不<sub>レ</sub>有の草木なりと云て必ず種藝せざらんは誤也、民家近き所は、林木をそだてんより島をあらきはりて民の食業を可<sub>レ</sub>助也、民屋遠くして山野廣き時は、林木漆楮等の種所可<sub>レ</sub>勘辨也、財は地より生ずるものなれば、尺寸の地と云どもこれを棄置べからず、稼穡樹藝畜牧の用と可<sub>レ</sub>仕也、民は本より知淺く、只當分のことをのみ心とするゆへに遠き慮あらざるものにして、上より是を教戒せしめざれば如此ことに怠りあるものなるゆへに、巡察の奉行を以て、民の暇ある時は如此のことを可<sub>レ</sub>仕立なり、

○明<sub>レ</sub>救<sub>レ</sub>窮民

師曰、凡そ天下の間無<sub>レ</sub>業而食ふものあらず、産業たゆる時は則飢ゆ、こゝに天地の氣を受ること不<sub>レ</sub>正して、或は重疾をうけ或は五體不具にして、産業につくこと不能、奴婢僕従となることあたはざるの輩あり、又年幼若にして養はるべき父母なく、年衰老耆してかゝりごころとすべき子孫あらざるの類、是を天

下の窮民と云、或は無告のもの云、何れも人君の養ひ恵み玉ふべきものとす也、書曰、不<sub>レ</sub>虐<sub>レ</sub>無告、不<sub>レ</sub>廢<sub>レ</sub>困窮、惟帝時克と云へり、而して窮民の品多しといへども、唯<sub>レ</sub>寡<sub>レ</sub>孤<sub>レ</sub>獨<sub>レ</sub>の四に不<sub>レ</sub>出也、老て子なく身のよるべきなきものを獨と云、幼少にしてはやく父母にはなれて、養はるべきたづさあらざるを孤と云、老て無<sub>レ</sub>夫を寡と云、老て無<sub>レ</sub>妻を嫠と云、是皆其養不<sub>レ</sub>全のものなれば、人君是を詳に正して其養をなし玉ふべき也、たとへば重疾不幸のものありと云ども、其親屬正しく子孫多きものは窮民と云がたし、此の四のものは其養に可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>便ものなきがゆへに天下の養を可<sub>レ</sub>受也、王制に、少而無<sub>レ</sub>父者謂<sub>レ</sub>之孤、老而無<sub>レ</sub>子者謂<sub>レ</sub>之獨、老而無<sub>レ</sub>妻者謂<sub>レ</sub>之寡、老而無<sub>レ</sub>夫者謂<sub>レ</sub>之寡、此四者天民之窮而無<sub>レ</sub>告者也、皆有常饌、書無逸に、懷<sub>レ</sub>保小民、惠<sub>レ</sub>解<sub>レ</sub>鰥寡、詩云、芻<sub>レ</sub>矣富人哀<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>犖<sub>レ</sub>獨、孟子曰、此四者天下之窮民而無<sub>レ</sub>告者也、文王發<sub>レ</sub>政施<sub>レ</sub>仁、必先<sub>レ</sub>斯<sub>レ</sub>四者と云へり、次に養<sub>レ</sub>之の道、明君賢將ともに

重んじて、天下にみことありて年々賑救のこと、歴代に其ためしあり、中にも宋の崇寧元年に諸路に安濟坊を立て、紹興二年に臨安府に養濟院を立、又錢塘仁和の二縣に安濟坊を置て窮民を養ふの處とす、こゝにおいて道路の乞丐非人をあつめて是を養ふのためしとなれり、又慈幼局を立て棄子をひろめてやしなはしむ、大明の大祖、郡縣に孤老院を立て孤獨殘疾のものを養へり、後にこれを養濟院と號す、又宋の崇寧三年に漏澤園を立、大明に義塚の號あり、是は寺院に葬りしもの、子孫なきもの、或は路頭にて死してかばねを收むる親屬あらざる者を、悉くこゝに瘞み祭らしむるの處とす、月令に孟夏之月掩<sub>レ</sub>骼埋<sub>レ</sub>骸と云へるは、上代にも又死して其尸を路頭に曝せるもの、ありしにこそ、本朝の古、鴨川の西畔に悲田院あり、延喜左右京職式云、凡京中之路邊病者孤子、仰<sub>レ</sub>九箇條令<sub>レ</sub>其所見所<sub>レ</sub>遇、隨<sub>レ</sub>便必令<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>送<sub>レ</sub>施<sub>レ</sub>藥院及悲田院と也、施藥院は養<sub>レ</sub>病人<sub>レ</sub>所也、悲田寺は無<sub>レ</sub>緣



のもの、尸骸を收むる處とす、令曰、凡鰥寡孤獨貧窮  
 老廢者、不能自存者、令近親收養、若無近親、付坊里安恤、坊里、以五十石爲里、每里、有長、京師坊里、長一人、本朝無告の窮民を養ふの例、書之を重んず、案するに鰥寡孤獨、巧非人を養は人君の大徳なりといへども、養不以其道、則奸人其養を得てまことの究民は養を得不得こと、その例多し、ことに無子細、糺明することをろそかにして、唯養を専とする時は、民却て業を廢て養を待に至り、奸民父兄にさからつて上の養につくあり、これ民を養ふにあらすして、民を暴惡に至らしむること可謂也、此等の弊を以て論する時は、制法の所、出大方に糺明しては、奸曲費へに乗じて可起也、然れば人君天下の廣く豊なるを以てすといへども、産業あらすして養を待の民を不殘養ふこと、不可叶也、古の法を以て云ば、天下郡國の民各五々の組を正しくし、民間にをさを置、庄園に地頭あらしめて、民の業を正し、其奸曲をあらため、親親の政をひろくする時は、

其在所其村里に於て鰥寡孤獨をしらべ、其親屬の親疎厚薄恩の輕重を能く正して親屬の養をうけしむべし、親屬たへて養ふべきあらずんば、其一村一郷として其養を可遂、一村一郷とばしくして養をつぐの難きか、或は養といへども全からずんば、奉行を以て是を詳にして而後に上より是を養に可及、もし養をうくるの者奸曲にして、産業ありといへどもわざと是を棄て遊樂を好むか、又親屬多きを頼て業に怠るか、又は惡人にし、人に不隨爭論をこのまば、是を詳にして上の戒を可受也、養所の親屬上の命を以て養ふといへども、其養疎にして、我親屬の早く死して養のすくなからんことを願ふのたぐいあるべし、然れば養ふ所の者所養の者どもに是を糺明して、其奸曲なきが如くならしむべし、是教化の詳にして人々皆親親老孤孤の道也、如此ときは、乞丐非人の道路に悲みよばい屍を路徑にさらすこと不可有なり、郡城は天下の萬民あつまる處也といへども、乞丐

非人あるに逢ば、則これが本國生緣親屬をあらためて速にその本親にかへし、國主地頭に檢斷せしめて其虚實を正し、或は親屬に養はしめ、或は國主地頭の養に及び、或は天下より是を養はしむべし、不糺明して只惠を専とし、別に家宅を設け一所に集めて養ふこと、其惠み廣きに似たりといへども、却て民人を暴惡に至らしめて實の養を難成也、もし親屬あらずして其養はるべき所なくば、縁者舊知音或は伍人組あるべきなれば、その所について可養之也、惡疾にして近づき難くんば、別に身を入る所のをかまへしめて可置之也、己が親屬惡疾あればとて追放し、路頭に耻をさらさしめんことは、親親の道にあらざる也、其教化不足撫育失用は、多く費へて然も其用實ならざるものなり、唯人君よく人を撰みて其糺明を正しくし玉ふにあるのみ也、故に明救窮民とは云へり、ひたすら愛惠をのみ専らとして、始終の考へを不詳奸曲を不糺時は、そのまふけ理に中るといへ

ども、ついに實惠と難成こと也、況んや其究民の出て乞丐非人となり口を道にもらふに至らしむること、人君の仁政本にたがふ處あるがゆへ、民人風俗あしくなりて、耻べきことを不耻して可養を不養にいたれる也、宋明の時所をまふけて民を養て其用不正は、皆民に産業をすてしむるに至れるなれば、人君能不可鑒乎、

○除民之害

師曰、民は其産業に暇なきを以て、知慮物にあまねからずして、遠きをもんばかりをなすこと能はず、人君は民の父母にして、常に民にかはりて其養の全からんとを欲す、こゝに民の害となりて、生民居を全くし生々の功を遂げしめざるの事あり、所謂水火風疾也、水火は民の因て生ずる所にして、又因て害をなす所也、水は早に備ゆといへども、其用を不不得は其害尤甚し、案するに、禹貢に九河既道といへり、河分爲三、孟子曰、常堯之時、天下猶未平、洪水橫流、氾濫天



下、堯獨憂之、舉舜而敷治焉、禹疏九河、濬濟、漯、而注諸海、決汝、漢、排淮、泗、而注之江、決排皆去、然其壅塞也、然後中國可得而食也、史記、禹抑洪水、十三年、過家不入門云々、是皆古來水害を除くの事を論せるなり、凡そ水を道きて洪水に至らしめざることは、地形と水勢を詳にしるにあり、水の生ずること、その本山谷に出るもの也、山は地の陽なり、陽は陰の伏する所なるがゆへに、地脈至て盛にして地氣甚大也、氣の至る所水隨て登るがゆへに、草木の露したり、地氣に水上りて泉源こゝに出づ、而して山々より所聚の水ついに川となり、谷にそふて流れをなす、その聚る所多きは大河となり、その少は小河となれるなり、小河諸方より落合て、その流るゝ間遠き時はついに大川大河となれる也、水の勢唯ひきゝに付て潤下す、其勢をはかりて道びくこと、是水を治るの法なり、孟子曰、禹之治水、水之道也、又云、禹之治水也、行其所無事也、是古今治水の根本也、天に時ありて雨水

盛なる時は山谷の水勢甚盛になり、田島を流し民家をひたして、所耕の田は川となり、沙をあげて永荒となりて、民産業を失ふこと世以て多し、然れば水勢の増減をはかり地形を詳にして、水道を常に利すること萬代不易の道也、こゝに水道を正すこと其法三つあり、一には水の所流の川またを多くつけて水の勢を弱くする、是を疏と云ふ、隨河之流、因而導之、曰、疏といへる是なり、二には其川久くして淤泥ふさがり、河淺して水を多く不し入あり、是を深くほり川をさらへしむるを濬と云、去河之淤、因深之謂之濬、是なり、三には堤を高くして水のあまるを塞ぐ、是を塞と云、抑河之暴、因而振之謂之塞、といへる是なり、以上この三つの外に水を治むる様あらず、此の三は又其土地にしたがつて用ゆるにあり、然るに後世に至りて、地ををしみ民力の少なからんことを思ふがゆへ、唯眼前の利潤にまかせ疏濬の二法を棄て、専ら堤防を以て水の勢を抑ゆ、古來はあらざるこ

とにして、其法後代に出たる也、漢の平當が所謂、按經義、治水有決河浚川、而無隄防壅塞之文、といへるは是也、然れども隄防を以て暴水を防ぎ、千仞の水を内につまじむること、又其利甚大也、此三法を考へ、其地利を詳にして、地を惜まず人力を逞して川のをちくを正し、其勢を四方にもらして水田の利をなし、水門を堅くし井關を丈夫にして暴雨の時水をはかじめ、川をさらへあけたを去て深くし、然も猶卑下にして危き時は堤坊のまふけをなさしむる也、凡そ民正月十一日以後堤川除の普請を企て水害の利を備ふるは古の法なり、然れども水勢の考へ地形のつもりあらずして、たゞ堤川よけ迄を普請せしむるは勞して功少なし、堤川除には、其功者あるものなれば是を撰み求め、年々雨水暴逆の節を詳にして、奉行を以て具に其様子を考へ、水のふさがるべき所つかゆべき所不破已前に修葺せしめて、是を水害の備へたらしめば、水災次第にやむべきなり、但し一國一郡

を領する所の主は、土地せまり田産少なくならんことは難成はかりごと也、天子人君は天下を以て家とするなれば、普天の下いづくか王土ならざらん、其水道にあたらん民屋田産は、所をかへ地をはかりて其業をやすんせしめ、一時の計をなさずして萬世の利を慮り、歳月をつんで其功を全からしめんこと、是天下の所願也、後世は只水利をなして新田をあらさばらんことをのみ計るがゆへに、ひたすらに地をつめ川ばたを耕して川をせばくし、我領分に別條あらざれば下流に於て人の領分に水害あることを不計、林木をながし大石を出す輩は、これがために川のうまり水利の失することを忘る、皆只我を利して人をはからず、ゆへに富家は堤川よけをよくすれども、貧家は還するとあたはずして毎歲水害をまぬかれざるにいたる、是利利而其をもんばかり不足がゆへと可レ知也、朱子曰、禹之治水、只是從低所下手、下而之水盡殺、則上面之水漸淺と云々、是水を治るの術



也、漢賈讓曰、治河有上中下三策、古者立國居民、  
 疆理土地、必遺川澤之分、度水勢所不及、大川無  
 防、小水得入、陂障卑下、以爲汙澤、秋水多得有所  
 休息、左右遊波、寬緩而不迫、夫土之有川、猶人之有  
 口也、治土而防川、猶止兒啼而塞其口、豈可遽  
 止、然其死可立而待也、故曰、善爲川者決之使道、  
 善爲民者宜之使言、蓋隄防之作、近起戰國、雍防  
 百川、各以自利、今行上策、徙冀州之民當水衝者、  
 決黎陽、遮害亭、放河使北入海、河西薄大山、  
 東薄金隄、勢不能遠泛濫、莽月自定、難者將曰、若  
 如此、敗壞城郭田廬塚墓、以萬數、百姓怨恨、答  
 難曰、今瀕河十郡治隄、歲費且萬々、及其大決、所  
 殘無數、如出數年治河之費、以業所徙之民、遵  
 古聖之法、定山川之位、使神人各處其所、而不相  
 姦、且大波方制萬里、豈其與水爭咫尺之地哉、此功  
 一立河定民安、千載無患、故謂之上策、若乃多穿  
 漕渠於冀州地、使民得以溉田、分殺水怒、可從

洪口以東、爲石隄、多張水門、早則開東方下水門、  
 溉冀州、水則開西方高門、分河流、通渠有三利、填  
 淤加肥、黍麥更爲稔稻、轉漕舟船之便、民田  
 適治、河隄亦成、此誠富國安民、與利除害、支數百  
 歲、故謂之中策、若乃繕完故隄、增卑倍薄、勞費無  
 已、數逢其害、此最下策、古治河者未  
 誠能不惜棄地、不惜動民、舍小以成其大、棄  
 少以就夫多、推度其得失之孰急、乘除其利害之孰  
 甚、毅然必行、不惑浮議、擇任心啓之臣、委以便宜  
 之權、俾其治河流、相地勢、於其下流迤東之地、擇  
 其便利之所、就其汙下之所、條爲數河、以分水勢、  
 又於所條支河之旁地堪種稻之所、依江南法、創  
 爲圩田、多作水門、引水以資灌溉、河既分疏之後、  
 水勢自然消滅、然後從下流而上、於河身之中、去其  
 淤沙、或推而盪之、或排而開通之、使河身益深、  
 足以容水、如是則中有所受、不至於溢出、而河  
 之波不及於陸、下有所納、不至於東隘、而河之委

易達於海、如是而又委任得人、規置有法、積以歲  
 月、因時制宜、隨見長智、則害日除而利月興云々、  
 水を利用して害を除くの法は、其事に得たる者あるも  
 のなれば、是を招て其利害を詳にするにある也、次に  
 旱損のこと、水道の利不足ときは必ず旱損あり、以  
 て是水の可聚所を計て大池をかまへ、水門を多くし  
 て農田に利あらしめ、或は河水をさぐつて水を高  
 し、水門を以て田地に洩す、各旱損なからしむるの法  
 也、これまた其利害に功者多し、高轉筒車水轉高車等  
 の器あり、各その制法を正しくして其功者に尋るに利  
 あり、古大旱損の農田今旱損あらざるの類多し、皆是  
 人其事に巧みあるを以て也、次に火災のこと、民屋甚  
 多きの所尤其制を可慎也、其制先火をみだりにせざ  
 るにあり、火をみだりにすること時あり、一日の間に  
 於ては朝夕飯炊の時あり、夜中置火の處あり、一年の  
 内にしては寒凍風燥の考あり、これ必ず火をみだり  
 にする時、火災に及べきの時也、其地民屋甚多く、炊甕

一家にあまたある所の小民繁昌の地、各火災大なる  
 べきの所也、小民火をみだりにして出火せるあり、盜  
 賊火を付て人を惑はし利をほしいまゝにするあり、  
 是奉行巡察の不足より起れり、而して失火を拒ぐの  
 術並其役人其器械を利すべきなり、尤も其物を早く  
 靜むるにあり、故に遠きを望むの地をなし、約束の聲  
 色を以て是を通じ、速かに火を拒ぐ時は無不利也、  
 左傳宋災、樂喜爲司城、以爲政、使伯氏司里、火  
 所未至、徹小屋、塗大屋、陳春揭、具緹缶、  
 備水器、量輕重、蓄水潦、積土塗、巡  
 丈城、繕守備、恐因災、表火道、火起則從其所、使華臣  
 具正徒也、令隄正納郊保、奔火所、爲隄、納聚郊野  
 保守之民、使隄正納郊保、奔火所、爲隄、納聚郊野  
 大所起往救之、使華閱討右官、官庇其司、向戌討左、  
 亦如之、使樂過庇刑器、亦如之、使皇郎命校正  
 出馬、工正出車、備甲兵、庇武守、使西鎮吾庇府  
 守、府六官、在官、守人、二師令四鄉正敬享、  
 祝宗用馬于四墉、祀盤庚于西門之外、盤庚、積火也、  
 盤庚、積火也、宋之遺



城隍陰之又曰魯司鐸火魯宮桓僖災桓公僖公廟  
氣故祀之救火者皆曰顯府魯南宮敬叔至命周人一籍司周書典  
 出御書俟於宮曰庇女而不死子服景伯至  
主事命宰人出禮書以待命命不共有常刑主馬校人  
乘馬乘馬巾車脂轄百官官備府庫慎守官人肅給濟  
滯帷幕滯儻從之蒙蒼公屋自大廟始外內以俟  
先尊後卑也助所不給有不命則有常刑無赦公父  
 文伯至命校人駕乘車季桓子至御公立于象魏之  
外門闕命救火者傷人則止財可爲也命藏象魏  
縣象魏示民之善也曰舊章不可亡也富父槐至曰無備而官  
辨者猶拾遺也於是乎去表之藁火道之藁積也道還  
公宮又鄭火作子產辭晉公子孫于東門齊人新  
救解不使入使司寇出新客禁舊客勿出於宮使子寬  
 子上巡群屏攝至于大宮屏攝祭之使使公孫登從  
大龜使祝史從主於周廟屬王告于先君  
合群主於祖廟也使府人庫人各徹其事商成公徹司宮出宮人  
宮人先公實諸火所不及司馬司寇列居火道備非

行火所燬城下之人伍列登城城明日使野司寇各  
 保其徵野司寇縣士也火之明日四方乃郊人助祝史除於國  
北禱火也禱火於玄冥玄冥水神祈于西墉書焚  
 室而寬其征與之材征賦三日哭國不市使行人  
 告於諸侯案するに左傳に出る處の火災を備ふるの  
 法大概如此火の起る所民屋小家なりといへども  
 速かに是を不防時は風燥に従て都城に及ぶこと多  
 し故に人君の都城火難の守禦其用尤大なり左傳に  
 出る所をみるに火災相起るに因て其掟をなすこと  
 如此とみへたり然れども火災は世々其ためし多け  
 れば兼て其制法を正し守禦の令を示すべし凡民屋  
 市街水道を利して水をたへ所々に空地を置大路  
 小路を考へて縦横に道を通じ民屋市町の屋作具に  
 其制を定め都城の構へ郭外郊野の地宮室殿閣溝  
 池土井堤の制を正すはその法天地の用を本とする  
 がゆへに火難の守禦自から備て不危而して可守  
 禦の宮室府庫其先後を計て其官司を設け防火の

役人器械用具を究め察火起之候盟約を正して其  
 起りを待つ宮門郊野の武備あらかじめ其是非を糾  
 明して其法令を定め巡行按察の監官晝夜の分ちを  
 なして非常の往來夜行を戒めぐるに時を以てす時  
 に寒風の節あり玩火の時あり年穀不熟して盜賊  
 ついへに乗ずるの事あり人君賞罰を明にし法令を  
 詳にしてその守禦道に叶ふときは火起るべからず  
 起るといへども強大に不可至なり不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止して  
 強大に至ると云ども守禦法を得武備戒を全する時  
 は奸人得て私することを不可<sub>レ</sub>得也而して火災甚  
 大なるは尤も天災の人君を戒むるにあらんかこゝ  
 に於て人君退て徳を修し諫を入専<sub>レ</sub>徳を行ひ米穀  
 を省きて民を養ひ材木を出して其家宅をいとなま  
 しめ速かに令を出し法を立て衣食居の儉約を厳し  
 くし天の咎をつぐのひ玉ふこと<sub>レ</sub>是聖賢の政也如  
 此時は火災に由て君徳を修し民却て淳朴に歸し  
 災變じて福たり凡そ火災の所傷は財寶用器居宅

也人<sub>レ</sub>是に死するは其財を惜むが致す所也然も火災  
 は土地繁榮にして屋宅相連なるの地のみにして天  
 下の廣き其災の所及至て少なり財寶はあらずと  
 も不<sub>レ</sub>苦用器居宅は輕危にして可也故に火災に由  
 て上徳を修し下淳朴に歸すと云ふなり次に風災の  
 こと風の大きなこと時節常に定め奉<sub>レ</sub>行其時をは  
 かりて民屋を巡行しやねの繩をしめ板をさへせ四  
 壁のかきを堅くし田畠の収納を急がしめて其害を  
 少なからしむべき也次に疾病のこと民常に水濕に  
 おかされ山嵐の瘴氣に中り四時不祥の氣に乗せら  
 れ疫病中暑瘧疾霍亂等の病風寒に感冒して咳嗽を  
 なすの類多し然れども醫藥を施すことを不可<sub>レ</sub>得い  
 ながら其死に至る多し仁政と不可<sub>レ</sub>云故に醫に命  
 じ藥を制してあらかじめ疾病を計り急病を除き醫  
 を巡行せしめて長病を治せしむ民屋多き所には醫  
 を置藥器を設けしめ小村は大村に屬して醫療をう  
 く是君子の仁政なりすべて民の死生は人君の政に



よることなるがゆへに、其慎を重くして民の生々を全からしめんこと、民の父母たるの道と可謂也、周禮に、司牧、凡歲時有天患民病、則以節巡國中及郊野、而以王命施惠といへり、天災疾病をあらはれみ玉ふこと古の道也、古者有災者謂之厲、君一時素服、使有司弔死問疾病、以巫醫、旬旬以救之、湯粥以方之善者、先乎於寡孤獨、及疾不能相養、死無以葬埋者、葬埋之といへり、

○詳救患之備

師曰、人一日も食絶るときは不立、食は民の命也、故に民に勤めしめて農の時を失なはざらしむるは古之道也、舜棄に命じて爲后稷、播時百穀と云へるは此意にや、民のつとめ不怠といへども、天の時不順にして風寒暑濕時を失ふ時は、五穀不熟して國に米穀なし、是を飢饉と號す、但天下の廣大なる、國土に其産多ければ、天下一同に飢饉することはあらず、又一國一郡一庄一園、年々に損亡飢饉に不及こともあら

ず、况や小民疾疫に久しく煩ひ、火災にあい、父母妻子の憂、奴婢牛馬を失ふの類、家々に其子細ある者也、是皆民の不得已而所受の患也、人君は民の父母にして、天下の財用を司ぐるの源にして、其有餘不足を均ふして、不足を補ひあまりあるを省くの政なくんばあるべからず、一民一庄の小一郡一國の大に至るまで詳に糺明して是を救はんこと、實の仁政と可謂也、民饑て死亡に至れば民戸減耗して田島自ら荒、田島荒廢する時は國不國、國不國則君何を以てか君たらんや、故に救患の備不可不慎也、茲に案するに救患の備先在豫蓄也、豫蓄の道其法多し、上代は國に水旱の災ありといへども、蓄を積ことの多く民又少くして、饑に及ぶの沙汰あらず、荀子曰、禹十年水、湯七年旱、而天下無菜色者と云へり、書曰、惟事々乃其有備、有備無患と云も國に水旱の備を設くる也、然るに其蓄ること、能一年の田賦稅租を通計し又一年の諸用を考へて、而して後に其蓄を積ること

と也、是量入爲出之道也、天下に天下の蓄あり、國郡に國郡のまふけあり、一郷一庄に至るまで皆然り、而して其不足の民ある時は、則廩をひらき賑恤して民を救也、王制に三年耕必有二年之食、九年耕必有三年之食、以三十年之通、雖有凶旱水溢、民無菜色、飢而食、然後天子食、日舉以樂と云へり、是三十年のたくはへにして十年のやしないを全くすること、古來よりの禮なり、周禮地官遺人、遺積也、掌邦之委積、少曰積、以待施惠、郷里之委積以恤民之艱阨、不積也、門閭之在郷曰閭、委積以養老孤、郊里之委積以待賓客、四方之委積以待羈旅、去者、縣都之委積以待凶荒と云へるは、都鄙悉く相蓄へて其患を救はんといへること也、如此其たくはへ全き時は、米穀の直ひ高きに至ることあらずして民自ら安し、禮錯言漢文帝曰、聖王在上而民不凍飢者、非能耕而食之、織而衣之也、爲開其資財之道也、故堯禹有九年之水、湯有七年之旱、而國亡捐瘠者、以蓄

積多而備先具也、今海内爲一、土地人民之衆不減、湯禹加以亡天災數年之水旱、而蓄積未及者何也、地有遺利、民有餘力、生穀之士未盡粟、山澤之利未盡出、遊食之民未盡歸農也、朱子曰、自古國家傾覆之由、何嘗不起於盜賊、盜賊竊發之患何嘗不起於飢饉、吁天災流行、國家代有、是以先王之於民也、備之於未荒之前、救之於方荒之際、而又養之於已荒之餘、誠以禮義生於富足、一旦飢饉切身、吾民無所倚賴、或遂至於犯禮越分、非獨慮其身之不能存、亦慮其心之或以蕩也、是以太平無事之時恒爲亂離反側之慮、豐登有餘之日恒爲荒歉不給之憂、此無他、天生人君以爲生民之主、必體天心以安民生、然後有以保其位也、不然、方其無事之時、吾則資之以爲用、及其有患之際、吾乃棄之而不顧、是豈天之意哉、亦豈君之道哉、是以古昔盛時、三年耕餘一年之食、九年耕餘三年之食、以三十年通計之、則餘十年之食矣、今不能盡如古制云々、古



法如此して其たはへを深くす、然れども蓄ふるに道を以てせず、米穀を置に不以法時は、或は有餘て客齒に至り、或は米粒うるをひ腐て不可食也、唐太宗曰、隋末年、天下儲積可供五十年、煬帝恃其富饒、侈心無厭、卒亡天下、但是倉庫之積、足以備凶年、其餘何用哉云々、丘文莊曰、大抵備荒之政不過二端、曰歛曰散而已、有以歛之而積久不散、則米粒氾腐而不可食、有以散之而一切不歛、則倉庫空虛而無以繼云々、國家其たはへを全ふすること不能、時に戰國ありて久くたくわふること不叶ことあり、こゝにおいて先王の制ごとく破れぬ、然れども民の飢饉を救ふ道あらずんばあるべからざるを以て、常に米穀のあたひ其高下あるを考へ、是をひとしくして、民のつかれなく國を富しむるの汰沙あり、齊の管仲始て歛散輕重の説を立つ、管子輕重篇是也、民輕之時、官爲歛、重之時、官爲散之、魏の文侯の相李悝又平糶の法を行へり、平糶の法と云は、其年の五穀の熟上中下

を考へて、上熟の年は四分の一を以て三分を上にかい入、中熟の時は三分の二をか入、下熟の時は中分にして、年の飢饉不足を考へて其所糶の物を出しうり米とす、是を平糶と云也、故雖遇飢饉糶不貴而民不散也、漢に至て大司農中丞耿壽昌奏して常平倉を邊郡に築けり、常平倉と云は、穀賤き時は價を増してかい入て農民を利し、穀貴き時は價を減してうらしめて民を利す、隋の開皇に長孫平奏聞をへて義倉を立つ、是は毎秋家ごとに麥粟を出さしめ、所々の神社にあつめ倉を立、奉行檢使立會て封じ置、飢饉の備とすること也、宋に至て韓魏公奏して廣惠倉を置く、是は罪科ありて沒收せられたる處の田畠を人に與へ作らしめ、其麥粟をあつめたくはへ、鰥寡孤獨飢饉の民に分散せしめ玉ふの事也、又廣濟倉あり、孝宗の時に至て、朱子社倉の法を建安に行て民に利あるを以て、是を諸路に行はしむ、社倉の法と云は、朱子建安を始し時、常平倉の米六百石を借て夏ごとく

く是を民にかさしめ、冬に至て利息を加へてつぐのはしむ、年々如此して、若年に凶荒ある時は其利息をゆるす、凡十四年にして、元の米六百石を常平倉にかへして、相あつまる處の米三千一百石、倉三間に充して、これを社倉と號して復利息を不取民にかし與ゆ、止二石に三升の耗米を加へしむ、これに由て一郷四五十里の間飢饉に逢といへども、人不至飢死也、是社倉の法なり、凡借貸者、十家爲一甲、甲推其人爲之首、五十甲則本倉自有、擇一公平曉事爲社首、正月告示、社首下都結甲、其有藏匿、逃軍及作過無行止、人互相覺察、及有稅錢衣食不闕者、並不得入甲、仍問人戶願與不願入甲、開具一家大人若干口小兒若干口、大人一石小兒減半、五歲以下不預、請甲頭加請一倍、社首親自審訂、虛實、取各人親手押字類、聚齊備齊赴本倉、再自審其無弊、然後逐一排定、甲頭寫上都簿、明載某人借若干石、依正簿給闕、與甲頭收執請穀、仍分兩時支散、初當下田

時、次當耘耨時、秋禾成熟還穀、不得過八月三十日、納足穀有濕惡不實者罰之云々、是社倉の法也、すべて皆民を救を以て本とす、然れども其設け不以法、則美意遂に不被行して仁政下に通じ難し、其故は人君民に父母たるの法を不知ば也、父母之愛子、其本更に天然の慈愛のみ也と云ども、慈愛するに不以法、則或は驕子に至てほしまゝなるあり、或は姑息の仁に因て却て疾病を生ずるあり、或は煩勞而其子不全あり、各失其道不知其法が致す所也、父子の愛猶然り、況や人君の民にをける、其理は民を子とし君を父母とすといへども、其形は貴賤相隔たり其間に萬里のへだてあり、然れば其仁心ありといへども其仁政を糺明いたさずしては、仁心仁聞のみにして徒善徒政たり、常平倉義倉社倉之設甚宜しといへども、やゝもすれば必奸民の利に至て、飢寒孤獨の救ひにならざるなり、後漢書劉般傳、顯宗欲置常平倉、公卿議者多以爲便、般對以爲、常平外



有利<sub>レ</sub>民之名<sub>ニ</sub>、而内實<sub>レ</sub>侵<sub>レ</sub>刻<sub>レ</sub>百姓<sub>ニ</sub>、豪右因縁<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>姦<sub>ニ</sub>、小民不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>其平<sub>ニ</sub>、置<sub>レ</sub>之不<sub>レ</sub>便<sub>ニ</sub>、帝乃止<sub>ニ</sub>、政堂胡氏曰、賑飢莫<sub>レ</sub>要<sub>レ</sub>乎近<sub>レ</sub>其人<sub>ニ</sub>、隋義倉、取<sub>レ</sub>之於民<sub>ニ</sub>、不<sub>レ</sub>厚<sub>ニ</sub>、而置<sub>レ</sub>倉於常社<sub>ニ</sub>、餓民之得<sub>レ</sub>食也<sub>ニ</sub>、其庶<sub>レ</sub>矣乎<sub>ニ</sub>、後世義倉之名固在、而置<sub>レ</sub>倉於州郡<sub>ニ</sub>、一有<sub>レ</sub>凶飢<sub>ニ</sub>、無<sub>レ</sub>狀有司固不<sub>レ</sub>以上聞<sub>ニ</sub>也、良有司敢以聞<sub>レ</sub>矣、比<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>報可<sub>ニ</sub>、委<sub>レ</sub>吏屬<sub>ニ</sub>、出而施<sub>レ</sub>之、文移反復<sub>ニ</sub>、給散艱阻<sub>ニ</sub>、監臨胥吏相與侵沒<sub>ニ</sub>、其受<sub>レ</sub>惠者大抵城郭之近<sub>ニ</sub>、力能自達<sub>レ</sub>之人耳<sub>ニ</sub>、居之遠者<sub>ニ</sub>、安能扶<sub>レ</sub>老携<sub>レ</sub>幼<sub>ニ</sub>、數百里以就<sub>レ</sub>命合之廩<sub>ニ</sub>哉<sub>ニ</sub>、必欲<sub>レ</sub>有備無<sub>レ</sub>患<sub>ニ</sub>、當以<sub>レ</sub>隋氏<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>法<sub>ニ</sub>、而擇<sub>レ</sub>長<sub>レ</sub>民之官<sub>ニ</sub>、行<sub>レ</sub>勸農之法<sub>ニ</sub>、輔以<sub>レ</sub>救荒之政<sub>ニ</sub>、本末具舉<sub>ニ</sub>、民之飢也<sub>ニ</sub>、庶有<sub>レ</sub>瘳乎<sub>ニ</sub>、丘文莊曰、今朝廷亦設<sub>レ</sub>義倉<sub>ニ</sub>、本以爲<sub>レ</sub>荒歉之備<sub>ニ</sub>、使<sub>レ</sub>吾民不<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>於捐瘠<sub>ニ</sub>、而有司奉行不<sub>レ</sub>至<sub>ニ</sub>、方<sub>レ</sub>其収<sub>レ</sub>也<sub>ニ</sub>、急<sub>レ</sub>於取足<sub>ニ</sub>、不復計<sub>レ</sub>其美惡<sub>ニ</sub>、及<sub>レ</sub>其儲<sub>レ</sub>也<sub>ニ</sub>、恐<sub>レ</sub>其涸爛<sub>ニ</sub>、不<sub>レ</sub>暇<sub>レ</sub>待<sub>レ</sub>其荒歉<sub>ニ</sub>、所<sub>レ</sub>予者不<sub>レ</sub>必<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>食<sub>レ</sub>之人<sub>ニ</sub>、所<sub>レ</sub>徵者多非<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>受<sub>レ</sub>之輩<sub>ニ</sub>、或嚴<sub>レ</sub>其期<sub>ニ</sub>、或徵<sub>レ</sub>其耗<sub>ニ</sub>、或取<sub>レ</sub>其息<sub>ニ</sub>、或予<sub>レ</sub>之以<sub>レ</sub>米<sub>ニ</sub>、而使之歸<sub>レ</sub>錢<sub>ニ</sub>、或貧無<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>償<sub>ニ</sub>、而督<sub>レ</sub>之不<sub>レ</sub>置<sub>ニ</sub>、或胥吏以

詭貸<sub>ニ</sub>、而徵<sub>レ</sub>諸編民<sub>ニ</sub>、此今日有司義倉之弊也、朱子建安五夫社倉記曰、予惟成周之制<sub>ニ</sub>、縣都各有<sub>レ</sub>委積<sub>ニ</sub>、以待<sub>レ</sub>凶荒<sub>ニ</sub>、而隋唐所<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>社倉者<sub>ニ</sub>、亦近<sub>レ</sub>古之良法也<sub>ニ</sub>、今皆廢矣<sub>ニ</sub>、獨常平義倉尙有<sub>レ</sub>古法之遺意<sub>ニ</sub>、然皆藏<sub>レ</sub>於州縣<sub>ニ</sub>、所<sub>レ</sub>恩不<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>市井惰游輩<sub>ニ</sub>、至於深山長谷<sub>ニ</sub>、力穡運輸<sub>レ</sub>之民<sub>ニ</sub>、則雖<sub>レ</sub>饑餓<sub>ニ</sub>、死而不可<sub>レ</sub>及也<sub>ニ</sub>、又其爲<sub>レ</sub>法太密<sub>ニ</sub>、使<sub>レ</sub>吏之避<sub>レ</sub>事畏<sub>レ</sub>法者<sub>ニ</sub>、視<sub>レ</sub>民之殍<sub>ニ</sub>、而不<sub>レ</sub>肯發<sub>ニ</sub>、往々全<sub>レ</sub>其封儲<sub>ニ</sub>、遞相傳授<sub>ニ</sub>、或至<sub>レ</sub>累<sub>レ</sub>數十年<sub>ニ</sub>、不<sub>レ</sub>一嘗省<sub>レ</sub>、一旦甚不<sub>レ</sub>獲<sub>レ</sub>已<sub>ニ</sub>、然後發<sub>レ</sub>之<sub>ニ</sub>、則已化爲<sub>レ</sub>浮埃聚壤<sub>ニ</sub>、而不可<sub>レ</sub>食矣<sub>ニ</sub>、夫以國家愛<sub>レ</sub>民之深<sub>ニ</sub>、其慮豈不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>此<sub>ニ</sub>、然而未<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>改者<sub>ニ</sub>、豈不<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>里社不能<sub>レ</sub>皆得<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>之人<sub>ニ</sub>、欲<sub>レ</sub>一聽<sub>レ</sub>其所<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>、則恐<sub>レ</sub>其計<sub>レ</sub>私以害<sub>レ</sub>公<sub>ニ</sub>、欲<sub>レ</sub>謹<sub>レ</sub>其出入<sub>ニ</sub>、同<sub>レ</sub>於官府<sub>ニ</sub>、則鈎校靡密<sub>ニ</sub>、上下相逼<sub>ニ</sub>、其害又有<sub>レ</sub>甚<sub>レ</sub>於前所<sub>レ</sub>云者<sub>ニ</sub>、是以難<sub>レ</sub>之而有<sub>レ</sub>弗<sub>レ</sub>暇耳<sub>ニ</sub>、宋嘉定末<sub>ニ</sub>、真德秀帥<sub>レ</sub>長沙<sub>ニ</sub>、行<sub>レ</sub>之、然今所在<sub>ニ</sub>之州縣<sub>ニ</sub>、間有<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>之者<sub>ニ</sub>、皆以<sub>レ</sub>烹之已行者<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>式<sub>ニ</sub>、凶年饑歲<sub>ニ</sub>人多賴<sub>レ</sub>之<sub>ニ</sub>、然事久而弊<sub>ニ</sub>、或主者倚<sub>レ</sub>公以行<sub>レ</sub>私<sub>ニ</sub>、或官司移用而無<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>給<sub>ニ</sub>、或拘納<sub>レ</sub>息

米<sub>ニ</sub>而未<sub>レ</sub>非除免<sub>ニ</sub>、甚者拘催無<sub>レ</sub>異<sub>ニ</sub>、正賦<sub>ニ</sub>、良法美意<sub>ニ</sub>、胥此焉失<sub>ニ</sub>、必有<sub>レ</sub>仁人君子<sub>ニ</sub>、以<sub>レ</sub>公心<sub>ニ</sub>、推而行<sub>レ</sub>之<sub>ニ</sub>、斯民庶<sub>レ</sub>乎其有<sub>レ</sub>養矣<sub>ニ</sub>、丘文莊曰、朱子社倉之法固善矣<sub>ニ</sub>、然里社不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>皆得<sub>レ</sub>人如<sub>レ</sub>烹者<sub>ニ</sub>、以<sub>レ</sub>主<sub>レ</sub>之<sub>ニ</sub>、又不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>皆得<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>劉如愚父子<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>、以<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>之助<sub>ニ</sub>、烹固自言<sub>ニ</sub>、其數年之間<sub>ニ</sub>、左提右挈<sub>ニ</sub>、上說下教<sub>ニ</sub>、爲<sub>レ</sub>鄉閭<sub>ニ</sub>立<sub>レ</sub>此無窮之計<sub>ニ</sub>、然則其成<sub>ニ</sub>此倉<sub>ニ</sub>也<sub>ニ</sub>、蓋亦不<sub>レ</sub>易矣云々、是皆常平倉義倉社倉<sub>ニ</sub>、について其法不<sub>レ</sub>正<sub>ニ</sub>、は各其弊あることをいへる也<sub>ニ</sub>、必竟人君時を考へて<sub>ニ</sub>、或は年賦を以てたくはへとし<sub>ニ</sub>、或は民に米粟を出さしめて凶年の設けとす<sub>ニ</sub>、何れも人君の民を恵み玉ふ仁政と可<sub>レ</sub>謂<sub>ニ</sub>、其法唯所の奉行并檢使の善惡によること也<sub>ニ</sub>、善惡と云は<sub>ニ</sub>、奉行檢使自ら是を糾明して<sub>ニ</sub>、民の情を察するを以て本とす<sub>ニ</sub>、而して所の政に是非のかくる<sub>ニ</sub>、ことありて<sub>ニ</sub>、奸民私富民利を逞して<sub>ニ</sub>、其救ひ小弱の民に不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>、ことあらんには<sub>ニ</sub>、小民直訴して<sub>ニ</sub>、上奏すべし<sub>ニ</sub>、遠方田舎には<sub>ニ</sub>、巡察使往來して<sub>ニ</sub>、民の訴狀を請<sub>ニ</sub>、所の盛衰を正さしむべし<sub>ニ</sub>、其所<sub>レ</sub>與所<sub>レ</sub>救<sub>ニ</sub>、小

民孤獨を専とし急なるを先んじ<sub>ニ</sub>、所<sub>レ</sub>施の米穀飢を救ふに<sub>ニ</sub>、至て逸樂に至らしめず<sub>ニ</sub>、美食ならしめず<sub>ニ</sub>、所<sub>レ</sub>請の民奸曲詐僞なきが如く<sub>ニ</sub>、糾明するにあるなり<sub>ニ</sub>、その法不<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>此<sub>ニ</sub>、は<sub>ニ</sub>、富民彌富んで<sub>ニ</sub>、其の救飢民に至らざるもの也<sub>ニ</sub>、古人の所<sub>レ</sub>戒専ら在<sub>レ</sub>茲也<sub>ニ</sub>、次に早知機と云へり<sub>ニ</sub>、所の飢饉民の餓死に及ぶこと<sub>ニ</sub>、一朝一夕のゆへんにあらず<sub>ニ</sub>、年の不熟又俄にあらず<sub>ニ</sub>、然れば常に是を考へて<sub>ニ</sub>、あらかじめ其きざしを知て<sub>ニ</sub>、早く賑恤の法をまふくべき也<sub>ニ</sub>、其飢饉に及ぶ所は<sub>ニ</sub>、其根ざしありて<sub>ニ</sub>、死に及ぶことは速なるもの也<sub>ニ</sub>、其機を早くしらざれば<sub>ニ</sub>、賑恤をそくして<sub>ニ</sub>、其間に民離散し<sub>ニ</sub>、餓死するもの也<sub>ニ</sub>、されば先<sub>ニ</sub>、水旱<sub>ニ</sub>、而爲<sub>レ</sub>水旱之備<sub>ニ</sub>、未<sub>レ</sub>飢饉<sub>ニ</sub>、而爲<sub>レ</sub>飢饉之蓄<sub>ニ</sub>と云へり<sub>ニ</sub>、早く飢饉至るべきの機を知て<sub>ニ</sub>、其救をまふくこと<sub>ニ</sub>、尤仁政と可<sub>レ</sub>謂<sub>ニ</sub>也<sub>ニ</sub>、唐代宗時<sub>ニ</sub>、劉晏掌<sub>レ</sub>財賦<sub>ニ</sub>、以爲<sub>レ</sub>戶口滋多<sub>ニ</sub>、則賦稅自廣<sub>ニ</sub>、故其理<sub>レ</sub>財<sub>ニ</sub>、以<sub>レ</sub>愛<sub>レ</sub>民爲<sub>レ</sub>先<sub>ニ</sub>、諸道各置<sub>レ</sub>知院官<sub>ニ</sub>、每<sub>レ</sub>旬月<sub>ニ</sub>、具<sub>レ</sub>州縣豐歉之狀<sub>ニ</sub>、自<sub>レ</sub>使司<sub>ニ</sub>、豐則貴<sub>レ</sub>糶<sub>ニ</sub>、歉則賤<sub>レ</sub>糶<sub>ニ</sub>、或以<sub>レ</sub>穀易<sub>レ</sub>雜貨<sub>ニ</sub>、供<sub>レ</sub>官



用、及於豐處賣之、知院官殆見不稔之端、先申至、某月須如干蠲免、某月須如干救助、及期、晏不俟州縣申請即奏行之、應民之急、未嘗失時、不待其困弊流亡餓殍然後賑之也、由是民得安其居業、戶口蕃息、晏始為轉運使時、天下見戶不過二百萬、其季年乃三百餘萬、在晏所統則增非所統則不增云々、宋熙寧八年夏、吳越大旱、趙抃知越州、前民之未餓、為書問屬縣、當所被者幾鄉、民能自食者有幾、當康於官者幾人、藩防構築可飢民使治之者幾所、庫錢倉粟可發者幾所、富人可募出粟者幾家、僧道十食之羨粟書於籍者幾、具存使各書以對、而謹其備云々、丘文莊曰、每年夏六月麥熟、秋九月以後百穀收成之候、藩府州縣將民間所種有無、成熟分數、逐件申達、十月以後通中一年之數、兼計明年食足與否、有收者幾鄉、無收者幾鄉、鄉凡幾戶、得過者幾家、必須賑給者幾家、官廩之儲多少、富家之積有無、近邑何倉有米、近鄉誰家有積、或借

宮帑以為備、或招商買以通市、或請於朝廷有所蠲貸、或申於上司有所干請、凡百司以為賑濟之備者、皆於未荒之先而為先事之慮、歲々而饑其常事、而為之制、人々而用其心、雖有荒旱水溢、民無菜色云々、案するに、民飢て始て驚てその救ふべき術を求むるは政の末也、故に先謀てたくはへを全くし、毎月ごとに其所の作毛の次第を具に注進せしめ、其地に高直下直の物を詳にし、早く不作のきざしを知て速に救助の謀を専らとし、民の困を不待して是を救ふこと、仁政の實と可云也、朱子曰、為政者常順五行、修五事、以安百姓、若曰賑濟於凶荒之餘、縱饒措置得善、所惠者鮮、終不濟事といへり、次に年不熟して米穀みのらず民に菜色あること、是天の咎にして君徳の所闕也、然れば人君自ら戒めて専ら其徳を可修也、所愛の民すでに餓て死に至るに、父母たるの君豈悦び樂まんや、この故に王藻曰、年不順成、則天子素服乘素車、

食無樂、又曰、年不順成、君衣布衣、拊本土、關梁不租、山澤列而之、不賦、土功不興、大夫不得造車馬、穀梁亦曰、五穀不升為大饑、一穀不升謂之嗛、二穀不升謂之饑、三穀不升謂之饑、四穀不升謂之廉、五穀不升謂之大侵、大侵之禮、君食不兼味、臺榭不塗、飾弛、侯射、廷道、不除、官官布而不制、鬼神禱而不祀、此大侵之禮也云々、凡そ上古の人君天災に遇たば、必ずをそれ敬みて専ら儉徳を行ふの例如此、故に周禮に大荒則不舉と云へる也、舉と云は牲を殺し盛饌をそなゆるのこと也、君飢饉に及で俄に儲を減じ儉約を行て、是を民の助にするに云へるにはあらず、天下の民天災に逢て木の葉草の根を取て食とし、面に人の色なく形ひたすら餓鬼に同くして、老をたすげ幼をたづさへ路頭に宛轉して乞丐悲泣し、朝夕を不待して死亡に及ぶを見聞することは、あらかじめ設け備ふるの政あらず、亦時に取て民をめぐむの術な

きが故なれば、是天災とは云ながら、併人君の政事にかゝる所也、然れば上は天のどがめを恐れ、下は民の悲みを思ひ、君徳のあまねからずして、天災至り下民餓死に及ぶことを思ふが故に、君何の遊樂喜悅のありて珍膳美味を口に味はへ錦繡を身に飾り宮殿臺榭のいとなみをなさんや、こゝを以て古の明君一たび災變に遇ひ玉へば、避正殿、變服、損膳、徹樂、恐懼修省見於顔色、惻怛哀矜形於詔命也、暗君は下情を不知がゆへに、野には餓殍多く國には萬民身を投げ子をうり乞丐街をさへぎれども人君これを不知、しるといへども罪を天に讓て其政を不正、孟子のいましめし言に不異、是君と民と父子一體の思ひをなさずして我獨り樂むの故なり、民惟邦本、本固邦寧と云へること可按也、次に賑恤之法あり、時の天災によりて民飢饉に及ぶことは、聖代治世と云ともなくんばあるべからず、故に國郡にたくはへをまふけ米穀をみつめて其時を待は古の政也、賑恤の法と云は、



民に飢饉の色ありてすでに流亡に及ばんとす、こゝに於て人君仁政を行はせ玉ふの法を云へる也、其法世々の政品多し、周禮地官大司徒以荒政救凶十有二聚萬民、禮禮凶荒民皆轉徙四、一曰散利、散其所、二曰薄征、租三曰緩刑、凶年犯法者多、四曰弛力、息繇、五曰舍禁、會山林川、六曰去幾、關市不七曰背禮、凡有禮節八曰殺哀、凡行喪皆九曰蕃樂、樂閉十曰多昏、昏不備禮十一曰索鬼神、而修之、十二曰除盜賊、除之、是を十二政と云へり、是年穀みのらずして民四方に分散し土地荒廢するの時に財を散じて是を救て、安所托居の地あらしめ、日用飲食の具あらしむるの政也、財を散じたくわへを不施時は、民あつまることなし、天下の財寶米穀は本より天下の萬民の爲にして、人君一人の私する所にあらざる也、大學曰、財散則民聚と云へるはこの心にあつたり、周禮十二政の本とする處、専らこゝにある也、竊に案するに、賑恤の道其法不正は官の費甚大にして養又還からず、唯愛に専らにしてその制

不中、養はつゝ益すくなく、却て永久の計にあらざる例多き也、而して其法貸と賜と養にあり、貸は賑貸と云へる是也、民の未だ飢饉に及ばざる已前を考へ、其民屋を一々點檢せしめ、所養の人数牛馬、所耕の田畠を詳に考へて、麥作收納の時まで其養に可足衣食川具の料を借しあたゆること也、麥作の豊凶をはかりて秋糧の収まるまでの糧を相計らしめて、不足する處あるときは又これを養ふて耕作をつとめしめ、而して其一年の耕作の出来上中下を考へて、右に借る處の米錢を或は半をさめ三分一をつぐのはしめ、大豊年に於ては不殘是をかへさしむべき也、如此時は民饑に不及して、田畠の耕作のつとめ不意が故に、年穀次の年には満作すべき也、然れども奉行の點檢不詳時は民に所借の米錢不均して、小民必ず飢死を不免に至り、是によりて奸民利を専にし下司利欲をかまへ、或は他日のつぐのいを賣ることなきびしくし、或はこれに利息を加へ、或は米のよ

しあしを吟味し、耗米を多く入しめ、或は其民を打擲及傷し、或は民家に入て賄賂をうけ飲食を請ふ、是賑貸と號すといへども實は當分の利にして、必竟民の害たり、又其所借其民家のある所を詳にせざれば、唯一軒について米錢何ほど、斗相計るがゆへ、其中所養の人数不詳して、所養多き時は民猶饉をまぬかれず、人少き時は民は有餘を以て食を豊にす、又田畠器械家業を不詳は、食足るといへども業つとむるに力なし、然れば養はるといへども耕作を逞しくし業をつとむること能はざるが故に、農又不作たるに至るべき也、故に其制を詳にせざれば其利不遍と云也、すべて農民は秋納相濟の後、冬中は米穀しばらく存すといへども、年を越て麥作出來の間、農田に事あるの時必ず食にうゆること毎年のこと也、以此夫食作米をあたへて民の力を全からしむるは通例の良法也、況や飢饉に及ぶの時、早く其機を計て米錢を借して其養を全からしめんこと、まことに先事而爲計

者と云べき也、次に賑賜のことは、民已に飢に及ぶ時は速に倉廩を開いて其米穀金銀布帛を散じて國の養を全くすること也、遠方邊土の民は、奉行上裁をうくるの間に死亡に至ること速なるものなれば、兼て其制を詳にせしむるにある也、其法唯其民情を糺明するを以て正とす、人君倉廩を開て財を散じ粟を賜ふと云ことあれば、奸民早知てその奉行を偽り、奸曲賄賂行はるゝことあり、又民これを頼て業をつとむることを専とせず、もし飢に及べば上より賜ものあらんと思ふに至るの類、皆散財についての弊也、然れば兼日民の産業を勤を不令怠して、今天災に遭て飢饉に及ぶことは、人君天下の財をなげうつても可必救のことはり也、故に奉行を以て具に民屋を糺明し、民の眞偽を明にし、而後に速に倉廩を開て、一民一戸に相應して其養を可足也、所に飢饉ありと云ども押して皆うゆることあるべからず、必ず富家たくわへあるもの可有、又米の熟するまではやうやくに



して取つやく民あるべし、今所賜の米錢は、先貧乏にして殆んど死に及ばんとするを救て死せしめざるまでのことなれば、聊有餘のことにあらず、尤其民の日比のつとめを詳に糺明すべし、もし業に怠り飲食を専にして如此に至らば、死を遁れしめて而後に役を重くし田品を沒收するにも可至也、所賜の米錢いさゝか富家に不可及、その故は、富家わづかの米錢を得ては養のたりにもならず、却て飲食のつとめと成ものなり、これを貧民小家に施す時は、大に養用たるに足ればなり、天災に由て死亡に及ぶの小民孤獨は、其所の富家たくわへあるの輩相助ること、是古保伍の行はれし時の道也、然るに今上より其養を賜はりて富家の財を省かしめざることは、是富家への賜もの也、富家全く不飢上の賜ものに不及は、又富家のつねに産業に不慮ゆへとも可謂なれば、民皆救を得生を全くして其年豊饒に至るの後、或は酒肉布帛を賜ふのことも可有也、凡そ所賜の米錢必ず

多からしむべからず、多則民これをついやして酒肉の味を好む、又これを頼て其つとめに怠る、是賑賜についての弊也、賜ふこと必ず其家にあたへしむ、是を招て賜はるべからず、民道路に勞役して或は老若來ることを不得、強壯も亦業をつとむるに暇なきの費あり、所賜必ず米穀に不可限、尤錢を不可賜ば用かけて田器をうり家具をひさぐに至るもの也、布帛のたぐいまで是をからしめて其養にあつべき也、如此の法詳に糺明をさげざる時は必ず其弊多きものなれば、先例を考へ智者に尋ねて、養て不害が如く可致賑賜也、蘇軾書云、朝廷厚設儲備、賑寧中本路截發及別路般來錢米、并因大荒放稅及虧却課利、蓋累百鉅萬、然於救荒初無絲毫之益者、救之遲故也、朱子又言於其君曰、臣曾奉得蘇軾與林希書、說賑寧中荒政之費、費多而無益、以救之遲也、其言深切可爲後來之鑒、丘文莊曰、嗚呼救之遲一言、豈但賑寧一時救荒之失哉、自古及今莫不然

也、臣常見州郡、每有凶荒、朝廷未嘗不發倉廩之粟、賜內帑之銀、以爲賑卹之策、然徃々行之後、時、緩不及事、朝廷有鉅萬之費、而飢民無分毫之益、其故何哉、遲而已矣、所以遲者其故何在、蓋以下有司官吏、惟以簿書爲急、不以生靈爲念、遇有旱災、傷非甚不得已不肯申達、縣上之郡、郡上之藩府、動經旬月始達朝廷、及至行下、遣官檢勘、動以文法爲拘、後患爲慮、因一之詐疑衆皆然、惟己之便不人之卹、非民陷於死亡、狼戾慘切、朝廷無由得知、及至發廩之令行、齎銀之勅至、已無及矣、雖或有沾惠者亦無幾爾、臣願聖明行下有司、俾定奏災限期、頒行天下、災及八分以上者馳傳、五分以上者差人、二三分以上入遞、隨其遠近以爲期限、緩不及期以致誤事者、定其罪名、秩滿之日降等叙用、如此則藩服監司郡縣守令咸以救濟爲念、庶幾無遲緩之失乎、曾鞏救苗議曰、有司建言、請發倉廩與之粟、壯者人日二升、

幼者人日一升、今百姓暴瀆乏食、已廢其業矣、使之相率日待二升之廩於上、則其勢必不暇乎他爲、一切棄百事而專意於待升合之食、是直以餓殍之養養之而已、非深思遠慮爲百姓長計也、以中戶計之、戶爲十人、壯者六人、月當受粟三石六斗、幼者四人、月當受粟一石二斗、率一月月當受粟五石、自今至於麥熟、凡十月、一戶當粟五十石、今被災州郡民戶不下二十萬、內除有不被災及不仰食於官者、去其半、猶有十萬戶、十閱月之食當用粟五百萬石、而足以何以辨之、况給受之際有淹速、有均否、有真僞、有會集之擾、有辨察之煩、凡此又不過使之得且暮之食耳、其於屋廬構築之費、將安取哉、爲今之策、下方紙之詔、賜之以錢五十萬貫、貸之以粟一百萬石、而事足矣、何則、今被災州郡爲十萬戶、如一戶得粟十石、得錢五千、下戶常產之資平日未及此者也、彼得錢以完其居、得粟以給其食、則農得修其畝、商得治其貨、賄一切得



復其業、而不失其常生之計、與專意以得三升之粟於上、而勢不暇乎他爲、豈不遠哉、由有司之說、則用十月之費、爲粟五百萬石、山今之說、則用兩月之費、爲粟一百萬石、况貸之於今、而取之於後、足以振其艱乏、而終無損於儲蓄之實、所實費者錢五鉅萬貫而已、次に養流民事あり、案するに人誰か故郷を慕はざらんや、飢饉身にせまり性命全くのべがたく朝夕のいとなみたへ難きを以て、家をすて業をやめ、老をたすけ幼を携へて流浪の身となれる也、萬民離散して其居を不安ば其終りついに亂を生ず、民あつまる時は君たり、民散する時は君亡す、民の離散すること尤可愼也、こゝを以て古は凡そ國野之道十里有廬、廬有飲食、三十里有宿、宿有積、積有路室、路室有委、五十里有市、市有候館、候館有積、積有積、是は所々流亡の民さきまで不行付して途中に於て絶命に及ばんことをあはれみ、又は國用のために市肆旅店の間までに其たくわへを設くる

也、然れば所々各たくわへを開きて民をすくふといへども、若不幸にして公義に其たくわへ其所に全からざる時は、民を豊年の地にうつし粟を凶年の地に運送せしめて、其有餘を以て不足を補ふべし、所に米穀不足にして其あたい貴き時は、商賈をうながして米をまはさしめ、公より是を市て民にはぶき、富民のたくわへを出さしめて時の値を以てこれをかふて民を養ふに足らしむる也、而して是を養ふ事多くは粥を以てす、民久しくうゑて草の根本の葉を食とす、俄に飯を豊にすれば必ず疾病に中て忽ち死するに至ればなり、以粥養之事又有法、擇置民之地、構小屋、專不淨舍、而別定炊粥之場、有奉行有檢使、各飢民伍什の制を以て養之也、老弱にして粥の場に至ることを不得の輩は、其保伍の内互に先之を養しめて、而後に強壯に及ぶべきなり、或は又其所來の國郡をしろし、この飢民を別遣して以粥米與彼主而令養も亦可也、養て已に健に至る時は、強壯の民

には各其食米を與へて本所にかへし送て、田産をかいてもどし牛馬田器を與へ種夫食を以てして嗣年の計をなさしめ、老弱はとめて其養を全くす、或は力役を起して強壯を力役につかしめ、老弱を以て其助けたらしむ、而して粥米麥を合せ摺碎、野菜海藻を加て制之、以五杯三杯爲一日之食、脾胃やうやく養て而後に米麥の飯にかへらしむる也、古人云、一人一日一合の米加鹽増野菜作粥、朝夕夜三盃を服する時は全其命、一日の米一石にして千人を育、十石養萬人、百倍にして千石、若快養之則加麥千石、人雖得菜食、鹽を和せざる時は草木海藻を不能食、故に先鹽を落へて飢饉に備ゆといへり、但し粥のみを食はしむることは唯死を遁れしむるまでにして、力役に付き産業にかへること不可叶、力役に付産業にかへること不能ば養ふと云へども無用、粥を以て脾胃をさへ、飯を以て其力を全ふして、力役産業に付て、こゝに於て民全ふして田園荒廢せざる也、又

養を遣して巡察不怠、脾胃顔色已に本にかへらんとするの民早く産業に不付ば、養に安じて飢民たることを利とす、其養如此といへども猶不得已して死に至るの輩は官より是を埋ましむ、死屍多き時は必疫氣生じて民其氣に急やみす、生て養て死して埋む、始終の禮全きは人君の厚德と可謂也、養事その實を不得ば粥不足養身、或は不均、或は不糺眞偽、或有會聚之擾、或は官大に費て民不得養の類多し、是唯其民に父母たるの心薄きが致す所か、その心厚しといへどもその法不正が致す所なり、後漢獻帝興平元年、穀一斛五十萬、豆麥一斛二十萬、人相啖白骨委積、帝使侍御史侯放出太倉米豆爲飢人作糜、經日而死者如故、帝疑賑恤有虛、乃親於御坐前量試作糜、乃知非實、使侍中劉艾出責有司、收侯汝考實杖五十、自是之後多得全濟、宋眞宗咸平五年、遣中使詣雄霸瀛黃等州、爲粥以賑饑民、兩浙提刑鍾離瑾言、百姓闕食、官設糜粥、民競赴之、有



妨農事、請下轉運司、量出米賑濟、家得一斗、從之云々、賑貧始於嘉祐二年、樞密使韓琦請留勿歸、天下沒入戶絕田、募人耕收、其租、別爲倉貯之、以給州縣郭內之老幼貧疾不能自存者、謂之廣惠倉、神宗以來其法不廢、自蔡京置居養院安濟坊、給常平米、厚至數倍、差官卒充使令、置火頭、具飲膳、給以袷衣絮被、州縣奉行過當、費用既多、不免率歛、貧者樂而富者擾矣、慶曆八年河北京東西大水大饑、知青州富弼、擇所部豐稔者五州、勸農出粟得十五萬斛、益以官廩、隨所在貯之、擇公私廬舍十餘萬區、散處其人、以便薪水、官吏自前資待闕寄居者皆給其廩、使即民所聚、選老弱者粟之、山林河泊之利有可取以爲生者聽流民取之、其主不得禁、官吏皆書其勞、約爲奏請、使日得以次受賞於朝、率五日輒遣人以酒肉糧飯勞之、人々爲盡力、流民死者爲大家葬之、謂之義冢、自爲文祭之、及流民將復其業、又各以遠近受糧、凡

活五十餘萬人、募而爲兵者又萬餘人、上聞之遣使慰勞、就遷其秩、弼曰、救災守臣職也、辭不受、前此救災者皆聚民於城郭中、煮粥食之、饑民聚爲疾病、及相蹈籍死、或待次數日不食、得粥皆僵仆、名爲救人而實殺之、弼所立法簡便周至、天下傳以爲法云々、是皆可併案也、凡そ民の流亡する、やむことを不得ば必ず盜賊をなし、人ををびやかし財を奪ふに至る、其甚きは國家の禍亂に及ぶあり、飢饉によりて亂を招くのためし多し、今人君民に父母たるの心を推して、其仁政を施し其法令を正しからしむる時は、民自ら命を全ふして各其産業にかへり、その本所にもどつて故郷舊里のすまいをなし、其なりはいをいとなむに至る、是民をめぐみわざわいを救て、盜賊をやめ天下の禍亂を靜謐に屬せしむ、其政尤大也と可云也、次に飢饉に可及の年かねて諸國に可出法令事あり、法令は民を未然に禁するのことも也、但その政あらずして其法令を施は民をしゆる

に至る也、政令と號して政ありて其令を發すること古よりの道也、平價、免租稅、寬力役、緩逋負、留歲漕、薄市關之征、弛山澤之禁、の類、兼て此制あるべし、急に臨て是をなすは法令あつて益なく、況や租稅逋負のこと、其責つよくも不可償なれば、皆不得止のことにして、民のための法令に可成なり、すべて米穀を可費のこと、酒菓子類をいとなましめず、草木海藻の食に加ふるにたるをば、悉く是を蓄へて其穀を全くせしむ、民自ら收養すること不能のもの、并子を賣り牛馬をひさぎ、田器産業の具を賣ることを禁じて、速かに告しめて不可令淹遲、不得止して子弟を賣り人に興ふるの輩は、官より是を買もどして、聚めて田品を墾しむる也、如此のこと、かねて其法を出し、官より其政を明にする時は、その法令立て民全し、官に其政なくして只牛馬田器をうらせざると云は皆無法の制なる故に、民必ず不得止して其禁法を犯すに至る者也、而して富民の粟を出

さしめて官より是をかい、民の閉糴を禁する也、閉糴と云は富民買置の米あたひの高を待て、不賣して藏にたくわへおくこと也、商賈の民は如此の節を利とするものなれば、是を惡むべきにはあらざる間、奉行具に教戒して、早く米をうらしめて所の救とすべし、もし速に不開倉して在々飢民の死に至るあらば、此買置所の米高直の節に至るともうらしめず、豐年までたくはへしむ、是富民閉糴の問也、昔辛棄疾帥湖南、賑濟榜文、祇用八字、曰、劫禾者斬、閉糴者配、朱子曰、棄疾倣兩榜使亂道、蓋欲其兼禁之也、蓋荒歉之年、民間閉糴、固是不仁、然當此際、米價翔涌、正小人射利之時也、而必閉之者、蓋彼亦自量其家口之衆多、恐嗣歲之不繼耳、彼有何罪而配之耶、若夫劫禾之舉、此盜賊之端、禍亂之萌也、周人荒政除盜賊、正以此耳、小人乏食、計出無聊、謂飢死與殺死等死耳、與其飢而死、不若殺而死、況又未必殺耶、聞粟所在、群趨而赴之、哀告求貸、苟有不



從即肆劫奪、自諉曰、我非盜也、迫於飢餓、不得已耳、嗚呼、白晝攫人所、謂之非盜、可乎、漸不可長、彼知其負罪於官、因之鳥駭鼠竄、竊弄鋤挺、以扞遊徼之吏、不幸而傷一人焉、執不容已、遂至變亂、亦或有之云々、而飢饉之年、必盜賊起者也、故に早く機を計て過盜の政を固くし其刑を嚴にする也、天下の禍亂其萌す處少しの處にあり、故に早く是を戒めざれば其やぶれ終に大に至る也、民いひうへて不得已して盜に至ることなれば、凶年の盜賊は刑をゆるくするにありなご云る論、大にあやまれり、刑を嚴にしてその萌を抑ゆへき也、もし是をゆるがせにせば富民家をやぶられ生を傷ふに可至、周禮に荒政を論じて除盜賊と云るも此心也、又大司徒以保息六、養萬民、六曰安富と云へり、富家たわへあるをば、小民必ずこれを奪はんことを欲し、劫奪盜賊をなさんごす、君政を正くして盜賊をこらす、劫奪やむ時は富民自業を安んじて富を全くするにあ

る也、貧人を救ふて富人を傷ふは善政と可謂乎、宋神宗飢民の劫盜せしをば死罪を減じて配流に處し玉ふ、司馬光上疏論曰、臣聞周禮荒政十有二、率皆推寬大之恩、以利於民、獨於盜賊、愈更嚴急、所以然者蓋以飢饉之歲、盜賊必多、殘害良民、不可不除也、頃年嘗見州縣官吏、有不知治體、務爲小仁者、或遇凶年、有劫盜斛斗者、小加寬縱、則盜賊公行更相劫奪、鄉村大擾不免、廣有取捕、重加刑辟、或死或流、然後稍定、今若朝廷明降勅文、豫言盜斛斗、因而盜財者、與賊等斷放、是勸民爲盜也、百姓乏食、官中當輕徭薄賦、開倉賑貸以救其死、不當使之相劫奪也、今歲府界東京西水災極多、嚴刑峻法以除盜賊、猶恐春冬之交、饑民嘯聚、不可禁禦、又况降勅以勸之、臣恐國家始於寬仁、而終於酷暴、意在活人而殺人更多也云々、丘文莊曰、願明勅有司、遇有旱災之歲、勢必至飢窘、必先榜示禁其劫奪、論之不從、痛懲首惡、以警餘衆、決不可

レ行姑息之政、此非但救飢荒、乃弭禍亂之先務也と云へり、是皆盜賊をきびしくして其禍亂の萌をやむる也、次に救荒の時宜あり、時宜と云は、必ず定法を守てその救を全くせんごは、後世衰亂の世難レ叶こと也、故に漢の汲黯は矯制の罪を不願して倉を開かして河南の飢民萬餘家を救ふ、宋の趙抃は米の價を増して糶して他國の米をあつめ、蔣之奇は三十六陂の水利を起して民を力役して飢を救ふ、范文正公は自春至夏居民悉く出遊せしめ、湖上に宴を設けて有餘の富民の財を發せしめ、土木の役をなして民をうへしめず、王文正公は盜を赦して飢民の罪に入を活すこと數千に及ぶ、是等の術皆其土地人民の格に因て相用ゆるの時宜也、時宜を知らずして唯一片に心得る時は、古法に泥みて常用を不知也、ゆへに救荒に時宜あることをいへる也、師仲誠救荒之總論曰、東萊呂氏曰、大抵荒政、統而論之、先王有預備之政上也、修李悝之政次也、所

在蓄積、有可均處、使之流通、移民移粟、又次也、咸無焉設糜粥、最下也と云へり、上代の政を以て云ば、三十年のたぐわへを以て十年の災を救ふに足れり、此時は天下の國郡各其所に蓄ありて、民又保伍互に持して患難相救ふが故に、天災しきりに至るといへども民に患なし、此聖代の政也、然れども宋代と云とも、世治平に屬すること久しうして國用茲に足る時は、此政無不行、人君豈可忽乎、管仲李悝が平糶の説は、國家の財用を平にして其直を高下なからしむるの術也、是又そのたぐはへあらずしては難行、或は流民をうつして食を足らしめ、流亡を一所にあつめて粥の養を致すの類は、唯土地の遠近人の衆寡米穀のたぐはへ有餘不足によること也、然れば民飢て蓄なきの時に三十年の蓄あらんことを云は、皆空談にして常用にあらず、移民易粟は孟子以て苟且の政とすれども、土地近隣豐凶界を分つ時は、此政を用て上策善と可云也、物皆本を論するあり末を論す







帥而致之、掌其戒令賞罰、於軍國歲終則會、正歲讀  
 法三年大比、則大考州里、以贊卿大夫之廢興、遂人  
 掌邦之野、郊外曰野、此野以土地之圖、經田野、造縣  
 鄙、形體之法、五家爲鄰、五鄰爲里、四里爲鄣、五鄣  
 爲鄙、五鄙爲縣、五縣爲遂、皆有地域、溝以通水  
 樹以植木之、使各掌其政令刑禁、以歲時稽其人  
 民、而授之田野、簡其兵器、教之稼穡、鄰長每鄰一  
 人、掌五家相糾相受、凡邑中之政相贊、徒于他邑、則從  
 而授之、里宰每里下士一人、掌二十家比其邑之衆寡  
 與其六畜兵器、治其政令云々、鄰長每鄣中士一人  
 掌五家、鄣帥每鄣上士一人、掌五家縣正每縣下大夫、掌二千  
 百家、是成周の法也、郷は王城畿内の地、遂は王畿の外也、  
 内外各民をくむこと、五より始て萬二千五百家に至  
 る、而して内には是を郷と云、郷には帥あり老あり大  
 夫あり、外には是を遂と云、遂には人あり長あり大夫  
 あり、五の長より一萬二千五百家の大夫に至るまで、  
 ことごとく其司ありて聊みだる、所なし、此法相を

とろへて齊の桓公猶什伍の制を立、以五家爲軌、  
 軌十爲里、里四爲連、連十爲郷、郷五爲師、これ郊  
 内の制也、郊外は三十家爲邑、邑十爲卒、卒十爲  
 郷、郷三爲縣、縣十爲屬、自五至屬、各そのをさ  
 ありて事を司るといへり、漢に至て十里を一亭と云、  
 亭に長あり、十亭を一郷と云、郷に三老を置、畜夫游  
 徼あり、三老は教化を司り、畜夫は訟をさ、賦税を  
 をさめ、游徼は盜賊を戒む、百里を縣といへる也、唐  
 は以百戸爲里、五里爲郷、四家爲隣、三家爲保、  
 每里設正一人、掌按比戸口課植農桑檢索非  
 違、催驅賦役在邑居者爲坊、置正一人、在田  
 野者爲村、別置村正一人、其村滿百家、增置一  
 人、其村居如滿十家者、隸入大村、不須別置村  
 正、宋には第一等戸爲里正、第二等戸を戸長と云、明  
 には百十戸を一里と云、十戸爲甲、每甲有長、在  
 城謂坊長、或謂廂長、在外謂之里長、或謂社長、  
 一里ごとに年老て器量あるものをゑらんで老人と號

し、民間の大禮争論一切の小事を聽決せしむと也、世  
 世其名號は相替れども、民間の長を立て農桑を互に  
 し、大禮を相たすけ争論を相しづめ、患難を救ひ奸惡  
 を糾すの道は同じ也、唯成周の保伍を守て良法美意  
 に循ふべし、氷心葉氏曰、古者百里之狹、自爲朝廷、  
 由後世觀之、疑若煩民、然三老畜夫游徼猶各有  
 職掌、近民而分其責任、若後世澆然無復紀秩、乎  
 と云へり、唐の柳宗元有言、有里胥而後有縣大  
 夫、有縣大夫而後有諸侯、有諸侯而後有方伯連  
 帥、有方伯連帥而後有天子、といへり、天子と里胥  
 とは其貴賤遙に隔ると云へども、人に長として司たる  
 處の思ひ入は別に替るべからざる也、然れば民間の  
 長をゑらみ常に相たさしめば、禮教相行はれ風俗  
 次第に易て、田里更に愁悲の害あるべからざる也、丘  
 文莊曰、臣願明敕有司、屬民而讀法、必其如周之族  
 師、索鬼而祭祀、必其如周之黨正、如閭胥之辨、其施  
 令、如里宰之行、其秩叙、如鄣長之趨、其耕耨、稽其

女工、如閭師之任農耕事、任圃樹事、又如鄰長之  
 相糾相受、相糾使之有、所警而不爲惡、相受使之  
 有所勸而必爲善云々、里者里有長事也本朝戸令に所出又唐  
 の制にしたがふ也、戸令曰、凡戸以五十戸爲里、每  
 里置長一人、掌檢校戸口課殖農桑禁察非違  
 催驅賦役、若山谷阻險、地遠人稀之處、隨便量置  
者依上法立別里不滿者令、每保置長一人、四坊置  
令互相保附於大村也凡京、每保置長一人、四坊置  
 令一人、掌檢校戸口督察奸非催驅賦役云々、  
 是王城外國とも民戸の數を以て里を定めて其長を  
 置也、

○建民之守牧

師曰、郡國に守令を置き諸道に牧を置、是を守牧と云  
 也、民間に長を立、其長に守令を立、守令をすべて牧を  
 建、牧をすべて天子とす、是亦綱目にして民間に長を  
 立るに不異也、郡國は所々に其司を立て、郡を領する  
 を令と云、國を領するを守と云、諸道はその方角の道  
 を方へ山川國郡の總會する處を考て諸道を立、五畿



七道是也、此一方に牧伯を置て、其守令を司てすべし  
 むる也、是民のをさの司也、凡そ里胥をあつめて一郷  
 となり、郷をあつめて縣となり、縣を合て郡となり、  
 郡を合て國となり、國を合て道たり、これを一つにす  
 る時は天下也、天子より方伯牧帥とわかれ、方伯牧帥  
 より國守郡令と別れ、而して民間の小吏に至る、合す  
 れば一にして別つ時は千百萬億たり、必竟民間の長、  
 郡國の守令牧伯、ともに一理にして、其處によつて其  
 名號を替ると可也、丘文莊曰、天地之間而人生焉、  
 天雖無所不包、而地則必有遠近、人君中天地、  
 而立爲生民之主、民生近地者、舉目而可見、則離  
 而即至、百步之外、則視有所不及矣、一里之外、則呼  
 有所不聞矣、是以人君必隨地勢之所至、民生之  
 所在、立爲君長、以臨洩保養之、由近而及遠、用  
 大而統小、自中而制乎外、合外以奉乎中、譬則  
 人之一身焉、上必有首、以爲衆體之尊、自是而下、分  
 爲肢體、肢體之下、又有骨有指焉、上焉以衛乎首、次

焉以爲耳目口鼻之用、外焉以修飾乎髮膚、內焉以承  
 附乎臟腑、夫然則彼此應援、血氣周流、而一身得  
 其安矣、人君子民、何以異此、夫人君以一人之身、雖曰  
 居尊以臨卑、然實以寡而御衆、以理言、固可  
 一人統、以勢言、則不能以一人周也、是以爲治  
 者、既建國立都、以宅中圖治、又必隨地形、因民  
 俗、衆爲郡國邑里、以分理之、然散必有所以聯之  
 之方、分必有所以合之之處、于是乎又因山川之  
 形便、據地理之統會、建爲州牧方伯之職、以提綱而  
 挈領、承流而宣化、此唐虞三代之制、皆有九州十二牧  
 之設、而漢唐宋之世、因之而分設道也歟、

○詳守令之教戒

師嘗論守令始入所部之法曰、令曰、凡國郡司須  
 向所部檢校者、不得受百姓迎送、妨廢產業、及  
 受供給、致令煩擾、義解曰、國司向所部有所  
 檢校、郡司里長及百姓等、不得輒奔趣迎送、至於境  
 上、皆於當所祇承而過之、則郡司入部、里長百姓亦

依此例也、供給者百姓供給也云々、凡そ守令國郡に  
 入部して其土地を領すること、先其土地人民而在  
 布時令、土地を詳にすること、其地の廣狹長短高下  
 險易、土の上中下を知、都鄙の遠近、隣國、並往來の道  
 大路小路を具にするにあり、田畠の大小多少上中下、  
 野の廣狹高下、葦野芝野、水が、り、山の大小高下、險易  
 沙石草木、抽出水道、山中にある禽獸までを考へ、林  
 竹藪の有所大小、竹木の品多少大小を考へ、川の淺深  
 大小、川上津出水の善惡、堤川除魚の品々舟付をはか  
 り、海の有様、淡舟がかり、鹽濱入海瀉江、内海荒海魚  
 鯨の考へ、埜泥葦原沮澤の地、村數大小家數屋敷樹木  
 村の善惡盛衰、田畠についての遠近、獵師漁人抽取の  
 在家宿の大小家數善惡盛衰、傳馬場旅泊の多少、町の  
 大小家作善惡盛衰、寺社堂塔の大小多少、寺領社領の  
 考へ、是の大概也、次に人民を詳にすべし、百姓の男  
 女奴婢、諸職人商賈人獵人漁師、出家尼社人山伏巫、  
 醫師猿樂大夫座頭こせ乞食非人、牛馬鶏犬の品に至

るまで具さに是を考ゆべし、或は産業をなして世を  
 渡り、或は諸人の有力を以ていとなみをなすものあ  
 り、而して所より出る材木ししう檜木雜木薪炭萱竹、  
 米大豆雜穀、茶酒鹽魚鳥、皮油干物、絹紬木綿麻布紙  
 燒物、栗柿蜜柑等の菓、瓜茄子野菜等の様子、諸色の運  
 上をつもる、是地に付て商賈の多少他國の旅泊をは  
 かる也、如し此の儀を校量して後に貢賦を考也、次に  
 時令の事あり、民間に什伍の組を定め、名主年寄月行  
 事を究めて時々教戒を專とす、五人組十人組は中  
 間の内に業をつとめず遊樂飲食を好むものを異見し  
 て是を改め、病人あらば是を互に看病し、醫を招て療  
 治をたのみ、火災あらば聚まりて救ひ、患あらば相と  
 もにたすけ、貧窮に至らばこれを救て、猶及ばざるを  
 其名主年寄に告、かけ落のもの早く改め、奸人の來  
 合するを糺し、組の内に盜賊姦曲のものあるを糺明  
 す、是組中間の制法也、所の名主年寄は下の諍論をや  
 め、奸曲を戒め盜賊をたし、無罪して冤枉するも



のを改め、民の子弟已に業を可致年齢を改め、時々の可勤わざを觸流し、經界を正し水利を均しくし、田器をそこなはしめず、牛馬を不令失、家作を繕はせ屋敷のかこい種藝を專にせしめ、その什伍の間奸曲あらんを糺明して、その輕重によりて是を戒む、而して月行事ありて時の法令觸流をいたし、晝夜の巡行をなして非常を改む、其禁法は遊手佚遊の民を改め、晝夜無故して往來いたすものをたゞし、博奕巡酒をあらため、火難の守禦を制し、兵器軍旅のことをなすを制し、無子細して多く相聚るを禁じ、夜行或は夜久相あつまり酒宴謠歌の節をこゆるを改む、これ巡行のもの、制事なり、或は五村十村廿村に置て代官手代を立、右の名主年寄月行事糺明するの事、其實否をあらため、民に教るに五倫の大法を以てす、民孝悌忠信清白異行學材篤實にしてそのきこへあるものは是を褒美してあはれみを加へ、五倫にそむいて禮をみだり法をそむくものは罰をつよくす、こゝにおい

て不教して五教相敷也、民間に婚姻冠禮葬禮祭禮あらば、下代相臨でその非常をいましめ、過奢をいめ異風をたゞし、自然の禮節にかへらしむべし、春秋について神社の祭禮あるか、又は民大にあつまりて飲食の禮行はれば、下代相望で其奢を考へ、ともに互に樂みて不覺まことの禮節に至る如くならしむべし、而して社家寺院に百姓の子弟未だ業につかざるをあつめて手習物讀、其人によりて六藝の教を施すべし、是各風俗を正すの道也、凡そ人皆一旦の伏樂を好んで永久の計をなさず、況や百姓聊始終の考へなき者なれば、年中行事をつもりて年中の所業を詳にして、正月より十二月まで民の可營ことを、此方よりさき立て催促するにあり、正月七日已後は民間に法令を下して堤川除の普請を催して、二月中旬三月上旬に盡く仕舞が如く可任、力役人足の考へ、材木しがらみの竹土俵繩はくち萱等の品あり、而して貧民には種粃を借して耕作をうながし、在々村々各田畑の作

行無油斷ことを制して、書物をいたさしむべし、田地仕付て已後、ねぐさを取、水のかけ引に念を入さすべし、麥作出來の時民亦飲樂をほし、いよいよいたし、穀物をちらすことあれば、奉行速かに至りて是を改む、八月に至ては初米納所の時也、必ず祭禮寺社への參詣勸進普信等に米穀をちらすことあり、奉行先だつて是を改め、貧賦並民家の養をつもりて、穀物を施行せしむべからざる也、農桑は百姓男女の業なり、必ず桑どりこがいの斗に不限、其土地に因て女の職を考へて是を致しならはせ、民の養とすべき也、すべて如此時令不可舉計也、人君稼穡の艱難を知り玉はざれば、守令又怠て民に教戒するのわざを不知もの也、同くこれ人也、只格知すること不爲とに因て其功者不功者あるものなれば、能守令に教戒して國郡を守令たらしむること、是人君之大徳也、

○遣使巡察

師曰、人主常に九重の深きに居り高堂のうすたかき

に在て、千里の遠く下民のいやしきを知るに便なし、こゝにおいて人主聰明の耳目を人臣にあたへて、上下の情を通じ宣ふ、是を守令收伯と云、故に守令收伯の選は古今の重んずる所也、其選其器に相中るといへども、人君數を教戒する事怠る時は、守令收伯逸樂に誘引して其つとめを忘れ、つとむといへども窮理する處薄くして詳かならずして民政こゝに怠るを以て、上に賞罰の權を設け其法令を嚴にし、勸善懲惡の道を重くす、然れども天下の廣き郡國の遠き、必ず聰明をを、ひ下の情を不通して、富家の民は公義に取入て彌私をほし、いよいよに致し法制をあなざり過奢を専らとし、己が職分を忘れて吏官下司をないがしるに致し、貧窮孤獨の民は日を追て貧くして、昔は誰がし何がしと云し者も、今は富家の奴婢僕従と成て口をもらい命をつなぐを利とするに至るあり、是れ皆風俗の頹廢し治教の下に不及所より起れり、然るを以て朝廷年々に諸道へ使を發して、其國俗守令の政、



天災地變を考へて救窮民の政なくんばあるべからざる也、但し其心實より不<sub>レ</sub>出時は、使却て所の害となるもの也、其故は使者己が威を逞くせんことを欲して、人夫器具を多く持参し、所々にて道橋をつくらせ、茶屋店屋をかまへさせ、飲食のまふけをなさしめ、人夫傳馬の催促を急にいたし、押買狼藉を事とし、香信馳走を喜ぶ、如此の使者、悉皆國郡の費にして民の害大なり、剩へ可<sub>レ</sub>見所可<sub>レ</sub>聞處心を可<sub>レ</sub>付處皆遺失して、ひたすら不<sub>レ</sub>入ことを覺悟するを以て、奸曲の守令しきりに娯を入る、類は、悪政も善政になり大事も細事になりぬ、直道を以てするの守令は、善政却て悪政になり小事も大事に及ぶの事多きもの也、是併人君の政道其志は仁慈に出といへども其法を細評して窮理することの薄きによれば也、然れば巡使に先立て諸國に下知を出して、國郡在々所々まで所の奸曲の横政は日安直訴あるべしと云ふことを數十口已前に觸置、道路の遠近を計てそのつぐのいを豊な

らしめ、所々道筋の守令出逢事、使を通ずること、香信馳走を禁じ、道橋のつくりあるべき儘に仕り、民屋山林聊か繕を不<sub>レ</sub>入、農工商ともに業をつとめて、使のために奔走することを禁ずべし、使又人夫用具を省き往來に利あるが如くして、其所に宿皆寺社旅館に於てして民屋に不<sub>レ</sub>入、其所に久しく滞留して再三直訴目安書の有無をたゞし、使を巡して詳に可<sub>レ</sub>窮問なり、もし所の守令下吏竊に香信を通じ奔走をねんごろにせば、則ち奸曲の吏に屬すべし、使人國用に因て守令に相通すべきは格別也、而して使に正使あり副使あり、副使は正使の替りたり、監察あり、使の作法を糾明するの使也、使にみだりなる作法あらば、守令又是を監察して速に申上、守令巡使互に相戒察す、是遣<sub>レ</sub>使して巡察せしむるの法大概如此也、使の巡察すべき條數亦詳にして可<sub>レ</sub>示之、それとは風俗を考ふべき也、風俗を考ふる法は、所の民の唱を以て其哀樂を可<sub>レ</sub>知、所にて商買する物を考へて其はやり物

を可<sub>レ</sub>知、民の衣食居を考へて其奢と儉とを可<sub>レ</sub>知、民の業のつとめやうを以て其職に情を入る、不<sub>レ</sub>入を知るべし、公事訴訟を考へて民の奸直を可<sub>レ</sub>知也、次に民の盛衰を可<sub>レ</sub>知、それとは衣食居の躰乞丐非人鰥寡孤獨貧民の有無多少を以て可<sub>レ</sub>考、次に守令の善悪を可<sub>レ</sub>考、それとは民屋民口の多少を以てその撫育を考へ、新田水利の様を見て其業を勤むるを考へ、年貢力役の厚薄を以て其邪直をはかり、公事沙汰のさばきを以てその理非の明暗を察し、囚獄の内の盈虚を以て其決斷の遲速を考へ、盜賊の有無を以て其所の法令をはかり、諸人のつとめ作法を以て其守令の勸善懲惡を可<sub>レ</sub>考也、次に其糾明して可<sub>レ</sub>黜陟の品あり、それとは新田をあらさきはり水田を利し種藝を盛にせしむ、所の田島浮物成を考へて今所<sub>レ</sub>收納の有餘不足をあらため、所の民の多少丁壯の衆寡をはかつて其力役を具にし、商買のものを考へて其利を平にせしむべし、而して民の鰥寡孤獨をあはれみ、疾病

を救ひ貧民を賑はし、業を失へるを本にかへらしめ、訴訟の滯を改て山野の堺をきはめ、民間に孝悌のものありや篤學のもの秀才ありやと云ふことを糾して、是を官に擧用せしむ、而して時の災をはかりて其政の急緩を正し、省<sub>レ</sub>官之不<sub>レ</sub>急去<sub>レ</sub>物之無<sub>レ</sub>用罷<sub>レ</sub>事之非<sub>レ</sub>要て、來年にのばして不<sub>レ</sub>苦ことは盡く是をゆるやかにせしむ、是使を以て相糾明せしむべきこと也、凡そ使を發すること、常に國俗をたゞし守令の善悪を明にするあり、又新田開發の地を改め隄川除をなすの使あり、又時の風旱水蝗に因て其賑恤をなす使あり、又訴訟によつて見聞のために行く使あり、是各其事に因て其人を撰にある也、然れども平生巡察の使を遣して其事を詳ならしむれば、改めて別に使を發するに不<sub>レ</sub>及こと也、如此の所、人君民の父母たる仁心を本としてその作法を詳かにし賞罰を明にするにあり、爰に異朝を考ふるに、行人を以て天下を巡行せしめて民の情を安んせしめし事、其ためし多し、漢



に定れる名あらず、毎郡に刺史を置て官吏の是非民情を正さしむ、凡そ十三人、每部一人也漢分天下十三部、奉六條、督察郡國吏民安寧、六條出州、是州牧の外に刺史を置也、唐改太守、按撫使と云は梁の武帝より始れり、唐の貞觀に大使十三人をつかはして巡省天下諸州せしむ、是を觀察使と云、もし水旱のことあれば巡察使あり、按撫使あり、存撫使あり、又十道の按察使あり、分察天下、貞觀八年に巡省天下せしめて、延開疾苦、觀風俗之得失、察刑政之苛弊、これを觀風俗使と號す、同年黜陟使を以て四方を巡行して官吏を黜陟せしむ、自建中省之也、各一時の良臣を使とし、て天下の民政をたさしむ、貞觀の治可考也、二十二年開元

大明には御史を以て天下を監察せしむ、何れも世々民政を直して其下情を通せしめんとのこと也、容齋隨筆曰、唐世於諸道置按察使、後改爲採訪處置使、治於所部之大郡、既又改爲觀察使、其有戎旅之地即置節度使、分天下爲四十餘道、大者十餘州、小者二三州、但令採訪善惡、舉其大綱、然兵甲財賦民俗之事無所不領、謂之都府云々、本朝又巡察して民の苦を考ふること、是國司の所重とする也、戶令曰、凡國守毎年一巡行屬郡、觀風俗云々、續日本紀、元正養老三年に始て諸國の按察使を置ことあり、これ國々の民苦下情を正さんがため也、然れば天下の廣く郡國の遠きも、朝廷の仁政をうけて民に究苦することなく更に奸曲あらざらんこと、又使を遣して巡察せしむるの大徳にあらずや、

### 山鹿語類卷第五終

### 山鹿語類卷第六

#### 君道六

#### 民政下

##### ○建市廛

師曰、王城國府郡邑の間市廛を設けざれば、民有無を交易して使用を利する事不能、故に古來市廛の制あり、易曰、日中爲市、致天下之民、聚天下之貨、交易而退、各得其所、蓋取諸噓噓と云へり、噓は物をかむ也、噓は口を合する也、口中に物を入れてかみ合するの象を取て、聖人市廛を定め、其所に四方の土産器物をあつめて有餘不足を交易す、こゝにおいて萬民衣食居の用足り器械用具相成て、人力を助け勞役を省て人物其利を得る也、こゝに市廛の制を考るに、周禮匠人、左祖右社、而朝後市と出せり、王城の制如し此なり、邑廛、是朝廷を重んじ市廛を使用するが

ために此法あり、市廛を設るには、先自都城の遠近を詳にして其使用を利せしむべし、其制、先町割の法あり、都城を中央にいたし、四方に市廛を設く、其商賈飲食衣服居宅諸用、其急緩を考へ其運漕使用を利して制を設け人を置くべきなり、寺觀社塔は市街に不相交、その外郭をはかりて、土地に従ひ葬祭を考へて是を可置也、制外に市をまふけ町屋を立出すこと尤堅く禁之、寺社その門前に町をかまゆることを禁ず、次に道路の事、大路小路の差別あり、異朝の制は大路のひろさ七丈二尺今の十二尺、也と出たり、是を經涂九軌と云へり、八尺、小路はこれに従へり、本朝の制、大路の廣さ各八丈、小路の廣さ四丈と舊記に出たり、然れども其土地に因て其廣狹を制すべし、古來各車の往來を以て其制を定む、今所用騎馬駄馬牛車を考へ、其所の大禮に人馬相聚て往來するにさ、はりなきを以て進すべし、凡そ間遠ければ聲相きこへずして患難相救ひがたし、相近き時は物さ、はり火難



危拒、且大路太だ廣き時は京街さびしくして奸人盜賊をなすに利あり、如此のことはりを考へて其制を定むべし、而して町屋多くは一町一町を以て緯に小路を開き、その廣さ大路の三分の二或は半にいたす、兩むかい町屋あらんには道をひろくして可也、家々の前に水道隄溝を流して雨水をやり雑水をながし、或は五町三町に大溝をかまへて水ををとし、それより川海に入らしむる如く考ゆべし、其間小橋あり大橋ありて往還を利し、欄干塵ふせぎ柵をいたして、商旅の輩是に不陷ごとく制し、水いかるべき所水道あまるべき所には、堤をつきて町屋に水を不<sub>レ</sub>入が如くし、堤に木を種て其根を堅くす、是道路の制也、次に會所の事、町わりあまれば◎六字開本作の制餘し四方町屋の地には中央に空地を構へ是を會所とし、火難其外其町々の用所の地とす、こゝに不淨捨をかまへ、日夜の塵をあつめしめて巡番にこれを掃除す、或は百工地の廣く入るため、或は婦人女子機巧のまふけ、はりものほし

もの、爲に其利尤あり、制法不<sub>レ</sub>正ば空地に因て奸人惡をなすことあり、剛民その利をかすことあり、次に惣構のこと、町の四邊に惣がまへをこしらへ、川にたより山をかたざり、隄溝土手堤をまふけて、その道筋に大番所をかまへ、木戸を大にいたし、くわりを左右に設け、升形を營し、番の兵士輕卒を設け、高樓を出して合圖の金鼓を置、武器を多く◎三字開本作品を設けて非常を防がしむべし、尤往來を改むるに、わり符、相じるし可有也、周禮に司門司關と云あるに同じ、掌節の官と云も此わりふを改むる役也、是則過<sub>レ</sub>盜の法となり郊外の武備とも云ふべき也、次に町中番所の事、一町一町に辻番を致し、棒、さし繩、夜旗、たいまつを置、門戸の開闔をつかさどらしむ、而して五町或は十町をへだて、大番所を立、此處に番人を多くまふけ、武器其外番人の可<sub>レ</sub>用諸器悉くたくはへ、相圖の道具を可<sub>レ</sub>設、尤火消道具不<sub>レ</sub>殘相あつめ置べし、町ごとにほしご水桶水ため桶あるべし、夜陰に及ぶ時は

往來皆くよりより仕り、若物騒の節火難には一町の中央にも猶番を設くる、如此時は町に非常の變あるべからず、次に川筋の町屋は舟の運送を利してその相應なる商旅をまふく、故に大川をうけて所々へ堀入舟入をいたし米薪の運送を利す、海邊の町屋はれうしを、き湊舟付を考へ、旅泊の往來をゆるやかにす、是又其制不<sub>レ</sub>詳ば、法ついにみだるべし、次に制札場、これは國の禁法をしるして立つるがゆへに、宿町のはづれ、川ばた、海ばた、其外人の相聚る處、往來の旅泊あらん所には、制札を立て國の大禁を知らしむべし、是又制札をけがさず、奸人のとりすつることあらんことを戒むべき也、是大概市塵を制するの用也、

○詳<sub>二</sub>町人制

師曰、商賈の號を近代町人といへり、此相あつまる處に其制不<sub>レ</sub>正時は法みだりなり、周禮に所<sub>レ</sub>出保伍の制是也、先伍人組を立べし、出入相友、守望相助、疾病相救、大禮相共にするは古の法也、山鹿語類然れば五人

組を立、家持の町人、五人組の中間、切々出合、たがひに物ごとを示し合せ、公義の大禁時の法令を相守り、五人組の内に家業をこたり遊宴をこのみ夜行朝寢惡友あらん輩は度々異見を加へ、猶やまざらんには其親戚に告げて是をたゞさしめ、終にやまざるごきは名主目付に申わたし、相談を以て改めたいすべし、尤もその間吉凶あらんには、共に相たすけてその禮節をたがへしめず、患難に及ぶを相救ひ、出入往來以て相糾すべし、若し名主町目付の糾しを不<sub>レ</sub>用ものは名主町目付より上へ可<sub>レ</sub>告、若し名主町目付に不<sub>レ</sub>届あらば五人組可<sub>二</sub>申出、以來まで名主町目付あだを不<sub>レ</sub>仕ごとく仕置あるべき山、五人組方へ示すべし、棚借多き時は、裏棚表棚に於て五人組を立て、互に相守り相たし、其上に大屋地主に可<sub>二</sub>申聞なり、地主不<sub>レ</sub>怠巡行して公禁法令を改め、その萌を知て非をたゞし示さば、惡にくみし入べからざる也、次に立<sub>三</sub>町目付にあり、是は一町又は二町三町にても、其町中の是



非、名主と地の町人との様子諸事を見聞いたし、町に大禮ある時は必ず其席に望んで過不及を正すの役人也、是又其町中よりえらみ出さしめて、その上に奉行誓紙を申付、其もの、身をたゞし、并町中目付の可考事可糺明ことを教へ示し、條目をしるしかれに渡して守らしむべし、名主平の町人の間を能たゞし、大禮を詳に可示也、次に名主のこと、其町ごとに名主あるもの也、是町頭也、以前より相定れる名主たりと云ども、町の作法を不詳、その町に無作法のもの多く出、切々不義のことあらんは、速かに可改易、町中の作法よく公事訴訟もなく悪人無之は、名主制法正しきゆへなるべければ、町目付町人に是を糺明して賞せらるべし、町中朔望俗節の禮、一町ざりにいたし、五節旬には名主方へ禮あるべし、朔日には必ず町の家持をあつめ、名主對面いたし、月々の改公用禁法を可示なり、正月十一日に詳に年中の行事を可申渡、名主町人方より音物を取るべからず、歳暮には

公私の祝儀に輕處の鹽肴を可送、但ありあいたりとも鹽肴の外不可送也、名主可改、法令作法の帳をいたし、名主常にこれを可守、尤名主所には家に印を立、武器を公儀よりうけとり、非常のものを制すべき也、次に月行事の事、一月ざりに家持家並に可相勤、公儀よりのふれ流しを町中へ申しわたし、風はげしければ火難を戒しめ、雨つよければ水やりを考へ、不淨捨道路のさゝわりを知てこれを改め、夜中に巡行して非常のもの、門立、往來火の用心盜賊をたゞす、四時に付てその考へあるべし、如此して下にてすまざる儀は、五人組名主に申きかす也、公用ある時は月行事出席し、課役あれば月行事ひきつれて出づ、故に月行事は毎日名主にかはりて下をたゞすの役儀なり、月行事の可勤事并制法を詳にするして渡すべし、月行事たるの印可有之也、次に町年寄の事、是は其所に久く居或は山緒有之町人事をよくしれるものを、町の年寄と號して五人三人も仕立、名主方へ

の觸流し諸事を申しわたす役人なり、町に變ある時は、名主下にて詳に改め、而後に町年寄方へ行て先例をたゞし、町年寄の思入を可聞届、町年寄合點不行時は乃奉行所に至て事をたゞす也、然れば町年寄の人品不宣その祿うすき時は、必ず依怙賄賂これあるもの也、故に人品をたゞし、町年寄の可勤條目を詳にするして、是を町年寄所にをいてしらしむ、是を勤むること不叶時は、年寄の役を別に可讓、而して町中へふれながしの使役帳紙筆硯墨、如此入用を詳に考へ、或は役領を考へ或は町役にいたすこと、其地に可依、必ず町へ役をかくれば是に奸曲のことあるもの也、可知也、次に並の家持可存次第あり、其身の身持、子弟下人女房父母親類への作法、町中の禮法、公儀の禁法、借棚つけめしなど云ものまでの作法、上より具に可示、人請狀糊請狀まで上より其可存ことを詳に示す時は、町中の風俗一致すべし、ことに諸商買の間屋、その外人の相あつまるべき町人方には、

大禁制法を示して、旅泊のもの是を知るが如くならしむべき也、

○立町人雜品之制

師曰、町人諸色の制法不詳究時は、必ず風俗不正のもの也、故に上より詳其制法にあるべし、町人子弟の制、家持棚がりどもに、その子弟十五六までは手習物讀をいたさせ可令知家業之事、樂府音曲器用なりと云て習はすべからず、尤弓馬の稽古無用たるべし、手前貧して子弟を下人同前に仕ること勿論の儀也、父兄貧き時は、子弟必ず僕従になりて事をつぐのふ如くに可仕也、十五六以後はそれごとくに父兄の業をいたし手傳て、家の渡世宜きやうに可存也、尤年たけても父兄貧しければ子弟必ず僕従たるべし、五人組の内互にせんさく致し、子弟のみだりあらざるやうに可仕也、若し父母兄の制詞を不用、五人組名主の異見を不用、必竟不義無道にをち入るべきものは、名主五人組相談の上、町年寄奉行に申上て其下知



を可レ待也、并親類縁者たりとも、その家主のはごく  
みを受け養にあふものは、皆子弟同意の心得たるべ  
きなり、次に養子の事、父方の一類たるべし、父方の  
一類無レ之か、或は有レ之といへども家業つとめがた  
きに於いては、妻女の方たるべし、妻女の方を専らと  
すべからざる也、存生の内五人組へ可レ相斷、養子の  
事相すむと云ども、家業つとめす不届の次第あらば、  
幾度も仕改むべし、但養父不届の仕方度々に及ば、五  
人組名主異見を加へて可也、不レ及承引は奉行所に  
可レ斷、存生の内養子不レ仕候は、家財父方の親類に  
相わたし、後家これに可レ養、但遺言の状あらばそれ  
に可レ任也、養子の儀親類をさしをき無レ子細他人の  
子を仕るべからず、ケ様のこと取次候もの迄可レ爲  
曲事、五人組の中間、年老養子可レ仕もの不レ仕ば異見  
を可レ加、不レ然して死後異論あらば、五人組尙以可  
レ爲曲事也、次に隠居のこと、七十以後たるべし、七  
十已前にも、病者老衰その外子細あらば、五人組相談

可レ仕、隠居以後は子どもの後見可レ仕、寺參遊山切々  
不レ可レ仕、隠居のもの、有得の町人たりとも下人二三  
輩下女一兩輩たるべし、衣食家宅猶以て儉約に可  
レ仕、是又五人組相たすべし、たとへ遠き所へ引越  
ども、人数身持同前たるべし、嫡子二三男末々の子供  
まで、實父の儀は不レ及云、養父は猶以て隠居以後如  
在仕間敷なり、隠居の輩財寶澤山に所持露顯候は、  
子供の養に用捨あるべき也、次に後家の事、其家を繼  
候子可レ養レ之、子幼少に候は、後家口入可レ仕、後家  
身持のこと、早々厄になり衣類木綿ぎぬを可レ用、五  
十已上は制外なり、再嫁の輩は家督の子見届に不レ及  
也、後家寺參遊山堅く法度たり、忌日と云ども寺に入  
齋を食ふべからず、諸事子の申分に可レ任也、後家因  
夫の讓狀金銀家取候て無レ程再嫁のこと、禁制たり、  
再嫁の願あらば、夫方の親類養子いたし家の家財相  
わたし其已後たるべし、或は後家下人と密懐のこと、  
五人組その事跡をたし、速に所を拂ひ、家の家財の

をさまりは公儀の裁許に可レ從也、次に家僕のこと、  
たとへ有得の町人たりと云ども、下人十人下女五人  
たるべし、此外に下代并子供乳母を置ことは格別  
たり、分限よりすくなく可レ仕、下人下女ともに請狀  
寺請狀を可レ究、下人仕させ衣類は法度の通可レ仕、晴  
の時と云ども禁服の外不レ可レ用也、町人有得なるに  
まかせ妾を多く置こと、太以て禁制、五人組これを改  
むべし、下代のこと、その身の親縁たりといへども、  
儀成證人證文をたし寺請をいたさすべし、下代の  
様子見届不レ申候は、五人組へ可レ申斷、主人見付不  
レ申候は、五人組見聞次第たすべし、手代年季の間  
無レ好曲つとめ候は、應レ其分限愛憐を加へ、人並  
に商買をも仕る如く可レ仕也、尤下代病氣のこと可  
レ入レ念、長病に候は、親類ども方へ可レ遣、醫者のこ  
と、五人組互に情を可レ出也、病人の事、五人組中間互  
に見届、自分のさいかくに難レ成醫者は名主方へ申こ  
とほり、名主方より町醫者へ可レ斷なり、如此儀名主

延引に及び病人あしくなり候は、名主可レ爲曲事  
也、町目付可レ見届貧者の煩、棚がり、ひとり身のも  
の、猶以て可レ加下知、死亡に及ば、五人組相あつま  
り見届可レ申也、貧乏まされなく葬禮なりがたきは、  
五人組又は一町としてこれを見届可レ申也、次に物讀  
手習の師のこと、一町二町五町三町、其町によつて手  
習物よみの師を立、町中よりこれをつぐのい、子弟一  
類の若輩なる輩其外町人ども、閑暇あらんには相聚  
りて讀書手習可レ仕なり、右の師その人によりて賂あ  
るべし、大方二三人の扶助たるべし、讀書手跡よろし  
くば、則ちらんで能町にうつし賂を厚くすべし、而し  
て物讀手習の師に上より制法あるべし、その弟子ど  
も順番に師の宅にゆき、座敷の掃除をいたし、つくろ  
を直し書物をならべ、水を入、一人は惣の給仕たるべ  
し、朝には書をならい晝は手習たるべし、晩は作法進  
退を可レ練、刻限をさはめて食事にゆく也、師を敬て  
その下知を可レ守、刀脇指をさし來らば、相聚の間は



これを一所にあつめ置、かへる時に面々に授くべし、小童相聚の時他人來るべからず、子どもの内一兩輩目付を置て、無作法男色の事を改むべし、師匠身のをさめ、職能のたしなみ、朝夕のつとめ可<sub>レ</sub>爲<sub>三</sub>肝要、その門弟子の内器用の者出來いたさば師匠を賞すべし、次に醫者のこと、是又町々に可<sub>レ</sub>有、本道小兒外科各その町々に考へやどすべし、是又醫術をたゞし、病人をあてがい、そのつぐのいを可<sub>レ</sub>仕也、その町の者は大小貧賤にかぎらず、醫者見届療治可<sub>レ</sub>仕、名主方より斷これあらば、遠所と云ども可<sub>レ</sub>見廻、もし藥料を心がけ醫師の本意を失ば、名主五人組相改、奉行所に可<sub>レ</sub>申出、藥料のこと、所のつぐのいをうくるものは所より藥料を不可<sub>レ</sub>得、他町の療治は格別也、但藥料金銀衣服何ほどより上を不可<sub>レ</sub>取<sub>二</sub>制す、醫療術を得ば上より賞せらるべき也、次に町中諸半人宿かりの事、先主をたゞし請人證文をとるべし、朝夕のつとめ不正、或は夜あるき、或は人あつめ、或は分限

に過たる体有<sub>レ</sub>之て、しかと仕りたる方へ出入の沙汰も無<sub>レ</sub>之ば、五人組これを改て所を拂ふべし、子細むつかしくば奉行所に至て下知を可<sub>レ</sub>受也、惣じて天下泰平日久しき時は、家々よりの半人多く、小者中間刀を用意いたし、羽織はかまをこしらへ、名字を自らなりのりて歴々の半人なるあり、又初めは刀さし若黨などいはれしもの、器量骨法よくて、ついには侍のごとくい、なす類あり、これに因て處々に半人多く相聚まれり、故に中間小者、主人のゆるしなくては若黨になることを禁すべし、主人ゆるして縁にあがらしめば其家を不可<sub>レ</sub>出、末々まで本主の下知に可<sub>レ</sub>從也、如此しては放埒の侍あるべからざるなり、又不可<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止歴々半人いたせるは不便の義なり、相あつめて公義より一人の扶助をも與へられ頭を付られば、大用ともなりぬべき也、これに付ては制法さまざまあるべき也、次に出家社人宿かり、是以て證文あるべし、出家の身として町屋をもつこと堅く禁制也、勿論

町屋に佛だんをかまへ、或は勸進のため佛鉢を路道に曝し、或は護摩壇を町屋に設けなど致さしむべからず、當分の借屋は格別也、久しくおくべからず、尤も人あつめをいたし談議をのべ、神道勸請など、號して奇怪を云ことを禁す、尤又寺々より持出て古佛古繪をかけ人をあつむること禁制なり、次に坊主がつそう出家にてもなく、醫師物よみにてもなき輩は、必ず遊民奸曲のものあるものなれば、茶道咄のもの音曲の役人、又はたしかなる半人は格別、不然はこれを宿すべからず、宿をからは證人猶以て分明たるべきなり、次に奉公仕官の輩、町屋を持つこと堅禁制也、宿借は不<sub>レ</sub>苦、平生の行儀作法、五人組あらため考ゆべし、次に猿樂の事、主人持候ものは格別也、不然して町屋に居り町人に音曲を教へ候事不可<sub>レ</sub>仕也、町人大禮の時分相招ことは不<sub>レ</sub>苦也、次に出替の男女の事、出替の時分十日の外、請人處に不可<sub>レ</sub>居、病人は格別也、男女一處に居るべからず、男の請人女の請人

別なるべし、尤夜行博奕大酒を禁じ、五人組糾して私あるべからざる也、次に請人の事、何人と可<sub>レ</sub>相究、その處の奉公人この請人の外を立べからず、別の請人を以て置たる奉公人は、いかやうのことありても、公儀より取さば不可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、然らば請人その奉公人より何ほどのつぐのいと云ふことを定めて請に立べし、如此時は奉公人走りかくれても證議なりよく無作法不可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之也、請人の制不正は家僕の作法不<sub>レ</sub>宜もの也、次に日傭人の事、十五以下六十以上は、何方にても札なくて日傭たるべし、不然ば日傭のもの悉く札をつけ、衣類を一樣にいたし可<sub>レ</sub>然也、五人組相改め、家業をつとめずして日傭を取るものを禁すべし、尤も日傭頭を定むるにあり、奉公人奉公をやめ日傭のものになることを禁す、次に山伏、比丘尼、みこ、かんなぎの事、町中に相雜はり居るべからず、尤も棚に社壇をかまへ奇怪を云ことを禁す、多く遊民奸曲淫亂の事此間にあり、次に諸勸進の輩願人、是又處



處に於て改め、奉公人たるべきものは請人方へよびよせて糺之、町人たるべき輩、農人たるべきもの、各其出處親類知付にたゞして本へかへらしむべし、宿をかすべからず、次に座頭、ごせの事、是は所縁分明に於ては宿をかすべし、但音曲なりものを以て人をあつむることを禁すべし、物讀平家詠歌の儀は格別也、此内貧くして親縁舊知のたづきもなきは、五人組相あらためて奉行へ告べし、親縁あらばこれをやしなはしむべし、次に馬かた、牛つかい、船頭、獵師、漁の者、各その中間あるべければ、互に相たゞし相救ふべし、博奕放埒なることを戒めて可也、次に非人乞食の事、三病の輩、かたわもの、親縁なくて路頭に口をもらふあらば官に告べし、官これを詳に改め、養ふべきの便無きをば一處にあつめ、高貴の人往來なからん地をゑらんで、宅をかまへ養をなすべし、此内奉公をも仕り可然男女は、請人に相談して奉公せしむべき也、必ず路頭に口をもらはしむべからず、次に穢多の

事、公罪を行はるゝ時これを執行せしむべし、そのおく處遠かるべし、牛馬の死せるをとりまかなはせ、たをれものあらば此を持はこばせべし、尤町中の掃除、非人乞食穢多の役たるべし、穢多牛馬の皮を剝取らば、乃其からだを埋むべし、牛馬の身を切取りて鹿狸カヌサの肉と一つにして人を偽ること甚多し、故に彼が中間に五人組を立て、その頭を申付て奸曲をたゞし、その職業をつとめしめ、衣類紋處にもそのしるしを定むべき也、

○定市民之禮

師曰、人として禮を知らざれば人たらず、國の人民多は農工商の三民也、農人は民間に禮をまふけ、工商は市塵に禮を定むるときは、三民各安んじて、國俗自然に正しき也、故に市民の禮まふけずんば不可有也、町人衣服の事、有得の町人と云とも絹袖地布のかたびらたるべし、十五已下五十以上は制外也、妻妾の衣類同前、金銀ぬいはく、すりはく、鹿の子、く、し類禁

之、十歳已下五十已上は制外也、下人下女は不殘木綿を用ゆ、夏は地布たるべし、晴の時たりともつむぎの外不可用、但五十以上は制外也、町人の肩衣袴木綿たるべし、さらし布高宮布禁之、有得の町人も肩衣不可着、冠昏喪祭の時は格別なり、足袋は皮を可レ用、羽織雨羽織帶皆布木綿等たるべし、漢の高祖令買人不得衣絲乘車と出たり、古來其制あり、家宅の事、町並は町並を見合せ可レ仕、尤も儉約を用ひ、有得の町人たりとも座敷は八疊十疊じきたるべし、なげし張付板天井ぬり縁すり板すかし圍居敷奇屋不可立、やね柱かべ戸障子各制法あるべし、柳の事、孫びさしはり出しを廣く不可仕、火燒所に念を入、水道を利すべし、商賈たぐさんの時分も町中へ出店をいたし往來をさゆべからず、家作の時分、材木土を道の中央まで出して道路をふさぐべからざる也、食物の事、有得の町人も一汁三菜たるべし、膳部男女ともに平折敷たるべし、まさるいつかけ仕間敷

也、尤茶を詰させ申すまじき也、振舞の事、元服婚姻、家督相續、葬禮法事、歳暮年頭、此分は二汁五菜を可レ用、諸器皆平をしき、足つけべからず、木具不可用、黒ぬり朱ぬりたるべし、これより疎草なるは不苦也、食後に濃茶あるべからず、後段の食物不可出、尤猿樂をよび、うたいは不苦、はやし仕べからず、その日には必ず町目付をよびてたゞしむべし、菓子一種たるべし、たとへ外より得ものありとも不可出之也、下人の食物、米味噌に念を可レ入、疎菜尤也、町人商賈の檀那出入仕處へ武士振舞へ行べからず、馳走のため見物人座頭小歌うたいをよび申こと禁制たるべき也、諸道具の事、先祖より持傳る處の器は格別なり、當時に於て梨地蒔繪いつかけ地唐物等もちあつかふべからず、町人中間の出合他人來客たりとも、諸器右の禁制の物を不可出、父祖より所持すとも不可用之也、次に元服の事、十五六兩年の内元服可レ申付、國名百官名不可用、兵衛右衛門は



不<sub>レ</sub>苦、其外き、よく呼よき名を付べし、替りたる名不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>付、先祖よりの名は格別也、元服已後は家々の商買可<sub>レ</sub>申付、手代同前に可<sub>レ</sub>召使也、愛子と云ども元服已後あそばせ置こと、五人組可<sub>レ</sub>改<sub>レ</sub>之、二男三男猶以てそれ<sub>レ</sub>に可<sub>レ</sub>申付也、次に婚姻の事、有得の町人たりと云ども、長持二枝三枝、尤蒔繪いつかけゆたん不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>用、◎開本 作在諸道具黒ぬりたるべし、金銀の道具はりもの等仕るべからず、下女五人乗物二丁たるべし、乗物しげかなものを不<sub>レ</sub>打、少も結構に不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>仕也、下々の町人これに從てかろくすべし、尤音信贈答可<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>法、振舞可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>定法、町目付五人組立合てその制を可<sub>レ</sub>糺、三つ目五目の作法をとりを不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>致、しき金堅停止たり、如<sub>レ</sub>此法を違背有<sub>レ</sub>之ば媒人五人組可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>曲事、近き親類の外、酒を入音信贈答を致すべからず、長袴、のしめ、小袖、町中のけいご大挑燈、尤禁<sub>レ</sub>之也、付たり父母同心不<sub>レ</sub>仕娘みだりに密懷理不<sub>レ</sub>盡に奪取こと、其夫可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>罪科也、次に葬

祭の事、定法の通たるべし、五人組町目付立合ふべし、弔のため寺へ金銀を送ること、百ヶ日迄の法事に銀十枚の上を遣すべからず、これに從て下々は減少せしむべし、道具一切不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>之也、服忌の事、可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>定法、但し有得のものも商買をやめ候事は三日七日たるべし、貧者はその日と云どもいとなみ可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、忌中酒肉諸歌女色を禁ず、尤遊山翫水振舞堅く停止、五人組町目付可<sub>レ</sub>改<sub>レ</sub>之、年忌弔の事、有得の町人と云ども銀十枚の上を不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>出、その下はこれに從て減少すべし、米を遣は五石たるべし、米銀相あはせてつかはすべからず、手前にて非人貧人に施行いたさんは志次第たるべし、出家をまねき候ども、金銀衣服を與ゆべからざる也、近隣を集め饗應すども、大酒謠歌に不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>及也、家督相續のこと、忌明けは家督相續の禮を行ふべし、名主五人組方へ時の肴を持參いたすべし、名主禮をあつくし、町中の諸法度式目を詳に申わたし、家業に精を出し可<sub>レ</sub>勤<sub>レ</sub>之ことを

申わたすべきなり、是大禮也、五節句禮日の事、朔日には毎月名主方へ禮にゆくべし、五節句猶以て然り、毎月の朔日に名主申わたすこと詳に可<sub>レ</sub>承、正月は十日に可<sub>レ</sub>承也、諸事いんぎんに仕り、無禮緩怠を仕るべからず、十五日廿八日は略すべし、禮日は袴計也、大禮には上下の禮服を可<sub>レ</sub>用也、朋友會禮の事、禮をあつくし饗應作法の如くなるべし、隱密の會夜咄夜泊堅くこれを禁ず、音信贈答の事、當座の菓子有合せたる肴たるべし、儉約を守り美麗を用ゆべからざるなり、町人武器用意堅く法度すべし、刀脇指は格別なり、有得の町人と云ども脇指計さすべし、平生刀をさすべからざる也、處を離れて遠く出る時は、五人組にことほり刀を可<sub>レ</sub>用なり、町人乗興乗馬の事、堅くこれを制す、六十已上病人は格別也、乗興かこたるべし、馬は荷鞍たるべし、乗鞍無用也、町人武家へ出入の禮、富有の町人たりと云ども、武士衆に交はるべからず、大小によらず侍より下座に付くべし、飲食の相

伴堅く法度、尤客の席へ出座あいきつ、料理の引も、肩衣はかまの取あつかい諸事不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>仕、その士家用事むときは乃去るべし、禮日は色代の上へあがる不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>也、尤も若年の輩武家へ往來して亂舞酒宴の興、可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>罪科也、刀わきざしの取うり、唐物屋、其身坐敷へ不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>出、よび出さるゝとも法度の由申し不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>出也、

○立<sub>三</sub>市民諸式

師曰、市民に諸式を立て諸法度を詳に示さざれば、不<sub>レ</sub>教<sub>レ</sub>民して殺すに似たり、彼只利を知て義を不<sub>レ</sub>知、身を利することのみ心とす、故に市廛の間にあるべきことを詳に計て、さきだつて是を示すべし、舉<sub>三</sub>孝廉藝能と云ことあり、家持棚借共に、父母に孝行ふかき輩、兄弟の間無欲なる作法そのまぎれなく、其身の作法心入よくば、五人組名主相たゞして是を奉行に告べし、その品に由て褒美あるべし、古人間に表すると云の心也、諸藝に拙てよくつとむべき町人あ



らば、是又告べし、その家々へ出してその事を習はしむべき也、道路往來の事、乗馬并荷付馬は中たるべし、男子は右をゆき女子は左をゆくべし、王制曰、男子自右、婦人自左、車從中央と云はこの心也、百姓馬副町中のるべからず、神社の縁日、寺方談義参り、佛誕生法事葬禮の見物、老人少兒の外相あつまるべからず、大名武家往來の時は、町人いんぎんを以て禮を厚くし、無禮あるべからず、大名祝言事あらば、面道の家の前をそふちあるべし、尤も商賈にさゝわりなき如く道路のけいごあるべし、道路掃除の事、家々の水道をさらへ、家々の前路次あしき處をつくるべし、五人組相談せしめ、路次あしからぬ如く可仕也、五人組計にてなりかねば、名主相談の上一町にかゝり可申也、一町としても難成儀は奉行所に告ぐべし、水をとし水ぬき橋大破に不及まへかた、其處の町目付名主可改之也、大守往來の時は、家持ども自身道路の掃除に念を入れ、家内棚がり悪人あるをた

だし、二階を改め非常のものを不出、火難をきびしくし、しとみやり戸をもはづし、女子は上にをき、口口に自身をり立て禮をあつくすべし、往來をふせぎ道をつくるべからず、夜中往來の事、急用の外は四、已後は門戸をしめ往來せしむべからず、用事ある輩は挑灯を以て通るべき也、町役の事、守式巡番にこれを可勤なり、町年寄方より名主方へわりふの證文を出すべし、役錢の義は町奉行より其わりふを可出也、不然して奉加帳勸進帳まはるといへども、錢を不可出、その上諸役の次第、兼日その定ありて、毎人皆知可也、その時々臨時の役あらんには、奉行急度わりふを可出也、傳馬の事、馬をあつかふ町巡番に可令出之也、その年の傳馬役の衆寡を改め公用を制すべし、駄賃錢一里を以てその制を定む、町中へ運送の駄賃、なり次第に不可仕、是又可相定、傳馬役をつとめずして私に駄馬を持つことを禁ず、但自分の用事にいたすは格別也、されども祿地あ

る輩は民と利を争ふと云べし、舟賃日傭賃、是又制法あらざれば市民利を貪るべし、棚錢の事、町によつて高下あり、表うらに因てその定めあるべし、惣て申し合せてかろく仕るべし、棚錢高直なれば、商賈人そのあきないに利を加へて世間のついでたる也、借金の事、證文分明の上は、五人組名主立合すませ可申、貧きものは家財家をうりてもつぐのはすべし、父祖の借金たりとも、その身豊ならばこれをすますべし、貧してつぐのい難き時は、或は半或は三分の一なりとも、家財をうりてもつぐのはすべし、是風俗のかゝる處也、家屋敷賣買の事、五人組相談し、不賣して不叶子細あらんにはこれをうらしむべし、町中としてその直段を立べき也、手形證文分明に可仕也、買候輩、名主五人組へ禮をいたし禮物を送り、名主方に町の制法諸式をさくべき也、侍又は富有の輩、利賣のためにかいをくには、うらしむべからざる也、神社祭禮の事、家別に祭禮をかくること不可有、立願の

輩は制外なり、神官社人までねりとほり神輿を拜せしむべし、所の氏神と號し氏子と云ふて、商賈をやめ祭禮の人衆に加はり、諸色のまなびをなすこと不可然也、神は非禮を不可受也、尤機敷をかまへ見物を催し往來をやむること、禁制たるべき也、遊山見物の式、花見月見に出づると云ども、その月に日限を定め、男の出る日女の出る日を定め、男女一同に出さしむべからず、其日は必ず巡行の役人相めぐりて、非常の者の往來狼藉の輩を可拒也、見物のものにさゝわるべからざる也、讓狀の式あり、父存生の内讓狀分明の上はこれに可任也、以前の讓狀分明也といへども、本人不届ものに付相改ば可任後狀也、父老耄或は愛子愛妾の儀に付讓狀相違あらば、可任先狀也、讓狀五人組名主その宛所たるべし、尤五人組の内兩人判形を可見也、媒人の式あり、敷金を以てきも入るべからず、男女の年不相應なることをきも不入可、男は十六才女は十四才已後婚姻を可結、媒人の



領を可<sub>レ</sub>定、言い入の音物音信送答、定式を守べき也、町人遠所へ行の式、商賈人と云どもその中間にことわるべし、何方へ行とも五人組名主に可<sub>レ</sub>断也、訴訟人公事人の式あり、町人訴訟の儀は名主五人組承届、本人を召つれて可<sub>レ</sub>出なり、連々訴訟すといへども名主五人組不<sub>レ</sub>承延引せば、その身計り可<sub>レ</sub>出也、名主五人組曲事たるべし、町人のぞみ候事は何に不<sub>レ</sub>因五人組申合可<sub>レ</sub>出也、公事人は五人組同道すべし、公事の名代法度也、惣じて公事訴訟ともに、名主五人組より承届、下にてすむ事は罅を明べき也、尤非分のすまし様あらば可<sub>レ</sub>直訴、公事人評定の席に出るに禮法をたしし武器をたづさゆべからず、賄賂を行て奸曲をなすべからず、町人出入の定式あり、父子の出入、當分のことは九分一分たりとも父の命に可<sub>レ</sub>従也、財寶利欲に付ての違論は四分六分たるべし、父母切を異見を加といへども、其子無作法これありて公禁をも可<sub>レ</sub>犯ば、可<sub>レ</sub>爲<sub>三</sub>罪科、父母もし違<sub>三</sub>犯公禁、あらば是又罪科

たるべし、兄弟出入は、四分六分の事は兄の理運たるべし、夫婦の出入、離別の上は女の道具衣類金銀速にかへすべし、難澁せしめば可<sub>レ</sub>處<sub>三</sub>曲事、女相果候已後子無<sub>レ</sub>之は、是又道具を可<sub>レ</sub>返、但廿年に及ぶ妻女の義は格別也、主従の出入は父子の出入同前也、もし公儀の令にたがは、主人のがるべからざる也、密懷他人の妻の式、その處に於て男女打留ば不<sub>レ</sub>及<sub>三</sub>子細也、其外證據分明に於ては、せんさくの上男女同罪、中に女の罪を重くす、めがたきの男の類遺恨を存ば、從類迄可<sub>レ</sub>及<sub>三</sub>罪科也、たをれもの、事、辻切にをいてはその近所の番人罪科たるべし、その處にて俄に死して行末しれざる輩は、日數を定めこれをさらして後、近所の寺に埋むべし、其地に札を立て一年をくべし、死人又はしめころしなどを棄置てかへらば、是又番人の曲事なり、しめころしの死人をさらし、たをれもの同前の制たるべし、如此こと速に名主奉行に告べし、その死骸をためしものにしたし引ちらすこ

と不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有也、牛馬六畜の死を路頭に棄しむべからず、穢多にわたしつかはすべし、不<sub>レ</sub>然ばほり埋むべし、棄子の事、辻々に棄しむべからず、番人これを改むべし、これ又制法あるべき也、公儀の法令を詳に示すべし、第一耶蘇宗門を改、第二博奕を禁す、かけの諸勝負を禁す、無<sub>三</sub>子細一人あつめをいたし、夜久居、明家明棚二階等にあつまるを可<sub>レ</sub>改也、第三遊女をかくし置こと、傾城町の外處々にこれを置こと、甚風俗ありし、棚を不<sub>レ</sub>開、あきないものを不<sub>レ</sub>出、帷幕をたれ屏風をたて戸障子をあげざる類、可<sub>レ</sub>改也、第四奸民の宿をいたすこと、是必ず町はづれに多し、五人組を立て可<sub>レ</sub>改、第五制外の町屋かし棚を禁す、公役をつとめず、寺社の門前に町を立る類、伍々の制たしからず、必ず悪人をやどし遊女を置にたよりあり、末々の町さかゆれば本町をどろふるもの也、第六出家社人山伏、奇怪不思儀の沙汰、これ人をまごはし風俗をあしくするがゆへに禁す、第七順禮うてがう諸願人

ぬけ参り等、ことごとく遊民にして國のついえ也、堅く禁じてその人を改め、尤宿をかすべからざる也、第八夜行、必ず悪事の根たり、五人組これを可<sub>レ</sub>改、この外時にとつて諸式の法令あるべし、  
○制<sub>三</sub>市塵非常之變  
師曰、非常の變所をさらふことなし、故に市塵人の多くあつまるにはその制を堅くするなり、辻番の制あり、一町くくに木戸を立てくくりを設け、左右に辻番をおくこと、町中より可<sub>レ</sub>勤<sub>レ</sub>之、一所に兩人或は三人、番所人二人をいる、にたれり、捧さしなは續松を置、あいつのなりものをまふく、門のあけ立のこと、人の面みゆる時分に門をあくる也、人面みへざる時分大門を立てくくりを開き、四つ已後くくりをも立べし、月行事無<sub>三</sub>油断、巡行すべし、非常の事あらば相圖を以て大番處に告べき也、如此ときは非常の變なく、あるときは速に通じて滞なし、町人喧嘩の變、町人口論の上、刀脇指に手をかけ人に疵を蒙らせば、刀



心のものを可處<sub>三</sub>罪科、尤合手死去に於ては可爲<sub>三</sub>死罪、其場の様子具に見聞、町人に相應の式あるべし、人を殺し逐兇の輩は、町人の請人可<sub>三</sub>尋出<sub>二</sub>也、その子孫にかゝるべし、父母へかゝることも其罪の公私によるべし、童子誤て生<sub>三</sub>密朋友<sub>二</sub>せば不可<sub>レ</sub>及<sub>三</sub>死罪、但十二歳已後は不可<sub>レ</sub>通<sub>三</sub>其難<sub>二</sub>、十二才の内にも、數日相かまゆる儀は可<sub>レ</sub>及<sub>三</sub>陰謀<sub>二</sub>、尤利刀の用意をせんさく可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>也、町人かたき打の儀、其子細公儀に可<sub>三</sub>申達<sub>二</sub>也、その祖父公罪にあたる處をかたきと存じ返報の志あらば、從類まで可<sub>レ</sub>及<sub>三</sub>罪科<sub>二</sub>也、その一類かねて異見を申し、承引なくば可<sub>レ</sub>訴<sub>三</sub>名主五人組<sub>二</sub>、不然ば一類の難たるべし、町人の被官喧嘩、互に蒙<sub>レ</sub>疵か一方死人あらば、主人の心に可<sub>レ</sub>任、尤五人組相<sub>レ</sub>談大法の如く可<sub>レ</sub>仕也、被官私の喧嘩、主人にかゝるまじき也、町人口論の事、其場に有合輩速に取さへべき也、不然して以來出入六ヶ敷はその場のもの可<sub>レ</sub>爲<sub>三</sub>曲事<sub>二</sub>、理不盡に打擲にあは、堪忍の輩奉行所へ

出て可<sub>レ</sub>受<sub>三</sub>下知<sub>二</sub>、荷擔の輩は本人の罪より可<sub>レ</sub>重、童子の口論不<sub>レ</sub>及<sub>三</sub>沙汰<sub>二</sub>、双方の父母可<sub>レ</sub>加<sub>三</sub>誓詞<sub>二</sub>なり、荷擔の者可<sub>レ</sub>爲<sub>三</sub>曲事<sub>二</sub>、盜賊の事、刻限を定めをき兩方の門しまるの處、その町に盜賊あらば其町の内たるべし、五人組名主改むべし、他所よりの盜は、合圖次第町中挑灯を出しこれを改め、大番所にわたし可<sub>レ</sub>申也、盜<sub>三</sub>小物<sub>二</sub>と云とも町中ゆるすべからず、奉行所へ可<sub>レ</sub>出也、町中に於て喧嘩かたきうち<sub>三</sub>の事<sub>二</sub>、兩方の木戸をしめ、家々より棒を持出、すくめ可<sub>レ</sub>申、立退輩は何かたまでも付届たしかに可<sub>レ</sub>仕也、番人取のがし候は、可<sub>レ</sub>及<sub>三</sub>罪科<sub>二</sub>、酒酔氣違ものあらば町をくり可<sub>レ</sub>仕、刀心仕らば刀脇指をさへ町をくり可<sub>レ</sub>然、打擲狼藉不可<sub>レ</sub>仕也、取者の事、公儀より咎人ありて取者あらば、双方の木戸をしめ出合ふべからず、にがし不<sub>レ</sub>申ごとく可<sub>レ</sub>仕也、武家方より仕物とりもの、付届あらば、家主精を出しにがし不<sub>レ</sub>申様に可<sub>レ</sub>仕也、少も咎人に荷擔不可<sub>レ</sub>仕也、火難の事、家々より水桶火消

道具を出し、近所の火事にはかけ付消し可<sub>レ</sub>申也、尤面々の家の上に遠見の者を出し、火ほこり落候處見付可<sub>レ</sub>申也、五人組申合をき、その組中失火においては速かにかけ付るごとく可<sub>レ</sub>仕也、一町の内にも手より次第もみけすごとく可<sub>レ</sub>心付<sub>二</sub>也、大番所辻番のもの切々巡見可<sub>レ</sub>然なり、火事場へ役人足を出す事、如<sub>三</sub>定式<sub>二</sub>相圖のしるし并桶とびぐち持參、月行事さしそひ可<sub>レ</sub>加<sub>三</sub>下知<sub>二</sub>、先にて荷物等紛失、又は人足物を拾ふこと、可<sub>レ</sub>爲<sub>三</sub>曲事<sub>二</sub>、町目付詳に可<sub>レ</sub>改也、遠所の火事にその場へ切々かけ付る輩、必ず盜賊奸曲のもとい也、速にこれを改め其子細を可<sub>レ</sub>糾明<sub>二</sub>也、付火のこと、其罪科甚重し、親子兄弟まで可<sub>レ</sub>處<sub>三</sub>罪科<sub>二</sub>也、見聞次第可<sub>レ</sub>申出<sub>二</sub>也、風はげしき時無<sub>三</sub>子細<sub>二</sub>他行し、夜陰に往來をこのみ、家業なくして身をゆたかに持もの、必ず如此奸曲あり、五人組詳に可<sub>レ</sub>改也、火札の事、一人の意趣によつて大勢を苦ること、罪科付火のもの同前也、五人組名主速にせんさく仕出すべし、札は

られ候家主、處を立退べからず、札はり候悪人嫌疑のものを可<sub>レ</sub>尋出<sub>二</sub>也、狼藉もの、事、町人并に奉公人たりども、其衣類爲<sub>レ</sub>体人にすぐれ、町中にて狼藉をいたし、往來をなやまし商買人をいためば、大番所にこれを留め、奉行へ可<sub>レ</sub>申告<sub>二</sub>也、事急においては、合圖のなりものをならし、惣番へ通すべし、町はづれにて甲冑武具を帶し、大勢非常のものみへば、大門をうち合圖を以て四方に告べき也、町中にさらし者の事、四方の人相あつまるべき處に可<sub>レ</sub>仕、その制、四方に垣をゆい、口を一方にあげ、武器を備へ、見物の輩を近くよすべからず、其わかちを詳にしるし、兩所ほどに札を立、人々見知る如くすべし、その咎天下の大禁を犯す者をさらす也、町人武器の事、町人武器を不可<sub>レ</sub>貯也、非常の變は番所にてあらため、名主處より制す、故に家持は棒ひねりとび口火消道具を用意すべし、刀脇指は格別也、鎗弓持來れるは不<sub>レ</sub>苦、新規に仕るべからざる也、



○規百工之用

師嘗曰、百工者天下の用也、農その利をなすこと、桑  
 とりかいこの衣服の制をなす事、各工によらざれば  
 不成、竹木藁草ありといへども工を用ひざれば家宅  
 ならず、人民日用の器物ことごとく百工によらずと  
 云ことなし、其工金木水火土を以て本として、皮毛角  
 爪牙玉石の類相たすけて其用なる、周禮考工記曰、國  
 有六職、百工與居一焉或坐而論道或作而行之、或  
 審曲面勢、以飾五材以辨民器、或通四方之珍異  
 以資之、或飭力以長地財、或治絲麻以成之、坐  
 而論道、謂之王公、作而行之、謂之士大夫、審曲面  
 勢以飾五材以辨民器、謂之百工、通四方之珍  
 異以資之、謂之商旅、飭力以長地財、謂之農夫、  
 治絲麻以成之、謂之婦功、智者創物、功者述之守  
 之、世謂之工、百工之事、皆聖人之作也、天有時、地有  
 氣、材有美、工有巧、合此四者然後可以爲良、材美  
 工巧、然而不<sub>レ</sub>良、則不<sub>レ</sub>時不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>地氣也、是古人百工

を重する也、然れば百工の制各奸曲詐僞を不可<sub>レ</sub>爲、  
 奸曲詐僞あることは、價をやすくして利を貪るにを  
 これり、是風俗のかゝる處甚大也、故に百工各その名  
 を其器にするすべし、改むるに其法宜し、諸細工人皆  
 中間に五人組を立て相互に可<sub>レ</sub>改之、その子弟又は  
 下代年を追て其職につく時は、其父兄より親に付て  
 五人組の制あるべし、他國より來れるは奉行の命を  
 うけて五人組に入べし、其器に因て地あり時ありて  
 その制を全くす、利を貪てその制をたがへば、五人組  
 改め出してたすべし、是百工の式なり、百工の用、  
 衣類食具家宅の匠巧はその大本也、而して四民各用  
 具あり、或は便用を利し、或は要害を逞しくす、こゝ  
 にをいて文武の具相成て、これを節するに禮容を以  
 てするにあり、故に衣類の織染裁制、食具の塗こしら  
 へ高下大小飾、衣宅の制悉く禮に従て、分をこへ制の  
 外なる器を致すときは、五人組是を改め正して、禁猶  
 不<sub>レ</sub>已ば、所の名主或は町目付にことばり奉行に告ぐ

べし、是をあつらゆる人ありとも、ことばりて不可<sub>レ</sub>  
 仕、百工此制を守る時は、下に禮をそむくの工人な  
 くして上自ら正し、次に遊具淫器を禁ず、遊具と云は  
 目を喜ばしめ耳を樂しましむるの器、或は五節供に  
 付て男子女子の嗜好の器物、童子のもてあそび、各是  
 遊器也、是を專と致せば百工の用こゝに費ゆ、故に正  
 月のはま弓、三月のひいな、五月の尙なご云ものも、  
 上より制法ありてその作者を定め、其事をはふいて  
 人の心の實に至る如くして、童幼の男女自然に風俗  
 を正しくするが如き、是百工の用也、淫器と云は、身の  
 眼目のみる處、耳にきく處、手足の所<sub>レ</sub>運動、その器に  
 よりて人の心をどらかし淫亂に至らしむる、是淫器  
 也、淫巧とも云也、人の心惟危ふして、事にふれて必ず  
 うつりやすく惑ひやすし、鄭聲をきいては喜び雅樂  
 をきいては睡眠生するが如し、必ず是を禁すべし、遊  
 具淫器をこしらへて世を渡り身をすぐる者のために  
 困究致すに似たりといへども、其の細工をうつつして

天下の用具の人数にいる、時は、用具こゝに足て上  
 下の風俗自然に正しきに至る、是聖人の戒なり、月令  
 曰、季春之月、命<sub>二</sub>工師<sub>一</sub>、令<sub>二</sub>百工<sub>一</sub>審<sub>二</sub>五庫之量<sub>一</sub>、金鐵皮革  
 筋角齒羽箭幹脂膠丹漆、毋<sub>レ</sub>或<sub>二</sub>不良<sub>一</sub>、百工成理、監工  
 日號、毋<sub>レ</sub>悖<sub>二</sub>于時<sub>一</sub>、毋<sub>レ</sub>或<sub>二</sub>作<sub>二</sub>爲<sub>二</sub>淫巧<sub>一</sub>以<sub>二</sub>蕩<sub>二</sub>上心<sub>一</sub>、又  
 曰、孟冬之月、命<sub>二</sub>工師<sub>一</sub>、效<sub>二</sub>功<sub>一</sub>、陳<sub>二</sub>祭器<sub>一</sub>、按<sub>二</sub>度程<sub>一</sub>、毋<sub>レ</sub>  
 或<sub>二</sub>作<sub>二</sub>爲<sub>二</sub>淫巧<sub>一</sub>以<sub>二</sub>蕩<sub>二</sub>上心<sub>一</sub>、必<sub>二</sub>功致爲<sub>二</sub>上<sub>一</sub>、物勒<sub>二</sub>工  
 名<sub>一</sub>以<sub>二</sub>考<sub>二</sub>其誠<sub>一</sub>、功有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>當、必<sub>二</sub>行<sub>二</sub>其罪<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>窮<sub>二</sub>其情<sub>一</sub>と  
 出たり、百工いつはり多くして諸具皆輕薄ならんは、  
 國俗實なく、人皆常座の事ばかりを專として、一時の  
 間人の目をかざり耳をよくしてあどは皆すたるにな  
 ること、利心甚深きが致す處なり、故に百工の用を正  
 しくす、況や淫器をいとなみ淫畫を以て人を淫亂に  
 入る、事、尤可<sub>レ</sub>戒の隨一也、  
 ○詳<sub>二</sub>商賈之用<sub>一</sub>  
 師曰、國に交易あらざれば有無を通すること難し、是  
 商賈の交易あるゆるん也、而して商賈の法交易の道



不<sub>レ</sub>詳ときは、民利を貪ることを専とす、故に功少して其あたいを高くし、其物を偽て其あたいを得んことを欲す、こゝを以て交易の商賈ことごとく、偽詐を風俗とし、人皆商賈は偽詐のものときはむ、是人倫の正道を失て、渡世のために禽獸のふるまいを致にれる、甚不便の至也、是併人君の教化によること也、國に儉徳をこなはれず、人皆過奢を専とし、民に遊人多く、世久しく泰平に屬すれば、只だ人の目をかざりよそほいを専として、義悉くかけ風俗頹廢して、萬事薄く其賊なし、是より臣の君をなみし子の父をなみする云ふも、風俗不正禮節不定が所致也、周禮曰、地官市官之、掌<sub>二</sub>市之治<sub>一</sub>、治以理、教以化、政以正、刑以制、量、度、度、長、禁、使、勿、介、使、之、以、次、叙、分、地、而、經、市、以、所、少、大、爲、叙、分、以、陳、肆、辨、物、而、平、之、市、各、以、類、相、從、大、市、易、地、以、學、之、、日昃而市、朝市朝時而市、夕市夕時而市、凡治市之貨賄六畜珍異、亡者使有、物之無者、常、利者使阜、使之阜盛、使之使、亡、之、使、至、於、亡、廉者使微、使之微少、是古之制

也、然るに商賈の制品々ありと云ども、先其物品の始終を詳にするにあり、それとは諸品ともに其出る處の本あり、それをなすに工なくんばあらず、工でこれを致して世間に出してあきなはしむ、以上何事にも三段のわかちあり、金銀の出る山ありて、それを取るの工を用ひ、取出してこれをあきのふ、是三段也、又金銀をとり出せるをうけて、細工人金銀をふきわけ、その形をなして、而して商人是をあきのふ、是又三段也、天下の諸品その物によつて其名相たがふといへども此三段に不出也、然れば此三段を詳にしてそのあたひを定め、其商賈を正しからしむべき也、天下商賈の物、衣服飲食の諸品、家宅の諸品、金銀銅鐵、草木土石、皮毛羽角雜品、すべてその物の出る處、それをおつめてこしらゆるの所、これを四方にあきのふもの也、その法先丈尺はかりますの制を詳にす、次に正<sub>二</sub>諸品之價<sub>一</sub>と云へり、右の三段を考へて、その出る處の遠近人力を考、其こしらへ細工いたすの手間を

つもり、これを商賈するの勞役入用を詳にして、その物のあたいを定むべし、周禮に胥師之長、各掌<sub>二</sub>其次之政令<sub>一</sub>、而平<sub>二</sub>其貨賄<sub>一</sub>、平、其、價、不、使、遽、刑、禁、焉、買、仰、物、類、各、掌、其、次、之、貨、賄、之、治、辨、其、物、而、均、平、之、展、其、成、物、之、而、奠、其、買、使、之、成、者、而、奠、其、買、然、後、令、市、出、たり、天下の商賈甚繁多にして一々定めがたきに似たりと云へども、其物の出産する處不<sub>レ</sub>多、市廛ををいてこれを細工するの人又不<sub>レ</sub>多、しかれば處には奉行目付あつてこれを正し、市廛には中間に五人組を立てこれを正さんには不可<sub>レ</sub>相紊<sub>二</sub>也、中にも帝都公城の繁昌なる地にては人多く相あつまるを以て、諸色のあたひ日に増減ありて、奸曲の商賈利を逞しくすること多し、その故は、財寶を豊にたくはへたる商賈その中間ひそかに相通じて、その時のやすきものをかいこみ、そのきるゝを待て世間に出してあたいを高くし、或は魚鳥多ければそのあたひやすきがゆへに、悉く鹽にし乾して、わざと生魚を少なくして其あたいを高

くす、或はやすき物を俄にかひとりとて俄にあたいを高くすること、皆奸曲のなす處也、これ民間市廛の制不<sub>レ</sub>正が致す處也と知るべし、又上に利を専とすれば下に商賈の奸曲あり、そのゆへは魚鳥諸色に運上を立て十分一をとるの事、古來その法あり、上に利を好む時は、運上をたかくあぐる輩にこれをうけしめ、分一を多く出す町人を賞すれば、奸曲こゝに行はれ、運上分一のたかきほどその賣物のあたいを高くするゆへに、物の價不<sub>レ</sub>正也、これ上に利を好む所より下に其費をこる也、又當時甚安くなりて、それを買置町人悉く困ときは、公よりこれを買て民を不<sub>レ</sub>困ことあり、周禮に、泉府之府、掌<sub>二</sub>以<sub>二</sub>市之征布<sub>一</sub>、征、布、屬、入、所、歛、市、之、不、售、貨、之、滯、於、民、用、者、以、征、布、買、而、收、之、以、其、價、買、之、使、民、不、喪、物、揭、而、書、之、運、物、表、揭、而、以、待、不、時、而、買、者、以、待、民、之、買、者、各、從、其、抵、本、也、都、鄙、從、其、主、國、人、郊、人、從、其、有、司、所、謂、抵、也、然、後、予、之、凡、除、者、祭、祀、無、過、旬、日、喪、紀、無、過、三、月、凡、民、之、貨



借川者與其有司辨而授之、以國服爲之息、國服謂也、所服之樂、如農圃之類也、民貨物不取、其是罪人政を立て商買のあたいをひこしからしむるの法也、民のかい來りし物うれずして其價のやすきをば、官より其本の直に買取て置て、民の急に入る時は則ち本の價にうつて民の用をすくふ、民のあたいを出すこと不能ば、官則それにあたへて價を不乞、或は貸與ゆる時はつぐのいを取て利息をとらず、是民の急事喪祭等の用に應ずる也、或は民急用ならずしてこれを買取てそのあたいを貸ときは、力役を以て利息として金銀を不取、是又其みだりなることを戒めんとのこと也、如此の政皆民を利用して國用を通ずる計にして、聊財寶をあつむべきために不有也、その制あしければ必ずあやまりあり、漢の武帝桑弘羊が言を用ひて均輸の官を郡國に置、京師に府を設けて時のやすきものを買取て收納し、たかき時は出して官より是を賣る、これによつて富商大賈獨り大利を貪ることなくして

物のあたひ高下なし、ゆへに是を平準と號す、史記に所出の平準書これ也、均輸と云は、諸國より京都へ所獻の年貢租稅、其運送する費大なるを以て、其運賃をそへてその所の奉行へ直に奉り置こと也、奉行所々にたくわへ置て京都へ運々はこびのぼせ、其直のたかきをうりやすきはこれを買て收むること也、昭帝時、霍光輔政、令郡國舉賢良文學之士、使丞相御史相與語、人疾苦、文學曰、理人之道、防淫佚之原、廣教道之端、抑末利、而開仁義、無示以利、然後教化可興、而風俗可移也、今郡國有均輸、與人爭利、散敦厚之撲、成貪鄙之行、是以百姓就本寡而趨末衆、夫末修則人侈、本修則人節、節則財用足、侈則饑寒生、願能均輸、以進本退末、大夫曰、匈奴皆叛、數爲寇暴、備之則勞、中國不備則侵盜不止、先帝哀邊人之愁苦爲府所俘、乃修郵塞、飭烽燧、屯戍以備之、邊用不足、故置均輸、蓄貨長財、以助邊費、今議者欲罷之、是內空府庫之藏、外乏執備之用、罷

之不使、夫國有沃野之饒、而不足於食者、器械不備也、有山海之貨、而不足於財者、商工不備也、剛蜀之丹砂毛羽、荆楊之皮革骨象、江南之梅梓竹箭、燕齊之魚鹽罷裘、兗豫河之漆絲繡紵、養生奉終之具也、得商而通、待工而成、故聖人作舟楫之用、以通川谷、服牛駕馬、以達陵陸、致遠窮深、所以交庶物、而使百姓也、文學曰、有國有家者、不忠貧而思不安、故天子諸侯不言利害、大夫不言得失、蓄仁義、以風之、勵德行、以化之、是以近者親附、遠者說德、王者行仁政、無敵於天下、惡用費哉、夫導人以德、則人歸、示人以利、則人俗薄、俗薄則背義而趨利、則百姓交於道、而接於市、夫排困市非防、察利門、而民猶爲非、況上爲之利乎、傳曰、諸侯好利、則大夫鄙、大夫鄙、則士貪、士貪、則庶人盜、是開利孔、爲人罪梯也、夫古之賦稅於人也、因其所工、不求其拙、農人納其稼、工女效其織、今釋其所、有責其所、無、百姓賤賣貨物、以便上

求、問者郡國或令作布絮、吏恣留難、與之爲市、吏之所入、非獨濟陶之繅蜀漢之布也、亦人間之所爲耳、行姦賣平、農人重苦、女工再稅、未見輸之均也、縣官發閭門、擅市則萬人並收、並收則物騰躍、騰躍則商賈牟利、自市則吏容姦蒙、而富商積貨儲物以待其急、輕賣姦吏取賤、以取貴、未見準之平也、蓋古之均輸所、以齊勞逸、而便貢輸、非以爲利而賣物、大夫曰、往者郡國諸侯各以其物貢輸、往來煩難物多苦惡、不償其費、故郡置輸官、以相給運、而便遠方之貢、故曰均輸、開委府于京師、以籠貨物、賤則買、貴則賣、是以縣官不失實、商賈無所牟利、故命曰平準、準平則民不失職、均輸則人不勞、故平準均輸所以平萬物、而便百姓也、古之立國家者、開本末之塗、通有無之用、故易曰、通其變、使人不倦、故工不出則農用乏、商不出則寶貨絕、農用乏則穀不殖、寶貨絕則財用匱、故均輸所以通委財、而周緩急、是以先帝開均輸、以足人財、王







り、直段をいつはり過分のことを致すに於ては、五人組聊すてをくべからず、その輕重を糾して咎に可レ處也、富有の町人たりとも、買手に對して無禮過言を不レ可レ致也、次に商賈に伍法を立て、その中間を五人組にいたし、その中間として公禁をたすべし、直段をしめしあはせ高下仕るためにはあらざる也、

○正下市塵害風俗之甚

師曰、市塵は市の相交りて其使用を利する地也、故に市塵市民の制に因て、士の風俗必ずたがふもの也、故にその制を詳にすべき也、第一、士と町人と相對するの禮前に出レ之、その用所すまば町人退去すべし、食をくらすことをゆるさば側に入て食すべし、かりにも足付の膳たるべからず、富有の輩たりとも此制をそむくべからず、日比出入の士家たりとも、相伴密會可レ處罪科也、第二、町人侍とあきないを一に致すこと、手形證文ありと云ども、云こと出せば侍より預る金銀不レ殘町人に可レ與也、その士つみあるべし、尤

町人へ侍方より借金口入仕るべからざる也、第三、間屋前より直に侍大名衆へうりかいを不レ可レ致、尤侍屋敷にある處の野菜諸色買べからず、五人組これを改むべし、其あたひ買取町人に可レ與之、第四、立賣ふりうりのこと、衣類その外金銀の入目重きものを、下々小者路頭にて立賣の輩あらば、その町より改むべし、絹うり木綿うりは兩三人づゝ可レ往來、少しも武士方に於て無心元ていあらば、近所の番所隣家へことはるべし、番所隣家のもの相たすべし、賣手堪忍仕ると云ども、き、付見届し輩さしをくべからず、已後知れ候は隣家番人可レ爲同罪也、第五、古衣買、中間に五人組を立、買來るもの、屋敷の名うりての名詳に可レ問届、尤一人の手前よりかはす、をんみつの所にてうりかいは不レ可レ致、その衣類ふしんあるか、格別直段下直ならば不レ可レ買也、盗みもの買取輩は、以來五人組まで罪科たるべし、第六、ふるがね買、是又右同前、橋門のかな物、小刀、木わり、ひつて、古ほ

うてうの類持出てうるもの不可レ買、その家に入て見定め可レ買取、盗物かいとらば、五人組までせんさくの上に可レ爲罪科、第七、質屋の制、確かに證人をとりて質をとるべし、其身の分限に不レ相應道具持來る輩は、必ず盗みものたるべし、以來あらはるゝに於ては質屋の罪たるべし、第八、菓子あめうり等、童子小兒の持來る器物に取かへてうり遺すべからざる也、第九、茶屋の制、時のくい物を可レ仕也、遊女を置、淫巧の器物、堅く法度いたすべし、座敷がまへ制法あるべし、第十、煮賣の輩堅く法度可レ仕、奸人こゝに會す、且禮容をみだる也、都城の外二里二里を去るの處に茶店あるべし、道路にをくべからず、第十一、傀儡みせ物の町一所にあるべし、左右に大門大番所を立非常を禁ず、供のもの二三輩より多く連れたらん衆尤乘馬肩輿の歷々不可レ入、女子老人小兒は格別也、第十二、傾城町のこと、都城その外人多く相あつまるの處には是をまふく、是人の氣をはやく察して淫亂

に及ばしめざらんため也、其制凡下僕隸の爲に設けたる如くあつべし、故に其町不レ遠其地、間道なく、唯一方に門を立、口に大番所をまふけ、兵卒武器を備へて非常を禁ず、而して遊女の制その値をかるくす、衣類絹袖その染色制法を定めて美麗ならしむべからず、座敷がまへを不レ致、振舞一汁三菜ならしめ、その地に至ること、供のものなく、刀は番所にてこれををさゆべし、刻限夜中に不レ合行、改めよき時分を定法とす、晝夜こゝに泊ることを禁ず、第十三、うてがう、諸願人、祭文の山伏、鉢ひらき、かねたき、夜念佛、神子、鈴ふり、比丘尼、此類往來を禁ず、町中に不レ可レ置、付たり、辻算、路頭の代待、かけ繪の勸進あるべからず、第十四、商賈往來の地嚴法令、大分の金銀諸器荷物往來の間、若途中に於て紛失すること不可レ然、故に道路の驛長、津々浦々の間屋、舟がり、湊々に水印を立て、常燈を設けて其海上を明かならしめ、國用を利し民の生々を全くす、もし荷物をはね、船を



こねたる處、商人道中にて荷物紛失、其身の天死あらば、宿主馬方速かにあらため、處の五人組名主各詳にたすべし、第十五、市税を寛にすと云へり、これは商買の物の分一を官に收むること也、是を抽解とも抽分とも云、此法重きときは商買大に苦で其賣物の直甚高し、故にこれを正しくして分一を減すべし、第十六、諸色の座は偽りあらん物をたすに用ゆ、不然して市民私に座を立、或は中間合せ直段を高下し、或は惣の直を同じことにいたす、皆奸民のわざにして風俗のかゝる所也、第十七、問屋の外なみの町人土藏をかまへべからず、常座の物置を仕ることは不苦なり、第十八、異國の商船勘合の事、是遠人をきたすの政なり、其濫に政所を立奉行を置、異國の商船を入れ、その人を一所に置、本朝のもの常に不相通、只有無を互に替ふ、金銀を外夷に不可與、唯所の土産をかへ合すべし、凡そ天下の富土地の廣き、外夷の物を不待して事たりぬべし、藥種に於ては本朝になき

もの多けれども、又代用て其用たりぬべし、香木毛織等不足用、却て奢侈のかゝる處なり、然れども懷柔遠人は聖人の政なれば、只其制を正すべし、漢より始めて互市之法あり、宋に至て立市也、交易也、海舟也、云へり、

○論糶錢之法

師曰、萬物の用穀を以て最上とす、故に米穀を商買の輩、その利を私して或はかい置を致し、四方通合せて其價を高下せしむる時は、天下常に飢饉に同じ、故にその制を要とす、古來平糶の法と云ことあり、糶はかといねとよめり、是は官に米穀を多くたくはへて、所のたかき時はこれを出して民を利し、やすき時は官に買て民の苦みに不<sub>レ</sub>至が如くいたすこと也、異朝には齊管仲魏の李悝に事をこれり、齊管仲相桓公、通輕重之權、曰、歲有凶穰、故穀有貴賤、令有緩急、故物有輕重、上令急於求米則民重米、緩於求米則民輕米、所糶則賤所急則貴、人君不<sub>レ</sub>理則畜買游於市、謂買人、乘<sub>レ</sub>民之不<sub>レ</sub>給、百<sub>レ</sub>倍其本矣、

以<sub>レ</sub>十民有餘則輕之、故人君欲<sub>レ</sub>之以<sub>レ</sub>輕、民不足則重之、故人君散<sub>レ</sub>之以<sub>レ</sub>重、民輕之時宜爲欲糶、人重之時宜爲散之、凡輕重欲散之<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>時即準平、守<sub>レ</sub>準平<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>萬室之邑必有<sub>レ</sub>萬鍾之藏、六石四斗爲一鍾、錢萬爲一萬鍾、藏儲百萬、春以奉<sub>レ</sub>耕、夏以奉<sub>レ</sub>耘、耒耜器械鍾饋糧食、必取<sub>レ</sub>贍焉、故大賈富家不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>豪<sub>レ</sub>奪<sub>レ</sub>吾民<sub>レ</sub>矣、又曰、國之廣狹壤之肥瘠有<sub>レ</sub>數、終歲食餘有<sub>レ</sub>數、彼守<sub>レ</sub>國者守<sub>レ</sub>穀而已矣、曰某縣之壤廣若干、某縣之壤狹若干、則必積<sub>レ</sub>委<sub>レ</sub>幣、委蓄也、各於州縣里蓄積錢、即上文萬室千室所藏者、於是縣州里受<sub>レ</sub>公錢、君下<sub>レ</sub>令謂<sub>レ</sub>郡縣屬<sub>レ</sub>大夫里邑、皆籍<sub>レ</sub>穀入若干云云、魏文侯相李悝曰、糶其貴傷<sub>レ</sub>人、人謂士甚賤傷農、工商、士甚賤傷農、人傷則離散、農傷則國貧、故甚貴與<sub>レ</sub>甚賤、其傷一也、善爲國者、使<sub>レ</sub>人無傷而農益勸、是故善<sub>レ</sub>平糶<sub>レ</sub>者、必謹觀<sub>レ</sub>歲有<sub>レ</sub>上中下<sub>レ</sub>三熟、大熟則上糶<sub>レ</sub>三而舍<sub>レ</sub>一、中熟則糶<sub>レ</sub>二、下熟則糶<sub>レ</sub>一、使人適足、價平則止、馬端臨曰、古今言<sub>レ</sub>糶糶欲散之法、始<sub>レ</sub>於齊之管仲魏李悝、此則秦孔以來所謂理<sub>レ</sub>財之道、大率皆宗<sub>レ</sub>此說、然山海天地之

藏、關市物貨之聚、而豪強擅<sub>レ</sub>之、則取以富國可也、至<sub>レ</sub>於農人服田力穡之贏餘、上之人爲制<sub>レ</sub>其輕重、時<sub>レ</sub>其欲散<sub>レ</sub>、便不<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>甚貴甚賤<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>患、乃仁者之用云云、此皆民のために米穀を出入して其災害をのぞくの政也、歷代常平倉義倉社會の説<sub>レ</sub>具<sub>レ</sub>詳<sub>レ</sub>、此れによりて起れり、宋の神宗に至て、王安石が言を用て青苗の事は、青苗と云ふは、なほしろの時分民に錢をかして其利息二分を出さしむ、たとへば一百文をかして息二十文を出さしむ、春これをかして夏をさめ、夏かして秋をさむ、而して是を以て民の利とす、然れども錢民の手に入る時は、必ず是を以て費となして民に利あらず、これをつぐのふ時に民傷む、息を取るがゆへに民苦しむ、不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>ものは抑て是を皆納す、皆其民を利するにあらずして、唯財をあつむるに至る、こゝに於て民大に苦みて、終に此法とまれり、然れば民を利するの政也といへども、詳に不<sub>レ</sub>糾明<sub>レ</sub>ときはその法必ず亂る、尤可<sub>レ</sub>慎也、凡そ天下の財貨は天下の財







其器、銅天生者也、銅而成錢、則人爲之矣、自古論錢法者多矣、唯南齊孔顛所謂、不惜銅不愛工、此二語者萬世鑄錢之良法也云云、本朝又鑄錢司の官を立て其制法を詳にし、私に錢を鑄て官の錢に相亂ることを禁ず、天平寶字四年に開基勝寶の錢を鑄、又萬年通寶の錢を鑄る、銀錢金錢各其文をかへて、銀以一當銅十、金錢以一當銀錢十、其後歷代に各鑄錢の事あり、是銅錢年序をへて其質ごとく減少するを以て、商工これをゑらむに暇なきを以て、新錢を行て其政をひとしくし、國用を利せしめんとの心得也、

○立市民之長

師曰、市民の長を不立ときは市民の教化不正、各奸曲をかまへ、風俗詐偽に及ぶべし、是古の司市の官、本朝の市正にして、武家にこれを奉行と號する也、職員各左右京職の下に東西の市司あり、掌財貨、交易、器物眞偽、度量輕重、賣買估價、禁察非違事と出たり、この下に正一人、佑一人、令史一人、價長五人、物

部二十人、使部十人、直丁一人あり、各市司の屬官なり、案するに、市民の長可心得事、其本安工商、利交易、正風俗にあるべき也、安工商とならば、工商の業を詳にして、諸職人諸商買人の品々、その安否いかやうにして安すべきことを晝夜心をつけて其用を制すべき也、利交易には、商買の法を定め、其事物の可然のりをよくきわめ、眞偽亂法なからしむべし、而して教を詳にし、士民の禮を明にし、訴訟刑獄を詳にし、其輕薄を抑へて篤實に至らしむる、是風俗を正しくする也、風俗不正ときは、市民安んずと云へども不道也、不道時は教化と云べからず、教化あらざれば豊にさかゆると云ども猶は禽獸の如し、豈に聖徳の化と可謂や、然して奉行平日の勤めあるべし、若逸樂をこのみて市民の事を心に不入己が職分を輕しとせば、必ず官に怠慢あるべし、又我知を立て古の則を不考、或は古例に泥んで當時の相應を不知、皆あやまりあるべし、故に能く身に行跡を

つみ、徳をねり才を逞しくして、而して先官の作法先例、當時この所にて今の人に可<sub>レ</sub>用子細を分別し、而して後に市民の用をなすにあり、右市司奉行に可<sub>レ</sub>屬役人あるべし、非常の制を戒しむるに士及び輕卒あり、これ今の與力侍歩卒の同心など云もの也、囚獄の司ありて、非常のものを戒め囚へおくの舎あり、其奉行あり、その下司あり、市司奉行祿うすくば、可<sub>レ</sub>入所の下司ことごとく上より預け與ゆ、祿ゆたかなりとも下司あるべし、奉行より下司に至るまで、町中の賄賂汚物を不<sub>レ</sub>受、町人の響應を禁ず、尤も出入信仰の寺社たりとも、奉加勸進のこと堅く口入不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>仕、すべて町中の役義役錢天下人民のためをはかり、私を以てすべからざる也、ことに訴訟公事の品々はかやう本<sub>①</sub>作りに不<sub>レ</sub>仕、一々念を可<sub>レ</sub>入、きく者は一人、云者は數十百人のことゆへに、皆一例に推し、奉行の頓知才覺にまかせて其實を不<sub>レ</sub>糾明こと多し、事延引に及ぶと云ども、一度に諸品をすます可<sub>レ</sub>からず、人々奉

行所に出てその裁許を待つことは大方の事にて不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>叶、詳に糾明せずんば人情をつくすと云がたし、況や生死のかゝる公事、身身のやぶる、訴訟、不<sub>レ</sub>疎なこと也、故に酒色に放逸し世事にいろいろは、市民の情不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>盡其實也、

○置巡察之官

師曰、市司奉行の外に、時を以て巡察すべき官を置いて、奉行の教化其しく所しるしありやと云ことを可<sub>レ</sub>考也、此官人の下に夜巡晝廻の者を置、市廛の間毎日巡見して是を糾すべし、先巡察の官并に夜廻り晝廻りともにその制法を立てし、其制法不明ときは巡察ことごとく市民の害となり、商買これがためにやみ、市民これがために勞役す、故に巡察の官は、只市廛の間を往來してその實を見聞し、はかります丈尺のたがい、物の價の高下、座運上間屋番人をたゞし、非常のものを改め、人大に相あつまりて喧嘩狼藉に及ぶべきをたゞし、訴狀をあげて事を告、その末々に



たがいあるを拾遺補闕するの官たる也、夜廻晝廻其形をかへず、ひそかに往來の人に交りてめぐるべし、非常のものあらば則大番所に告べし、尤名主方に其廻人のわりふの證據あるべき也、而して其相めぐるに時あり、大風大雨大地震の時分、火難盜賊のあるべき時分、月見花見見物遊山あるべき時、神社の縁日祭禮の時分、その外非常臨事のことあらんには必巡察あるべし、其可廻地、海邊、川ばた、堀ばた、人遠き町はづれ、堤川除、林木衆草あるの地、見物町市の立つ地、如レ此處皆非常の事あるべき所なれば、心を付て巡見すべし、尤もその所のさゝわりとなるべからず、然れば奉行の教化よく行はるゝや不レ行やと云こと分明に知れて、民情彌かくれず、奉行又私なく、自然に徳化行なはるべき也、されども其制不分明、其實あつからざれば、奉行と巡察の官ひまありて、町の民人皆くるしむになることあり、尤可慎也、

○寺社之制

師曰、天下の民農工商にして、此を教ゆるを士と云、此外に無家の業して天下の農業を費やし家宅をせばむる、是當時の寺社なり、然れども久しく因循して、今速に釋氏をたち淫祠をこぼたんとすること、又聖人の教化にあらす、唯其制を詳にして、寺社ともに其家の作法をつとめしむべし、神祇令僧尼令に所見、尤信用するにたれる也、凡そ寺院の事、在家市塵士家に近かる不レ可、四方の邊地を以て是にあつべし、其地不レ以廣大、以有便葬地、尤不レ爲市塵借地、不レ作田園、廣葬墓之地、少寺院也、寺院のこと、不レ高不レ大、專用儉疎、不レ貴粧嚴、ほりもの采色はり付を不レ致、只法事弔の用を以て充之、次に在寺院の法、朝夕のつとめ不レ可怠慢、佛前墓所の掃除をきはめ、石塔位牌に塵を不レ置、貧者賤者たりとも過去帳を以て忌日のるこつ不レ可怠也、亡者の弔華麗粧服を禁ず、施主の布施物定法の如くなるべし、貧賤のもの也とも弔葬のつとめ不レ可忽也、卵塔位牌の大

小、木石の寸尺、可有定法、年忌法事猶以て不レ可怠慢、右の時分も俗人に時齋を興ふべからず、相聚る僧計如作法、饗應あるべし、次に俗人をふるまふべからず、出家中間の會席不レ苦、一汁三菜の外を禁ず、酒を禁じ、男色を禁じ、音曲歌舞を禁ず、俗人持參するとも魚肉を入べからず、次に親類たりとも女人を寺中に不レ可入、尤不レ可宿、弔法事の參詣にも不レ可參謁會釋、次に俗人はしりこみ、主人のかまいあるもの付届あるをかこふべからず、次に本寺末寺の禮をあつくし、その證據を正しくすべし、位階の次第可守先規、次に弟子を取ること、官に告て度すべし、私の度あるべからず、寺をゆづること、本寺にことはり、師弟の禮まされなからしむべし、隠居の事、寺に付處の器物、私にこしらへ置とも隠居へ取行べからず、殊に先住より相承る諸色、以帳面可糾也、次に寺内わき寮わき寺ありと云とも、寺中の制可如作法、寺の内外隱密の便所を不レ可股也、次に益彼岸年

頭、各檀越へ音物を送るべからず、盆中燈籠、つくり物、金銀のかざり色紙絹ばりあるべからず、是大概寺院に於ての制也、凡そ僧は三寶の内につらなり五戒をたもつ、是釋氏の戒也、故に朝夕のつとめ更に不レ怠、食一汁一菜たり、又は一食たるべし、在家に出ると云とも二菜を不レ可食、衣類庵布木綿紙衣たるべし、七十以上十歳已前はこれをゆるす、寺領富有の僧長老有位の輩も可守之、家宅狭きを用ゆ、方丈を以て節とす、いぬると云とも帶をとかす、晝夜座禪行道看經修行不レ可怠也、師弟の禮を厚くし、師のためには僕従たるべし、かりにも在家に不レ可入、茶屋店屋に不レ可入、而してその法令を詳にす、僧にしてト籠まじない祈念等を禁ず、俗書をよみ兵書を好むを禁ず、在家へ音信を送ることを禁ず、飲酒五辛をくふこと、魚肉の席に交ることを禁ず、女色は不レ及云、男色を禁ず、國家の政事を不レ可云、商賈とりうりを禁ず、財寶家珍をたくはゆることを禁ず、夜中蠟燭をとほ



すべからず、弔法事は制外也、音曲なりもの、博奕諸勝負、蹴鞠歌學を禁ず、父母の宅に入るとも不可一宿、況や在家に入て不可一宿、旅泊は制外也、寺院の談義、并に不在寺院して人をあつめ談義を興行すべからず、辻町に佛體を置、町やに佛壇をかまふることを禁ず、新地を取立寺院營作を禁ず、是皆通法也、次に僧中間公事訴訟の事、利欲色欲の異論は衣袈裟をぬぎ白衣にて可出、師弟の争論は弟子白衣にて可出、學問人のためなど云ふことは皆禮容を以て出座すべし、大概寺院の制如此にして釋氏の末流をつぐといふべきなり、尼寺の法これに同じ、神社の事、所の大社子細あるに於ては可重之、尤も神名帳にのる處可貴之、或は大山大岳の頂に神社を灌頂して、地民これを崇敬しこれを畏れて悪事を不致の輩、其國その所に多し、本朝は神國にして、人皆神威を畏れ其非義無道をやむる、尤も篤實と云べし、故に重之民を化するも一つの教也、その社地の制大概寺院に同

じ、社内のつとめ、それの式法あるべし、神前の禮、幣帛の制、供物行法、朝夕のつとめ不可忘、社家社人各神道を學びはらいを知り、齋戒をつよくいたし神威をますべし、俗家へ音物を不贈、その外諸事のつとめ、品替りても僧法にひとし、自今已後末社を取立て所々に灌頂することを禁じ、兵具を帶し剛毅を立ることを制すべき也、次に山伏の制、寺社同前たるべし、子孫の外山伏の弟子をとること官に告べし、尤所定記の山伏の外、他國より來る輩可申出也、陰陽師、以前より有來輩は可守先規之制、奇怪不思議をとき、術を用ひ判をはんする類、皆以て衆を惑はすにたれり、禁之町中に雜居すべからず、山伏陰陽師各一町たるべし、往來して卜を賣の輩可禁之也、みこかなき各同之、諸願人、巡禮、うてがう、諸の乞食非人、悉く其ゆへんを糺明して、或は本主にかへし或は本國にをくりて家業を致させて可也、出家山伏のたぐい還俗致さば、各本主の方へをくり、本主の

差圖たるべし、自分の思をなすべからざる也、

○立三寺社之司

師曰、遊民の長あらざれば、其制を示し制外をあらため彼等が情を通すること不能、故に寺社の奉行を設けてその作法をあらため、其公事訴をたすべきなり、出家社人山伏陰陽師等、國に在て國用とならざれば、彌遊民の最上たり、吉凶軍資嘉の禮に因て各國用をつとむべし、而して法をそむき寺社のつとめ不正の輩は、速に釋氏神慮にそむくべければ、還俗せしめて本主本國へかへし、本の家業をなさしむべし、故に巡行の目付并中間に五々を立て其師弟の作法を相ただし、大禁を犯す時は官に是を告しめ、官よりたしめて其非義あらはれば、五人組を罪に行ふべし、如此時は釋氏の教神道のをむき相叶ふべき也、

○欲廢浮屠淫祠之議

師曰、本朝には聖學久しく絶て釋氏の説大に行はる、其由來尤もはるかにして非一朝一夕之所以匹夫匹

婦のいやしき愚不肖のをろかなるまで各念佛稱名をとなへ、釋迦阿彌陀の名を知て外に聖人のあることを不知、況んや兒童女子の類は、地獄天堂のきたに惑ひ、哀傷無常の説にちなみ、或は禍福或は因果の論を尤とし、悉く此間に習練す、今天下の土地人民工商の用、三分の一は寺社の用たり、是風俗のかゝる處教化の専とすべき處也と云へども、聖學の統たへてなく、志の深重せる大王宰相なきがゆへに、ついに是をたすこと不能、殊に代々の帝王各釋氏に歸依ありて、堂塔伽藍を建立あり、供佛施僧を以て大道となし玉へり、武將に至て猶然り、北條泰時、同じく時頼、道に志ありて世の政務を正さんことを欲すといへども、其所本皆佛見にして其所行皆小惠なり、是より後には天下の一人大臣悉く釋門に因て道をきくがゆへ、釋氏の餘流太盛にして、中ごろ法念日蓮等新宗を立て天下の人を誣ひ、邪說暴行云べからず、これに因て聖學日に衰へて、周公孔子を名をしらず、五倫五常



の教なし、これに便りて南蠻耶蘇宗邪法をのべ、本朝の人民を害す、皆是釋氏の餘流にたよれば也、たまたま聖學に志あるの輩も、亦宋明の儒にかすめられ聖人の本意を失を以て、民を治め國を政するも、釋氏に歸依する人よりは劣れり、或は釋氏をきらつて寺をやぶり僧を拂ふに至り、或は木佛をやき銅佛を鑄くづして釋氏を廢斥すといへども、本聖人の大道を不知、只其形斗をさらへて其作略をなすがゆへに、彌聖學くらく、人皆備學の世にさゝわり人の苦になることを恐る、古へも不謂や、三武滅僧僧不滅、一韓摧佛佛不摧と、天下の帝王その威四海に充る勢を以ても、下の心不服して只これを滅すことは不叶ためし、異朝既に然り、本朝若し然らんとらば禍蕭將の下にをこりつべし、是皆聖人の大教を知らずして後世利口の學者を信するが故也、されば我夫子も攻ニ異端ニは害ならくのみと宣へり、もし釋氏を棄て悉く聖道に至らしめんとらば、能聖人の道を知て

其用法を格知◎開本せば、數年の間に寺院やぶれ浮屠還俗して、不糾して釋教をのづからやみ、不毀して寺院ついに破壊すべし、聖人の道必ずとすることなし若聖人の道を不知して、儒の行は如此、聖人家つくりは如此と形を立ば、儒者の宅は寺院の如く、儒士は僧沙門の體になりて、何のいたしなすこともなく、深衣を着しかんむりをいたしき、記誦詞章を翫んで世務日用に施すべきなく、文武農工商に用ゆべき道なく、只出家の女犯肉食して國の遊民たるに異なるべからざる也、

淫祠の事、本朝は神國にして、所々にはこらを立神を崇めこれを恭敬するが故に、民に詐偽なくその風光あつし、然れば聖教久しくほごされ民其化に及んで、而後に人々神の非禮を不愛ことをしらば、淫祠自然にやむべき也、教化を施すこと少して只淫祠をこぼたんとせば、人民を以て惡にをとし入るゝと云なるべし、故に制を立法を設け、社人祝部の作法を正し

て神の威をますこと、是教化の所重也、但民間に近年取立たる所のほこら神事の事、是不可然と也、又あり來れると云へども、由來不分明、神威をそるゝ人なきは、格物してこれを去るべし、必竟所のついで風俗のかゝる所と云べし、

### 山鹿語類卷第七

#### 君道七

#### 治教上

#### ○正風俗

師曰、國に必ず風あり、人に必ず俗あり、是を風俗と云なり、天地の人を生ずること、同じく是天の命を受といへども、各其地を異にするがゆへに、その習氣相變じて其俗又異なり、地に水陸山谷の別あれば、受る處の氣に剛柔遲速の量殊なり、聖人世に立て億兆の君師たる時は、是を糾明して其習俗を變じて其風俗を正しくせざれば、國政をことにし家俗を別にして教化及び難き也、民の氣質に變ありといへども、其本とする處は一理なれば、天地の正氣を以て人心の正道をたゞし、其偏塞をみちびいてこれを正に至らしめ、其異なるを抑て是を一にして、天下の人其趣を一

### 山鹿語類卷第六終



にして彼是の異なることなからしむるは、是上人君の教化による所也、王制曰、廣谷大川異制、民生其間者異俗、剛柔輕重、遲速異齊、五味異和、器機異制、衣服異宜、修其教不<sub>レ</sub>易其俗、齊其政不<sub>レ</sub>易其宜、と云是也、風俗のなす處善なれば民自善に因循し、風俗あしき時は民自惡に因循し、風俗の所習には不<sub>レ</sub>覺に人心相循ふものなり、我元禮の節文ありといへども、風俗あしければ謙退の風をあし、とす、我元恥を知る所あれども、風俗あしきゆへに恥を忘れて利に徇ふに至る、是所習の風俗に因て、道を知らず徳義を失て、謙退なく廉恥なきを以て風とする也、風俗如此時は人皆邪奸に陥るがゆへ、刑法を以てしはば是を正すと云ども、姦人不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>止也、然れば風俗を正すことは人君の徳に可<sub>レ</sub>有、如何してか風俗を正さんとならば、道德の心得を一にして始めて風俗正しかるべき也、道は今日日用の間人々相行の道也、徳は人の心に自得して尤所<sub>レ</sub>崇敬也、此には

道は今日の事業、徳は人々の修身にして、各不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>己の當然とする法あり、然るに風俗相異なるがゆへに、面々に自分として道德を定め、道其道にあらず徳其徳にあらず、世以て非<sub>レ</sub>道を道と心得、徳にあらざることを徳と崇敬す、是風俗となつて、未<sub>レ</sub>々後々まで愚民凡人是を求て道德の異端をなす也、下にして云時は、利を得福をうるを徳也と思ふものは、吝て手廻をなし、我利害を分別して、人をたをしても利のあらんことを思ひもし、行ひもする、是を道也と心得也、人に勝<sub>レ</sub>ことを徳と心得るものは、推して人をあなごり、推參して人の上座につくを道と思ふ也、是各道德と云ものに趣向違がゆへに、是を以て風俗とす、商賈のあき人利潤を専として恥を不<sub>レ</sub>知のたぐい、是同じく人にして士は恥を思ひ三民は恥を不<sub>レ</sub>知は風俗を以てしかり、今まで士なりと云ども三民になりては無<sub>レ</sub>幾程<sub>レ</sub>恥を忘るゝも風俗のなす處也、上にして云ときは、異端の行ふ所を道と思ひ、異端の徳とする

處を徳と思ふ、是本末遙かに相違するゆへ也、こゝを以て或は空寂を取て徳として氣随放埒を道とし、或は無事靜清を徳として専ら禪定靜坐を道とす、是皆道德に似て道德にあらず、かるがゆへに下の風俗上の風俗ともに皆思ひ<sub>レ</sub>にして、何れを取て定法となしがたきを以て、人々異見を立家々に異説をまふくる也、世に徳の不明道の不行<sub>レ</sub>こと尤ゆへあるなり、然れば人君上に聖人の實利を立、教戒の法を廣くし、學校を在々所々の民家多き所にまふけ、師道を明にして能教化の實あらば、弊俗急に雖<sub>レ</sub>不改、ついに風俗すなほにして、まことの道德を知て、天下の人は悉く天下聖人の道を道とし、天下聖人の徳を徳として、異端の説更に無<sub>レ</sub>所行、詩の序に、王道衰禮義廢政教失、國異<sub>レ</sub>政家殊<sub>レ</sub>俗といへり、天子の徳業正しく天下に道德の教詳ならば、風俗は異なることあるべからざれども、王道次第に衰て國々私に爲<sub>レ</sub>政、家々自爲<sub>レ</sub>俗がゆへに道德不<sub>レ</sub>一也、周禮司徒の職、二道

徳以同俗と云ことあり、是は成周の盛なりし時は、司徒の職を立て、道德の思入の別なるものを悉く教化して一致ならしめて、風俗の同き如くすることを司るなり、漢の董仲舒武帝に言して曰、春秋大一統者、天地之常經古今之大誼也と論せる也、大一統とは、紀綱の一なることを以て法度を明にして、下の守り行ふ處民の道とする處を一統せしむることなり、天下の治道はこゝにかゝることなれば、是を大一統と云也、若諸侯面々の思をなして天子の王法を不<sub>レ</sub>費用<sub>レ</sub>るときは、邪僻の説多く異説まち<sub>レ</sub>にして一統せざれば也、程明道宋の神宗に言して曰、治天下以<sub>レ</sub>正<sub>レ</sub>風俗<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>賢才<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>本といへる、是又天下の治道は風俗にあることをいへる也、教化あつからず人々道に熟せざれば、士に謙退の節なく民に廉恥の行なくして、子として父をころし、臣として君を弑し、下は上をないがしろにして、強きは弱きを凌ぐ事、皆風俗の不<sub>レ</sub>宜處より起るなり、風俗の不<sub>レ</sub>宜は、



人君政道を不詳、教化を念比に不致の費より事起るなれば、異端をひらき異説をやめんと不爲して、唯道德の一にして異義あらざるごとくに教を詳にせば、彼小人邪僻の異見は自からやむべき也、王制曰、天下無事、與諸侯相見曰朝、考禮正刑一德、以尊天子と云へり、これ諸侯無事の時には、來朝の禮を行て天子にまみへ奉るにあり、禮節の宜しからん處を考へ、王朝の作法にたがふ處あらんを改め、國の刑法獄訴を正して明にし、上下ともに徳と思ふ處の一なるが如く致す、是を天子を崇敬するとは云也と云へることなり、禮は人間日用の事皆禮にもる、處なし、刑獄は人の理非明白に決斷の處にして死生の所因なり、徳は人々身につとめ自得する處なれば、此三を明にして異義なからしめんは風俗の一なる處なれば、諸侯必ず來朝して是を奏聞し上の命を受く、人君又命じて是を正しくす、如此ときは上下一に天理の公人道の正にをもむいて、彼大一統に至

るなり、たごへば天下長久にして干戈を荷ふことななく、人々安堵の思をなすと云ども、風俗鄙して偏塞するときは、其弊必ず上をなみし君をひごころひ、分をこへ弱を凌ぐに至るもの也、人の富貴福祿にして道を不れ知理をわきまへざるは、是孟子の飽までくらひ暖かに衣て不れ學ば禽獸に同じといへる處なり、中國の四方教化の不れ及して道德のすべて不れ知國をよびすと云ふ、南蠻北狄東夷西戎是なり、何を以てよびすと云となれば、衣食居の不足、金銀財寶の少きを云にあらす、唯風俗のあしくして善惡の差別邪正のわかちを不れ知、義不義忠不忠のわきまへなく、道德を一にせざるゆへ也、よびすの内にも君臣上下男女の品あれども、道德を不ゆへに、南蠻には衣裳のよきものを上とし財多を君とす、北狄には勇猛を以て君とし上とす、是差別する處の心あれども趣向たがふゆへに、其上下とし君臣とすること皆道にあらす、徳を不れ知がなす處也、こゝを以て南蠻北狄には、

今日君とし上とするかと思へば、明日には是を去て我君となり上となる、是に至惡と不思、下又これを風俗とす、きたなきこと、むさきこと、貪ることを惡と不れ知がゆへに、男女の道みだれ、飲食手を以てつかむ、居宅の法大にたがふ、唯使用を利するのみなれば、南蠻北狄の君臣ともに中國の商賈沽買の人の如く、偽を以て財をあつめ暴惡にして人の物を奪ふ、其形は人の如くなりといへども、一向鳥獸に不殊、然れば中國たりとは云へども、道德の思入なく風俗次第に衰へば、世は太平に屬すと云どもよびすに同じく、異端暴僻邪説まろくにして、ついに上をなみし君を失ふをあしきと不思に可至なれば、風俗の所重尤可味、唐有天下、雖號治平、然亦有夷狄之風、三綱不正、無君臣父子夫婦、其原始於太宗也、故其後世子弟皆不正、使君不君臣不臣、故藩鎮不實、權臣跋扈、陵夷有五代之亂、と程明道の論、是れ風俗を大也とするのゆへなり、本朝は東方の君子

國と號し、神代より此方風俗甚淳樸にして紀綱尤も正し、故に上世より今日に至る迄王代百餘に過ぐといへども、ついに臣として天子を弑せるためしなし、是神國にして天神地祇を崇敬する處の深ければ也、然れども國俗文にくらく才に乏しくして道德の教化薄く、専ら浮屠の邪説を信用して、賤門卑戸の匹夫匹婦に至るまで念佛稱名の功徳を貴ぶ、是に於いて浮屠に宗門多く異端まろくにして、寺院市街閭里に比屋せり、中にも蠻國の邪法邪辭宗門出來、是に似たる非を説、善に似たる惡を用ゆ、まことに邪説暴行天魔波旬のなす所と可謂、竊に案するに、本朝聖學學校の法不興、師道不立ゆへに、人たまく道に志して徳を學ばんと思ふものありといへども、皆佛見にいへども、記誦詞章を事として、日用の工夫いさゝかなきがゆへに、聖學の名あつて其行跡凡人に劣れり、これを見聞するの族、皆儒をいやしみて聖學を嘲り、



佛老の邪見に陥る、しばらく道徳に志あるものも、上より是を賞して師道を高くましまさざれば、あるかなきかの如くになりて、是又邪説の内に漂泊す、然る時は人君道徳を一にして、上は百官を正し、下は萬民を教へ、吏官縣令ことごとく法を守て教化を詳にし、所々に學所をまふけ、言行明なるを師とし、志あるは云に不<sub>レ</sub>及、愚民凡人に至るまで、閑暇あらば業を教へ道徳の趣向を糾明せしめば、道徳に志あるもの各是に親しみて、ついには教化廣からん、教化能熟せば異端の邪説誰かこれを用ひんや、不<sub>レ</sub>拒して異見をやめ、不<sub>レ</sub>禁して異端さるべし、上に道徳の教化なく、委細の戒示あらずんば、人々皆知識あるが故に、必ず道徳の志出来るの時、終に異端に入て正法を不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>知也、人所<sub>レ</sub>習の氣に泥着するものなれば、一たび異門に陥て後には、まことの道徳に彌<sub>レ</sub>遠ざかるもの也、ことに聖學の信の師世に乏しければ、誰にたよつて其邪正を明にせんや、是異端の世を惑はし民をしい、蠻

國の耶蘇費に乗じて入ることをうるゆへん也、但風俗の染こと久遠なれば、速かに變ずることは、聖人世に出るとも難<sub>レ</sub>有かるべし、既に歴三紀二世變風移る<sub>聖命</sub>と周書に出たり、是は周公旦、文王武王成王三世の政をたすけ國家を安定し玉ふに、三紀をへて後に世かわり風移て、四方ともに靜に安しと云ことなり、一紀は十二年也、三紀は三十六年也、周公の聖人政をなし玉ふにさへ、風俗の變ずるに至るは三紀に及ぶ、况や末世濁民をや、本朝は紀綱自正しく上下尊卑の分明なること、まことに君子國の風あれば、人君の教化詳ならば其道徳ついに一にして風俗改らんこと最も安し、風俗正さざれば、治平に屬しても末々弊のあるべければ、唯風をかへ俗を變じ、天下悉く一三道徳<sub>二</sub>にして異端の邪説不<sub>レ</sub>行ば、君臣父子の道あきらかに、上下尊卑の分正しく、人々天地の徳を徳として、萬代ともに夷狄の風俗あるべからざる也、

○廣<sub>二</sub>教化<sub>一</sub>

師嘗論<sub>二</sub>廣<sub>二</sub>教化<sub>一</sub>之議曰、教は上より示すの所、化は下の化して俗の變ずることなり、教と化と相並で初て圭角なし、教て化せざれば風俗變せざるものなり、風俗不<sub>レ</sub>變ば教化と難<sub>レ</sub>言也、故に教は化を以て成と可<sub>レ</sub>知也、然るに民人の教へ何を以て本とせんとならば、唯天地自然の誠のまゝに因循して、更に別法の相殊なるなし、何をか天地自然の誠と云はんとならば、父子の親君臣の義夫婦の別長幼の序朋友の信是を五教と云、虞舜契を以て司徒の官として、敬敷<sub>二</sub>五教<sub>一</sub>在<sub>レ</sub>寛との玉ふ、是萬世帝王爲<sub>レ</sub>教のはじめ也、君臣父子夫婦長幼朋友は、人として必ずあるべきのしななれば、是を五品とも五倫とも云也、親義別序信の五には、其情我に相をなはれるのことなりといへども、氣質の偏にかゝわり、物欲の蔽にへだてられて、理にくらく事に惑ひて其道を失ふにいたるがゆへに、教を立て其天地の眞に至らしむる、是を五教と云也、而して此間に始終の禮あり、吉凶の用あり、親疎の差別あり

るが故に、吉凶軍賓嘉を五禮と云、冠婚喪祭郷相見を六禮とも云へり、是五倫について必ずあるべきのことにして、是を行ふに各禮を以て節せしめ、其制法を具さに教ゆる、是事についての教戒也、而して今日日用の間に相用て更に離るべからざる用あり、所謂飲食衣服居宅用具也、これを行ふに分寸を定め、合升を考へ、一二三の數をはかり、輕重を正すの制あり、是を八政と號する也、所謂飲食、衣服、事爲、<sub>百工之技藝者</sub>異別、<sub>五方之器機者</sub>度量、數制、是也、以上如此ことを詳に考へはかりて、天下の間に教を布て其道徳を一にす、徳は是五典、道は是六禮八政也、徳は是五倫、道は是五教、徳は是天徳、道は是天道、更に私智妄作する處にあらざる也、教詳にして禮行はれ、風俗一なる時は、民日に善に移りて罪に不<sub>レ</sub>陷也、故に賈誼曰、禮禁<sub>二</sub>於將然之前、而法者禁<sub>二</sub>於已然之後<sub>一</sub>といへり、禮と云は則今日日用の道也、日用の道よく禮に相稱て非義非禮あらざれば民の罪に陥るなし、是禮は未然



の前を慎しましむる也、法を立て刑を行は、定れる禮の教の違ふことあるを後に改め禁する也、然る時は禮と法と兩ながら立て、前を教へ後を戒めて教化を廣からしむる也、教といへども以法不亂之は必ず怠る、是禮法者教化之所從出也、凡そ人皆風俗にそみ惡に陥て、佞奸邪説を信じ利害をさしはさむこと已に習氣たり、これを教化せんこと大方の心入にては難し通がゆへに、王城より邊鄙に至り、都邑より遠里に至るまで、所々に是を司るの官を立て、師を置教を具にし、日用の問いさ、かのことなりと云ども漫りに是を不令取行、委細に點檢し其本末を糾して是を善に入る、如くあらば、民人自然に風俗を化すべし、周禮に、大司徒因此五物者民之常而施十有二教焉と云へり、唐虞の司徒は五教を以て民に教ゆ、周の司徒は十二の教を施也、五教は其綱領をあぐる也、十二教は其條目を詳にする也、一曰以祀禮、教則民不、云心は、祀禮は祭祀の禮也、遠を追

て孝を致し、民に示すに敬を以てするゆへに、民苟且することなきなり、苟且と云は物をかりそめにして、當座のつぐのい計をはかり終を不考ことなり、二曰以陽禮、教則民不爭、云心は、陽禮は飲食の禮射義の禮各是也、老人をうやまい禮節を正し、互に謙退の禮あり、故に民皆辭讓の禮を心得て争心を止むる也、三曰以陰禮、教則民不怨、云心は、陰禮は婚姻之禮也、婚姻の禮を教へ、縁をくみ親をなして族を廣くする故に怨曠のものなき也、怨曠と云はやもめやもおにして常に愁恨あるもの、こと也、四曰以樂禮、教則民不乖、云心は、樂禮は燕會して郷をまふけ樂をなすの禮あるゆへに、民にそむく所なきを知らしむる也、五曰以儀辨、等則民不越、云心は、君臣上下の儀を教へ、父子長幼の儀をわかまへ、其階級に順て禮を増減せしむるの法あれば、民の志自から定て差を不越也、六曰以俗教、安則民不愉、云心は、風俗を正し作法を改めて、衣服宮室飲食用具墳墓

祭器に至る迄、其俗をつまびらかにし、上下長幼賓客師弟朋友の交接、共に風俗を正しくすれば、人倫自厚して輕薄ならざる也、七曰以刑教、中則民不、云心は、刑罰の法を立て教をたすけ人の過不及をあらたむる故に、民暴逆に不、八曰以誓教、恤則民不、云心は、互に相ちかひ互に相組て事を救ひうれへを助くるの道を教るゆへに、民に怠りなし、怠るものは相救つとめしむるゆへ也、九曰以度教、節則民知、云心は、度は諸事の節を儉にすること也、冠婚喪祭より日用の間の用を定め品を分て其欲を節するゆへに、民自から足れりとして不願外、十曰以世事、教則民不、云心は、天下の四民各其業あり、是世上の事也、故に業をつとめしめ能を教ゆる時は、民各その職をつとむるが故に、職を失ふものなし、十一曰以賢制、節則慎、十二曰以庸制、教則民興、功、是は民の賢者をあげて宜き官爵を興へ、功あるを用ひて祿を興ふ、如此ときは民徳をつ

つしみ功ををこすと云こと也、此二ヶ條は民教に化し風俗正しくなりて、賢者出有功のものあらはる、時は、爵祿を興へて是を用ゆるの法を論せる也、以上十二の教、是民を教化せしむるの道也、此内敬讓親和等の五は民の徳を教ゆるなり、安中恤節能の五は民の業を教ゆる也、制、節制、祿は是民をつかふの權也、教化すること如此時は、道徳一にして教化廣也、教化は皆上下の一致する處なれば、上の所、教に下化する、こと必然のことほり也、善惡ともに教に順て化す、今日の風俗に邪正出来るは、前代の教化の善惡により、今日の教化は後代の風俗となるなれば、上よりの教化聊もをこたへるべからず、民を愛すると號して、已來の禍を不願に財寶を興へ快遊を専とせしむるは、是姑息の仁なれば、後來必ず妖禍となるもの也、遠き慮なくして唯當座の善をつくさしめ、かりそめの事を心よりいたす故に、後代に至て其政改めがたきになるもの也、風俗は一朝一夕になることにはあら



す、積累することの久して其習氣風俗となるなれば、積累する處を心得て教化を廣くして、終には風俗を變ずる如く可心得なり、易の觀の象に曰、風行、地上、觀、先王以省、方觀、民設、教と云へり、四方の風俗不、同して各其趣向とする處たがへり、聖人其土地を考へ民の俗を觀て、其處に隨て教を設くる、是風の地上を吹てあまねく萬物に及びて、大小廣狹の間泄る處なきが如しといへる心也、人君の政は風の如し、下民は草の如くなれば、風の加はる處には草これに隨てのべふすが如く、上の教に隨ふものなれば、上よりの教化によりてごなたへも付より、久しては風俗と成なり、上の教化詳ならざるに因て、異端の邪說専ら行なはるゝといへども、是をふせぐに便なし、法をきびしくし刑を大にすといへども、心服するものあらざるゆへ、やゝもすれば邪說に陥て、彼を棄て是に入、是をのがれては彼に入て、ともに異端の内に漂泊す、韓退之曰、不、入、于、楊、則、入、于、墨、不、入、于、老、則

入、于、佛、入、于、仙、必、出、于、此、と云も、立教の本原たたざるを云也、

○設、學校、立、道、學、

師論、學校之設、曰、學校と云は民人に道德を教へて、其風俗を正すの所を定むることなり、學も校もともにをしゆるの字心にて、則學校の名也、孟子曰、設、爲、庠、序、學校、以、教、之、庠、者、養、也、校、者、教、也、序、者、射、也、夏、曰、校、殷、曰、序、周、曰、庠、學、則、三、代、共、之、皆、所、以、明、人、倫、也、人、倫、明、於、上、小、民、親、於、下、と云是也、然れば學校のまふけは、上代の聖主專是を以て天下の治道第一とする也、こゝを以て民家あつまりて其數ある時は、則其村庄に學校を立て、師道に可、然者を擇みて是をつかさどらしめて、民の農工商の暇ある時、及び其子弟の業に不、付の間、この所にあつまりて人倫の正道を正し、家業のつとむべき法をならひ、其天徳を正す也、小民家すこしあるにも學校あり、況や家數多く、已に郡となり國と號すべき處には、大に學校

を設け其教を可、令、施、也、王制に云所の、古之教者家有、塾、黨、有、序、術、也、有、序、國、有、學、とは此ことなり、家と云は民屋廿五家を閭と云、閭に一つの道を通じ、道のあとさきに門を設け、門の邊に學校を建る、これを塾と云也、五百家を爲、黨、一萬二千五百家を爲、遂也、庠序ともに皆學校の名にして、國にあるを學と號するなり、尤天子の學校を小學大學と號す、此學處にては、自、王、公、已、下、至、于、庶、人、之、子、弟、皆、相、學、で、其、業、を、相、つ、と、め、其、天、德、を、み、が、く、の、所、と、す、天、子、の、學、處、を、曰、辟、雍、諸、侯、の、國、に、立、る、學、處、を、曰、類、宮、と、云、其、名、號、は、世々替るといへども、押して各學校の義也、凡そ古之王者建、國、君、民、教、學、爲、先、と、い、へ、り、四、民、と、も、に、學、校、を、立、て、教、へ、さ、れ、ば、風、俗、邪、僻、に、し、て、中、國、に、居、て、悉、び、す、の、如、く、人、に、し、て、禽、獸、に、不、異、士、に、し、て、利、を、專、と、し、工、商、の、風、を、な、し、或、は、人、の、もの、を、僞、り、取、り、不、レ、奪、ば、あ、か、さ、る、の、類、皆、教、を、不、レ、聞、風、俗、悉、く、あ、し、き、ゆ、へ、也、こゝを以て先教學を以て第一の治法と致す

也、而して教ゆる處各天理の本来を以てす、尤其節あり、凡そ民に教ふるの道、士に教ふるに不、同也、但其才の教へて事なるべきは、ことごとく是を國學に入て學ばしむ、事なるべからざるは、農畝に於て産業を勉めしむ、而して民に教ふる事、六徳六行六藝、以上此三也、六徳と云は知仁聖義忠和也、知とは知恵ありて事に明なる也、仁は物を愛しあはれむこと也、聖は早く知てきざしをはかる也、義はよく時宜を考へて其義不義を糺す事也、忠は君たる人上たる人を重じて二心をもたざる也、和は親疎の間相むつまじく和て、能すくひ能たすくること也、是心の内を正すゆへに六徳と云、六行は孝友睦婣任恤なり、孝はよく父母につかへ奉ることなり、友は兄弟の間にしたしきことなり、睦は一類一族の間をむつまじくすることなり、婣は我縁者積きの通れざるものをしたしむこと也、任は朋友の間にまことあることなり、恤は人の難儀を救ひ貧しく乏しきをにぎはすこと也、以上是は親疎に



ついで相行ふの道なる故に是を六行と云、六藝は禮樂射御書數也、禮は吉凶軍賓嘉の禮なり、樂は相會して音曲歌曲すること也、射は弓の射也、御は牛馬の乗やうつかいやう也、書は物をかきならひ文字を知りならふ事也、數は算用の事を知る也、以上是は四民ともに日用の間相用ゆべきことなれば、是を六藝と號する也、此三の德行藝を學校に於て師を立て相教へしむ、其郡郷の司をいたす奉行代官、是を上より受て詳に除議を加へ、一庄一園の下、奉行名主庄屋に至るまで、正月元日にことごとく相あつめて申渡し、所村々に於て毎月よみきかせ、これを糺し戒しむる也、是を十四の讀法と云也、郷の大夫は五州の司なるゆへに、去民遠して法をよみきかするに不及、唯其下司に申しわたす計也、州長五州爲は五黨を司どり民に近きゆへに、正月子正歲日、春秋の兩社以上四たび民によみきかする也、黨正より以下は各民に近きゆへに、或は七たびよみ或は十四度に及ぶ、是

を屬民而讀邦法以糺戒之と云也、春秋の二社には、民社にあつまりて社を祭祀するの時にして、人多くあつまる時なれば也、如此詳に教へて、其德行道藝を致ふるなり、其處に六徳六藝六行の内に相かなへるものあれば、其村其郷の奉行より書付て、郷の大夫の處に捧げ、大夫則書付を大司徒の官に入る也、三年有て前々の書付どもをとり出して、德行道藝を考へたくらべ、其内の賢者能者をあげて天子の學校に入る也也、賢者は行のよきもの也、能者は才あるもの、こと也、而して郷は五州のをさなれば、下より申あぐる處の賢者能者、郷の大夫しらぶる也、こゝにをいて郷射禮と云ふことあり、是は民の德行あるものをあつめて、射禮を行はせて考ふることなり、このゆへに州にも黨にも各射禮の興行ありて、民あつまり會する時には、必ず射をこゝろみしむる也、家數少なき處には射禮の儀なし、處々の射禮大郷に聚て是を考也、尤も處に大禮ある時は、其相示し置にまかせ

て、互に相あつまりて是をつとめ是をすくふ、人にしらせず友を不レ會して大禮を取行ふことを禁ず、又以郷八刑糾萬民といへり、郷は人多相聚るがゆへに、法を厳しく立すしては其道みだる也、一曰不孝之刑、二曰不睦之刑、三曰不姻之刑、四曰不弟之刑、五曰不任之刑、六曰不恤之刑、九曰造言誹言之刑、八曰亂民之刑、亂名改作執此八の刑を以て民をたす也、是皆成周の法也、學校と云は、學問を教へ物をよみならする所とのみ後世相心得はあやまり也、尤も學術の立たざれば道學に可入の用なしといへども、學校は唯道を教へ業をならはしむるの所と可レ知也、道を教へ業を習はしむるゆへに、民農をつとめ射を學で兵民となるに用あり、德行道藝のすぐる、によつて賞せられ、法をそむくに於て刑を行はる、ゆへに、賞罰立て勤善懲惡の正しき也、學校の法其重きこと可レ知、その王宮國都にまふくる所の學校は、人生れて八歳より十三歳までの内を以て、王公以下庶人の

子に至るまで是を小學に入て、洒掃應對進退之勤、禮樂射御書數之文を學び、十有五年より二十歳までの内を以て皆大學に入て、究理正心修身治人の道を以てす、是國學の設くる處也、白虎通には、八歳入小學、十五入大學と云、尙書の大傳には、十有三年始入小學、見小義焉、踐小義焉、二十入大學、見大節焉、踐大義焉と云是也、漢董仲舒曰、王者南面而治天下、莫不以教化爲大務、立大學以教于國、設庠序以化于邑、又曰、養士莫大乎大學、大學者賢士之所關也、教化之本原也云云、明道程子言于神宗曰、治天下、以下正風俗、得賢才爲本、宋興百餘年、而教化未大醇、人情未盡美、士人微謙退之節、鄉閭無廉恥之行、刑雖繁而姦不止、官雖冗而材不足者、此蓋學校之不備、師儒之不尊、無以風勸養勵之使然云云、伊川程子曰、古者八歳入小學、十五入大學、擇其才可教者集之、不肖者復之農畝、蓋士農不レ易業、既入學則不レ治農、然



後士農別、古之仕者自二十五入大學、至四十一方仕、其間自有三十五年學、又無利可趨、則所志可知、須去惡趨善、使自此成德、後之人自童穉間、已有汲々趨利之心、何由得向善、故古人必使四十而仕、然後志定、朱子曰、古者聖王設爲學校、以教其民、由家及國、大小有序、使其民無不入乎其中、而受其學焉云云、歷代の先儒學校の教を貴ぶこと如此也、而して國學の所教、周禮に師氏保氏の官あり、大司樂の教あり、師氏は以三德教國子也、三德と云は、一曰至德以爲道本、二曰敏德以爲行本、三曰孝德以知逆惡と云也、國子と云は、公卿大夫元士之適子并其國のいとまある子弟、各これを云へり、然るに三德の第一至德と云は道の本也、道は天人性命の理にして、事物當然ののりありて、修身齊家治國平天下に用る處の用不得止のことはりなり、其道の本は誠意正心より出る、是至德也、敏德は知能く物に渡りてくからず、事理にさときことを云ふ、是

今日相行ふ處の本也、孝德は我が本づく處を知て是をつとむるなり、親親ことを專とすれば我に親しくむつまじきを愛惠するの心あるゆへに、惡の念生すべからざる也、以上是を三德と云へり、此上に三行を教ゆ、一曰孝行以親父母、二曰友行以尊賢良、三曰順行以事師長と云へり、三德を以て本として、三行を以て今日の日用とす、如此ときは德行相並び事理同一にして、更に間隔することなし、保氏は養國子以道、乃教之六藝、一曰五禮、二曰六樂、三曰五射、四曰五馭、五曰六書、六曰九數、是を六藝と號して相教ゆる也、而又教之六儀、一曰祭祀之容、二曰賓客之容、三曰朝廷之容、四曰喪祀之容、五曰軍旅之容、六曰車馬之容、是を六儀と號して威儀進退の節を學ばしむ、大司樂は樂德を國子に教ゆ、樂語あり樂舞あり、是大司樂の司ぐる處也、是各國學の教ゆる處也、凡そ國學州學里閭の學校、ともに師道を立を以て要とする也、師道をあらふこと不當其理、則その教へ

道を失て名ありといへども實なし、師道のこと、能先王の道を明かにして德業ともに兼備はれるを以て上とす、志あつくしてひたすら道徳を專と志すを其次とす、如此の人をあらみ、人君禮を厚くし聘を重くして是を尊び、邊鄙遠境までも是を以て類としてあつめば、天下の廣き人材の多き、豈師道なからんや、若只文學を必とし記師を專とするものを選で師とせば、却て風俗をそこなひ民の氣質を邪僻ならしむべき也、周禮、太宰以九兩繫邦國之民、三曰師以賢得民、四曰儒以道得民と云へり、又大司徒の職に聯師儒とも云、師者所以宗主名教者也、儒者所以扶持名教者也と注せり、師道不明ば、其學ふ處の民人彌習あしくなりて道徳を一にせざる也、學記曰、師也者所以學爲君也、是故擇師不可不慎也、記曰、三王四代唯其師、此之謂乎、凡學之道、嚴師爲難、師嚴然後道尊、道尊然後民知敬學云云、又曰、記問之學、不足以爲人師と云へり、記問と

云は、雜難雜説を覺へて學者の爲に異論を談じ難説をまふくるなり、一も今日日用の工夫にあらずして、却て學を玩弄するにたれり、學者の心意を正誠せしむるの道にあらざる也、明道程子曰、古者一道德以同風俗、苟師學不正、則道德何從而一、方今人執私見、家爲異説、支離經訓、無復統一、道之不不明不行、乃在於此、臣謂宜先禮命近侍賢儒、各以類學、及凡執事方岳州縣之吏、悉心推訪、凡有明先王之道德業克備、足爲師表者、其次有篤志好學、材良行修者、皆以名聞、其高路之士、朝廷當厚禮延聘、其餘命州縣、敦遺萃於京師、館之寬閑之宇、豐其廩餼、恤其家之有無、以大臣之賢典領其事、俾群儒朝夕相與講明正學、其道必本於人倫、明乎物理、其教自小學灑掃應對以往修其孝弟忠信周旋禮樂、其所以誘掖激厲漸摩成就之道、皆有節序、其要在於擇善修身、至於化成天下、自鄉人而可、以至於聖人之道、其學行皆中於是者爲成德、



又其次取材識明達、可進於善者、使日受其業、稍久則舉其賢傑、以備高任、擇其學業大明、德儀可尊者、爲大學之師、次以分教天下之學、始自藩府、至于州郡、擇士之願學、民之俊秀者入學、漸自大學及州郡之學、擇其道業之成、可爲人師者、使教于縣之學、如州郡之制、如此則得士浸廣、天下風俗將日入醇正、王化之本也、帝王之道、莫尚於此云云と、朱子曰、至于後世、學校之設、雖或不異乎先王之時、然其師之所以教、弟子之所以學、則皆忘本逐末、懷利去義、而無復先王之意、以故學校之名雖存、而其實不舉、至于風俗日敝、人材日衰、雖以漢唐之盛隆、而無以彷彿乎三代之叔季といへり、是各師道の不明ことをいへり、師は萬人の表率にして、門人皆是が爲に教化引導せらる、このゆへに師を不明撰時は必ず風俗たがふこと勿論也、

可出、知を練て徳を正し、行をつとめて五倫をついづるは、是唯天地自然の法をのつとる◎五字開本作のみにして動むるのみにして、更に別法の妙なるはなし、是道徳を一にするの教也、然るに天地自然に順て開導し、明諸心修諸身、行于父母兄弟夫婦朋友之間、而推之以達乎君臣上下人民事物之際、學は聖學にあらずして難し、聖學は堯舜より起て、周公孔子に至て備れり、是道學の傳來にして各萬世にも不出の大聖也、後世道學に志あるの人、此聖々を不師ば必其極に不可至也、故に學校の教各此道學傳來の聖人を師とし、其行跡言辭を以て證として準據する也、其行跡言語何に由て知んとならば、古の書を不學しては難し、通が故に、學校を立る處の師、道を相教るに以て聖人之書也、然るに聖人の書、末世に及んで其注釋皆己が意見に任せて、専ら心身家國天下の用たらず、故に或は心性を談じては虚遠に至り、死灰槁木のすがたを云ひ、或は法禮を論じては支流餘裔をとらへてこれを安住と

す、尤道學と云へからず、唯聖學の異端也、孔子より孟子に至り、孟子既に没して後道統の傳、に絶、秦に至て聖人の書籍不殘焚失て、聖學殆如無、このゆへに戰國の時、楊朱墨翟が如き異端、仁義をかりて邪説を行ふ、秦漢より以來楊墨が説は少して老氏佛氏の説専ら行はれ、心をあまんじ理を高ぶりて虚無寂滅を教とす、是皆道學の不立がいたす處也、漢の武帝に至て賢良方正を舉、董仲舒眞の聖學を不貴ことを談じ、丞相衛綰奏して百家を退大學を建て、博士を置經術を明にして、聖學の道天下に明なり、是末代聖學を知るのゆへんなれば、武帝の功甚大にして世道に益あり、然れども唯聖學を貴ぶを知て、聖學を用て世上の教化とすることを不知、教るに師なく學者唯訓詁を専とす、漢の宣帝諸儒を石渠閣にあつめて、五經の異同を正すと、いへども、是又未有三成書、唐の太宗に至て始めて孔穎達に命じて諸の儒臣をあつめ五經の正義を撰ましめ玉ふ、是時五經全く疏注なれり、

漢の諸儒を専門名家と號して、未だ唯文字の學のみ也、魏晉梁隋の間に聖學殆絶す、唐の正義尙又訓詁文字のみなり、然れども太宗政道に心ふかく教化に志あるがゆへに、五經の正義あらはれたり、孔穎達いささか聖人の學を不不知して、ひたすら文字の訓をなせり、六經の注解大方非本意也、後に韓退之が徒亦聖人を貴んで異端を斥排すといへども、是未だ聖人の域を不詳して、多くは利口に渡れり、こゝを以て按するに、孟子没してより後、聖書世に残るといへども、聖學の本意は悉絶すること、我を以て考之に已に二千有餘年に及べり、先儒云、宋に至て濂溪の周子、千歳不傳の統を繼、聖學の説、にしばらく明なり、河南の二程子相繼で起り、朱子に及で全く成就し、宋の世に及で聖學時を得たりと謂へる也、朱子曰、漢魏諸儒正音讀、通訓詁、考制度、辨名物、學者苟不先涉其流、則亦何以用功於此、則其書亦世之不可無者也、第欲中心有主而知所擇耳、まこと



に漢唐に訓詁の儒なくして是を詳にせずんば、宋儒理は聖學の域をふむとも、如何して經世の要法物則を詳にすべけんや、然るゆへを以て、漢唐宋を経て全く聖學の本末始終せりとなり、我を以て是を考ふるに、孟子より後、皆聖學の要教相絶す、中にも宋元の間、五經四書を玩ぶの儒者各立意見訓詁、以てほしいま、に是を注釋するがゆへに、唯奇說奇注をならし、勝ことをこのみて尤俗儒多く、又聖書を取て異端の說をなすの徒多くして、名は儒にして實は楊墨老佛に同じ、是聖人の罪人也、東晋の范甯曰、王弼何晏之罪深於桀紂といへり、或人これを甚しきそしりやうにやと尋ねければ、范甯曰、王弼何晏聖人の書をけがして注釋をたがへ、専ら虚無の見を加へて後世のまごいなし、禮をやぶり樂を弄て、人品をたがへ天下の風俗をそこない、其餘風を弄するの徒今以てこれをよしとす、桀紂が悪は一代にきはまり、喪身覆國後世の戒たり、王弼何晏が異見は歴代のうれへ

となれりと答へしと也、かの宋元及び明に至るまで、諸儒聖學の本意を不知して、口にまかせて聖賢傳を解て其餘妖の人々に及は、桀紂が罪より深しと可云也、今立道學一は、是聖學道統の傳を正し、漢唐晋魏以來濂洛關閩の注釋を考へ、修身齊家治國平天下を以て證とし、其間にをいて功あるべき處を考へ、聖人の所説を以て證とすべし、人皆やすきに入り小成に安んずるを以て利とす、故に或は性心を弄し理學を云ひ、或は詩文を事とし或は記誦を専とす、是等の學、百歳をつむとも身家國天下に益あるべからずして、然も致し安くなりやすし、是又聖學の異端なり、詩文記誦を可廢にはあらざれども、乘本追末は聖人の學と云べからず、聖人の詩と云、文と云、記誦する處は各本あり、後世の及ぶ處にあらざる也、されば立道學一聖學を建立すること、是學校の教化と云べき也、聖學之要論、詳出聖學篇、來書曰、學校之設、教化之廣、實治世安民之要、而是亦

成周井田之法所行也、如本朝則難設廣乎、師曰、學校のまふけ教化の廣本朝に用ふること難からんこと、尤今の俗を以て云はしかもあらんか、但令に所出并に紀錄に所載を考に、本朝にも中古までは其遺意ありとみへたりといへども、戰國に及で治教不詳して、其弊今日に至れり、更に當時のあやまりにあらざる也、本朝は風俗自然に淳樸にして、人々道學の名をしらすといへども、君臣父子兄弟朋友夫婦の道に至るまで、禽獸にひとしき行跡は四方の末々邊鄙まですくなし、是偏に天照太神の神徳末が末まで周きゆへと可レ知也、天子武將います所の中都は結句人品鄙薄に及ぶことありといへども、田舎邊土は古風相のこれること多し、是併貧富の混雜して繁華なると、純朴にしてすなはなる處によると見へたり、こゝを以てはいはい、異朝の風俗よりは本朝遙にこへたる處多し、若聖學の化ひろく教導の節つまびらかならば、早く風俗正しかるべき也、學校と云はあらざ

れども、在々所々に寺社多く、一里一郷の處にも神社佛閣のまふけなきはあらず、其所の民人の小弟必相集りて手習物を學び、或は祭禮を設けて衆民相會し、やぶさめ競馬のこゝを行て飲酒の會あり、これ所の明神氏神を崇敬のためなりと號す、是等の事を按ずるに、寺社を改め學校とし、僧神主に法を立て教師として其子弟を教化し、冠婚喪祭等の大禮を正さしめ、五倫の教を全くし、相會する時は郷飲酒の禮をまふくることを教へ、神事ある時は郷射の禮を學ばしめ、其執行ことにしたがつて自然と教化せば、何ぞ學校のまふけ教化の廣きことあらざらんや、子弟皆手習物まなぶといへども、教ゆるもの學の道を知らざるゆへに、唯往來の文をいとなみ日記帳のたよりのみなりて、世教治道の助となり風俗を正す基となることなし、或は玄惠が庭訓、明衡が往來等の俗書を翫で、年長よはいさかなるまで道に志業をつとむる志あるものは無之、やぶさめ競馬も時のなぐさみと



のみなりて民兵の設なし、世太平に屬すること久しき時は、教化を以て風俗を正さざれば道學不全也、閭里の少と云ふとも學校のまふけなくんばあるべからず、況や本朝に於てをや、譬ば學校を不設とも、所の民のをさ、時を以て民に法令を教示し、風俗を正し禮義を詳にせば、則是れ周禮郷大夫、州長、黨正、族師、閭胥、比長之法也、漢書食貨志曰、五家爲隣、五隣爲里、四里爲族、五族爲黨、五黨爲州、五州爲郷と云は萬二千五百戸也、郷の長、位下士也、自此以上稍登一級、至郷而爲卿也、於里有序、而郷有庠、庠以明教、庠則行禮而視化焉、春令民畢出在塾、冬則畢入於邑、所以順陰陽、備寇賊、習禮文也、春將出民、里胥平旦坐於右塾、郷長坐於左塾、畢出然後歸、夕亦如之、入者必持薪樵、輕重相分、班白不提挈、冬民既入、婦人同巷相從、夜績女工、一月得四十五日、必相從者所以省費燎火、同巧拙而合習俗也、男女有不得其所者、因相與歌詠、

各言其傷、禮記是月餘者亦在子序室、八歲入小學、十五入大學、此先王制土處民、富而教之之略也といへり、民富といへども教あらざれば風俗正しからざる也、孟子曰、人之有道也、飽食煖衣逸居而無教、則近於禽獸と云へるも、是風俗を論ずるなるべし、

○正禮樂

師嘗論禮樂曰、聖人制禮樂、各其所不得而已、より具なるあり、更に是を求めて私するに非ざる也、凡そ天地の間は陰陽の二氣にして、是則人間世に用ゆる禮樂也、郊特牲に、樂由陽來者也、禮由陰作者也、陰陽和而萬物起ると云是也、陰陽入道理て今日日用の上に相推ときは、其差別をついで節をたがはざるを禮と云、物能相親しみ相和してたのしむ所あるを樂と云、禮記曰、樂則天地之和也、禮者天地之序也と云へり、和は陽にして序あるは陰也、陰陽は相はなれて相はなれず、こゝにを以て天地和す、禮樂は別

にして、禮は樂を以て和し和は節を以て行はる、然れば禮を以て形を正し法を以て是ををこそかにして外を節すといへども、樂を以て人の心を和し自他の情を合せしむる、是禮樂の一にして不別ゆへんなり、樂記曰、樂勝則流、禮勝則離、此是也、禮は物の次第をつまびらかにし其禮節を不亂是也、樂は相たのしんで情を合する是也、此二つを以て天下の風俗の所因とす、故に天子人君是を朝廷に用ひて諸侯の國大夫の家にわかれ其制を一つにす、而して人君年を追て巡狩して、其禮樂を正して別ならしめずして、天下の風俗自同じ、舜典に云處の修五禮とはこのこと也、禮樂を制して其品を詳に定むることは、位ありと云とも其徳なくしてはなりがたし、其徳ありといへども、人君の位にあらずしては禮樂定め難し、中庸に、子思曰、雖有其位、苟無其徳、不敢作禮樂焉、雖有其徳、苟無其位、亦不敢作禮樂焉と云へり、禮樂の二つは風俗のかゝる處なれば、國の治亂

尤もこゝにを以て見ゆ、禮記觀其禮樂而治亂可知也といへり、天下の政道この二に不出ともいへり、子張問政、子曰、君子明於禮樂、舉而錯之而已、子復復問、子曰、師爾以爲必鋪几筵、升降酌獻酬酢、然後謂之禮乎、爾以爲必行綴舞之位、與羽籥、作鐘鼓、然後謂之樂乎、言而履之禮也、行而樂之樂也、君子力此二者、以南而立、夫是以天下太平也、諸侯朝萬物服、體而百官莫敢不承事矣、又孝經に、子曰、移風易俗莫善於樂、安土治民莫善於禮と云へり、人君の國家を政すること一端にあらずといへども、禮樂は其要法なれば、いさゝかゆるがせにすべからざる也、而して是を分つときは、禮は上下の品を定め貴賤の位を分つより起て、衣食居の間、公私進退の節、語默動靜行住座臥の用、吉凶哀樂の用、各禮より出ざるはなく、禮を以て節せずんばあるべからざるなり、經禮三百威儀三千と云は其分數にして、無不盡を云へるにや、一人を以て云ときは、人の血



氣あつて視聽言動し、嗜欲あつて飲食起居すること、禽獸亦然り、然して内に天地の義理をはかり、外に儀則を順して、以て禽獸に相差て、人を以て萬物の靈とする也、起居動靜の間若禮節をたがへ儀則を失はば、何を以てか禽獸にことならんや、是禮の人にをいて大なりとする處也、況や禮者君之大柄也といへり、上下を別て尊卑を正し、其微をふせき其きざしを抑へて大ならしめざる、皆是禮のよる處政のなる處なれば、禮違而分定とも云也、下として上をなみせず、強しといへども弱きをしのがざるの類、皆是禮の所立なれば、人君の大柄と云こと尤也、歐陽修曰、古者宮室車輿以爲居、衣裳冕弁以爲服、尊爵俎豆以爲器、金石絲竹以爲樂、以適郊廟、以臨朝廷、以事神而治民、其歲時聚會、以爲朝覲聘問饋欣交接、以爲射御食饗合衆與事、以爲師田學校、下至里閭田畝、吉凶哀樂、莫不出一於禮云云、而して郡國家郷の禮、先冠婚喪祭を以て大なりとする也、その作法古今

により土地に順て相違あるべければ、是を斟酌して其宜に應ずるを以て禮の本と云也、必ず古禮に因循し、たがゆまじきと云は偏説也、禮は天理の節文なれば、天により四時によりて節文をなす、尤土地に順て其儀則をあらはす、是萬代不易の定論也、然るときは禮の本意を詳にして、川捨の制法は各時と處に順て用ゆる人にあるべき也、伊川程子曰、學禮者、考禮文必求先王之意、得意乃可<sub>レ</sub>以治革と云へり、凡そ禮に本とする處ありて其形あり其器あり、本は人々の情にあり、其情を考へて其所にしたがひ時に應ずるの形を制し器を作るにあり、禮之本出于民之情、聖人因而導之耳、禮之器出于民之俗、聖人因而節之文之耳、聖人復出、必因<sub>レ</sub>今之衣服器用、而爲<sub>レ</sub>之節文、其所謂貴本而親用者、亦在<sub>レ</sub>時王斟酌損益之耳、又曰、行禮不可<sub>レ</sub>全泥<sub>レ</sub>古、須當<sub>レ</sub>視<sub>レ</sub>時之風氣自不同、故所<sub>レ</sub>處不得<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>古異、朱子曰、禮時爲<sub>レ</sub>大、古禮如此零碎繁冗、今豈可<sub>レ</sub>行、亦且得<sub>レ</sub>隨時裁損<sub>レ</sub>耳、

孔子從<sub>レ</sub>先進、恐亦有<sub>レ</sub>此意云云、古禮の今に行はるべからざることは、今の禮の古に行はれざるに同じ、唯能人心を推して、是を以て其品を定むるにあるのみ也、樂は人心の相和し相樂しむ處を表す、樂むことあれば其貌あり其聲あり其器あり、これ樂の出るゆへん也、聖人樂を作ること、雷の陽氣を得て地上に出て聲をふるふこと、是則天地和暢豫悅の象なるを考へて、其聲を法どり其義を取て、こゝにをいて樂を作り、是を嘉節令辰に用ひ、吉禮嘉賓祭祀のことに用ゆる也、易象曰、雷出地奮豫、先王以作<sub>レ</sub>樂崇<sub>レ</sub>德、殷薦之上帝、以配<sub>レ</sub>祖考と云へるは此義也、舜は夔に命じて典樂の官たらしむ、而して古の帝王各其世に作り玉ふ處の樂あり、黃帝の咸池、堯の大章と云が如し、是皆一代の制作にして其時の風俗明かに知る、也、時は志也と注して、内に志ありて其聲外にあらはるゝものを詩と云也、詩を詠歌すると云て、調子をどのへて詠曲してうたふ、是志によりてあらはるゝ

聲ある也、舞踏は其志を形にあらはして舞踏するの事也、此三各、別にあらず、唯内の動く處を外に表するの聲形なれば、國の風俗、民の虚實、世々の政道、皆樂に因て知るゝ也、一人を以て云ときは、喜怒哀樂によつて其志聲にあらはれ其形にうごく、是則天地自然の樂と謂つべし、春の木の東風にひゞき、秋の虫の壁裏に鳴、何れか樂によらざらん、聖人はを斟酌して其聲をたゞし、詩を實にし、舞踏する處に禮節を以てして、其聲のひゞき、詩の詞、舞踏のすがた、曲にして足<sub>レ</sub>以感<sub>レ</sub>神明、足<sub>レ</sub>以感<sub>レ</sub>人、が如くならしむ、故に是を聽聞し是を一見せし輩何事となく感激して人心自然に和暢する是樂の徳也、蕭韶舜の樂九成鳳凰來儀すと舜の樂いへるも如此<sub>レ</sub>ことによ、是唯自然の應にして、樂の善つくし盡<sub>レ</sub>美がゆへなり、調子を考へ聲をしらぶることは、既に黃帝より始る也、黃帝伶倫と云ものを以て、嶰谷の竹を切て其厚薄をひとしくして是を吹き、黃鐘の宮を作り制<sub>レ</sub>十二篇、而以聽<sub>レ</sub>鳳凰之鳴、其雄鳴



六つ唯鳴六つ、合て十二の呂律とす、是あらゆるもの  
の初となれる也、而して人の聲は内の情時々變ず  
るゆへ、變ずるたびごとに調子變じて一定しがたく、  
又久しく堪がたきが故に、金石絲竹の八音を器によ  
せて制作して、其聲を十二の律呂にて合せて輕重な  
からしめて、其樂始めてなれる也、本を云ば、其出る詞  
を詩と云、其聲を調子と云、其形を舞踏すと云べけれ  
ども、其本末を一致して全く成就せしめざれば、萬代  
不易の樂にして鬼神人事に用ふるに不足を以て、如  
此の制法出来る也、樂記曰、詩言其志也、歌咏其聲  
也、舞踏其容也、三者本<sub>レ</sub>于心、然後樂器從<sub>レ</sub>之と云へ  
り、こゝに世澆季に及び人の風俗捷徑を好むにより  
て淫樂奸聲あり、淫樂と云は、調子皆淫佚にして人の  
耳を惑はし、聲にあやをなして人の聽を喜ばしめ、其  
詩其舞踏皆實事にあらずして當座の喜をなさしめな  
ぐさみになる樂なり、奸聲とは好色淫亂狂言弊のこ  
とをつくりうたふ聲也、是自然の感を不<sub>レ</sub>待、直に相

たのしみ喜の心あるより起れり、是を捷徑の心と云  
也、春秋の時までは、伶官といへども姦聲淫樂を知を  
ば恥と思へり、戰國の時に至て、時の人君たゞに世俗  
の樂を好で古樂を聞くことを不<sub>レ</sub>好に至れり、こゝに  
をいて天下の風俗皆淫亂遊宴を褻ぶに至れる也、孝  
經に、子曰、古人曰、移<sub>レ</sub>風易<sub>レ</sub>俗、莫<sub>レ</sub>善<sub>レ</sub>於樂といへ  
り、禮は人のつゝしみをなす處なれば、其たゆむ處に  
あらざれば其安堵難<sub>レ</sub>見、樂は人の和して出る處なれ  
ば、其實こゝに顯はる、人和暢すれば必ずかくす處の  
内皆發する物なる故に、樂に於て風俗こゝこゝく知  
る、也、鄭衛之音亂世之音也、桑間濮上<sub>皆衛</sub>之音亡國  
之音也、是等皆自然の風俗にして、君子甚きらふの聲  
也といへども、人君政道に志あさく風を糾明するに  
心なき時は、樂皆人の好むにまかす、昔魏文侯問<sub>ニ</sub>子  
子夏曰、吾端冕而聽<sub>ニ</sub>古樂、則唯恐<sub>レ</sub>臥、聽<sub>ニ</sub>鄭衛之音、  
則不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>倦、敢問古樂之如<sub>レ</sub>彼何也、新樂之如<sub>レ</sub>此何  
也、子夏對曰、今夫古樂、進旅退<sub>進退齊</sub>旅、和正以廣、弦

匏笙簧、會守拊<sub>鼓</sub>、樂樂特始奏以<sub>レ</sub>文、鼓而作復亂<sub>章</sub>、以  
武也、治亂以相也、附也、疾也、以雅、器、君子于是  
誦、于是道<sub>レ</sub>古、修身及<sub>レ</sub>家、平均天下、此古樂之發  
也、今夫新樂、進俯退俯、行列姦聲以<sub>レ</sub>濫、亂溺而不<sub>レ</sub>止、  
及<sub>レ</sub>優俳、短小侏儒、後雜子女、不<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>父子、樂終不  
可<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>語、不<sub>レ</sub>可<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>道<sub>レ</sub>古、此新樂之發也といへり、是  
を以て考るに、すでに古樂を不<sub>レ</sub>好こと古より然り、  
是風俗おしくして新樂奸聲をこれば也、風俗正しく  
して民の教こまやかならば、新樂何を以て起らんや、  
新樂已にをこるの後は古樂則消息すること、是亦自  
然也、人君こゝに於て樂を正し教を詳にして、其遊宴  
嘉儀の間と云ども淫詞姦曲の制なからしめば、人つ  
いに風をうつし俗をかゆべきなり、但禮樂ともに古  
よりの全書なし、是秦の世に學を弃て、禮樂先壞れば  
也、漢晉以來の諸儒これを補といへども、竟に全書あ  
らはれず、周官の一書禮の綱領にして、儀禮は其本經  
也、禮記は其義疏也、此を三禮の等科とす、其上朱子

の門人黃幹楊復等以<sub>ニ</sub>儀禮<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>經、以<sub>ニ</sub>禮記及諸書<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>  
傳、儀禮經傳通解あり、是則今の禮書と云べし、樂書  
は世に通するものまれにして、三代の制不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>改、孔  
子の所<sub>レ</sub>正亦雅頌のみにして不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>制度<sub>ニ</sub>、秦漢の間已  
に古樂を不<sub>レ</sub>好、たまく音聲に通するものありとい  
へども、亦先王の制を不<sub>レ</sub>知、蔡元定律呂新樂を探し  
て性理大全に入れて世に行はる、人君治道に志深く  
して禮樂を制せんとの實意に於ては、禮樂又古に替  
らず風俗教化全かるべき也、禮樂は天地の理に本づ  
き、己が私を以て不<sub>レ</sub>爲の道なれば、民人の情を本と  
し、國土の風をこゝろみ、古今の時を考へて一代の制  
を定め玉は、豈古人の實理に不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>叶や、樂記曰、  
天高地下、萬物散殊、而禮制行矣、流而不<sub>レ</sub>息、合同而  
化、而樂興と云是也、  
○詳<sub>ニ</sub>法令<sub>ニ</sub>  
師曰、法令者天下之所<sub>レ</sub>因、而風俗之所<sub>レ</sub>繫也、法は形  
を定めつとるべきわざを立て、天下の萬民悉く是



に由て行はしむる也、令は號令也、號令は天下に示すべき條目を詳にして是を國家に頒布するの儀也、形あつて可則、令あつて教を詳にする時は、愚民惡に陥ることをまぬかれて、風俗こゝにをいて同じかるべき也、凡そ天下の人民今日日用の間唯言行の二にして、法令は言行の所因と可則也、故に法令を詳にすといへり、法令ありといへども、詳に是を制作せざる時は不則事なり、事物の間當然の儀則を分別して、而して其法令を立ば、人民いかに刑に陥らんや、内に情うごく時は、其情に順て其形あり其言あり、情は言と法とを離れて可則ものなし、是法令の重み處也、法は人民の情を計て行住坐臥の法、人と物と相應するの法、家に付て業を勤むるの法を定むる義也、令は其法を書付下知するの言を禮に顯はすこと令也、一言の恩によつて百年の命を棄、一事の惡によつて多年の積功を無にするも各世間の情なれば、君の令尤所重なり、人君は深宮の内九重の高に在

て、四海の廣萬里の遠までも無不及は是令也、故に其下知の下に及を德音と云なり、されば天物云ことなし、人君天に代て命を出す、君又瑣細の言なし、臣君に代て命を行ふ、是號令を出すの本なり、君命は更に天道をたがへず、臣又君の事を不可侵也、穀梁傳曰、爲天下之主者天也、繼天者君也、君之所存者命也、爲人臣而侵其君之命而用之、是不臣也、爲人君而失其命、是不君也、君不君臣不臣、此天下所以傾也といへり、然れば法令は是人君の命也、いさ、かゆるがせにすべからず、其言は微にして其所布は至て廣くして、萬民ののりとなり戒となるなれば、必ず内に具さに謀て一身の利害を棄、天下萬民のために其謀を詳にし、其終る所其弊となるべき所を深く思ひ遠く圖て、時代國俗の宜を考へ、以てこれを損益して法令を立時は、其所爲久遠之規となり、而して此を出すに時あり所あり、詩曰、大雅抑訂謨定命、遠猶辰告と云はこの心にや、後世に至て法令をはかる

こと不詳、淺く謀て輕く舉るを以て、可言出といへども世に行はれざる法令あり、たとへ用ひ行はるといへども、只其一時のみにして久遠に不可涉也、是故に朝に出て夕に改まるが如し、人民是にしたがい守るにいとまなくして、法令次第にをこたれり、易に渙汗其大號と云ふは、大君の所出の法令は汗の一たび出で、かへらざるがごとし、よく詳に可謀と云へる心なり、唐太宗謂侍臣曰、詔令格式若不常定、則人心多惑、姦詐並生、周易稱、渙汗其大號、施令若汗出於牀、一出而不復也、又書曰、慎乃出令、令出惟行、弗惟反云云、各法令のゆるがせなるべからざることを云也、人君の法令はあまねく天下に示して、人々以て是にのつとり準據せずしては法令と難言、是故に四時以風爲令也、春至る時は春風暗に渡り、秋來らんとしては秋氣先發す、是風を天の號令とすべし、易に、天下有風姤、后以施命誥四方と云へり、又曰、重巽以申命といへり、各風の

天より下て萬物にあつて四時の氣を示すにのつとりて、人君命を以て萬民を其化に赴かしむるに比喩する也、世の盛衰政の治亂、皆此法令を以てあらはることなれば、豈可忽乎、  
○立規制  
師曰、治道之要最以立規制と云へり、規制と云は、天下萬民の爲にいかたと可爲ことを制して、是を立てのつとらしむること也、規制何を以て先せんとならば、先衣服居宅食物而して日用の具に各規制を立る也、衣服の事、色飾制法愈密とを以て品を定む、士より以上は冠服帶履佩物の規制を其官位に隨て是を定む、三民は其職に因て其制其色をさはめ、年序を以て厚薄暖冷を節し、富と云とも其品を不可越也、居宅の事、室の大小地の廣狹各其規制を定む、士より以上は祿の大小官職を以て、地に廣狹を定め所に遠近を制す、室宅の構へ粧嚴の疎密、其心にまかせ其富に不可令順、家の廣狹柱の大小、やね天井なげし、敷



板戸障子、家の高下椽の疎密、すべて家宅に用ゆる處の具、各其品差別あるべき也、士より下三民、又其職業、家人の有餘不足、家宅のあり所を以て是を節すべし、富と云とも其規制をこへて三民を以て士の室宅をかまへしむべからざる也、凡そ室宅は人の雨露にかかれず器物を外にさらすまじきの爲なれば、人の居る處、物をつむ所、業を勤むる處の外は皆無用の室たり、財滿富盛なれば、必ず無用の家屋をかまへて無用の人をあつむ、人あつまれば遊宴飲食用具について使用の外に粧嚴を専とす、粧嚴の外に奇器異物を集めて、財をてらい寶をくらぶ、皆風俗のやぶる處、君子の大に戒むる處也、故に第一宮室宅地規制を立て、これをして節を不踰しむる也、凡そ宅地廣き時は、必ず無用の室宅或は菜園或は山水を設け、下を勞役し驕をきはむ、必ず其法あるべし、飲食は口躰を養ふものなり、然れども口躰を養ふに魚肉菜羹をあつめ、これを鹽梅せしめざれば味調はざる故に、脾胃節

を不得、こゝに於て是を制して口躰の養を全くし、嘉辰令節大賓祭祀各其禮食を定む、士より以上皆其規制あり、三民に至ては猶其分限老若をはかりて其制あり、故に財をやぶらず脾胃をそこなふことなし、而して禮節を不違がゆへに其風俗正し、食器尤其制あり、用具乘馬駕輿に至る迄ことごとく規制あらしむるときは、國に珍玩奇異を不弄、風俗淳朴にして貴賤上下の品よく明に、禮節こゝに調て民俗自然に道德に歸すべし、且又麻綿糸帛材木魚鳥器械ともに豊にして、國用尤たりぬべし、五十にして帛を衣、七十にして肉を食ふことを可得、規制不明其立事不詳がゆへに、日用の間ことごとくのりをこへ分限を不顧、富にまかせ財の有るに順て下士は上士をならひ、三民は士の風をならふて、各己が職分を棄、富めるが驕を見て貧しく乏しきも亦是をならはざるを恥とするに至る事、併風俗のやぶる處なり、如此不に入ことに費多くして財をそこなひ貨をうしなへ

ば、公儀の奉公につぐのひ不足、私の惠を行ふこと不能を以て、親族知音の患を救ひ難をたすくるには不豊して、遊宴會席には金玉を輕んず、甚不仁不義の至と可云也、次に正度量衡と云ことあり、度は丈尺を考へ、分寸尺丈の違ひなからしむるの器なり、本朝には是を曲尺と云なり、量は合升斗石を正すの器にして、本朝のますと云是なり、衡は輕重をはかるの器なり、本朝のはかりと號せる是なり、此三の器は、民間に相用て平に正しからしめざれば、増損甚こゆるのあやまりあり、布帛をはかるには丈尺を用ひ、米穀をはかるには量升を用ひ、金銀をはかるには權衡を用ひ、すべて天下の間の大小淺深輕重をはかること、此三に不出、國により所に隨て其制相定まらざれば、盈縮相交て民必ず僞を行ふがゆへに、工商利潤を争て分寸を短くし、合升をはそくし、權衡を重くす、こゝを以て舜典に同「律度量衡」と云は、舜天下を遵守して國々の律度量衡をひとしく正し玉ふこのこ

となり、律は候氣の管にして、度量衡を所出也、論語曰、謹權量四方之政行焉と云へるも、權量の規制其かゝる所重ければなり、周禮內宰に、凡建國佐后立市、陳貨賄出其度量といへり、又桑氏の官の爲量と出たり、然れば人君官府にをいて此三物を正し、而して天下に頒ち行ふて、在々所々に至るまで此三物を、其長をなす百姓町人に分布し、衆民是をうつし用ひ、若私するものあるときは堅く刑法を行て、いさゝか亂らしめざるべきは、工商農の間賣買貢賦の制明にして、更に奸曲行はるべからざるなり、而して三物を定むるの法、古今に其制甚重し、然れども其制唯自然の數を用ゆるにあり、詳に文獻通考に出之、彼是斟酌して其宜を可考也、必竟天下の間相用ゆる處を正しくして、奸曲を行なはしめず、民の風俗を正すにありといへることなり、次に糾其人と云ふことあり、器物の制正しといへども、其商工私をかまふること多くして其制不正あり、寸尺をはかり米



殺を量り金銀をはかるに、其手じな致し様を以て悉く相違す、是を不<sub>レ</sub>糾<sub>レ</sub>ときは風俗不<sub>レ</sub>明也、是皆在<sub>レ</sub>正<sub>レ</sub>風俗也、伊川程子曰、爲<sub>レ</sub>政、須<sub>レ</sub>要<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>紀綱文章、謹<sub>レ</sub>權審<sub>レ</sub>量、讀<sub>レ</sub>法平<sub>レ</sub>價、皆不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>闕<sub>レ</sub>といへり、丘文莊曰、權而謹<sub>レ</sub>之、量而審<sub>レ</sub>之、使<sub>レ</sub>其長短適<sub>レ</sub>平、多寡酌<sub>レ</sub>中、固是文飾之意、然於<sub>レ</sub>操執之時、或鈞鍾之轉移、衡尾之按抑、收放之際、或斛面之加<sub>レ</sub>淋、旁非之搖撼、則是無<sub>レ</sub>綱紀<sub>レ</sub>矣、是知聖人爲<sub>レ</sub>治、無<sub>レ</sub>一善<sub>レ</sub>之徒行、無<sub>レ</sub>一法<sub>レ</sub>之徒立、一器<sub>レ</sub>之設雖<sub>レ</sub>少也、而必正<sub>レ</sub>其制度、一物<sub>レ</sub>之用雖<sub>レ</sub>微也、而必防<sub>レ</sub>其病弊、惟恐<sub>レ</sub>一事<sub>レ</sub>之或失<sub>レ</sub>其宜、一民<sub>レ</sub>之或被<sub>レ</sub>其害、此所以鉅細精粗無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>畢舉<sub>レ</sub>也云云、

山鹿語類卷第七終

るにあるのみなれば、禮教を設けて民に禮節謙讓を守らしめて其欲を節にし、刑法を立て其まふけを正しくし嚴にす、是禮讓を亂りて欲をほしいまゝにするものある時は、其所犯の輕重を考へて是を罰して、止まる處を知しめ我意を不<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>長の教法也、禮教常に詳に、刑法實に正しく嚴しき時は、萬民各其節を知て欲をほしいまゝにせず、罰ををそれて罪をまぬかるゝ也、禮節刑法に於て並び行れて、萬民其所習所<sub>レ</sub>知にしたがひ、或はまなび或は恐れて、其氣質に因て自ら爭論をやむ、聖人刑法の所<sub>レ</sub>設甚至哉、虞舜の世に至て九官を置て、伯夷作<sub>レ</sub>秩宗<sub>レ</sub>典<sub>レ</sub>禮、皋陶作<sub>レ</sub>士師<sub>レ</sub>掌<sub>レ</sub>刑、呂刑の篇を在いて、伯夷降<sub>レ</sub>典折<sub>レ</sub>民惟刑<sub>レ</sub>といへり、是伯夷が禮を典について其刑を示す、禮與<sub>レ</sub>刑の二は本末表裏にして、これを初めに戒め是を後に懲して其民情を一ならしむるの道也、聖人豈以<sub>レ</sub>殺<sub>レ</sub>罰<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>心乎、唯以<sub>レ</sub>禮<sub>レ</sub>刑<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>生<sub>レ</sub>々萬民<sub>レ</sub>也、是故に皋陶刑をつかさどり、こゝに舜のこゝろばへを論

山鹿語類卷第八

君道八

治教下

○明<sub>レ</sub>刑獄之法

師嘗論<sub>レ</sub>聖人所<sub>レ</sub>以立<sub>レ</sub>刑法<sub>レ</sub>之本<sub>レ</sub>曰、昔日或來問曰、聖人以<sub>レ</sub>萬物生<sub>レ</sub>々爲<sub>レ</sub>心、況人乎、然刑法何以設哉、師曰、聖人以<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>生<sub>レ</sub>々爲<sub>レ</sub>心、故刑法實<sub>レ</sub>正實<sub>レ</sub>嚴也、凡聖人の天下に於る唯以<sub>レ</sub>天地<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>準<sub>レ</sub>則<sub>レ</sub>その所<sub>レ</sub>設皆以<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>する也、天下の萬民ことごとく生を欲して死をきらふは、是いさどせ<sub>レ</sub>いける物の定れる事也、然れども或は己が私する處にをほはされ、或は時に至て不忍<sub>レ</sub>ことのありて、人を害し人を殺して相争ひ相奪ふに至て、彼の生々の理を失へり、人君萬民の主として天地の大徳を體とし生靈の父母たれば、國土萬民の生々を安んじて天徳を全く終らしめんことを欲す

じて、好<sub>レ</sub>生<sub>レ</sub>之徳<sub>レ</sub>洽<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>民心<sub>レ</sub>といへり、好<sub>レ</sub>生<sub>レ</sub>之徳<sub>レ</sub>云は、萬民をして生々せしめて、其天徳を全くせしめんと心の心を本として、此刑法を立たりと云心にや、されば古人云へることあり、座中<sub>前漢刑法志</sub>に人多く満て酒宴をなすの處に、一人座敷の角に向てさめくと悲み泣くのあれば、滿座の輿是がためにさむるといへり、王者の天下にをけるは滿座の酒宴にことならず、若刑罰に當りて死に至り戮に及ぶもの多くば、心あるの人君いかにして樂しまんや、孟子曰、以<sub>レ</sub>生<sub>レ</sub>道<sub>レ</sub>殺<sub>レ</sub>民、雖<sub>レ</sub>死而不<sub>レ</sub>怨<sub>レ</sub>殺<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>と云も、天地の大徳は生々にして、人君天の時令に順て、其政皆生々を以て本とする也、若上拂<sub>レ</sub>天徳<sub>レ</sub>下失<sub>レ</sub>人心<sub>レ</sub>ものある時は、人々得て是を誅戮してゆるすべからざるなり、是刑は天討なりと云にあへり、さるによつて、周禮に秋官を置て司寇の官たらしめ、佐<sub>レ</sub>王<sub>レ</sub>刑<sub>レ</sub>治<sub>レ</sub>邦國<sub>レ</sub>とあるは、天本萬物を生々の心ふかくして、秋冬の時に至て物々皆肅殺せられて而して後に其生氣を全くするにかたされる



なり、實に正しく實に嚴ならざれば、刑法をまふくといへども皆虚にして實ならず、刑法虚にして、唯人ををさしめをせしむると云のみなれば、萬民亦此にならつて刑法を輕んず、人にくみ天ころすものを愛して刑を輕くせば、善惡相みだれ邪說世に滿て風俗をそこない、民をしい争奪を利とすべしければ、如レ此の罪人は重く戒しめ、嚴しく糺明して、是を萬民ののりとするが如くならば、一殺多生にして、是生の本たるべし、故に實にして正しく嚴しくするにありと云也、荀子曰、世俗之爲レ説、以爲治レ古者無レ肉刑、有レ象刑、墨黥之屬、非履赭衣而不レ純、非草履也、純、絲也、衣不加絲也、是レ然矣、以爲治レ古則人莫レ觸レ罪耶、豈獨無レ肉刑哉、亦不レ待レ象刑矣、爲レ人或觸レ罪戾、而直輕レ其刑、是殺レ人者不レ死、而傷レ人者不レ刑也、罪至重而刑至輕、民無レ所レ畏、亂莫レ大焉、凡制刑之本、將以禁レ暴惡、且懲レ其末也、殺レ人者不レ死、傷レ人者不レ刑、是惠レ暴而寬レ惡也、故象刑非治レ古、並起レ亂

今也云云、洪邁注曰、虞書、象刑惟明、象者法也、漢文帝詔曰、虞之時、畫衣冠、異章服、以爲レ戮、而民弗レ犯、武帝詔云、唐虞畫象而民不犯、白虎通云、畫象者、其衣服象五刑也、犯墨者蒙巾、犯劓者赭其衣、犯釭者以墨其頰、犯宮者非、非草履也、大辟者布衣無領也、此の説本義にあらず、唯五刑ともに其刑にあつて則ち其衣服をかへしめたりと可レ知、是刑罪の恥を諸人に示す也、大辟にのぞむにはるりなき衣を着せしむと可レ見、刑を不行して唯衣服をかゆると云ふことは尤あやまりなり、朱子曰、法家者流、往々常患其過於慘刻、今之士大夫恥爲法官、更相循襲、以寛大爲事、於法之當死者、反求以生之、殊不知明于五刑以弼五教、雖舜亦不免、教之不從、刑以督之、懲一人而天下知所勸戒、所謂辟以止辟、雖曰殺之、而仁愛之實已行乎中、今非法以求其生、則人無所懲懼、陷於法者愈多、雖曰仁之、適以害之、聖人亦不

徒用政刑、到徳禮既行天下既治、亦不<sub>レ</sub>會<sub>レ</sub>不用<sub>レ</sub>政刑、故書説<sub>レ</sub>刑期<sub>レ</sub>于無<sub>レ</sub>刑、只是存<sub>レ</sub>心期<sub>レ</sub>於無<sub>レ</sub>刑、而刑初非<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>廢云云、こゝに按ずるに、聖人天下の爲に政法を立ること、一つもいたづらなる處なし、若刑を以て實ならしめざる時は、是刑を虚ならしむる也、刑法の設、聖世相つゝいて是を不<sub>レ</sub>棄、不<sub>レ</sub>棄は唯不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>棄ば也、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>棄は天地の常刑にして不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>已ばなり、禮記曰、刑者備也、備者成也、一成而不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>變と云へり、刑は是人のをそる、處を糺明して一ならしむるの道と云へることなり、刑を設くるの品、周禮に所<sub>レ</sub>出は五刑あり、五刑と云は、一曰野刑、上<sub>レ</sub>功糺力と云へり、是民の農業の功に力を用ひて、業を怠らしめまじきの刑也、二曰軍刑、上<sub>レ</sub>命糺守、是は軍の法を正し將の命を用ひしめて、亂れず守ることを糺明せしむる也、三曰鄉刑、上<sub>レ</sub>徳糺孝、是は村里民居多き所には、民に<sub>レ</sub>天徳を教へ五倫をしらしめて其孝弟をたやすなり、四曰官刑、上<sub>レ</sub>能糺職、是は百官のため

に刑法をまふけて、其事をよくせしめ其職をつとめしめん爲なり、五曰國刑、上<sub>レ</sub>風糺暴、是は國の風俗をあつくし、其暴逆に至るを戒しめんとこの刑法也、此の五刑について其差別を詳にする、是刑をまふくる處の詳なり、大戴禮曰、刑罰者御<sub>レ</sub>人之衝勸也と云も、刑罰を以て人を邪路に入しめまじきの教に設くるをいへる也、人君の治道唯天地の準則を本とすべき也、  
○示<sub>レ</sub>律之制  
師曰、律は正也、著<sub>レ</sub>法所<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>裁<sub>レ</sub>制<sub>レ</sub>群情<sub>レ</sub>斷<sub>レ</sub>定<sub>レ</sub>法罪<sub>レ</sub>也と云へり、云心は正法を詳に論じ、是を決定して書に記し、以て萬民に相示すを律と云也、上古には刑法と云、周には禁と云、春秋の時は刑書と云、戰國の時李悝が所<sub>レ</sub>著を法經と云、漢に至て高祖の三章をついで、蕭何九篇を著し、叔孫通又益<sub>レ</sub>律之所<sub>レ</sub>不及而十篇とす、是律の起る處にして、是より世々律書と云なり、示<sub>レ</sub>律之制と云は、刑法を詳に定め、天下萬民の定法と可<sub>レ</sub>成ことをまふけて天下に示し、年々月々







あるもの也、世上の風俗世々にかはるものなれば、古によしといへども今に用ひがたき事のあるべければ、是を斟酌して其宜に隨を以て、まことの律法と可レ言也、

○定刑法之品

師曰、刑法の品、其罪科の輕重に因て究れり、罪科の輕重にしたがつて刑法の品をつまびらかに不致時は、その罪其刑にあたらす、故刑法の品を詳にすべしと云なり、然るに刑法は其身に耻をあたへ、其身をつからかし、其人を遠離せしめて親族を通せしめず、或は五體に疵つけ不具ならしめ、其至れるは死に於ては、是刑法の因て出るゆへん也、而して萬民に見せしめとなし、天下の威をなすがゆへ、罪科にしたがつて其刑法を輕重す、罪科によつて市にさらして諸人に示すは、是に耻をあたゆる也、或は奴婢僕從とし、或は普討勞役の夫民として是をつからかし苦ましめ、禁獄籠者せしめて暫く艱苦憂患せしむ、是又其罪科に

順て輕重あり、唯身を勞役せしむると、人に交はらしめず身を禁固せしむるあり、又遠近の配所を考へて、家を離れ親族を棄しめて、其身永く沈淪して苦患を受けしむるあり、肉刑に至ては、墨劓剕宮大辟の品あり、大辟は死罪なりといへども、死罪に又品多し、自殺せしむるあり、斬罪あり、磔あり、◎開本圖火罪あり、本無三字異朝には死罪に七等を立てたり、一曰斬、誅之斧鉞、二曰殺、以刀及棄市、三曰搏、去衣磔之也、四曰焚、燒殺也、五曰辜、磔之也、六曰踏、斃之於市肆也、七曰磔、縊之於隱處、是異朝の制にして、其罪科死に至るといへども、死罪に又輕重を用て、其死をくらしめしめて死に至らしめ、又其事を大にして萬民の見聞ををせしむるあり、刑法の制如此にして、輕罪重罪の品に順て刑法又さまざまなり、人君よく是を考へて其品を可定がために此節を論ずる也、按ずるに、上古は五刑を以て刑法を定む、墨は額をささみて墨を入ること也、劓は其鼻をさる也、判は其

足をさる也、宮は男子は陽勢をさき、女子は陰穴をやぶる也、大辟は死罪也、虞は不レ及、周は不レ孛、ここに秦に至て一人有罪は并に其室家までを罪せり、漢の比まで、五刑の内わづかに三の肉刑のこれり、文帝に至て悉く秦の苛法をのぞき玉へりといへども、未だ肉刑相残りけるに、淳于意有罪て刑に中れり、其少女緹縈甚悲て、夫死者不可復生、刑者不可復脱、後に罪を改むると云ども、刑に中て後はよしなし、妾願は没入して官婢となり、父の刑罪をあがなはんことを乞ふ、文帝此をあはれみ、ついに肉刑をのぞけり、文帝の時まで相殘る所の肉刑は黥劓斬趾の三也、こゝにを以て以髡鉗代黥劓といへり、髡鉗は髪をさりかせをはめて城旦舂となること也、城旦と云は且に起て城の普請に出る、女は米穀をうすづく、是皆四歳の刑也、笞三百代劓、笞五百代斬趾たり、宮刑をのぞいて人の子孫をつがしめたり、肉刑をのぞくこと尤文帝の仁政と可謂也、隋唐宋金に至て皆笞

杖徒流死を以て五刑とす、笞はしもとを以て是を打てはじしめこらす也、漢には竹を以てせり、杖は人の所取の杖を以てうつこと也、笞杖は皆輕罪に用て、其數の多少を以て品とする也、徒はやつこととする也、男女ともに奴婢となりて勞役せしむ、流は遠近を考へて流罪に處する也、水の遠く流れて本に不還に比せり、死は死罪也、是古今罪科によつて刑法を品するの法也、次に贖刑と云ことあり、是は罪の疑しく輕きをば、財寶を出さしめつぐなふことを云、財は人の惜む所なり、其所惜を奪て其罪をあがなはしむ、是又人を患難に入しむるの説也、後世に及で唯財貨を好で贖罪を行ふこと、尤末世のあやまり也、すでに舜典に金作贖刑といへり、周禮の職金の官は士の罰金を掌るといへり、是聖人の定むる處也、次に刑罰の品、其人に因て用捨をなすことあり、すべて人君の同族并高貴の官人、老耄幼若の徒、不識過失遺忘によつて當原之辟あり、又濫縱之戒あると也、周禮に



小司寇の官以<sub>三</sub>入辟<sub>二</sub>刑法を正すことあり、然るに王之親故は衆人と同罪に難<sub>レ</sub>成、國の能賢亦凡人に同罪となしがたし、有功の者又無功に準じがたし、位あるの貴人又平人にひとしくしがたし、業を勤勞せるもの、是を懈怠の罪人に同しがたし、國の大賓と號すべき山緒あるもの、子孫、是を凡人にひとしくするといか<sub>レ</sub>也、此八段のもの、罪科あるときは、詳に議して人君に告て、其罪科を平人と一に不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>致也、其のゆへは、各これによつて人君の愛<sub>レ</sub>親親<sub>レ</sub>舊尊<sub>二</sub>德行道藝<sub>一</sub>、有功を賞し位を貴び、つとめあるをゆるがせにし、賓客を敬することを天下に示すのため也、此を八辟と云へり、凡そ訟獄のことありとも、官人は自ら出て對決せしめざるは古の法也、曲禮に刑不<sub>レ</sub>上<sub>二</sub>大夫<sub>一</sub>と云とあり、漢の文帝の時、賈誼上<sub>レ</sub>疏曰、廉耻節禮以治<sub>二</sub>君子<sub>一</sub>、故有<sub>レ</sub>賜<sub>レ</sub>死<sub>一</sub>、而無<sub>レ</sub>戮辱<sub>一</sub>、是以<sub>レ</sub>黜<sub>レ</sub>刑罪<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>大夫<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>離<sub>二</sub>主上<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>遠也云云、其官其人によつて刑罰を可<sub>レ</sub>救と云にはあらず、同じく刑を行ふとも、

其品をかへて禮節の理に中るが如く可<sub>レ</sub>致との事也、老弱は蠢愚にして壯人に比すべからず、不識過失は人のやむことを不<sub>レ</sub>得所也、遺忘に至ては、罪をゆるがにせば其弊あるべきに似たれども、律令の示す處をろそかにして、戒示すること切ならざる時は、年を積で必ず遺忘することあるもの也、故に此三のもの、所<sub>レ</sub>犯の人品、所<sub>レ</sub>犯の情實を詳にして、其罪科をなだめ、或は是をゆるすべき也、周禮の司刺に此品を詳にす、惣じて刑法を定むる處に於て、ゆるすべからざるを救し、なだむべからざるをなたむれば、一旦の愛惠にして、皆天道の自然にのつとらざるゆへ、一時は狀よきに似たりといへども、後に其弊必ずやめがたきものなれば、尤刑法の品をつゝしむにあり、

○簡<sub>二</sub>典獄之官<sub>一</sub>

師嘗論<sub>二</sub>典獄之官<sub>一</sub>曰、典獄の官と云は、天下の訟獄を決断して其刑法を定め行ふの官也、凡そ人の死生壽夭は天のなす處にして、人の所<sub>レ</sub>知にあらず、今典獄

の官あつて、訟獄を決断して人の死生を心にまかすること、是天に代て行<sub>レ</sub>罰なれば、其官人與<sub>レ</sub>天徳を一にして、其死生を天討にまかせば、然も其官正しかるべし、若無學不知にして其徳天に叶ふことなく、其材物にわたらずんば、天徳こゝに違ひて、四時の寒暑も可<sub>レ</sub>失<sub>レ</sub>時、されば刑獄之事實は關<sub>二</sub>於天<sub>一</sub>といへり、書の呂刑に曰、惟克<sub>二</sub>天徳<sub>一</sub>、自作<sub>二</sub>元命<sub>一</sub>、配享<sub>二</sub>在下<sub>一</sub>と云は、刑を行ふこと天徳によることを云へる也、虞舜は皋陶を以て士とす、士は理官にして掌<sub>二</sub>刑法<sub>一</sub>の官也、周の世には是を司寇と號す、秦漢には廷尉と云、唐宋より以來刑部尙書侍郎并に大理寺等の官あり、宋には刑部大理寺の外、別に審刑院を禁中に置て評議の官を立、明には刑部都察院に於て獄事を詳にし、くはしく鞫問して、其後大理寺に送て、又再び是を詳にし、然後に天子に奏聞して旨を受く、歷代この官をえらぶことあからさまならず、本朝の所<sub>レ</sub>撰尤重<sub>レ</sub>之、中にも武家に評定衆と號する、是各典獄の官也、爰に

按するに、典獄の官の可<sub>レ</sub>守處其品多しといへども、第一の要とする所、至公にして無<sub>レ</sub>私に不<sub>レ</sub>過なり、至公と云は、唯天徳を守て其理の至極するに相順ひ、代<sub>レ</sub>天<sub>レ</sub>罰の心を克正しくする是也、一人のためには好悪を快くせずして、ひたすら天下に對し、萬民の思ふ處によつて、代て事をとり行ふ故、所<sub>レ</sub>行は天下の行、所<sub>レ</sub>言は天下の言にして、天下の耳を以てき、天下の目を以てみる、是則至公と可<sub>レ</sub>謂也、次に無<sub>レ</sub>私と云ふは、己が七情のためにはまごはされて、其の情欲を制すること不<sub>レ</sub>正ば、或は權勢にうつされ、威武に屈し、射利にうごかされ、或は一時の怒一旦の快によつて、必ず其理に惑ふこと多し、天理至公に至らんとならば、唯其私を去て情欲を制するに可<sub>レ</sub>在也、是れ自守の法と云べし、而して以<sub>二</sub>仁恕<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>體にあり、典獄の官、彼が不義無知にして相通せざるを以て、必ず怒をおこし、法を嚴に過すこと多し、凡人は皆蠢愚にして東西を不<sub>レ</sub>知、唯禽獸にして人形あるまで也、其を思



ふ時は、惡を犯して罪に入、理にまごつて訟を起すこと、實に可<sub>レ</sub>歎息<sub>一</sub>の至なり、仁恕の心あらざれば法必ず嚴に入て、下の情猶不<sub>レ</sub>通もの也、古人云、前漢刑法志今之聽獄者、求<sub>レ</sub>所以殺<sub>レ</sub>之、古之聽<sub>レ</sub>獄者、求<sub>レ</sub>所以生<sub>レ</sub>之と云へり、舜典に惟刑之恤哉と云へるも、仁恕の心をとけるなり、仁は愛惠の感する所惻愷之情也、恕は我が心を推して人の心をさぐることも也、此二を本とすればあやまりなきものなり、次に常<sub>三</sub>思學<sub>二</sub>、是は典獄の官になりては、晝夜ともに訟獄決斷を明にして、公に私なからんことを思ふべし、思ふて不<sub>レ</sub>學ば其益あらず、故に思ふ時は能古今の事を糺明し、諸事を見聞して、皆訟獄のことに比喩して識得すべし、是常に思ひ常に學ぶ也、次に慎て審にすと云は、一事一物をも格物して其實を究めざれば皆是を稊草に思ふゆへなれば、能つ、しむ大事にかけて、詳かに可<sub>レ</sub>究<sub>三</sub>其理<sub>一</sub>と云ふ也、舜典に、欽哉欽哉、惟刑之恤哉と出たり、すべて天下の事、つ、しむを以て大なりとするとい

へども、中にも刑罰訟獄之事は人の死生のかゝる處、天下の理非の決する處なれば、是をつ、しむつまびらかにすべしと云の心なり、次に詳に問ふ、是は訟獄問答の間、訴狀書簡に所<sub>レ</sub>載を委細に其人に難問して其情をつくさしむべし、或は悦ばしめて理の云ひよきことを致し、或は怒て其實を正し、或は傍人隣家に糺明し、或は智者學才の人に尋ねて其理をさほめ、己が私知辯倂を先にして、一を問て十をいはせず、さきをきいてあとを不<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>云ば、下の情不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>通、是知をさきんじて人に勝んことを不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>求の戒也、呂刑に曰、非<sub>レ</sub>佞折獄、惟良折<sub>レ</sub>獄といへり、大概如此の心得を以て典獄の官たらしめば、其職にあやまり不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之也、必竟人君民に父母たるの心ありて獄を詳にせば、其官人豈をこたらんや、秋官周禮に郷士掌<sub>三</sub>國中<sub>二</sub>、遂士掌<sub>三</sub>四郊<sub>二</sub>、各掌<sub>三</sub>其鄉之民數<sub>二</sub>、而糾<sub>三</sub>戒之<sub>一</sub>、聽<sub>三</sub>其獄訟<sub>二</sub>、察<sub>三</sub>其辭<sub>二</sub>、辨<sub>三</sub>其獄訟<sub>二</sub>、異<sub>三</sub>其死刑之罪<sub>二</sub>、而要<sub>レ</sub>之、旬而職聽<sub>三</sub>于朝<sub>二</sub>、司寇聽<sub>三</sub>之斷<sub>二</sub>其獄、弊<sub>三</sub>其訟于朝<sub>二</sub>、群士司刑

皆在、各聽<sub>三</sub>也<sub>二</sub>、其法<sub>一</sub>、以議<sub>三</sub>獄訟<sub>二</sub>、獄訟成、士師受<sub>レ</sub>中、協<sub>レ</sub>日刑殺、肆<sub>レ</sub>之三日、若欲<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>之、則王會<sub>三</sub>其期<sub>一</sub>といへり、是訟獄刑法の議は、郊野の間の遠に至るまでつまびらかに議すべきことを云にあらすや、後世に至て五聽三覆の法たへ、多くは酷吏に至るあり、酷吏と云は、罪刑を重くして其民を苦しましむるの奉行のこと也、法をさぶく重くするに官人の心得あること也、己が威を逞しくせんために刑をからくするあり、又天然の氣質の酷しきあり、又死罪斬戮して人の口を塞ぎ、批判怨抑の沙汰なからしむるあり、各是典獄の官の實とする處にあらず、皆私の知を以て私の行をなし、その非を不<sub>レ</sub>知より起れり、宋の神宗初めて律學の博士を置て教を設け玉へり、是は理非決斷の法、訟獄の作法等を詳に議して、是を學ばしむることなり、然れども其教ゆる處實にあらずしては、却て風俗の害たるべし、故に司馬光曰、律令格式、皆當<sub>レ</sub>官者所<sub>レ</sub>順、何必置<sub>三</sub>明法<sub>一</sub>科、使<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>士者豫習<sub>レ</sub>之、夫禮之

所<sub>レ</sub>去、刑之所<sub>レ</sub>取、爲<sub>レ</sub>士者果能知道、又自與<sub>三</sub>法律<sub>一</sub>冥合、若其不<sub>レ</sub>知、但日誦<sub>三</sub>徒流絞斬之書<sub>二</sub>、習<sub>三</sub>鍛鍊文致之事<sub>一</sub>、爲<sub>レ</sub>士已成<sub>三</sub>刻薄<sub>二</sub>、從<sub>レ</sub>政豈有<sub>三</sub>循良<sub>二</sub>、非<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>以長<sub>三</sub>育人才<sub>二</sub>、厚<sub>レ</sub>風俗也云云、いふ心は、人々皆禮節を知て道をつ、しまば、刑法は自ら道に當るべければ、唯道を以て風俗をさ、のふべし、律學と號して其本原を不<sub>レ</sub>尋して名目斗を修せば、法斗を知て風俗に可<sub>レ</sub>薄と云へるの論也、尤其理深し、

○正<sub>三</sub>聽<sub>二</sub>斷訟獄<sub>一</sub>之道

師嘗論<sub>レ</sub>所以訟獄之起<sub>一</sub>曰、凡人相聚らざれば便利用あらず、相聚て交易利潤する時は必ず相争ふ、相争ふ時は訟必ず起る、是周易に師の卦の次に訟の卦を置ゆへん也、師はもろく相あつまる也、故に訟ありと云へる心にや、夫天地の正氣を得て人となるものは、徳材相兼ねるがゆへに、理非自知して疑なきを以て、其質能學び能ねるときは、賢人君子とも云つべし、正氣をうくるものはまれにして、偏塞の氣をうくるも



の世以て多し、審る時は愚にして物をわきまへず、偏なる時は奸曲にして人を犯す、こゝにをいて争訟相起て世々相やまざるゆへん也、易に訟之家曰、訟上剛下險、險而健訟也と云へり、險健相接内險外健なるは皆訟のをこる處也、健而不險不生訟也、險而不健不能訟也、險而又健、是以訟也、按するに、訟獄の起る所、一は彼が偏塞により、一は上の所爲によれり、彼が偏塞によると云は、血氣之所犯、利欲之所嗜、各人之所不已也、愚なるは理非にくらくして血氣利欲に催され、彼訟獄をなす、偏知なるは奸曲にして人をかすめ、己が血氣利欲をほし、いままにす、是彼が偏塞による所なり、上の所爲によると云は、其教不正、禮節かくる所ありて、刑法ゆるやかなるが故に、愚はわきまへず過たるはかすめて、後に訟獄となれり、又典獄訴訟の奉行人専ら哀矜に流れて、斷獄することゆるやかに過るがゆへに、不及の愚者は愛をたのんで訟、過たるの偏知あるは、奸曲を云かけ、弱を

しのぎて、其知を弄し其訟を利とす、是併官人のあやまりによつて訟獄やまざる也と可謂、人君能是を勘辨して、訟獄相起るの源を察し、是を平ならしむるにある也、

師論<sub>訟之案</sub>斷訟獄之法曰、易曰、訟有孚、窒惕中吉、剛來而得中也、終凶、訟不可成也、利見大人、尚中正也、傳曰、處訟之時、雖有孚信、亦必艱阻、窒塞而有惕懼、則得中而吉也、訟非善事、不得已也、定可終極其事、成謂<sub>訟</sub>究<sub>訟</sub>盡其事也、訟者求辯<sub>訟</sub>其是非也、辯之當、乃中正也、故利見大人、以所尚者中正也、聽者非其人、則或不得<sub>訟</sub>其中正也、中正大人、九五是也、又訟九五、訟元吉、象曰、訟元吉、以中正也、傳曰、以中正居尊位、治訟者也、治訟得<sub>訟</sub>其中正、所以元吉也、元吉大吉而盡善也、本義曰、中則聽不偏、正則斷合理、毛璞曰、九五乃聽訟之主、刑獄之官、皆足以當之、不必專謂<sub>訟</sub>人君、然人君於訟之大者如刑獄、亦豈得<sub>訟</sub>不聽、致<sub>訟</sub>之王制周

官、蓋可見矣云云、訟を聽て獄を斷するは、理非の明正生死事大の所繫なるが故に、聽斷するの官人専ら不愼べけんや、是併人君の所教戒にあり、爰に按するに、聽斷の法以<sub>訟</sub>哀敬<sub>訟</sub>爲<sub>訟</sub>本、以<sub>訟</sub>明材<sub>訟</sub>爲<sub>訟</sub>用也、哀は以<sub>訟</sub>民情<sub>訟</sub>爲<sub>訟</sub>我情<sub>訟</sub>を以て民の父母たり、惻憫の情あつて以<sub>訟</sub>不忍<sub>訟</sub>爲<sub>訟</sub>本にあるべき也、哀より出る處の用、先存<sub>訟</sub>恕にあり、云心は人各惻憫の情あり、誰か刑獄罪科にかゝることを可<sub>訟</sub>喜、今所<sub>訟</sub>訟の理非輕重によつて必ず其刑法に中ること、定れる處也、然るにこれをかへりみずして訟をなし、惡事惡盜をなすことは、是民のやむことを不得<sub>訟</sub>にあるべき也、民自ら不得<sub>訟</sub>止の罪を犯すことは、是上の教不正、奉行の戒不<sub>訟</sub>切によること也、彼があやまちにあらず、こゝを以て我が情を推して人の情を察し、彼が情を察して我身に引合せ、其思難を詳にする處あらば、訟獄をあからさまに聞て理非を感はし彼を難に責んや、是内に存<sub>訟</sub>恕にありと云へるなり、次に詳讞の議あり、

云心は、一旦明に聽斷いたせると思ふことありとも、是を斷することを急にいたさず、猶又具に極め詳に論じて、而後に其斷を定むべきなり、時に感じ折にふれて、我心のくらくなりて理の不明なることあり、或は怒り或は喜で實理を忘る、ことあり、其所<sub>訟</sub>其場の次第によつて不<sub>訟</sub>覺して惑ふこと多きものなり、人皆聖人に不<sub>訟</sub>至、やゝもすれば其心危く微にして理に惑ふものなれば、理非決斷の間、生死決定の處、豈詳にはからざらんや、是則<sub>訟</sub>不忍<sub>訟</sub>處より出る也、次に民病如<sub>訟</sub>己病<sub>訟</sub>と云へり、民の患難にあふを以て、己これあるが如くし、民の縲繼にあり、水火に陥り流亡すること、皆己が身の如く心得ば、しきりに刑法をきぶくすること不<sub>訟</sub>可<sub>訟</sub>有也、次に待<sub>訟</sub>問をば勿<sub>訟</sub>停留<sub>訟</sub>といへり、是は訴訟公事に來り聚る處の民人、或は所に遠近あり、時に寒暑あり、人に老壯あり、貧富あり、用に急緩あり、然れば遠方遠國より召によつて來り、訴訟によつてあつまるものは、民屋のそくたく財用の



費甚多し、寒暑の時は小民貧人の至て苦しむ天死を  
 なすの時也、老衰のもの幼弱の徒、是又久しく獄所に  
 難<sub>レ</sub>處、事速に決斷にわはざれば必ず失あるもの也、  
 貧人は家を失ひて業を棄、富人は身を苦め病をうく、  
 各久しく滞るの失也、事久しくして人苦しむ時は、理  
 をもつての公事をも半はあつかいてやみぬるに至るあ  
 り、又病にかされ天死して事やむあり、これを考へ  
 て、彼奸曲壯方のともがら元來其弊を伺て相かすむ  
 ることあるものゆへに、問者訴訟の輩を久しく停留  
 すべからざると云也、古人曰、民之有<sub>二</sub>急遽之患<sub>一</sub>、速達  
 則受<sub>レ</sub>患不<sub>レ</sub>深、而證佐易<sub>レ</sub>見、連逮不<sub>レ</sub>多、荷迂<sub>二</sub>延歲  
 月<sub>一</sub>、則必有<sub>二</sub>爲<sub>レ</sub>之委曲掩蔽<sub>一</sub>、而負累及<sub>レ</sub>人多とはこの  
 心にや、次に別<sub>二</sub>強弱<sub>一</sub>、云心は人必ず勢を以てす、故に  
 強きものは弱を欺き、ごめるものは貧をあなごり、衆  
 きものは寡をかすめ、勢あるものは無勢をしのぐ、訟  
 を聴もの是を覺悟して、弱く貧しく寡く勢なきもの  
 をあはれみ、其情を詳に察するにありと云へること

也、次に緩<sub>二</sub>親訟<sub>一</sub>と云へり、是は親類朋友等由緒あつ  
 て親しきものあらば、其訟る所を下ききをいたし、詳  
 にせんぎして、多くは和談を入て是を無事にせしむ  
 るか、或は緩にして急に斷せずんば、其内に理に暗き  
 ももの己が非を改むることあるべき也、訟に究りて  
 は親疎の差別なく、唯至公を以てする也、内々にをい  
 て是を和するは、親<sub>レ</sub>親の道と云べき也、大略是等の  
 事皆衰より出る處也、すべて衰<sub>レ</sub>衰の心有ざれば天理  
 仁恕の本を失へれば、事必ず暴に可<sub>レ</sub>至也、有<sub>二</sub>仁心<sub>一</sub>  
 而可<sub>二</sub>以語<sub>三</sub>王政<sub>一</sub>也、敬は聽斷を専ら敬むの謂なり、  
 訟獄の間つゝしむ處あらざれば、民の死生を疎にし、  
 理非の明白を失ふがゆへに、民恐れて且惑也、然るに  
 敬の用は先在<sub>二</sub>自責<sub>一</sub>、自責と云は、民に教ゆるの處不  
<sub>レ</sub>詳、養<sub>レ</sub>民こと失道を以て、民禮を失て争をこり盜  
 賊やまざるに及こと也、訟獄盜賊の起て不息は是奉  
 行のあやまる處なることを知て、咎をかれに不<sub>レ</sub>責、  
 自相責るときは、次第に政道厚きに可<sub>レ</sub>歸也、自ら責

ることは、唯上徳を修めて内をかへりみ、よく學び能  
 知て、政道民心を厚くするにあるべき也、是を自責と  
 は云也、次に勿<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>私恩<sub>一</sub>と云へり、奉行人私の恩を  
 立べからず、恩惠皆上の仁たるを貴ぶ、或は當座の言  
 を感じ、或は其時のしかたを感じて、ゆるすまじき咎  
 を赦し例を變ずること、皆私恩也、奉行は上の命を守  
 て少も不<sub>レ</sub>違して上に達し、上<sub>レ</sub>これを川捨ある如く可<sub>レ</sub>  
<sub>レ</sub>仕也、凡そ臣としては、大小のこと、皆君にその徳を  
 歸せしむべし、己を立て私惠を云は大なる私也、次に  
 慎<sub>二</sub>喜怒<sub>一</sub>と云へり、訴人訟獄の徒、奉行の心ばえをは  
 かつて、辯俊を以て喜をもごめ、或は彼を怒らしむる  
 の術をなすことあり、是聽斷をまごはす奸曲の術也、  
 奉行又喜を以てき、怒れるあとにてきくときは、其  
 喜怒必ずうつりやすくして、其訟をまごまごふこと  
 有<sub>レ</sub>之、故に喜怒をつゝしみて可<sub>二</sub>聽斷<sub>一</sub>也、訟獄のや  
 から多くは無義無禮の益民にして、奉行の怒をなす  
 の言行多し、必ず是をまごむべからざる也、次に慎<sub>二</sub>

哀矜といへり、哀矜に過る所あれば、民なれあなご  
 りて却て訟やまざることあり、古人云所のごとく、火  
 ははげしきがゆへに人をそれてわざはいせず、水は  
 やはらかなるを以て人あなごりて死を取ると云ふに  
 同じ、泣下りても必ず殺し、深くあはれみても必ず獄  
 をきびしくするは、古の良法と可<sub>レ</sub>謂也、次に緩<sub>二</sub>斷と  
 云へり、聴くことをば速にきくと云ども、決斷するに  
 至ては、詳に吟味して是を斷すべしと云へること也、  
 是敬慎することの故也、即ち周易に所謂緩<sub>二</sub>獄<sub>一</sub>、康誥  
 に所謂服念なり、◎開本圖本前註云、康誥云、要囚服次に戒  
 念五六日、至于旬時、丕嚴要囚。次に戒  
<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>因と云へり、是は我不<sub>レ</sub>覺にひいきるこする處あ  
 るを不<sub>レ</sub>知して、理にくらきことありと云へる心な  
 り、官反内貨來と云へるの類也、權勢の人、我に奉公  
 ありし輩、内縁のやから、賄賂を專にするの徒、切々往  
 來してしたしみあるの者、是各我に因て私する處な  
 れば、能<sub>レ</sub>これを慎て聊怠るべからざる也、次に慎<sub>二</sub>古  
 人之緩法<sub>一</sub>と云へり、是は我に徳材の全所あらずし



て、古人盛徳を以てなすの緩法を學ばんとすること  
なかれと云儀也、時代遙にへたれば、人民の風俗必  
ず盛衰あり、異境の作法、華夷の禮、各ことにして一  
になし難し、唯其事物の理を究めて當然を守るのみ  
也、古人禁獄のめしうを縦して家にかへし、時分を  
約束して獄にかへしたるの類多し、是等の儀、其形を  
學で法とすべからざる也、我に全徳なきものは、能法  
を守て法のみだらざることを慎しむにあり、己が一  
旦の利口に順て古人の全徳を學び、名利のために譽  
れを求むるは大なるあやまりなり、能敬てみだりに  
すること勿れ、以上哀敬の二を以て聽斷の本とすべ  
き也、呂刑に云、哀敬折獄と云へり、而して聽斷する  
の法以明材爲用也、明は能明に能察して理にくら  
からざる也、材は擧一隅反三隅、能通事物  
也、明なる時は不昧、材ある時は能索、是聽斷の理に  
中るゆへん也、凡訟をたすこと、彼が情と辭を詳に  
するにあり、周禮に五弊の法を立たり、一曰辭聽、其

辭をつまびらかに聽考ふるの事也、二曰色聽、其顔色  
を見てそのあらはるゝを察する也、三曰氣聽、その息  
合の舛、其人の動靜の風情勢を以て察すること也、四  
曰耳聽、其者のきやう、わきまへやうを考也、五曰  
目聽、訟ふるもの、眼ざし目色目づかいを考ふるこ  
と也、周禮に、小司寇以五弊聽獄訟、求民情と云  
ふは是也、王安石曰、聽獄訟、求民情、以訊鞠作其  
言、因察其視聽氣色、以知其情偽、故皆謂之弊焉、  
言而色動氣喪視聽失、則其情偽可知也、然皆以辭爲  
主、辭窮而盡得矣、故五弊以辭爲先、色氣耳目次  
之と注せり、按するに、訟を聞の法、耳を以て彼が言  
辭文書を詳にきき、目を以て其容色氣勢を考へ、我聞  
尋て其返答の眞偽證據を正し、我形を以て彼を勘辨  
す、然る時は視聽言動を以て是を察するの外なし、而  
して其ゆへんを思へば其慮にあると也、彼に視聽言  
動思有て我又視聽言動思をなす、各一にを以て是  
を糺明する時は、人がくす處なきものなり、是周禮の

五弊と可謂なり、次に詰其初と云へり、是は訟初  
めて起る時、犯す處の罪人其非をかざることをあたは  
ざるものなれば、至て易見ものなるゆへに、つゝし  
んで其初を問ひ、不審を以て其證據を明にすること  
也、次に勿信傍言と云へり、是は訟るもの理あら  
ざれば、往々其あいての別惡を擧て是をしゆること  
あり、或は奉行をそしりたるなど云ことを云かけ、  
或は別に惡事ありなど云ことのある、是傍言也、奉  
行平心安心氣、唯訟の理非を守るにあり、次に勿專  
證佐と云へり、證は證據の書物のこと也、佐は其事  
の證據人也、訟多くは據を正すがゆへに、證據の狀證  
據人を以て其實否を正すこと多し、勿專と云は、必  
ず證佐斗を以て糺明することなかれと云こと也、其  
ゆへは、彼の奸曲にして事を巧にするの惡人、久しく  
訟をかまへ、いつとなく人をあざむいて證佐をこし  
らへ、ついに訟を巧にすること多し、心あさき愚民こ  
れを不知して、親しむに任せて是をむつび、終に重

ての害となる事を不知あり、奸曲の佞人は、二十年  
三十年後に可訟ことを、今其事を巧にす、是によつ  
て證據の狀ありても事實ならざる多し、尤も人を以  
て證據とすることは、或は賄賂にふけり酒食にした  
しみ、或は日比のむつまじきに任せて、唯今罪科に陥  
ることを忘れて證據人となるのたぐい多きもの也、  
殊に山林の封境、郊野の訴訟、如し此の類多し、地は地  
を詳に見聞し、人は人を詳に糺明せずしては、其訴訟  
唯證佐ばかりにまかせ難し、尤可明折也、次に詳  
兩辭と云へり、兩辭と云は、訴訟人兩方の申分を詳  
に聞あきらむること也、呂刑に曰、無或私、家于獄  
之兩辭と云は、兩方の申す辭を我家のごとく思ふ  
て、其内に出沒變化すべしと云こと也、一方斗になづ  
みて双方を細かに不レ論ば失ありと云ふこと也、次に  
明單辭と云へり、是は相手なく唯一人の申立なり、  
證據あらざるゆへに分明ならざること多きものなれ  
ば、能彼が情偽を正すべし、申立て可然の訟も、證據



なければ空しくやむことあり、又申立つまじきことを、證據なきにまかせて縦に云立つるあり、或は相手の死して不詳、或は相手に黨類あらざる類を、そのまゝに指置とをさらへる也、凡刑に明<sub>三</sub>清于單辭<sub>一</sub>と云はこの心にや、次に明<sub>三</sub>於無告<sub>一</sub>といへり、是は、天下は萬機の用多ければ、來て訴るをば正し不然をばさしをくべし、さあらざれば訴訟更に不<sub>レ</sub>止と云ふ説あり、是大なるあやまり也、無<sub>レ</sub>告のものば、奉行相手に成て是を困難して理非を決斷すべき也、たとへば路頭の辻切殺のたぐい、官より是を不正ときは知れがたきこと多し、殺さるゝものゝ親類遠所にあつて不<sub>レ</sub>知、或は知るといへども無<sub>レ</sub>由<sub>三</sub>告の族<sub>一</sub>、思ひのむねをこがして恨を一生に結ぶの類多し、尤可<sub>三</sub>明斷<sub>一</sub>也、無告のものをゆるがせに致す時は、風俗爰に衰へて國に天死天難にあふもの多きもの也、次に新<sub>レ</sub>聽と云へり、是は以前に半ば聞かけて所<sub>レ</sub>置の訴訟を、その時の心にて聞が故に、一所に泥著して理をさ

ぐり不<sub>レ</sub>出<sub>一</sub>こと多きもの也、すべて事六ヶ敷訟をば、度々に新めて聽の心ありと云へり、次に詳<sub>三</sub>文書<sub>一</sub>と云へり、是は訴訟の人の訴狀返答書を具に考ゆべし、愚民文書を不<sub>レ</sub>知して、近き理を遠くかき記すことあり、又文者をたのみ、賄賂を以て、理のあらざる事を言をかざり品を多くして書しかすむる類おほきもの也、皆是奉行の心得を以て或は抑へ或は揚べし、各風俗教戒の所<sub>レ</sub>因也、次に廣<sub>三</sub>見聞<sub>一</sub>と云へり、是は訟獄事むつかしき時は、其黨類までに不<sub>レ</sub>究、ひろく求めて其理を通せしむる是也、大概其明を以てすること如此也、材は知の物にわたりて能相通すること也、明にして材<sub>三</sub>達する時は無<sub>レ</sub>所<sub>三</sub>蔽塞<sub>一</sub>、是を材と云、材は能知<sub>三</sub>古今之事<sub>一</sub>と云へり、古今の例をばかり先代の法を詳にして、而して其時代に因て相應すべきの機を知る是也、時機を不<sub>レ</sub>考して唯其理を專とする時は必ず偏察す、次に考<sub>三</sub>土地風俗<sub>一</sub>と云へり、地理を詳にして民の風俗を不<sub>レ</sub>知時は、又物の情不<sub>レ</sub>具也、次に

或以<sub>レ</sub>辯喻<sub>一</sub>之或以<sub>三</sub>比喩<sub>一</sub>と云へり、是は辯を以てするものをば、辯を以て是を勘辨し、愚にして通じがたきものをば、比喩を以て是をおとしつくる、各其訟獄の相手に順て其品を設くる也、次に以<sub>レ</sub>術明<sub>一</sub>之と云へり、術と云は、深く姦曲をかまへて其情偽難<sub>レ</sub>索とすには、手立をまよけ計ごとをなして其實をあらはすこと也、古人訟獄の間にをいて、術に因て其正を得たるのためし多し、凡そ明材は用と體にして、元來一致なるもの也、明あらざれば材不<sub>レ</sub>足<sub>レ</sub>用、材あらざれば明によつて不<sub>レ</sub>行と可<sub>レ</sub>知也、次に能<sub>三</sub>明<sub>一</sub>奸曲<sub>一</sub>と云へり、民皆偽を深くし上をたぶらかす、故に上仁義の行をたつとせば、其いたす處非義非仁にして、その言に仁義あるが如くい、奉行を感せしむることあり、初めいたせる咎をかくさんとの謀也、如此の處を詳に不<sub>レ</sub>糾<sub>一</sub>ば、奸曲日々にさかんなり、以上各訟獄を聽斷せしむるの法にして、哀敬明材かくる時は聽斷不<sub>レ</sub>全也、陸贄言<sub>三</sub>唐德宗<sub>一</sub>曰、夫聽<sub>三</sub>訟辨<sub>一</sub>、貴<sub>三</sub>於明恕<sub>一</sub>、

明者在<sub>三</sub>辨<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>跡、恕者在<sub>三</sub>求<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>情、跡可<sub>レ</sub>責而情可<sub>レ</sub>矜、聖王懼<sub>三</sub>疑似之陷<sub>一</sub>非事、不<sub>三</sub>之責<sub>一</sub>也、情可<sub>レ</sub>責而跡可<sub>レ</sub>宥、聖王懼<sub>三</sub>逆詐之濫<sub>一</sub>無罪、不<sub>三</sub>之責<sub>一</sub>也、惟情見跡具、詞服理究者、然後加<sub>三</sub>刑罰<sub>一</sub>焉、是以下無<sub>レ</sub>冤人、上無<sub>レ</sub>謬聽、苛慝不<sub>レ</sub>作、教化以興と云へり、こゝに斷獄の法又重し、獄を決するに日限を定め、地の遠近をはかり、事の急緩を正して其節をきはめ、獄の罪相究ると云ども再三是を正し、自らあはれみて其情を問、彌決定して王に告して是を行ふにあり、人を罪に入るゝの議、あからさまに不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>究、ゆへに日限をゆるやかにいたして、罪きはまるども、これを書付て其犯すものに讀きかせ、心服せしめて是を決すること、古の法也、周禮小司寇、以<sub>三</sub>五刑<sub>一</sub>聽<sub>三</sub>萬民之獄訟<sub>一</sub>、附<sub>三</sub>于刑<sub>一</sub>、用<sub>三</sub>情訊<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>至<sub>三</sub>于句<sub>一</sub>乃弊<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>讀<sub>三</sub>書則用法<sub>一</sub>といへり、是恐<sub>三</sub>迫急而不<sub>レ</sub>盡<sub>一</sub>其明<sub>一</sub>也、又曰、朝士、凡士之治有<sub>三</sub>期日<sub>一</sub>、國中一句、郊二句、野三句、都三月、邦國期、期內之治聽、期外不<sub>レ</sub>聽と云、是治<sub>三</sub>獄之日皆有<sub>一</sub>



限期也、然れば其日限の内に、可<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>ことのあるは來て訴へあきらむべしと云<sub>レ</sub>こと也、王制曰、成<sub>レ</sub>獄辭、史<sub>書</sub>文、以<sub>レ</sub>獄成<sub>レ</sub>告<sub>レ</sub>于正、<sub>士師</sub>正聽<sub>レ</sub>之、正以<sub>レ</sub>獄成<sub>レ</sub>告<sub>レ</sub>于大司寇、大司寇聽<sub>レ</sub>之棘木之下、<sub>外朝之</sub>大司寇以<sub>レ</sub>獄成<sub>レ</sub>之成<sub>レ</sub>告<sub>レ</sub>于王、王命<sub>三</sub>三公<sub>三</sub>參<sub>三</sub>聽<sub>レ</sub>之、三公以<sub>レ</sub>獄成<sub>レ</sub>告<sub>レ</sub>于王、王三<sub>又</sub>宿<sub>、</sub>然後制<sub>レ</sub>刑と云へり、是刑獄を重んずるが故に、いたづらに刑法を不行<sub>レ</sub>ことを云也、人の罪科に陥て其刑戮を蒙るとは、人倫として是を喜び行はんや、只不得<sub>レ</sub>已を以て如此なれば、詳にするが上に尙審にすること、是典獄の官のつゝしむ所也、而して慎<sub>レ</sub>獄按視すと云へり、是は獄を司ぐるの卒吏、必ず罪科人をつよく戒めあらくあたつて、其親族の賄賂を求むるとあり、又獄舎の躰、切々巡察せざれば、寒温をささない、修造をおろそかにするとなき者也、又囚人罪人も、奉行の巡察しげき<sub>◎字圖時は本作なき時</sub>は自安するもの也、ゆへに按視すと云也、次に囚糧を考と云へり、縲繼に居ると云ども、食たゆる時は天死す

みやかなり、奉行是を詳にせざれば、糧を與へても或はこれを盗み、或はこれを奪<sub>レ</sub>こと多し、ゆへに囚糧を考と云へり、次に省<sub>三</sub>囚病<sub>一</sub>と云へり、囚人の内病人あるときは、是を介保看病せしむべしと云<sub>レ</sub>こと也、次に視<sub>レ</sub>屍と云<sub>レ</sub>ことあり、籠死のものあらば、具に點檢して其ゆへんを考へしむること也、尤所々に死たをるものありて檢使を遣すには、詳に考へしむるにあり、實に哀矜する處薄を以て、其檢見することおろそかなるは、是人の命を輕する也、况や獄死のもの路頭の死人、其屍を人皆刀刃にふれしめ、ことごとく劍戟をためし、その骨肉を細截してついに江魚蟻螻爲<sub>レ</sub>狼犬に與ゆ、其不仁不可<sub>レ</sub>云、尤可<sub>レ</sub>慎<sub>レ</sub>之也、大概慎<sub>レ</sub>獄之道如此、必竟唯以<sub>三</sub>民情<sub>一</sub>爲<sub>三</sub>己情<sub>一</sub>ときは、訟獄聊解あるべからざる也、我を立理を高くして名譽を求むるがゆへに、其用皆暴に至る也と可<sub>レ</sub>知、師論<sub>三</sub>詳讞之議<sub>一</sub>曰、凡獄訟能詳に讞る時は、其情實をうるなり、讞と云は、訟の辭を以て其情を考へ詳に其

事をたやすこと也、疑はしく六ヶ敷訟は猶以てよく問糾<sub>レ</sub>ことを專<sub>レ</sub>すべき也、先聽斷の制法、一に曰く禁<sub>レ</sub>代聽、云心は、奉行自ら糾明せずして人を以て代りさかしむること也、自臨にも心を平にし氣を安んせざれば、折にふれて必ず七情の欲あり、况や他人を以て一旦代りさかしめば、是天子の法を弄し、萬民の命を輕するに至る也、惣じて糾明する處多端に及ぶ時は、異説まち／＼にして一決せざるものなり、上又明に察せざれば、取次で事を行ふ間に奸曲生ず、古來は次第をおつて段々に相尋ね相究めしは、廣<sub>レ</sub>見聞<sub>一</sub>して、多く聞によつて我知をひらかんどのことなり、後世の代り聽しむるは、皆奉行自安するのため也、其趣向大にたがへる也、次に詳<sub>レ</sub>見聞<sub>一</sub>と云は、見聞して是を糾明すべきことを、唯文書繪圖にまかせ、證據をのみ専らとする時は、其所<sub>レ</sub>折皆辯佞にして所<sub>レ</sub>好に落る也、故に逸樂財費を不<sub>レ</sub>思、檢使巡察を以て是を見聞して可<sub>レ</sub>糾明<sub>一</sub>と云へること也、次に不<sub>レ</sub>專<sub>レ</sub>和<sub>一</sub>と

云へり、是は訴訟の多きことを厭て、大方の儀を下にて和談扱にいたさしむることあり、然れば理を持たながら半にかすめらるゝの輩多きもの也、事の品に因てあつかい和睦の入る儀勿論なれども、訴訟をすくなからしめんどの本にして和融を專<sub>レ</sub>すること、尤あやまり也、次に勿<sub>レ</sub>必<sub>レ</sub>式日<sub>一</sub>と云へり、評定に式日を定むること、古よりの法也、但是は是非の了簡分別難<sub>レ</sub>致がゆへに、評定の役人悉くあつまりて各意見をあはせて、其是なるに可<sub>レ</sub>付の式日也、訟論訟獄を此日に可<sub>レ</sub>決と云の式日にあらず、事に緩急ありて、節をこへては人のいたみとなり、奸曲のまふけ大になる事あるものなれば、速に是を聽斷すること、官人の職也、四支の安逸を好み或は游宴饗應に誘引せられて訴人を永引せ、唯式日をのみ守る時は、必ず訟獄の事多くつかへて、事の次第に延引するものなり、古の諫鼓謗木のためし尤可<sub>レ</sub>相慎<sub>一</sub>也、次に訟獄の者禁<sub>レ</sub>代獄<sub>一</sub>と云へり、是は常人をさし置て、傍人相代て對決



問難すること也、尤其親類方人多く相連て出座することを戒む、但本人當病災害露顯の儀は格別也、次に正文書といへり、是は目安狀返答書とも、文才あるものを以て、理にあらざる事を云かするむるの類を禁する也、愚民小人自書こと不能して、人を頼りてかゝしむるに、賄賂によつて是を經るものあること也、奸民必訴訟公事をうけとり、その賄賂に因て、時代の風をさぐり、いゝやう書やうを教ゆることあり、風俗の害奸曲の起る處なれば、甚これを禁じ糾明せしむべき也、大概是等を兼日に定めて、律令の示しをいたし奉行の戒とすべき也、人の知明に材よく物に渡るはまれにして、偏塞に陥るもの多ければ、訟獄の制法あらかじめ具に定むと云ども、其事に臨んで詳細に問はざれば、方人なき貧人無告の究人、理ありてくらしみ無罪して難に及ぶの類甚多かるべきがゆへに、詳讞の議を慎むこと、古人の重する所也、舜典に、皆災肆赦、怙終賊刑、大禹謨に、宥過無大、刑故無

小、罪疑惟輕、功疑惟重、與其殺不辜、寧失不經、王制に、司寇正刑明辟、以聽獄訟、必三刺、有旨無簡不聽、附從輕赦從重疑獄記、與衆共之、衆疑赦之、必察小大之比、以成之、云、各是詳にはかるの心也、三刺と云は、周禮司刺の官、一刺曰訊群臣、再刺曰訊群吏、三刺曰訊萬民と云是也、刺は訊の心也、訟を詳にすること如此也、而して民の苦しむ處、其重こと<sup>行</sup>在<sup>比</sup>冤抑之情、冤は理をもちながら其事を不達して、訟にまけてをるもの也、抑は權勢にをされ、強者にかすめられて、我理を不達ものなり、いづれも究困して無告のものなれば、是を窮民とも無告のものとも云なり、彼等其情を上<sup>に</sup>達すること<sup>を</sup>うるごとく政あるを、明政と云べきなり、然るに下に冤抑多きは、各上の政に僻する處ありと可<sup>知</sup>也、理を持たながら非に服することは、辭にこれを云はざること難<sup>レ</sup>叶か、云べき時を不<sup>レ</sup>知、云べき所を不<sup>レ</sup>知か、或は後に證據正しき事の知る、か、或は權勢剛強

にせめられて、時の勢によつて理を不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>伸、是訟獄の人必冤抑するゆへんなれば、是をたすけて其情を伸得るが如くにいたすこと、是奉行の心得によること也、又論争の間專其證據斗を糾明あつて其情を不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>通ときは、愚民必ず姦人にいつはられて、冤抑せらるること多し、又奉行相替の時、先の奉行の決斷いたせることは、冤抑ありといへども是を不<sup>レ</sup>改聽<sup>レ</sup>事あり、此兩條は奉行のあやまる處也、故に冤抑多して其情ついに不<sup>レ</sup>達に至ること古に其例多し、こゝを以て云は、論争の疑は具さに其事實を正し、情を計て而して通せしむるにあり、見と聞と思とかくるときは其事に惑ありといへり、先奉行決斷の事を再決あるは先輩の非を擧るに似たり、訟論又かへりて多く出來るなど云説あれども、先輩の聞ちがへを改むるは、先輩を善に歸せしめ恥をすゝがしむる也、本より天下の人民のため主君へ事ふる忠を計て先輩のためを不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>計也、訴訟多くなると云ふこと、是不<sup>レ</sup>苦儀也、

先輩の聽斷する處悉く非ならばことごとく改むべし、古來廻國使を國々に遣し民苦を問ひ、執權自身をやつして民間に入りその實を正す、ことごとく是冤抑を明にせんとなり、もし愚民奸曲を以て事を巧にし、先奉行の裁許あやまれりと云て、非を以て論訴を企てば、其罪科を十倍ならしむべし、此法律嚴重にして其冤抑を制せば、下情何ぞ塞がらんや、如此の議、唯だ我慢名譽を去て國家天下のために其順理をなすにあるのみなり、周禮に、大司寇、以肺石<sup>赤</sup>達窮民、凡達近悖<sup>無</sup>也<sup>兄弟</sup>、老幼之欲<sup>有</sup>復<sup>於</sup>上<sup>而</sup>其長弗<sup>達</sup>者、立<sup>於</sup>肺石<sup>三日</sup>、士聽<sup>其</sup>辭、以告<sup>於</sup>上<sup>而</sup>罪<sup>其</sup>長、<sup>王</sup>安石曰、立<sup>三日</sup>、然<sup>聽</sup>之、則<sup>又</sup>聽<sup>其</sup>上<sup>之</sup>則<sup>而</sup>罪<sup>其</sup>長、<sup>上</sup>直<sup>而</sup>不<sup>達</sup>、雖<sup>誠</sup>無<sup>告</sup>、反<sup>不</sup>暇<sup>治</sup>矣、肺<sup>者</sup>氣<sup>之</sup>府、而<sup>外</sup>達<sup>乎</sup>朝<sup>士</sup>掌<sup>外</sup>朝<sup>之法</sup>、左<sup>嘉</sup>石<sup>不</sup>、平<sup>罷</sup>民<sup>之</sup>焉、右<sup>肺</sup>石<sup>不</sup>、達<sup>窮</sup>民<sup>之</sup>焉、大僕建<sup>大</sup>殿<sup>之</sup>門<sup>外</sup>而<sup>掌</sup>其政、以待<sup>達</sup>窮<sup>者</sup>云云、是各窮達のものを糾明するの法也、民の窮困せるものは肺石の上に立て、人を得而見<sup>之</sup>てその窮<sup>する</sup>ことを知り、民の冤抑のものは



路門の鼓をうたしめて、人々得て聞之也、肺石は外朝に設て大司寇掌之、これをきくものは朝士也、朝士肺石に立ものをみて速に司寇に告、司寇これを王に奏す、路門の太鼓は殿門の外にあつて大僕主之、これを守るものは御僕也、御僕つゝみをうつこへを開て則大僕に達し、大僕これを王に奏す、是各冤抑の情を述て窮民を救ひ玉はんとの政也、此成周の盛なる法にして、朝廷の官人悉その人を得たれども、猶幽際率隔のうれへあらんことを謀り玉へる也、後世必ず如レ此の法を用ひんとせば、時たがい人情をむいて、用ゆるに便あらざることも可有之、唯其道理を考へて時宜相應の治法可有之也、次に重死殺之獄と云へり、生死は人倫の大事何事か如之、然れば人を殺し人にころさるゝの類、奉行の重く糾明すべき所也、司馬光曰、殺人死、傷人刑、堯舜不能以致治と云へり、奉行仁政に過てゆるすまじきことを救さば、民人皆これになれて政道の害多かる

べきと云へる義也、人の死殺に至る處の誤獄をば、詳にせんぎして之を明にするにあり、唯報レ仇の義は、人を殺すと云ども是古へよりの法也、曲禮曰、父之讐弗與共戴天、兄弟之讐不反兵、交遊之讐不同國と云へり、春秋公羊傳曰、父不殺、誅子復讐可也、父受誅子復讐推刃之道也、復讐不除害と出たり、按ずるに、君命を以て誅を受て其罪も亦義に當るは、君臣の大禮、天地の定則なれば、讐を復ふるの沙汰あるべからざる也、或は朋友に殺され、或は無レ故して死に至るは、父子の親恩不報レ之して不叶の處也、ゆへに公法私議ともに其論究れり、周禮に調人掌司萬民之難、而諧和之、凡過無本、而殺傷人者以民成之也、鳥獸亦如之、凡和難父之讐辟諸海外、兄弟之讐辟諸千里之外、從父兄弟之讐不國、君之讐、師長之讐、兄弟、主友之讐、從父兄弟、弗辟則與之瑞節、而以執之、凡殺人有反殺者、使邦國交讐之、凡殺人而義者不國、令

勿讐、讐之則死、凡有鬪怒者成之、不可成者則書之、先動者誅之といへり、是殺人の讐をむくふるの法を論ずる也、各死殺の誤をつゝしむべきことなれば、報仇の處にをいても共に公法を以て是を論せずんば、死殺相次べきなれば尤可レ慎之、

○深欽恤之心

師曰、舜典に欽哉欽哉惟刑之恤哉といへり、人君刑法の間に於て欽恤の心あらざれば、天下の刑法嚴に過て死刑尤大に行はるゝ者也、此二句は帝舜の言にして、刑罰の道に盡せり、欽はつゝしむ也、欽むこと深き時は、能民の情を盡して弊塞する處なし、恤は矜恤之恤にして、常にこれをあはれみ思ふの心也、凡そ天下の誤獄は國家の風俗道徳のかゝる處、民人の死生皆これによれり、これを以て誤ふる者あれば、其理非を詳にして感通する處あるが如くならしめて、道徳仁義の教化自然に廣がるべきことを思ひ、刑獄ある時には人主自其決斷を正し、速ならしめず緩に

して是を明斷すべき也、ゆへに古の明君は、諸州の死罪に及ぶものを三覆奏して事を糾明し、死刑相行なはるゝときは天子蔬食し撤樂減膳玉ふのためし多し、尤諸州の疑訟必ず是を奏して其議をうく、是皆欽恤の行なはるゝゆへん也、但欽しむ處あらずして只哀矜を専とすれば、刑罰ともに寛緩にして、その法必ず流するに至るもの也、朱子恤の字を以て寛恤の義に非すと云へるは、彼の有罪ものをもゆるがせにせんことを恐れてなり、朱子曰、今之法家多惑于報應禍福之說、故多出罪人、以求福報、夫使無罪者不得直、而有罪者反得釋、是乃所以爲惡耳、何福報之有、書所謂欽恤云者、正以詳審曲直、令有罪者不得幸免、而無罪者不濫刑也、今之法官惑于欽恤之說、以爲當寬人之罪、而出其法、故凡罪之當殺者、莫不爲可出之塗、以俟奏裁、既云奏裁、則大率減等、當斬者配、當配者徒、當徒者杖、當杖者笞、是乃賣弄條貫、侮法而受賂者耳、何欽



恤之有云へり、竊按、恤不<sub>レ</sub>因<sub>レ</sub>欽則至<sub>レ</sub>寬<sub>レ</sub>法、欽不<sub>レ</sub>因<sub>レ</sub>恤則至<sub>レ</sub>嚴過<sub>レ</sub>、欽恤相因而刑之正乎、舜典の欽恤、まことに刑罰の至極也、容齋洪氏隨筆曰、州郡疑獄許<sub>レ</sub>奏讞、蓋朝廷之仁恩、然不<sub>レ</sub>問<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>犯重輕及情理盡<sub>レ</sub>審<sub>レ</sub>一切縱<sub>レ</sub>之、則爲<sub>レ</sub>壞<sub>レ</sub>法、耿延年提<sub>レ</sub>點江東刑獄、專<sub>レ</sub>務<sub>レ</sub>全<sub>レ</sub>活死囚、其用心固善、然南康婦人謀<sub>レ</sub>殺其夫<sub>レ</sub>、甚明、曲貸<sub>レ</sub>其命、累勸官翻以<sub>レ</sub>失入<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>罪、予守<sub>レ</sub>贛、一將兵逃至<sub>レ</sub>外邑、殺<sub>レ</sub>村民於深林、民兄後知之、畏<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>官之費、即焚<sub>レ</sub>其尸、事發係<sub>レ</sub>獄、以<sub>レ</sub>殺時無<sub>レ</sub>證、尸不<sub>レ</sub>經<sub>レ</sub>驗、奏<sub>レ</sub>裁刑寺、輒定爲<sub>レ</sub>斷配、予持<sub>レ</sub>勅不下、復<sub>レ</sub>奏論<sub>レ</sub>之、未<sub>レ</sub>下而此兵死<sub>レ</sub>於獄囚云云、只欽恤の二をかねざる時はあやまりある事、世以て多也、次に災赦之法あり、赦は天下の災害憂患ある時に獄囚の罪人を赦すの義也、舜典に皆異肆赦、易解卦曰、君子以赦<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>宥<sub>レ</sub>罪、呂刑曰、五刑之疑有<sub>レ</sub>赦、五罰之疑有<sub>レ</sub>赦、周<sub>レ</sub>官司刺掌<sub>レ</sub>赦宥之法、いづれも赦法ありといへども、只其罪の疑はしきを赦することにして、推して大赦

の法、上古に其説なし、後世に至て政道に姑息の仁を專とするを以て、國に大患あつて仁政を行はれんために先大赦の法を用ゆること、甚誤れり、其論先<sub>レ</sub>儒<sub>レ</sub>これを詳にせり、異朝には春秋の時すでに赦法あり、魯の莊公二十二年春王正月肆<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>告<sub>レ</sub>とせるは刑法を失することを戒めて也、是後世の大赦のこる處也、管仲曰、文有三<sub>レ</sub>情<sub>レ</sub>、武無<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>赦<sub>レ</sub>、赦者先易而後難、久而不<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>其禍、法者先難而後易、久而不<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>其福、故患者人之仇讐也、法者人之父母也といへる是又赦の行はる<sub>レ</sub>を戒也、秦の二世皇帝即位の時、天下に大赦の令あり、是より已後代々の天子吉凶の禮について必ず大赦の令を行て、罪の輕重を不<sub>レ</sub>糺明<sub>レ</sub>、推してこれを赦す、諸葛亮曰、治<sub>レ</sub>世<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>德<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>小<sub>レ</sub>惠<sub>レ</sub>、赦の政道に無<sub>レ</sub>益<sub>レ</sub>こと如此、天下に非常のことある時は、彌非常を慎<sub>レ</sub>罪科を嚴しくし、刑法を正しくすること、明君の掟也、然るに有罪の小人無<sub>レ</sub>子細<sub>レ</sub>赦<sub>レ</sub>されて罪過を免れば、是無<sub>レ</sub>罪<sub>レ</sub>して殺<sub>レ</sub>され害せられ盜

賊に逢の類皆以て不幸にして、有罪の惡人彌機を強<sub>レ</sub>くす、人民禮法道徳に教化せられて恥あつて且格<sub>レ</sub>るは君子の政也、故に非常の大赦行はれて小人奸曲を退くすることは、聖代の治法と不可<sub>レ</sub>云<sub>レ</sub>也、唐の太宗曰、古言、赦者小人之幸、君子之不幸也、一歲再赦善人暗<sub>レ</sub>啞、昔文王作<sub>レ</sub>罰刑<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>赦、小仁者大仁之賊、故<sub>レ</sub>我有<sub>レ</sub>天下<sub>レ</sub>以來不<sub>レ</sub>甚<sub>レ</sub>放<sub>レ</sub>赦<sub>レ</sub>云云、太宗は三代以後の賢君にして赦を論ずると如此也、後世多くは佛者の言を信じ、因果の説を以て福報をいねがひ、佛事作<sub>レ</sub>善<sub>レ</sub>追<sub>レ</sub>福<sub>レ</sub>のために赦令行はる<sub>レ</sub>こと、是哀矜の仁政に似て大に非也、君子の所<sub>レ</sub>戒<sub>レ</sub>重<sub>レ</sub>也、但天下に非常のことあらば、輕疑の罪をゆるし、寬<sub>レ</sub>民<sub>レ</sub>患<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>道<sub>レ</sub>を考へて天下に命じ、人主時の怒を以て下を苦しめ、愁訴多く、配流預人となりて下甚なげくの類、能<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>品<sub>レ</sub>を考へ、其輕疑を赦さしめんために是を行はる<sub>レ</sub>こと、是まことの赦と云べし、獨<sub>レ</sub>迪<sub>レ</sub>減<sub>レ</sub>稅<sub>レ</sub>省<sub>レ</sub>刑<sub>レ</sub>已<sub>レ</sub>貴<sub>レ</sub>弛<sub>レ</sub>工<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>役<sub>レ</sub>寬<sub>レ</sub>征<sub>レ</sub>招<sub>レ</sub>亡<sub>レ</sub>の類を赦令と云ふべきなりと、古人

これを論ずる也、凡そ上に道義の教立て下風俗を正<sub>レ</sub>さば、如<sub>レ</sub>左<sub>レ</sub>のことは不可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>なれば、聖主賢王の時<sub>レ</sub>赦<sub>レ</sub>の不行<sub>レ</sub>もことほり也、唯欽恤合せて相正さば、大<sub>レ</sub>略<sub>レ</sub>相通じて偏<sub>レ</sub>塞<sub>レ</sub>に至るべからざる也、次に戒<sub>レ</sub>苛<sub>レ</sub>法<sub>レ</sub>と云へり、凡そ法の過てきびしくすまじきことは、人主一旦の怒を快して人の艱苦を不<sub>レ</sub>計<sub>レ</sub>と、法をつよくして人を懲し戒しめんとの兩條に出づ、各賢徳の君子の不行<sub>レ</sub>こと也、刑賞の二は人君の禮より出る處にして、喜怒を以てこれをほしいまゝに不可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>也、刑<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>禮<sub>レ</sub>によつて教へあつく導くときは自然に化す、刑<sub>レ</sub>を以てをさすは至て末にして只一時の術なる故、天<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>却<sub>レ</sub>て愁<sub>レ</sub>怨<sub>レ</sub>み心<sub>レ</sub>服<sub>レ</sub>することなし、秦の苛法に因て天<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>の潛<sub>レ</sub>叛<sub>レ</sub>するを可<sub>レ</sub>考<sub>レ</sub>也、刑法各其品定れば、其罪によつてその刑を行ふ時は、萬民各其節に中ることを知て不<sub>レ</sub>怨<sub>レ</sub>也、然れば節を過も不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>も共に禮に不<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>して欽恤の心にあらざるを以て、此間を能く欽んで其天地の令に順ふが如くいたす事、人君の實理と可



謂也、古人刑を行ふに臨て涙下は帝禹也、是れ民の愚にして罪科を侵すことを不知して此刑に陥る事を憂也、其刑することを愁にあらす、梁の武帝因果の説に感て刑法をゆるがせにして、天下の大亂こゝに起る、是刑を行ふことを愁て民の情を不<sub>レ</sub>愁也、其形同じきに似て、其本づく處大にことなり、殷紂が炮烙の刑を行ひ、秦の始皇の三族の罪を行は、自ら刑法を行ふことを快として、萬民に教戒するゆへんに不<sub>レ</sub>有也、是皆欽恤の心あらざるを以て、或は恤に流れ或は嚴にすぐる也、人君の道、一事と云ども其政事之民に所<sub>レ</sub>及は、深く慎しみ遠く謀りて、一向一時の快意を不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>求也、

○議令<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>訟

師曰、大禹謨曰、帝曰、皋陶、汝作<sub>レ</sub>士、明<sub>三</sub>于五刑、以弼<sub>三</sub>五教、期<sub>三</sub>于予治、刑期<sub>三</sub>于無<sub>レ</sub>刑、民協<sub>三</sub>于中、時乃功、懋哉との玉へり、是舜の皋陶を戒しめ玉へる辭にして、刑期<sub>三</sub>于無<sub>レ</sub>刑と云は、民に中道をおしへみちびいて、

過不及のあやまりなからしめて、ついに教化の至て刑すべきもの、あらざるに至らんことをあて、せよとの辭也、竊に按するに、民間に訟獄の不止争論しは、起ること其本あり、其本を知て是をたゞさば、年月を経て訟獄自然にすくなくして、其盛なるは無訟にも至りなんや、先明<sub>三</sub>五刑<sub>二</sub>以弼<sub>三</sub>五教<sub>二</sub>と云はなるべし、五刑の設は、五教の所<sub>レ</sub>布其不足あるがゆへに其犯す處あり、然れば五刑は五の教のたすけにして、五刑の別に示さんとのことにあらざる也、民皆五倫の教を知てその禮節を正さば、争論何に因て起らんや、孔子曰、禮樂不<sub>レ</sub>興則刑罰不<sub>レ</sub>中と云はこの心に不<sub>レ</sub>詳してしきりに刑罰を設は、不<sub>レ</sub>教して殺すと可<sub>レ</sub>謂也、聖教詳にひろまらば民の争心自ら止んで訟獄自らとゞまるべき、是を上政と可<sub>レ</sub>云なり、上古の學校のまふけ治教のつよさなること、皆可<sub>三</sub>并<sub>二</sub>按<sub>一</sub>、次に詳<sub>三</sub>巡警<sub>二</sub>と云へり、愚民惡をなすこと、必ず業なき游

民のわざ也、然れば巡察して警戒すべきの奉行人をたゞし、是を日夜往來せしめてその聚る所をはかり、游行の輩を禁じ争論に及ぶを改めたいさしめば、民是にをされて自から惡盜争論あるべからざる也、次に訟を聞の間、理非の決斷を明にして聊かたよることあらず、刑法を行ふこと嚴にして不<sub>レ</sub>用<sub>三</sub>小惠<sub>二</sub>、虛妄のことを知ながら人を惑はし云かけを致し、奉行の裁許にまがはんことを欲するものは、其罪科尤嚴重にして常の罪犯に十倍す、或は小罪は死に至るまでのことなくして、禁獄の数日までなりと、法のゆるやかなるを頼で再犯に及ぶの族は、是又罪科の品常に倍す、舜典に云所の怙終賊刑と云是也、怙は謂<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>恃、終は謂<sub>レ</sub>再犯、若人有<sub>三</sub>如此而入<sub>三</sub>於刑<sub>二</sub>、則雖<sub>レ</sub>常<sub>レ</sub>宥<sub>レ</sub>常<sub>レ</sub>贖、亦不<sub>レ</sub>許<sub>三</sub>其宥<sub>二</sub>、不<sub>レ</sub>許<sub>三</sub>其贖<sub>二</sub>、而必刑<sub>レ</sub>之也といへり、次に詳示<sub>三</sub>律令<sub>二</sub>となり、云心は教へ導くに禮樂を以てするは、是平生天地の徳義をしらしめて、其人倫當然の大道を示す也、然れども人皆聖賢に

不<sub>レ</sub>至、氣質に偏塞あつて必ず一定しがたし、廣く衆を濟ふことは堯舜亦これをやめり、是故にあらかじめ民の好惡争論の來るべき所をはかり考へて、其罰法を定めて民に是を示し、其違犯の罪科必ず嚴重にして不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>宥<sub>レ</sub>ことを知らしめば、裁許前に定り刑法後に嚴なるを以て、民自ら恐れをもんばかりて、争論に入事不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有也、而して民の好惡争論の困る所を考ふるに、第一財貨也、父祖所<sub>三</sub>分與<sub>二</sub>之財寶、家宅器用、田畠野山之論、買賣交易借責之論、盜賊虛妄博奕、是財貨について所<sub>レ</sub>起の訟論也、第二に好色也、無<sub>レ</sub>媒酌して人の女を奪ひ、他人の奴婢を侵して逐電殺害せしめ、人の妻を密通して女敵の論、遊女傾城、各好色之所<sub>レ</sub>致也、第三禮節也、飲酒節をこへて狂言綺語に及で、常座の口論又傷出來ることあり、路頭往來の禮節、言語の所<sub>レ</sub>及、各其禮をたがへ、遊山玩水によつて禮節をたがへ、是等の作法各禮節の教によること也、然れば人君此の好惡争論の所<sub>レ</sub>因の本を考へて、其品



品を詳に除議し、時と所とその人民の衆寡風俗貧富を謀て、あらかじめ此三等を律令に具にし、能示し能たゞさは、民の情欲自らやみ自らをそれて訟なからしむるに可至也、易曰、理正辭禁、民非曰義と云へり、されば所謂理財則分、別各人之所當有者、正辭則明正、各人之所當言者、禁民爲非、則禁革各人之所不當爲者、此三者守實位之義也、大學曰、子曰、聰訟吾猶人也、必也使無訟乎、無情者不得盡其辭、大畏民志、此謂知本也とあり、無情者不得盡其辭と云は、聖人の教戒する處具にして泄る、處あらざるゆへに、教によつて道を感じ、法によつて刑をおそれて、虛妄奸曲のもの其人をまごはし上をあざむくことを不得也、其辭とは君子の小人を見ること肺肝をみるが如くなれば、かの偽れる言を云べき處あらざる也、大畏民志と云は、感じて耻る處あるは道を知るものなり、萬民は只上をあざむくことの不叶、犯すものは法の重をしるが

ゆへに、これに畏れて惡事を不爲也、治國世を政するものは、本に心をつくべき事也、ゆへに此を謂知本也、まことに訟獄聽斷の至善は在使無訟乎、師嘗曰、刑獄之事、本朝尤重之、令所出、式所著、殆明也、刑部省を置て刑獄之事をたゞせる也、令曰、卿一人、掌鞫獄、定刑名、決疑獄、獄請也、正也、國有疑獄、良賤名籍、斷獄書爲名籍、囚禁債負、債不償、事、大輔少輔丞録あり、大判事掌按覆鞫狀、斷定刑名、判諸爭訟、中少判事あり、大屬掌抄寫判文、大解部掌問窮爭訟也、而刑部下司、贖贖司あり、令曰、正一人、掌簿、斂、斂、取、配、沒、領、沒、官之物、五分、配、人、掌簿、斂、取、配、沒、領、沒、官之物、五分、配、贖贖、非同也、其、贖贖、物、即、入、當、司、以、充、修、理、獄、會、等、也、遺雜物、依、命、亡、令、尋、贖、物、囚、獄、司、あり、罪人禁獄のこを司也、此外に捕亡令あり獄令あり、各刑獄の品を論ずる也、公式令に覆斷の日限訴訟の法をしるす、而して彈正は内外の非違を彈奏し、京職は良賤の訴訟を司とる、こゝに淳和帝天長年中に檢非違使の廳を

置てより、衛府の追捕、彈正の糾彈、刑部の判斷、京職の訴訟、併歸使廳と云へり、ゆへに使の別當を以て唐の大理卿に比し、廳を大理寺に準ずる也、別當は參議已上の任にして古來尤擇其人、是刑獄を重するがゆへにあらざるや、武家天下の權を執て後、源賴朝卿元曆元年八月に新たに公文所を造、同元年に問注所を構て専ら刑獄の事を重じ、諸人の訴訟をみづから聞玉へり、建久に其奉行人不殘首尾せり、所謂政所の別當前因幡守廣元、同令主計允藤原行政、同家主鎌田の新藤次藤井俊長、知家事は岩手小中中原光家也、問注所の執事は中宮太夫屬三善康信法師法名也、公事奉行人は前掃部頭藤原親能、筑後權守藤原俊兼、前華人佐三善康清、文章生三善朝臣宣衡、民部丞平盛時、左京進中原仲業、前豐前介清原真人實俊也、賴朝卿のときは天下草創の最初を以て事未だしげからず、故に初は廣元善信等までにて事ゆきぬれども、天下の守成に順て事しげくなりぬるを以て、建久に已

に其諸役人を詳にすといへども、猶公文所問注所を營中に置て、訴訟人皆こゝに聚て裁許を受けぬ、正治元年四月、賴家被建問注所於郭外、以善信爲執事也、是は右大將家るときは、御亭の東面の廂二ヶ間をかまへて問注所とす、營中就一所被召決訴訟人之間、諸人群集して成鼓、現無禮之條、今又被新造別郭と也、而して諸の訴訟の事、賴家直に聽ことをやめて、大小事北條時政父子廣元善信等加合可令計成敗となり、是守文年をへて、天下の事しげく、人君又逸樂をこのむに因れる也、貞永元年に平泰時成敗式目を定、自今已後訴訟の是非、固守此法可被裁許の由を定め、評定衆十一人を請招して、時房泰時一紙の誓書を出して、連署の起請文あり、兩人も則加署判へり、是併訴訟刑獄のことを慎み恤の心深ければ也、此已後右の式目に代々追加の事あつて、武家事は重んず、源尊氏卿建武三年に新式目を定め玉ひ、可被定御沙汰式日刻限事と



出たり、是訴訟を緩怠して人の愁を止めしめんことを以て也、凡そ武家の式目は古の律令にして、訟獄の令無に至らんとす、有難き本意と云べき也、然れども時に明主賢臣なき時は、其所に掟定、皆事にゆきあつて不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止其法を出す、この故に其法不<sub>レ</sub>全もの也、ことに評定人を撰ぶこと其本不正、又評定人に所<sub>レ</sub>示の不<sub>レ</sub>明ば、只思ひ<sub>レ</sub>の沙汰になりて、終には評定の席も會談遊宴の地になる也、凡そ評定の席は天下の理非かゝる處、人民の死生この決斷にあれば、大方に不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>存也、こゝを以て評定人其席にのぞむ前日は、己が心氣を養ひ、當日に可<sub>レ</sub>決斷<sub>レ</sub>儀を再三せんぎ工夫いたし、賢能才智の人に不<sub>レ</sub>及所を尋ね、博學多聞の者に先例をき、而後に我能思ひつゝ、しみてその當日を待、喜怒の私をさり、心を正し非を戒めて訟獄のものに對すべし、事多くして心氣つかれば、内に入て心氣をやすんじ、又出て事をたし、をそからは其日は其事をやむべし、談笑すべからず、

他の用事を不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>思、況やその日遊興ふるまいを約すべからず、如<sub>レ</sub>此に心を存すとも、年月久しければ必ず其法やぶれやすきゆへに、上より目付檢使を加へ、昵近の士を交へしめて是をたし、其日の訴訟うつたへをことごとく上達してかくさず、尤評定の席、決斷の次第、終日の座配ていたら、ひそかに是を上達す、如<sub>レ</sub>此してついに賞罰の政あらば、評定人奉行人の内たさへば私あらん輩も何ぞ私をほし、いまいにせんや、是古來の定法也、評定人の事、大概そのうけとりの奉行、面々の下に訴訟あるものを具に正して出座す、それは民政の奉行人、工商の奉行人、或寺社の役人也、士の訴は農工商遊民に準すべからず、此奉行<sub>レ</sub>人必ず出座す、評定を決斷する時は、奉行各その司る下の事を具にせんさくし申上て、其決斷は執權の人にまかすべし、公方家に古來その次第ありと云へども、世々に其法かはれり、天下の訴訟訟獄を正すことは、執權の人に非ずしては、下の情其實を不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>

得也、その故は、奉行役人は必ず我司る方を立てんことを思ひ、我にひとしき人の云ことは不<sub>レ</sub>立不<sub>レ</sub>用ものなり、天下の權祿ある人にあらざれば、その下知下へ通せざるもの也、然れども其制その志その用實を不<sub>レ</sub>得ば皆かた斗になる也、後醍醐帝天下草創のとき、軍功の賞を行なはれんために上卿に洞院實世を定め、その後萬里小路藤房、その次に九條光經を以てただされけれども事不<sub>レ</sub>成、又都芳門の左右のわきに決斷の所を作り、才學優長の卿相雲客、紀傳明法外記官人を三番にわけ、一月に六ヶ度の沙汰の日を被<sub>レ</sub>定め、凡事之體は嚴重に見へて堂々たり、されども皆理世安民の政に非ざりしと舊記にかける事、思ひ合すべし、

### 山鹿語類卷第九

#### 君道九

#### 治禮

##### ○國土分制

師答<sub>レ</sub>問<sub>レ</sub>國土分制<sub>レ</sub>曰、凡そ天地開闢して土地國土其中間に偶然たりといへども、聖人世に出て州を分け國を定め郡を立庄村を定めざれば、經界不<sub>レ</sub>正が故に國土に定法無くして悉紛擾たり、聖人は是を考て不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>已して國土を分制す、分制せんとならば、理は天地の理に隨ひ制は天地の制に任せて其分制を定む、所謂天地の理と云は、物大則制法不<sub>レ</sub>及詔令不<sub>レ</sub>通が故に、必ず是を分たざればあらず、分つといへども又能く通じて一つなる所あらざれば、別々にして不<sub>レ</sub>相連<sub>レ</sub>故に、大小の間委詳に差別して、差別又合一なる、是則天地の理也、今天下を分制することは、天下を一

### 山鹿語類卷第八終



にしては廣く大なるが故に、利あらずして害多し、こ  
 こにおいて天下を分ち制するといへども、又合一に  
 して相通するが如くならしむる、是其理也、何をか天  
 地の制といはん、夫天に赤道を立て中を定め、其左右  
 を黄道として日月五星可<sub>レ</sub>往來<sub>レ</sub>の地とし、廿八宿天  
 に座を定め、北極南極天の兩端を守て衆星を拱せし  
 む、是天の制なり、國土は地なるが故、天の制を受て中  
 國あり、四方あり、列國あり、邊要あり、是則天地自然  
 の制分にして、聖人只其固有するに因て分<sub>レ</sub>土立<sub>レ</sub>國  
 也、然るに地の中をはかり四方を定むること、何を以  
 て準據せんとならば、陰陽等分にして寒暑温冷相均  
 しく、風雨時を得、草木魚鳥地に宜して生長收藏の相  
 なり、人氣相正しく土地其中を得、山川海陸相そなわ  
 る處、是を中國と云ふべし、寒甚ときは北と定め、暑  
 甚ときは南と定め、温多ときは東と定め、冷多ときは  
 西と定め、是四方相定の處也、尙其制を詳にせんがた  
 めに、周禮大司徒に、土圭の法を以て日のさす影を正

しふして地の中を求むといへる也、抑土圭の法と云  
 は、圭は玉也、地をはかるの玉にして其長一尺五寸あ  
 り、鄭康成曰、土圭  
 之長尺有五寸、凡そ八尺の表を立て、夏至の日、日中  
 に其影一尺五寸ある處を地の中と定む、此中表より  
 千里を去て、四方に八尺の表四を立て、夏至の日の日  
 中に其表の影の傾く處を以て東西南北とする也、必  
 ず千里に限、十里百里の間を以て相考ふるも同意  
 なりといへども、日道の差近くしては難<sub>レ</sub>見、その上  
 地のつもり、土圭一寸を以て千里とするが故と也、詳  
 に周禮并註疏等の書に見へたり、日至之影尺有五寸、  
 謂<sub>レ</sub>之地中、天地之所<sub>レ</sub>合也、四時之所<sub>レ</sub>交也、風雨之所<sub>レ</sub>  
 會也、陰陽之所<sub>レ</sub>和也、然則阜安、乃建<sub>レ</sub>王國焉、制<sub>レ</sub>其  
 畿方千里、而封<sub>レ</sub>樹之と云へる是也、土地の中央は天  
 の赤道に等し、中央の前後左右千里を以て異朝の王  
 畿と云、是赤道の前後左右を日月五星の往來の所と  
 するに同じ、而して中央を去て四方へ行こと遠き、其  
 所々に界を立ざれば分制知がたきを以て、處々に土

圭を以て日影の大小を考へてさかいを立、或は山を  
 かぎり或は海河を限て國の境を設け、民人の風俗、  
 地形のすがた、草木の躰を以て國を分つ也、是廿八宿  
 の天に座を定むるに同じ、東西南北其邊要たるべき  
 地をはかつて邊守の地をなし、名山大川を崇めて巡  
 狩朝會の處とし、方伯を置て其方角をすべて司ら  
 しむる、是南北極の樞要に居て衆星を拱せしむるに  
 同じ、こゝにおいて、天下の分制ありて國を分つとい  
 へども、國猶大にして事相通じがたきを以て、國中に  
 郡を立て、又山により川をさかいて風俗地形草木の  
 様を度量すること、國をわかつにひとし、郡猶大なる  
 が故に縣を置、庄を立、村をわかつ、是山により川にそ  
 い市にたより林木衆草に従て人家をなすを、そのあ  
 りのまゝに其名號を立る也、これ聖人所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>已を  
 本として、其理其制を天地の道理に任せたる也、土地  
 有<sub>レ</sub>平有<sub>レ</sub>險、而有<sub>レ</sub>陸地有<sub>レ</sub>山野、雨水下り地氣上て  
 必ず水生ず、水あつまる時は小河あり、小河相會して

大川となる、地脈又海潮あり、是山をさかい水をさか  
 い海をへだて、自然と境を分つゆへんなり、然れど  
 も國は元財用不<sub>レ</sub>足しては國用豊ならざるがゆへに、  
 草木鳥獸魚鱉貨財衣服牛馬の足る所を立て一國と  
 し、其國用の少し全を郡とすること、是定れる法也、  
 國郡如此ときは、其一國にをいて交易利潤して他を  
 不<sub>レ</sub>借、是國制の法也、四方の末々に至るまで貢賦を  
 奉り、來朝いたし、惡逆無道のもの制するにも、道  
 路の迂直を不<sub>レ</sub>考ば上下の情不<sub>レ</sub>相通が故に、四方へ  
 相通用の道を利し、往來聊か滞ことなからしむる、是  
 を道と云、天に九道ありと云が如し、其分類は其土地  
 を詳にするにあり、異朝に天下を九州に分、一州方千  
 里にして、一州の内に大中小の國を三段に分、五十里  
 より下の國をば附庸と號して、直に天子へ不<sub>レ</sub>朝、大  
 國の諸侯に相屬せしめ、其外に間田と號して、國と申  
 しがたき田地をば、附庸より下輩のものに與へをく  
 と云へり、異朝は天下の廣事あげて云へからずして、



是を九州に分ち、州の内に國をわけ、國の内に郡をわかつ、九州の内中州は王畿也、相殘八州に一人づゝの司を置、これを牧とも伯とも云、此の八州の牧伯にも又其をさあり、是を二伯と云て方伯と號す、八州の下に多くの諸侯これあり、是八州は萬國をすべて二伯は八州をすぶる也、後に天下を十道に分て事を相通せしめしも、前に云所の二理也、王畿を去こと多ければ、次第に日月の所中に遠近出來り、陰陽かたつかたに過不及する故に、人の風俗かはり、土地草木鳥獸に至るまで不<sub>レ</sub>全、その偏多くして不正を、夷狄と云ひるびすと號する也、是天地の氣の自然にして、人の所<sub>レ</sub>致に非ず、王制曰、中國夷狄五方之民、皆有<sub>レ</sub>性也、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>推移、東方曰夷、被<sub>レ</sub>髮交<sub>レ</sub>身、有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>火食<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>矣、南方曰蠻、雕<sub>レ</sub>題交<sub>レ</sub>趾、有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>火食<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>矣、西方曰戎、被<sub>レ</sub>髮衣<sub>レ</sub>皮、有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>粒食<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>矣、北方曰狄、衣<sub>レ</sub>羽毛<sub>レ</sub>穴居、有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>粒食<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>矣、中國夷蠻戎狄、皆有<sub>レ</sub>安居和味宜服利用備器<sub>レ</sub>云云、本朝國郡の制は、神

代より事起て大八島と號せり、然れども其草創委からず、成務の朝に至り天下を三十六に制せり、其後國の大なるを分ちて兩國と致すの類、歷代因循して今六十餘州に分てり、而して天下を七道に分、王國に畿内を定め、王國の前後左右合て五の國を畿内とす、是中國を以て王畿とする也、本朝は東西へ長くして南北へ短し、故に千里の制を以て準じがたしといへども、其本とする所は又天地の常經を不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>出也、大にして天地、小にして家と云身と云、其本更に別ならず、能一理に通するときは疑ふ所あらざる也、是を紀綱と云べし、紀綱と云は、天地人とも合一にして更不<sub>レ</sub>相易<sub>レ</sub>處の大本を云へり、凡そ周禮六郷六遂の法を考るに、家五ある所を王國にては比と云、郊外にては郷と云、五比を内にては閭と云、外にては里と云、五家に其かしらあり、是を長と云、廿五家のをさばは胥と云、是よりたゝみあげて百家を族と云、郷と云、五百家を黨と云、鄙と云、二千五百家を州と云、縣

と云、一萬二千五百家を郷と云、遂と云、このをさを大夫と云なり、然れば五家のをさより萬二千五百家の大夫まで、次第に其司ごる所ありて、其相聚まるを諸侯と云、諸侯相あつまりて方伯あり、方伯をつかねて天子と號す、天子をつおさにわかつときは、方伯諸侯より五家の長までに至て、又合すれば同一也、天下より州あり、州より國、國より郡、郡より村里、村里は本一家より出て、一家をあつめて國となり、州となり、其つばまる處を天下と云、天の七星廿八宿兩極とわからちて本一天なるに同じ、國郡を分制する所、此紀綱を知らずしては何に準據せんや、天地人本一<sub>レ</sub>紀綱が故に、風化更に不<sub>レ</sub>塞也、此を分土制國の本意と可<sub>レ</sub>謂歟、

○封建郡縣

の事、封建郡縣の二を不<sub>レ</sub>出也、封建と云は、天下をこゝく分て王室功臣に與へ、封<sub>レ</sub>國建<sub>レ</sub>侯、諸侯は各其所を治めて貢賦を天子に献じ、王畿は千里を以て王家のつぐのいを致す、是を封建と號する也、古來專用<sub>レ</sub>之といへども、三代以前の事迹は不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>考、虞書舜典に所<sub>レ</sub>出巡守朝覲之事、史記黃帝紀に所<sub>レ</sub>記の召會征討の事、是等を以て其證とすべき也、周禮に所<sub>レ</sub>出及び王制左傳等に所<sub>レ</sub>出は、専ら封建の制也、古者封<sub>レ</sub>建諸侯<sub>レ</sub>以藩<sub>レ</sub>屏京師、周封<sub>レ</sub>八百同姓諸侯、並爲<sub>レ</sub>建<sub>レ</sub>國、夾<sub>レ</sub>輔王室、尊<sub>レ</sub>事天子、享<sub>レ</sub>國永長、爲<sub>レ</sub>後世法、故詩曰、大啓<sub>レ</sub>爾宇、爲<sub>レ</sub>周室輔<sub>レ</sub>と云へる是也、郡縣と云は秦の始皇帝に始れり、始皇廿六年に天下始めて平均す、こゝにをいて諸子功臣を封じて天下を治むべきや否やと群臣に詮議ありけるとき、廷尉李斯議曰、周文武所<sub>レ</sub>封、子弟同姓甚多、然後屬族疏遠、相攻撃如<sub>レ</sub>仇讐、周天子弗<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>禁止、今海内賴<sub>レ</sub>陛下神靈、一統皆爲<sub>レ</sub>郡縣、諸子功臣、以<sub>レ</sub>公賦稅<sub>レ</sub>重賞<sub>レ</sub>賜之、



甚足易制、天下無異意、則安寧之術也、置諸侯、不使、始皇曰、天下共苦戰鬪不休、以有王侯賴宗廟、天下初定、又復立國、是樹兵也、而求其寧息、豈不難哉、廷尉議是、分天下爲三十六郡、郡置守尉監云云、是天下を郡縣にして諸侯を不立、天下の貢賦をあつめて、これを分て諸子功臣にあたへて、天下に變出來ることあらしめざるの政とす、周の末列侯おのゝ國を保ち、ついに王と稱して天下大に亂れたるに懲りて也、封建郡縣の二つは天子天下を分制するの源なれば、尤其義詳なるべきこと也、諸儒の論まらゝにして一決せず、漢魏晉梁唐宋の間、天下を草業の主君は必ず此論をなすといへども、未有定説、秦二世に至て群雄ことごとく起り、秦の守宰を逐て自王と號し、遂に天下亂る、漢天下を一統し、秦の孤立して亡びたるに懲て、則王室功臣を封じて封建の法を行ふ、其後世々多くは封建の法に従へり、陸士衡曹元首は封建を以てよしとし、李百藥柳宗元は郡

縣を以てよしとす、必竟唐虞三代は公、天下以封建諸侯、故享祚長、秦私天下以爲郡縣、故傳代促と云へると、秦公天下者也と云、此兩議に究れり、眉山蘇氏又郡縣をよしとして曰、封建者争之端亂之始、篡弒之禍莫不山之、李斯之論當爲萬世法といへり、唐虞三代の間は上に堯舜禹湯文武の聖主あつて、下に腹心の良弼多し、故に封國建侯事更に私なし、敢て天下をほしいままに致さず、既に天子の位といへども詢之衆庶、而以帝位舜禹に相續せしむるが如し、況んや諸侯を立ること、各賢賢として有徳の者を擧げ、功民に加ふるものを賞して、聊以天下私することあらざる也、舜の時蠻夷猾夏、命皋陶五刑五流の法をたゞさしめ、有苗のしたがはざるには、禹に命じて是を征せしむ、蠻夷有苗は皆遠方の國、王政の所不加といへども、悉天子命之、是諸侯各守法奉、上而不専之也、既に夏の禹王に至て、啓王有扈氏を征し、仲康義和を征す、是世々封建久しく

上に堯舜の徳あらざるゆへ、諸侯の子孫や、もすれば土地を恃み甲兵を多くして上に違ふの類出來して、天子以六軍征之、夫治一人之罪、而至興師使無辜之人受用兵之禍、此は封建之法非正則敵ある也、三代の初にも如此の失あり、こゝに周列五等、邦群后、親賢ともに並立て封建の法を行ふといへども、以異姓不先同姓、あまねく天下を封建するが故に、周三十世に及び八百年の天下を保つ、然れども後に諸侯強大になりて、互に兵を弄し周王を蔑如す、是家天下、自夏始、大に封同姓、而命之曰、藩屏王室、自周始といへるは馬端臨が論也、封建の法よしといへども、用ゆる處其理にあたらす其法詳ならざれば害甚多し、漢の高祖大に功臣王子を封す、此時天下久亂、民人皆亡散し、城都各破れすたれるを以て、諸侯たりといへども其祿食殆んど寡し、其後文帝の時、賈誼議を立て、欲天下之治安、莫若衆建諸侯、而少其力といへり、是高祖の功臣を封す

る事制に過るを以て、富貴充滿して祿財日に多く、子孫驕逸し忘先祖之艱難、や、もすれば法を犯し禁を破るを以て也、文帝不從曰、列侯皆長安に居て、國に君たり民を子とするの意なし、各國に歸て其民を教戒すべきよしの詔ありて、丞相周勃を始として國に行しむ、景帝に至て諸侯大にをこり、民くるしみ亂近きを以て、諸侯王に治國ことを不令得、天子吏官を置て事を糺明し民を治めしむ、猶ほ晁錯が言を用て諸侯の地を削て、七國の患出來す、此の時諸侯と吏と必相争て、官吏多く諸侯のあやまりを上告、讒をかまへけることありて、おだやかならず、武帝の時、主父偃が説に従て推恩の令を下せり、主父偃説上曰、古者諸侯地不百里、強弱之形易制、今諸侯或連城數十、地方千里、緩則驕奢易爲淫亂、急則阻其強、而合從以逆京師、以法割削、則逆節萌起、前日晁錯是也、今諸侯子弟或十數、而嫡嗣代立、餘雖骨肉無尺地之封、則仁孝之道不宣、願陛下令諸侯



得推恩、分子弟以地侯之、彼人々喜得所願、  
 上以德施、實分其國、必稍自銷弱矣、於是上從其  
 計、云云、是賈誼が衆建諸侯の遺意也、但衆建と云  
 は自の上令して行がゆへに、爲儉爲吝、推恩則下情  
 を本として行の故に、爲恕爲仁と論せり、武帝主  
 父が説を用て後、諸侯の子孫微弱にして、國政は官吏  
 是を司り、租税至て少く、此弊久而王莽ひそかに恩  
 を施し、宗室王侯に私恩を厚くして、遂に漢の天下を  
 傾く、光武又王の子弟宗室を封建す、然れども景帝よ  
 り已後は、皆尺土寸地もことごとく天子よりは是を制  
 して、君國子民の實なし、然る時は封建の名のみに  
 して、王室を守護し四方の藩屏となるべき實なし、秦  
 より後、多くは虚號あつて侯の名あれども、祿を食こ  
 となきもありける也、漢の封建と云は、大方郡縣と同  
 じ、古の封建にはあらず、郡縣は秦に起るといへど  
 も、民を治むるの官吏を撰んで天下の土地を分與し、  
 其祿を以て侯王たる人を厚くするが故に、侯王民を

不治して亂争の事なし、馬端臨曰、夫置千人於聚貨  
 之區、授之以挺與刃、而欲其不爲奪攘矯虔、則  
 爲之主者、必有伯夷之廉伊尹之義、使之靡然潛  
 消其不肖之心、而後可、苟非其人、則不若藏挺  
 與刃、嚴其檢制、而使之不得以逞、此後世封建  
 之所以不可行、而郡縣所以爲良法、唐魏徵議曰、  
 陛下發明詔、封五等、事雖盡善、時即未遑、何也、  
 自隋氏亂離、百殃俱起、黎元塗炭、十不存一、始蒙敷  
 至仁、以流玄澤、沐春風而霑夏雨、一朝棄之爲  
 諸侯之隸、衆心未定、或致逃亡、其未可一也、既立  
 諸侯、當建社廟禮樂文物儀衛左右、頓闕則理必不  
 安、粗修則事有未暇、其未可二也、大夫卿士咸資  
 祿俸、薄賦則官府困究、厚斂則人不堪命、其未  
 可三也、王畿千里、地稅不多、至於貢賦所資、在  
 於侯甸之外、今若並爲國邑、京師府藏必虛、諸侯朝宗  
 無所取給、其未可四也、今燕秦趙代、俱帶蕃夷、黠  
 羌旅拒、匈奴未滅、追兵內地、遠赴邊庭、不堪其

勢、將有他變、難安易動、悔或不追、其未可五也、  
 原夫聖人舉事、貴在相時、時可未可、理資通變、  
 敢進彌縫之議、惟明主擇焉と云へり、封建郡縣とも  
 に其道理多ければ一決しがたし、竊に案するに、封  
 建郡縣ともに、上に明主あつて是を行ひ、下に良臣あ  
 つて是を祐けば、いづれも天下の至公にして、兩なが  
 ら行はれて兩ながら利大なるべし、但し上に徳薄く  
 下に臣の明なるあらずとも、兩の内いづれか衰世の  
 守に利あらんとならば、兩ながら其法正しくして其  
 法相立ば、各天下の守護たるべし、其故は、古來封建の  
 法といへることは、徳あつて功をあらはし、民を治め  
 國を守るに可足のものある時は、則是を封じて諸侯  
 とす、封同姓と云て、王者の子弟宗室其器にあたれ  
 るを封ず、是を親親と云也、封異姓と云て、他人た  
 りと云ども、其人の徳功一時の選に中れる時は、是を  
 諸侯とす、是を賢賢と云也、果して賢なる時は、仇と  
 云へども封之、微子が東夏に君たり、蔡仲が蔡に君

たる是也、果して不賢なる時は同姓と云へども不怨  
 管叔蔡叔是也、而して賢賢親親の道、専かたつかた  
 なれば、親親の漸は微弱になり、賢賢の弊は必ず却  
 奪に入がゆへに、博求親疎並に用之て其つり合を  
 正しくし、邦國大小相維と云て、大國は小國と和し小  
 國は大國につかへて、互に非をあらため事を糺明す、  
 諸侯に命する時、丹書あり策あり、各國の政令民の治  
 法、貢賦禮樂征伐のことまでも詳に記之、以盟相教  
 戒するなり、漢高祖以丹書之信、以白馬之盟、  
 是也、九州に二伯を立て、伯に大夫を置て監せしむ、  
 此大夫は天子の大夫也、監と云は、伯の作法政道を考  
 見せしむる也、一伯に三人の監あり、況や封國の諸侯  
 にも、是を監察するの奉行あつて、禮樂征伐不得僭  
 行、國に小事ありといへども、國の例となるか、人を殺  
 すに至らんことをば、必ず天子の命を受く、如此と  
 きは内深根不拔の固めあり、外盤石宗盟の助あつ  
 て安社稷、万世ともに相立て、かの百足之虫至死不



儼、以其扶之者衆也云ふに至るべし、先王之建邦、上有方伯連率、下有公侯伯子男、小大相維、尊卑相制、如公侯受封之地雖多、而制祿不過十二倍其卿、大國不過半天子之軍、名山大澤不以封、必賜弓矢然後征、必賜圭瓚然後饗、有巡狩有述職、有慶有讓、綱紀未嘗一日廢也云是也、天下を新たに平均せしめ、草業の功を立てると云とも、已前の諸侯をことごとく儼して新にすることは難成、周の滅殷紂も、滅國者は五十也といへり、其餘は皆前々の如くなるべければ、唯良法を詳に、教戒を嚴にするにあるのみ也、後世の封建と號せるは皆不然、功なく徳なくして只王の子弟近親を以て諸侯王とし、其あたふる國に大城名都をつらね、名山大澤ありても是を自由にし、國の貨財を天子に不奉、一たび受封の後、富貴身にあまり貨財多かつまる、而して巡狩なく監察なく職をのぶることあらず、教戒ことごとく廢するゆへに、摘山煮海、招納亡命、擅

罰人赦死罪、天子不能訶、謀臣不敢議、所以縱恣者如此といへり、封建を立てる處の良法を失て、國を興ふること其人にあらず、國侯を置こと其つり合をそむきて、隣國悉其諸侯につらなりて、宗室子弟不交居、國を興ふるの法を知らずして、名山大澤を彼が有とし、軍武の任をまかせ、貢賦の貨財を私せしめ、教戒監察の嚴なきは、不旋踵而犯上作亂ことなくんばあるべからざるなり、是封建のあやまりにあらず、其所設の不良也、郡縣亦然り、法はよろしといへども其人にあらず、所授の教戒監察不正則は各失あり、今天下を俄に封建にせん郡縣にせんと云ことは、却て亂を招くにひとし、故に封建郡縣ともに用て其良法を敷にあり、但天下の功徳の臣を王畿に聚め置て、悉く郡縣にせんとならば、邊方遠境に事ある時に、吏官威輕く權なく祿うすくしては、其下知不可相通、故に所々に封國の諸侯を置て其良法を正さば、邊守の恐あるべからず、諸侯人命をそむ

くとも、鄰國相持し所々の郡縣の吏是を監察せば、其萌速にあらはれて事大になるべからず、天下の勢をはかり地形の要害を考へ、風俗の邪正を糾明して兩ながら相並て用るあり、悉く封建せんと云も、ことごとく郡縣にせんと云も皆偏説也、三代已前悉く封建なりと雖ども、名山大澤を不封、九貢の法ありて各其貢賦を献じ、九法を立て國を正し、三載にして考績、三考にして黜陟幽明、是封建すといへども郡縣を不失也、諸侯の臣といへども、私に官を不令立して天子必ず命す、然れば諸侯國に封せらるゝといへども、只民政を詳にし國俗を正し、天子の王畿を守護するの心までにして、聊私をさしはさむと不能、封建皆天下の藩屏となれるなり、こゝを以て云ときは、封建郡縣の名出て後に、其説かたつかたに陥るなり、其の徳功あつて國に可封異姓同姓をば其器によつて封建し、封建するに其法を正しくし、功ありといへども徳以て君國子民にたらざるは祿を厚くし俸

を豊にす、封建せざる國々は、各郡縣の例を以て守を置、奉行監察を置、處々に探題政所を立て鎮守を置、王畿の四方は皆三公九卿の食祿にあて、國を封せず侯を不立が如き時は、兩ながら相行はれて弊少かるべきか、唐の顔師古欲封建與郡縣並行、王侯與守令錯置といへり、是予が所謂にひとしといへども、又其趣向別也、顔師古は兩を必ず錯行なはんと云へり、是又偏説也、予が所謂は、唯人の徳功有無に従て、或は封建し或は郡縣を行ふに足れりと也、封建を行ふに郡縣を行ふの心を用ひ、郡縣を行ふに封建の心を用ふるにあり、或曰、封建を行ふに郡縣の心を用は、前に云處然り、郡縣を行ふに封建の心を用ること未聞、曰、郡縣の間五家をくみて一萬二千五百家に至て、是に大夫を置て事を糺す、是則封建の心也、小より大に至て相つがね相連て、然して小に長あり、大に大夫あつて互に相正す、故に小大の連續して其一たること封建に不異也、封建は諸侯一州一國を領し



て、其の州郡の事をすべ、郡縣は五家より一萬二千五百家に至て、大夫是を統て、其州郡を糾察す、其建侯と置大夫との別にして、其實更に不異也、是郡縣を行ふに封建の心を用也、封建の心あらざれば過盜の法不行也、或曰、朱子曰、以道理觀之、封建之意、是聖人下以天下爲己私、分與親賢共理、其制則不<sub>レ</sub>過大、此所以爲得云云、朱子亦封建を以て可とす、予曰、天下を以て不<sub>レ</sub>私と云は、封建郡縣にはよらず、只賢を擇み徳を尊て是をして民に臨ましむる、是公天下にする也、其封する處大なれば封建と云、小なれば郡縣と云のみ也、若し親に因て封じ建侯は、是公天下と云にはあるべからず、天下は至て大なり、實徳にして有功は必ず少なし、天下を封建にいたさんとせば、多くは宗室の親によつて徳功の撰はるべからず、是れ周の封同姓の失あるところなり、朱子封建の意を、天下を以て不<sub>レ</sub>爲己私といへるは、其説不<sub>レ</sub>優、封建も郡縣も、以<sub>レ</sub>公心行ふ時は皆

公にして天下を以て不<sub>レ</sub>爲己私也、若し私心を以てせば、封建は世を永くせんことを求め、王室の同姓を封じて根を固くす、是天下を我家に相傳へんとの謀にして、徳に譲り賢に任ずるの公心と云がたし、郡縣猶然り、唯天下の萬民を安せんことを以て行はば、兩ながら皆公心より出と可<sub>レ</sub>云、天下を郡縣にいたさんと云は、始皇の思入は、私天下也、其制不<sub>レ</sub>過大と云、是不<sub>レ</sub>定論也、大小は只其器にまかすべし、制し易からんことを云は、不<sub>レ</sub>過大なり、後漢の光武功臣を封ずる事を制に過ぐ、群臣曰、古の帝王封諸侯、不<sub>レ</sub>過百里、今封回縣、不<sub>レ</sub>合法制と諫めければ、帝の曰、自<sub>レ</sub>古亡國皆以<sub>レ</sub>無道、未<sub>レ</sub>聞以<sub>レ</sub>地多<sub>レ</sub>而亡と云云、是又言<sub>レ</sub>徳而不<sub>レ</sub>言制也、大國小國を封するに各其良法ありて、大小ともに相維持して永く無<sub>レ</sub>傾奪は、聖主の公心より出る良法也、朱子曰、論治亂、畢竟不<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>此といへり、其説盡せり、すべて封建郡縣ともに三代よりこのかたの法にして、唯是を一偏に行ひしは、郡縣は

秦に起ると可<sub>レ</sub>見、各唯以<sub>レ</sub>公心良法備究古今之事情、然後可<sub>レ</sub>斷其議論之首尾法制之得失也、

師論建侯之法曰、凡そ國に封じて諸侯とする事、是を建侯と云也、其法あからさまに不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>心得也、其ゆへは、一國の士民悉く諸侯の心にあつて、王畿の守衛邊要の守りは、只諸侯の致す處にあり、文と武と相開て初めて君國子民、徳功相と、のほらずして諸侯の封あるは、其守をすて、人民をしへたげしむるに至る、豈天子分土治民の心ならんや、古より徳功並び行なはるゝものを諸侯たらしむる事、是建侯の撰也、先大司徒の官、土圭を以て國の界を正し、土方氏地の東西南北を考へて、諸侯の居城に可<sub>レ</sub>然の地を量り、量人の官、城郭のかまへ、宮室の營作、市町道小路門渠關所等の制を定め、太祝の官后土の神を祭り、封人社稷の壇をまふけ、國の四方の界を立て是を守らしむ、是諸侯に封せらるべき國郡土地の考、境關の制、城宮の法に至るまで明にして、其制過不及なから

しむる也、こゝにおいて天子朝儀を正しくして諸侯に策命あり、策命と云は、天子の詔命の言を簡策に記して、諸侯の戒とするの辭也、春秋傳曰、王命内史叔與父、策命晉侯爲侯伯、其文曰、王謂叔父、敬服王命、以綏四國、紂遜王惡云云、如此是也、左傳定公四年に、周成王諸侯を封せられし例具に出<sub>レ</sub>之、周禮の家宰の官、邦國に六典を施すの事を司る、六典と云は、牧監參伍股輔也、牧と云は、諸侯の内にて徳功あるものを撰んで其方の長とする事也、州長謂<sub>レ</sub>之牧、八命作<sub>レ</sub>牧と云是也、監は監察の官を立て是を奉行せしむる也、參は卿を三人をくこと也、伍は大夫を五人をくこと也、股は衆士を置く、上士中士下士の三段あり、輔は諸奉行諸役人の官にあるものを云、牧監は諸侯の内にて可<sub>レ</sub>りて、事をはかり考るの官也、參伍股輔は諸侯の内官にして、事を相たすくる也、以上是を六典と云、是諸侯國にありといへども、自官を不<sub>レ</sub>立、各天子に告て家宰の命を受る所也、次に以<sub>レ</sub>九



貢<sub>二</sub>致<sub>三</sub>其用<sub>一</sub>といへり、是は諸侯の國々より定まりて天子へみつぎものを奉ること也、一曰祀貢、是は天子天地宗廟を祭り玉ふに可<sub>レ</sub>入ものを云也、二曰賓貢、是は天子賓客の禮節に可<sub>レ</sub>入もの、こと也、三曰器貢、是は天子祭祀賓客の設けに可<sub>レ</sub>成其國にてこしらゆる器を云、四曰幣貢、是は帛繡の類を云、五曰材貢、是は文武の具并に竹木のこと也、六曰貨貢、是は所より出る金銀貨財の事を云、七曰服貢、是は系綿木綿麻の類也、八曰旂貢、是は燕游に可<sub>レ</sub>入のもの也、九曰物質、是は雜物也、鳥獸菓鹽の類を云、此九貢を考へて、其國に出生し有<sub>レ</sub>之ものを度量せしめて、天子に貢すること也、然れば諸侯國に封せらるゝといへども、國の財用を不<sub>レ</sub>私所明也、大司馬の官、又九法を用て天子を佐け邦國を平にする也、一曰制畿封國以正邦國、是は所々の界を立て其所をかぎりて、邦國の界を正す也、二曰設<sub>レ</sub>儀辨<sub>レ</sub>位以等<sub>二</sub>邦國<sub>一</sub>、儀は諸侯諸臣の威儀を定め位を分て、諸侯の内に次第あら

しむる也、三曰進<sub>レ</sub>賢與<sub>レ</sub>功以作<sub>二</sub>邦國<sub>一</sub>、是は國中にて賢徳のものを撰で天子に奉り、或は功を專にして國用をよくするゆへに、分國皆善にす、み業を樂む也、四曰建<sub>レ</sub>牧立<sub>レ</sub>監以維<sub>二</sub>邦國<sub>一</sub>、是は諸侯の間に長を立監察の役を置て、聊も諸侯の中間に物云なく逆亂なからしむることなり、維と云は連結也と注して、諸侯の國を相つらならしめて、間隔あらせじとの事也、五曰制<sub>レ</sub>軍詰<sub>レ</sub>禁以亂<sub>二</sub>邦國<sub>一</sub>、是は諸侯の軍の制を堅くし、法を正しく定めて、諸侯私の放埒をた<sub>レ</sub>さしむる事也、六曰施<sub>レ</sub>貢分<sub>レ</sub>職以任<sub>二</sub>邦國<sub>一</sub>、是は國より可<sub>レ</sub>出處のみつぎものを定め、其國主に相應の職業を申渡して、邦國の諸侯に業をさつくること也、七曰簡<sub>二</sub>稽鄉民<sub>一</sub>以用<sub>二</sub>邦國<sub>一</sub>、是は國中の民數を計り考へて其國用をつもる也、八曰均<sub>レ</sub>守平<sub>レ</sub>則以安<sub>二</sub>邦國<sub>一</sub>、是は國々の風俗を一にして、法令を平にせしめ、天下の間甲乙なからしめ、民の安んずる如くいたすこと也、九曰比<sub>レ</sub>小事大以和<sub>二</sub>邦國<sub>一</sub>、是は國に大小ありて一ならず、諸侯互

に相親しみ睦まじかれと云こと也、以上是を邦國の九法と號して、邦國の諸侯を相た<sub>レ</sub>すの道とす、大司馬の周官に合方氏と云あり、この官、道路舟橋の修理を考へ、國々に云ことなく互に交易して財利を通じ、分國の間の丈尺はかりめ升等の不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>輕重大小<sub>一</sub>、邦國私の遺恨を以てあだをかまへ怨を報することなく、國々の風俗を一つにして好惡を同じからしむることとを司ざる也、又擯人と云ふ官人あつて、度々に諸侯を巡行して天子の志をつたへ、政道をかたりて諸侯に疑惑なからしめ、萬民を和説して王化を廣くす、各大司馬の司ざる處也、又九伐の法ありて諸侯を正す、所謂馮<sub>レ</sub>弱犯<sub>レ</sub>寡則管<sub>レ</sub>之、賊<sub>レ</sub>賢害<sub>レ</sub>民則伐<sub>レ</sub>之、暴<sub>レ</sub>内陵<sub>レ</sub>外則擯<sub>レ</sub>之、野荒民散則削<sub>レ</sub>之、負<sub>レ</sub>固不服則侵<sub>レ</sub>之、賊<sub>レ</sub>殺其親<sub>レ</sub>則正<sub>レ</sub>之、放<sub>レ</sub>弑其君<sub>レ</sub>則殘<sub>レ</sub>之、犯<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>政則杜<sub>レ</sub>之、外内亂鳥獸行則滅<sub>レ</sub>之、以上是を九伐と號して、大司馬を司どりて諸侯をあらたむる也、大宗伯の官は、社稷宗廟の祭の肉を同姓の諸侯に賜

り、天子慶賀の禮を行て、異姓の諸侯を親しむのことに掌ざる、凡もろくの諸侯來朝のときは、天子必ず賓客の禮を以て是を親しむ也、太宗伯に九儀の命あつて諸侯の位を正す、九儀は九段の位階あることと云也、典命の官あつて諸侯の國家宮室車旗衣服禮儀の品を定む、司服の官は諸侯の衣服を糾明す、典瑞巾車等の官、是又諸侯の所<sub>レ</sub>執の瑞玉路車を司ざる、各周禮に所<sub>レ</sub>出也、諸侯國に封せらるるといへども、征伐を自由にし殺罰を專にすること不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>、ゆへに諸侯賜<sub>レ</sub>弓矢<sub>レ</sub>者得<sub>レ</sub>專征<sub>レ</sub>、賜<sub>レ</sub>鈇鉞<sub>レ</sub>者得<sub>レ</sub>專殺<sub>レ</sub>といへり、弓矢を不<sub>レ</sub>賜して征伐を自由に不<sub>レ</sub>仕の諸侯は、兵を以て弓矢を賜はるの諸侯に屬して事を問也、鈇鉞を不<sub>レ</sub>賜の諸侯は、獄訴のことあれば、專<sub>レ</sub>殺の諸侯に屬して其檢斷をうくる也、諸侯得<sub>レ</sub>專征<sub>レ</sub>者は、鄰國に臣殺<sub>レ</sub>其君<sub>レ</sub>孽伐<sub>レ</sub>其宗<sub>レ</sub>ものあるときは、則<sub>レ</sub>これを征伐して而天下に奏問し、其地を天子に歸し奉るなり、古の建侯の法如此嚴なるがゆへに、下に上を犯







下は地の徳を考、中にして民心をはかること、是を建都の要と云べし、丈尺を以て地の廣狹をはかり、土圭を以て地の中を考へ、天の陰陽寒暑を積り、人のうくる處の性質風俗を本とするは定法也といへども、時に今日の謀あり、地に時に順て用捨あり、人に當然ののりあり、此故に異朝歴代の都する處一所にあらざる也、長安は漢唐の都する處、洛陽は漢の中興以後の都也、汴梁は宋の都、幽燕は大明の都也、此外所々に都ありし事なれども、いづれも不足論也、古の冀州は堯舜の都ありし所也といへども、土地不<sub>レ</sub>宜、朱子曰、其地碗瘠、人民朴陋險裔也、惟堯舜能都<sub>レ</sub>之、後世秦修、不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>都<sub>レ</sub>矣、又曰、冀都、正是天地中間、好風水といへり、冀州は堯舜の都ありし處、好風水の地也といへども、聖人にしては可也、後世の人民秦修のあとにはよく都すること不可<sub>レ</sub>叶とのこと也、然れば時代によつて其了簡のあるべきこと也、殊に安くして危を不<sub>レ</sub>忘、盛にして衰を不<sub>レ</sub>忘、徳あつて思

無<sub>レ</sub>徳は古のをしへなり、然る時は文武茲盛にして兵食俱に足り、山川海陸ともに備て文明の化を施すことなりやすく、威武の用を輝こと重し、徳あつて安く盛なる時は、世を萬代に疊<sub>レ</sub>ども、王畿廣<sub>レ</sub>にして居民の地ひろく財用能通じ、徳衰へ機危く人微也といへども、四方に重々の要害を帯、地勢山水に因て斷て又連續し、一夫關によこたはりて萬夫棄<sub>レ</sub>鋒のごとき處をえらぶ、是建都の始終する處也、周公旦洛邑に都を立て成王を遷しまいらせ、天地の中地也と稱す、武王は豐鎬に都ありしを、成王洛を立て兩都となりぬ、幽王犬戎のためにをかされて後、平王東にうつりて洛邑に都を究む、其後漢の高祖に至て洛陽に都あらんとせし時、齊人婁敬、高祖にまみへて建都の儀を論じけるは、周は后稷より徳をかさね善をつみ、十有餘代に及んで文王武王の聖代に至て、諸侯悉く歸服して徳を以て天子たり、成王に及んで周公洛邑を見立て天下の中と定め、諸侯の來朝貢賦の道里を均しく

す、有<sub>レ</sub>徳則易<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>王、無<sub>レ</sub>徳則易<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>亡、ゆへに周の衰に及て天下悉くそむくといへども、周これを制せず、これ徳の薄きのみにあらず、形勢弱也、今高祖の天下に王たること、周の文王武王に不<sub>レ</sub>侔也、幸に秦咸陽に都す、此地山をか、へ河を帯て、四方相さ、へて固し、卒然有<sub>レ</sub>急、百萬之衆可<sub>レ</sub>立<sub>レ</sub>具<sub>レ</sub>也、夫與<sub>レ</sub>人闘、不<sub>レ</sub>捨<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>亢<sub>レ</sub>拊<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>背<sub>レ</sub>、未<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>制<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>也、今陛下案<sub>レ</sub>秦之<sub>レ</sub>故地、是亦捨<sub>レ</sub>天下之<sub>レ</sub>亢<sub>レ</sub>而拊<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>背<sub>レ</sub>也と奏しければ、高祖これを群臣に問玉ふ、張良曰、洛陽雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>此固、其中小不<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>數百里、田地薄四而受<sub>レ</sub>敵、非<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>武之<sub>レ</sub>國<sub>レ</sub>也、關中は左に穀函のかためあり、右に隴蜀の險あり、沃野千里、南に巴蜀の饒あり、北に胡苑の利あり、三面は險阻にして一面を以て諸侯を制す、金城千里天府之國也と奏して、高祖ついに西の方關中に都あり、是を長安と號せり、後漢の光武は又洛陽に都したまへりと也、必竟建都の法、唯三才に相通するにありと可<sub>レ</sub>知也、本朝建都の制、古來尤重<sub>レ</sub>之、神武帝

東征して大和國高市郡畝傍山樞原に都ありしより、歴代沿革すといへども、五畿内或は近江州を不<sub>レ</sub>出、是本朝土地の中央、天地の氣の所<sub>レ</sub>會、陰陽の相順するに因て也、然れども其制未<sub>レ</sub>全、こゝに桓武帝に至て、建都の議を詳にして、其丈尺を計り高低を共にして、ついに延暦十三年に、自<sub>レ</sub>長岡京<sub>レ</sub>都を今の平安城に移し玉ふ、春秋傳に云處の、營<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>周<sub>レ</sub>計<sub>レ</sub>丈<sub>レ</sub>數<sub>レ</sub>、揣<sub>レ</sub>高低<sub>レ</sub>度<sub>レ</sub>厚<sub>レ</sub>薄<sub>レ</sub>、仍<sub>レ</sub>深<sub>レ</sub>日<sub>レ</sub>溝<sub>レ</sub>洫<sub>レ</sub>物<sub>レ</sub>土<sub>レ</sub>方<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>遠<sub>レ</sub>邇<sub>レ</sub>量<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>期<sub>レ</sub>計<sub>レ</sub>徒<sub>レ</sub>庸<sub>レ</sub>慮<sub>レ</sub>材<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>書<sub>レ</sub>餼<sub>レ</sub>食<sub>レ</sub>糧<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>役<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>諸<sub>レ</sub>侯<sub>レ</sub>といへる周の建都の法に不<sub>レ</sub>殊、必ず異朝の例を追ふと云ふには不<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>ども、其本末を正し其事理を究る時は、先聖後聖其機本より一也、其後四百餘年を経て、平清盛執奏して都を攝州福原に遷す、此地甚狹して文華盛行の形<sub>レ</sub>粧<sub>レ</sub>にあらず、又天地の中をうると不可<sub>レ</sub>謂、清盛只理を究めずして己が意に任せ、建都の制を不<sub>レ</sub>知故に、宮城未<sub>レ</sub>成して治承四年五月に都をうつし、同十一月に平安城に歸れり、而して王京は桓武



帝の定むる處に究り、星霜已に八百年を超え、源賴朝卿天下を平均して武威をかゝやかすの後、相州鎌倉を以て將軍家の幕下とす、是又建都の制を以て相定むるにあらず、賴朝卿治承三年に自武州若相州鎌倉、大倉の郷に新造の亭をかまへ、同年十二月にわたましの儀ありてより、遂に此地を柳營の幕下と致し玉へば、此鎌倉必ず建都の制に不中、然して百五十餘年を経て、源尊氏卿天下の武將たりし時、建武三年十一月七日に、柳營の地如元可爲鎌倉や、又他の所たるべきやと群臣に議を問玉ふの處、各議曰、鎌倉那者文治右幕下始構武館、承久義時朝臣并吞天下、於武家尤可謂吉土哉、爰祿多權重、極驕恣欲、積惡不改、果令滅亡畢、縱雖爲他所、不改近代覆車之轍者、傾危可有何疑乎、夫周秦共宅、崤函也、崤函、周洛陽也、漢宅成陽也、長安此附也、秦二世而亡、周剛八百之祚、隋唐同居長安也、隋二代而亡、唐興三百之業矣、然者居所之興廢、可依政道之善

惡、是人凶、非宅凶之謂也、但諸人若欲遷移者、可隨衆人之情歟云云、こゝにをいて尊氏卿柳營を雍州に定め、基氏を鎌倉に置て東西を守護す、案するに、柳營幕下は古の帝都にして、天下の士ことごとく相會し、三民皆此土に止らんことを思、文明の化をしることこしなへにして、武備の威をなすこと嚴ならずしては、文武並び立ち盛衰ともに不傾の選に不叶、王公設險以守其國の戒にあらざるなり、建都の説不可忽也、竊にをもへらく、雍州は天地の氣中して、寒暑ともに不甚、彼の成周の洛邑をはかりしに相似れりといへども、武館をかまへ柳營を定められんには、其地と難言、其故は、分内甚狭して城郭を廣くし諸侯列士に宅地を賜ふに無所、天下の衆會せば林木薪藪甚まれば、米穀の運送不宣、魚鼈鳥獸の利あり、人の性柔薄にして敦厚ならず、是文明の化を布くに不便の地也、四方に要害の地なく、萬山重重を帶、江水濛々を跨、浴日月浸乾坤の地勢なき

がゆへに、武威をかゝやかすに不足、然れば武館を設に利あらざるの地也、鎌倉は海を帶山を擁して地勢武を專にすといへども、一方の偏地にして谷々多くくだけ、分内甚狭して億兆の多を容れ萬方の廣を御するに處なく、人力車馬の所通尤不利して、北辰の衆星を拱せしむるに不類がゆへに、文明の化なりがたく、天下の武威を建とも不可云也、凡そ本朝の地勢、東西に長くして南北に短きが故に、奥州に天下の中央と云古文ありとにや、是故に柳營を雍州に究ば、東國遙かにへた、奥夷必ず起り、風化更に難レ布か、然れば地は王畿を以て中とすとも、處の地勢却て鎌倉に便りありしとみへたり、尊氏卿東西に武館を構ふるに、尤其ゆへありといへども、建都の制を不レ知、群臣亦理を云盛徳を專として、全き所を不レ知也、兩京を立て天下を守護すること、異朝尤然り、周の成王鎬京に都して是を宗周と云、洛邑を東都と號して是を成周と云、洛邑は天下の至中にして、豐鎬

は天下之至險也、然して漢唐以長安爲西京、洛陽を爲東京、宋は以汴爲東京、洛を爲西京、然れどもいづれも相去ること不甚遠也、明に至て南京北京の兩都を立て、江南江北をまたがりていづれも一大都會たり、明の太祖金陵に都を立て是を南京と云、太宗北狄ををそはんがために都を定金臺て北平を旨とす、是を北京と云ふ、則虞の世の幽州の域にして、禹貢冀州の域、黃帝幽、堯舜冀、の都ありし處に近し、各兩京を立て天下を全し玉へり、本朝京鎌倉に兩公方を立と雖ども、將軍家は皆京都に安住ありしゆへに、やゝもすれば東夷蜂起して安泰に屬し難し、是れ安を以て危を忘れ、只人物の宜に泥んで天下の勢を不レ知、建都の全撰を失へば也、朱子曰、冀都、正是天地中間、好風水、山脈從雲中發來、雲中正高脊處、自脊以西之水、則西流入于瀋門西河、自脊以東之水、則東流入于海、前而一條黃阿環繞、右畔是華山、自華山一來至中爲嵩山、是爲前案、遂過去爲泰山、聳



于左、淮南諸山爲第二重案、江南諸山爲第三重案と云へり、是建都の制文武並立がゆへに、鸞鳳時而蛟龍走、浴日月而浸乾坤の制あり、朱子の所謂風水の説、は無風以散之、有水以界之也、孟子の所謂、城民不以封疆、固國不以山谿、威天下不以兵革といへるは、只其本を推の論にして、本末兼備の制と云べからざる也、時に當て其理を云のみ也、

○建城池

師論王城之守曰、易曰天險不可升也、地險山川丘陵也、王公設險以守其國、險之時用大矣哉、云心は、天に自然の險ありて不可升の設あり、地又自然に山川あり丘陵ありて其險をなす、然れば險は天地自然に不得止の道理あるが故を以て、王公亦天地にのつとり、其しのぐべからざる形を立て、其國を守り民人を安する也、險を用ゆるに其心得多し、理によつて云へば、禮儀を定め法令を詳にし、上下尊卑の位を

階級せしめ、下より上をしのがず、分をこへ差をたがへしめざるは、是天理を本とするがゆへに、天險と可謂也、地の形勢を考へ、其勝地によつて要關を設け藩屏をなし、壘を高くし溝を深くし、地を畫して出入をかぎり往來を固くし、征するに利あらしむるは是地險也、徳を以て衆を和し法を以て用を制して、人相環圍で無所闕を人險と云也、以上是を三險と號す、此の險一をかくときは不全、是險を用るに時を以てするなれば、其用大也と云へる也、然るゆへに、易に習坎の卦を設けて險をかたざれる也、王公の險、外には遠く關塞を設けて四夷を守り、王國の四方大小の國郡相つらなりつり合を正して、國中各互に相守り、近くは王畿に封境を立て内外をあらため出入往來を利し、前後左右に險を設て二三重の要地をなす、是外の險也、内にしては城郭を修し、壘を高くし池を深くし、門を聳し屏を厚して王居を守る、是内の險也、外險は山川丘陵の自然の險にまかせ、内險は制する

に法を以てし、致すに時を以てして人險を要とす、是併皆天地の理にのつとるゆへに、是を全險と云なり、古人專以德爲險の説あり、其險の所以不可升、固の所以不可攻は、實に徳義に可因といへども、必ず險を不可用は、是偏説にして全きにあらざる、楚の麇瓦郢に城とさき、沈尹戌曰、古者天子守在四夷、天子守在諸侯、諸侯守在四隣、諸侯守在四境、慎其四境、結其四援、民狎其野、三務成功、民無内憂、而又無外懼、國焉用城と云へり、是楚の遠く邊境をば治めずして、其都に城を築くことを云へる也、吳起又魏の文侯に在徳不在險の告を告、是一時の君を激するの言にして、定論と云べからず、易に王公設險ことを説のみにあらず、周禮に司險の職あつて掌九州之圖、以周知其山林川澤之阻、これ地勢に因て險阻を外に考也、掌固之職は修城郭溝池樹渠之固を司る、是人力を役して險を王畿の内にかまふるなり、量人掌營國城郭、營后宮、量市朝道

巷門渠、造都邑亦如之、是各王城を營せしためしなり、宋仁宗慶曆二年に范仲淹上言曰、天有九關、帝居九重、是以王公法天設險、以安萬國也、臣請陛下修東京、高城深池、軍民百萬、足以爲九重之備、乘輿不出、則衆人座鎮四海、而無煩動之勞、鑿輿或出、則大臣居守九重、而無回顧之憂矣、彼或謀曰、邊城堅牢不可卒攻、京師坦平而可深犯、我若修固京師、使不可犯、則伐彼之謀、而阻南牧之志矣、寇入之淺、則邊壘已堅、寇入之深、則都城已固云云、或曰、京師王者之居、高城深池、恐失其休、臣聞後唐末、契丹以四十萬衆送石高祖入朝、而京城無備、閔宗遂亡、石晉時、叛臣張彥澤、引契丹犯闕、而京城無備、少主乃陷、此皆無備而亡、何言其失、時體哉云云、是王城を築て守を堅くせんことを云也、時に呂夷簡曰、此麇瓦城郢の計也、云て不用、又韓琦范仲淹修京城ことをいへども、諫官余靖曰、昔文侯恃險、吳起以爲失、詞と云て、不用此といへり、徳



と險と兩ながら全ときは、地險人險相並ぶ、是天にのつとるがゆへに天險と可レ云、況や天下の勢古今遙かにへたゞり、人の心殆ど危し、故に遠くは夷狄の恐あり、近は盜臣國を侵すの戒あるなれば、四夷の守は國に城を立、地險によつて是を守り、盜臣しばらく王地をかさんとするをば、都城を全して是をしづむ、是險之時用大なるゆへにあらすや、國に亂ある時は不レ得レ已して城をきづくこと、春秋に出る處の如しといへども、世太平に屬すれば、安に居て危を忘るゝゆへに、始終を全することなし、愚臣理を究めずして唯徳を談ず、徳又古に不レ及、勢古今殊なれば、よく時を考へて用捨理に可レ叶ふこと也、本朝又然り、王都は只一重の築地を以てかまへとす、武將に至ても、頼朝卿より尊氏卿に至るまで、武館のかまへをろそかにしてあからさま也、故に平氏源氏徳衰へて後には、平高時一口も武館を保ことあたはず、源義輝三好が弑をのがるゝに無由、後世の武將是を鑑て、遠くは險

を封境にまふけ、近くは城郭にをこそかにす、此故に緩賊をば境城に防ぎ、急賊をば城郭に防ぐ、是内外兼備して、緩急の間にをいて賊を患ふる處なし、險の用不レ大哉、但險を恃で徳を修することの不レ正は、又本を失と可レ云、本末相稱こと、君子の始終と云べき也、

○建王宮

師曰、禮記曰、昔者先王未レ有王宮室、冬則居營窟、夏則居橧巢、後聖人有レ作、然後修火之利、范金合土、以爲臺榭宮室牖戶、云云、案するに、史記に所レ云、堯の天下を有ち玉ふには、堂の高さ三尺、采椽不レ斲、茅茨不レ剪といへり、堯の時いまだ開闢を去こと不レ遠がゆへに、民のつかれ世のついえを計り、宮室のかまへ其簡疎にして其設至て輕し、是又不レ得レ已也、況や上古は冬は穴居して暖を求め、暑は巢居して冷を待こと、各不レ得レ止のゆへん也、世々を歴るに循て世に器工多く、金をとらかし土をばねり、火の利を以て其巧を施すこと専多し、而して後に王者の制を定め

て、其臺榭宮室牖戶のまふけ最も嚴重也、周に至て其制法を究むといへども、營作は民を勞役せしめ、財寶を多く費すものなれば、可レ已にをいては是をやむるに不レ如、不レ得レ已にをいては、天の時をはかり地勢を考へ、其土宜を審にして人事を可レ盡、然れば天子人君の宮室は、先身を安居せしめ、后宮仕官の居を構へ、政事の殿を設け、庖厨の所をなし、倉庫を立、これ定まる處にして、宗廟社稷のかまへは、先祖天地のため必す可レ設の處也、而して門を重々にかまへ屋室を四方にまふけて、天子人君安居する處の宮を守護せしめ、盜賊急に入ことを不レ得、狂人俄に近づくこと不レ有が如くす、こゝにをいて文教の化明にして、上下内外の辨を立、階をこしらへ陞をかまへて、二等上中下の禮を定む、内朝あり外朝あり、階に高下あり庭に内外あつて、聊か其差等を不レ違、武備自とどのほりて、宮殿の營作自ら仕官の守護になるが如くなるべし、然れば板敷の上下、階の高下、門戸のま

ふけ、宮室の大小、一として理を究めざれば、只民の力をついやし財をつくして、目を樂しめ身を安んじて、ついに安逸驕奢の害に陥る也、周禮に、匠人營國方九里といへり、國と云は王城の内をさす也、然るゆへに國都の内を井田の形の如くにいたして九にわかち、中央の一區を公宮と定め、前を朝とし、左を祖廟とし、右を社稷の地とし、後を市の所とす、市と云は、王宮へ入所の三民相聚て使用をなすの處を云、是當時の庖厨の場にして、米穀雜掌の所因を云也、是法を宗として、朝位寢廟社稷の品あり、其大槩を云ば、王之郭門を阜門と云て王城の外郭に立、第一の門也、阜は遠也と注して、至て外の門也、此門に太鼓をまふけ事を奏し詔を告るの所とす、朝士是を掌る、此内を外朝と號して前に三槐をうへ、三公これに位す、左右に各九棘あつて、左は孤卿大夫の位あり、右は公侯伯子男の位する處也、群士開本は其後にあり、棘は赤心にして外朝あるに象ると注せり、棘は其實赤して外



にはりのある如く、奉行内に實を以てして外の殿なるに比せり、槐は懷也と注して、人をこゝになづけ來すの心也、小司寇の官外朝の政を掌る也、此内に庫門あつて、左右に天府と號して御倉あり、其内を雉門と云、門内に雉をえがく、其文明あるにかたざれり、左右に兩觀あり、五門の中門なれば中門と云也、此内に明堂あり、抑明堂と云は、先儒の説さまざまにして一決し難しといへども、孝經に云處、以爲宗祀之所、孟子以爲王政之堂、古之堂と云ふは今の殿なり、人君見群臣、諸侯の朝禮あつて、萬機の政を出し玉ふの處也、故に孟子欲行王政、則不可毀といへり、明堂位の篇に曰、昔者周公朝諸侯于明堂之位、天子負斧依斧文屏南鄉而立云云、大戴禮曰、明堂者古有之也、凡九室也云云、朱子曰、如井田之制、想只是一个小三間九架の屋子といへり、然れば殿を九に畫して、此内にて祭祀の處朝位の處ありとみへたり、唐の貞觀に、上層以祭天、下層以布政の説あり、孔穎

達これを非とす、六藝群書訓、基上曰堂、樓上曰觀、未聞重樓之上而有明堂、魏徵又をもへらく、五室につぐ、重屋、上圓に下方にして、上以祭天、下以布政と云り、顏師古曰、周書叙明堂、有應門雉門之制、以此知爲王者之常居、大戴禮曰、左近郊、又曰、文王之廟也、此奚足信哉と云へり、如此一決せざれば、必竟唯布政并に祭祀するの殿也、これを中朝と號す、左右に殿舎あり、次に應門あり、是を朝門と云、こゝにも建應鼓也、居此以應治と云へり、此内を治朝と云、天子日に御あつて萬機の事を治め玉ふの處也、司士は掌治朝之法、正其朝儀之位、辨其貴賤之等と云へる是也、次に路門あり、是を虎門畢門大寢門と云、尤こゝに路鼓あり、路門者取其大と云へり、この内を燕朝と云、又は内朝とも云也、太僕これを掌る、天子の寢殿也、左右に小寢と號して殿舎あり、其後に王の大寢あり、これ則よるのをとゞ也、其後に后宮あり、六宮にかまふとぞ、以上是を五門

三朝と云也、外朝の左右に門をまふけて、左に七廟の廟あり、右に社稷の壇あり、朝位各南を前として北を後とす、宮隅城隅あり、宮隅と云ふは殿舎のあるまわりに四方に壘をまふくること也、其高さ五雉と云へり、雉は高さ一丈にして長三丈也、然れば宮隅は、宮殿四方ともに壘をかまへ、其すみぐに高さ五丈のかまへある也、城隅は王城四方の隅也、是には九雉と號して、高さ九丈のかまへをいたすことなり、以上周禮に所出の制也、その法詳にして、王宮至て深遠也といへども、一殿一宮も無用のついでなく、一階一門も子細なき處なく、一名一畫も各その理を究むていれば、皆天下萬民のためにして、遊樂無用のかまへなきがゆへに、營作のなる處不日にして、庶民子の如くに来るゆへん也、夏桀殷紂が時に至て、宮室に玉をちりばめけるといへども、宮殿全備には不及の處に、秦の始皇に及で、咸陽人多がゆへに、三十五年に作前殿阿房宮、東西へ五百步南北へ五十丈にして、上に萬

人を坐せしめ下に五丈の旗を立つ、是を咸陽宮と云、驪山宮も此たぐひ也、其費百千萬億にして人力七十餘萬に及ぶ、而して三十七年に始皇東方に巡て沙丘に死す、營作成てわづかに二年を送れり、是朝廷民政のためにあらずして、只驕を萬代に究めたるなれば、世をはやくし天下を亡すこと、此一端をいいても殆んど可考也、後世の暗君愚將、各以來の考もなく、當時のををりを究めんため土木營造の事を専らとする事、甚あやまり多し、秦已後や、もすれば宮殿美麗多くして本意を失ふに至れり、楊文憲公が宋の汴故宮記、輟耕錄に所出の元の宮闕の制度等、各以てをびたし、本朝大内裏の制あり、武家又その法あり、古周禮に所云の三朝は、政を正す時に内外あらずして不叶ゆへに、外朝の殿を前にし寢殿を後にして、中殿を中にし、是を明堂とし、五門を立て出入を禁じ武備を正す、一の宮をかまへ、宮中に一箇のしきりをいたすまで、皆其制法を以て可致のゆへん也、後世次



第に制度を失ふが故に、只色を愛し酒を玩、游山玩水をいながらみそなはし、風流をつくし絶景を求むるになりて、目を喜ばしめ身を安んずるにたれりとする也、然れば宮闕の制する處、其本を分別して其用をなすにあらんか、但し時の勢を不計して、彼の茅茨不剪の事をなさんと云は、又墻に面するの學者と云べし、凡そ宮と云は蘇氏演義宮中也、言處都邑之中也、又宮は方也ともいへり、風俗通曰、宮室一也也、秦漢以來尊者の居を宮と云て、平人はこれをいはず、古は士庶人ともに宮といへる也、殿は古の號にあらず、秦の始皇の時始めて前殿を作れり、演義に、殿は殿也、取衆屋擁從如軍之殿、犖處決義要注曰、殿則有階陛、堂有階無陛也、春秋には路寢と云、禮記白虎通には天子の堂とあり、いづれも殿の儀也、漢書に先上殿といへる注に、顏師古曰、丞相所坐屋也、古制、屋之高殿通じて爲殿とみへたり、必ず宮中に不限也、樓は黃帝より始る、爾雅曰、狹而脩曲曰樓、説

文曰、樓重屋也といへり、二階にかまふること也、闕は樓に比し、黃帝の阿閣と云は、上層のあたりに欄干をつけて廻る如くいたせり、觀と云は、屋上に高座をかまへ、四方を望觀せしむる也、黃帝之時元始觀あり、周に兩觀あり、又は朶樓と云、高屋の上にももの所のをまふけ、上にやねなき也、堂は黃帝に始れり、言明禮義之處といへり、臺は爾雅に云、觀四方高曰臺、有木曰榭也、然れば石土を以て高く臺を築き、その上にのぼりて觀望するの處也、闕と云は、釋名曰、闕在門兩旁、中間闕然爲道也、崔豹古今注、闕觀也、古每門樹兩觀於其前、以標表宮門、其上可居、登之則可遠觀、故謂之觀、人臣將朝至此、則思其所闕、故謂之闕といへり、亭は停也、人所停集也、秦法十里一亭云云、館は舍客也、凡賓客の舍といへり、私館は自卿大夫以下の家ともいへり、宮室の名號といへども、一もゆへなきはあらざれば、尤其本末を詳にすべき事也、

○建衣冠飲食之制

師曰、衣冠之制本不得已之理、其所成は徳義を表して規範を立つる也、云心は、人元裸にして寒風をふせぐに利あらざるを以て、或は鳥獸の毛をあつめ、草木の葉をつりて、是を以て身をを、ひ寒をふせぐ、其時しも獸の皮を制して衣服をなす、是を皮ごころもといへる也、如此して世をわたる内に、麻の出來蠶のこことありて、始めて綿布を制す、きわたの生じて木綿あり、各天地自然の物理なるを、人に知あつて是を制し、品々の衣類をなして寒風をふせぐのみならず、身を溫暖ならしめ美色麗飾あり、こゝに案するに、天子人君の衣冠帶履の制は、天地の常理にのつとりて天地の徳義を表せり、ゆへに衣裳冠帶履ともに、制すること、其寸法、各便用を本として、其形天地の法にのつとれり、而して其色其飾は天地の徳を表し、衆物の秀でたるものを染縫て、萬人の表たらしむる也、異朝の制を以て云に、易曰、黃帝堯舜垂衣裳而天下治と

いへり、衣は腰より上のきるもの也、裳はこしより下のきるもの也、衣は上ひらいて圓にして一也、これ天を象る也、裳は下にして兩のへだてあつて足を入る、其形方也、是は地にかたざれる也、衣裳は黃帝に起て堯舜の時其法をなはれり、舜の時、上の衣に六つのぬいものあり、下の裳に六つのぬいものありて、以上十二章と號し、日月星辰より山龍華虫に至るまで、各上下にあらはせり、諸侯より平士に至るまで次第に其文章をすくなくして、皆貴賤上下の等あらせり、故に富めりと云とも分をこして衣裳を制することを不得已、そめ縫こと尤然り、末代と云へども皆此法を守る也、冠は古より三の品あり、第一冕と云は、黃帝始めて天子朝祭の時のかぶり也、十二旒九旒と號して、前後にやうらくさがり玉を下也、弁と冠との二は冕の次々也、自天子至于士皆服する也、冕は卿大夫も祭の時に是を用て、弁冠は猶以て用ゆ、士は弁冠を用て、冕を用ふることを得ざる也、凡そかふむりは徳を



表し禮を節するの形也、故に人各其位によつて着之にあり、帶履各其法あり、周に至て制法尤も詳也、周官に司服の官あつて王の吉凶の服を司り、弁師あつて弁の次第を司り、司裘あつてかはごろもを司り、屨人あつて王の屨の事を司る也、周以前は冠冕衣裳之制ありといへども詳に考へがたし、虞書之服章、戴記之冠制のみなり、周の制詳にしてつくせり、孔子も服周之冕との玉へる也、彼此比較してみるに、必竟只衣冠ともに、その制をみだらず尊卑上下をたがへしめまじきため也、人心は甚危きものなれば、着する處の衣冠によつても、必其趣向にたがひ出ること當然の道理なれば、衣冠は身をうごかすに非禮ならしむることあるまじきの制なり、冠頭にあれば傾こと難叶、禮を不正ば立居出入なり難し、衣裳嚴なれば形體又然り、是形によつて内を直ふすることばかりにあらすや、聖人は是を考へて、衣冠帶履ともに上下の品を定め分をきはめ、非禮をのづからな

きが如くならしむ、難有制法と可謂也、本朝衣服令に、文武の官人禮服の制を具にいたせり、衣服の制は輕きこと也といへども、専ら天地德義にのつとる、其深きこと可レ知、況や后夫人の衣冠や、もすれば其制過大にして、只人目を喜ばしむるに足れり、尤可レ制事也、天子人君の一動一靜は、ともに萬民の規範とならずしてはあるべからず、人君に過奢あれば下民皆をこり、人君に儉德あれば下民又儉德をしたふこと、定れること也、然ればよく器物の制を考へて、その正道に入るが如くならしむること、是人君の仁政也、佩玉笏亦有之、今略之。次に飲食の制あり、禮曰、天子之豆二十有六、諸公十有六、諸侯十有二、士大夫八、下大夫六と出たり、周禮天官膳夫の職あつて、掌王之食飲膳羞、以養王及后世子、凡王之饋食用六穀、膳用六牲、飲用六清、羞用百有二十品、珍用八物、醬用三百有二十、醢、王日一舉、鼎十有二物、皆有俎、以樂侑食、膳夫授祭、品嘗食、王乃食、卒食以樂徹于造、王齋

日三舉、大喪則不舉、大荒則不舉、大札則不舉、天地有戒則不舉、邦有大故則不舉と出たり、凡そ天子は富四海をたもち、貴きこと天子たれば、食又天下の上品を以て飲食す、是禮也、天子儉徳を行ひ玉ふと云ふとも、其相應の禮を守り不給ときは、下公侯伯子男士庶人までの規範たるべからず、是上下貴賤の品相定まれるゆへん也、この間世々に草葉あり、國に凶災あるを以て、民を救ひ人を安んずるための故に飲食をうすくなし玉ふこと、まことに難有道也、凡そ位をこえ分をわすれて過不及あらん事は、いづれも禮と云ふべからず、禮曰、君子大半而祭謂之禮、匹夫大半而祭謂之攘也、管仲饑饉朱紱山節藻稅、君子以爲濫矣、晏平仲祀其先人、豚肩不掩豆、滌衣澌冠以朝、君子以爲隘矣と出たり、有若曰、晏子一裘三十年、遺車一乘、及葬而反、國君七個遺車七乘、大夫五个遺車五乘、晏子焉知禮とも出たり、國に事なく天下承平にして専ら儉にをち入る時は、禮を失て道を

わする、人君の天下に儀刑たる、一事のかるきもゆるがせにすべからざる也、  
○正朝禮  
師曰、朝廷は天下の本とする處也、故に朝廷に禮節を失ふときは、國郡家郷の禮各法を可レ亂、禮節を失て法不可、則混亂の本也、故に正朝廷之禮を要とする也、朝禮の事、先常住毎日の行事に禮あるを朝儀と云也、毎日朝廷へ出仕して事を開行ふ、これを常參と號して、毎日朝參之臣也、三公三孤六卿大夫の位是也、人君毎日中殿に出御あつて、群臣の禮ありて上下の情を通ず、大臣は位を逐て拜謁し、群臣は列にしたがつて拜し、小臣は各其座に居て拜す、而して人君退て内朝に入玉ひ、政務を問可否を決し玉ふ也、中殿に出御の時は、群臣大小の百官拜趨の禮のみあつて、程なく退朝玉ふのゆへに、入御の御殿にをいて事務の急緩を考へて、左右の官人執奏して詳に其本末始終を究む、故に人君事を明かに知て、大臣用臣其信を盡す



ことを得、朝廷所行の事皆當然の理にして、天下に施行すれども無其弊、人君出御あつて、人臣謁し奉るの間、左右並に後に、侍衛守禦の臣武役を守り儀仗をそなへて非常を禁ず、周禮夏官司士、正朝儀之位、辨其貴賤之等、王南鄉、三公北而東上、對上以東、孤東而北上、位守卿大夫西而北上、位守王族故士故爲士而留宿虎士虎賁在路門之右、南而東上、而向東、大僕侍衛者、大右爲右者、大僕從者在路門之左、南面西上、分立于左、云々、是朝儀の間といへども、武備の設けなくんばあるべからず、凡そ非常を禁ずるものは、各外を見るにあり、故に南面して人君の方を後とする也、武官専ら兵仗を帶するがゆへに、王の一門の親を侍衛の官にまじはらしめ、虎賁の士は自ら武勇の選にあたり、司右は卒伍をひきいて是をかたむる也、各微を防ぎ衆を威して儀をそなゆ、拜謁の間前後の次第あり、上下の位あり、入ものは各ついでを守て漸に進み、かた、がいならしめず、あはて、走らしめず、着

座の間位を守て入まじはらず、上よりの尋なければ物云ことなし、故なければ一所に聚てかまびすしからず、故に人臣拜禮の時、小司寇の官是を司て次第を守て進ましめ、朝士の官鞭を以て人をまねきしりぞかしめて喧嘩たらしめず、出入如<sup>レ</sup>此がゆへに只威儀正しく周旋從容としてをもむるに、聲の高く音のかまびそしきなき也、是毎日の朝儀の禮也、大臣用臣執奏のことをはり、諸臣退出、而後に人君休息の所に入御あつて、朝服をぬがせ玉ふと也、禮記曰、朝辨<sup>玉藻</sup>色始入<sup>所</sup>、君日出而視<sup>之</sup>、退適<sup>路寢</sup>聽<sup>政</sup>、使<sup>人</sup>視<sup>之</sup>、大夫退、然後適<sup>小寢</sup>釋<sup>服</sup>云也、小寢は休息の處、常居の間也、夜のをとをば大寢と號する也、人君毎日必ず朝を視玉ふの例、是古來の法にして、上下の情所<sup>レ</sup>通、太平之根本也、漢唐よりこのかた、或は三日に一たび視<sup>朝</sup>、或は五日或は十日にいたれり、明の太祖專政務をつとめ、毎日に朝晝暮の三朝あり、或は再朝あつて、國家の政務事々上裁より出といへり、すべ

て朝儀、毎日群臣出仕のものに拜謁をなさしめ、上下の間をしたしみ、其情を通じてへだてなからしむることは、君臣の大禮天下の大幸、尤も天地日月のいやしき庭た水にも光陰を移にのつとり玉へば、其法制如<sup>レ</sup>此して可也、但其志實にあらざれば、君又臣の退出のはやからんことを願ひ、臣又漏水のはやく移て退出の刻限に至らんことを願ふ、こゝを以て君臣の間は嚴にして、又同遊して親しみを厚くし、政務を常に談論し、教をくわしくし諫をのふる、是君臣の大節也、天下は萬機也、豈君臣聊も閑暇あらんや、其いともあらんは、下情不<sup>レ</sup>通か、通すといへども不<sup>レ</sup>糾かの兩般に可<sup>レ</sup>落也、周には天子に四朝ありと也、一を外朝と云、人君常に出御ある處にあらず、天下に非常の事あるとき必ず出御あつて、萬民をあつめて謀を問の處とす、第二を中門と云、是を治朝と號して、人君群臣と相謁するの朝にして、常の朝廷也、第三を内朝と云、是大臣相聚て事を奏し、人君聽<sup>レ</sup>政の處也、以上

是を三朝と云、第四を詢<sup>事</sup>之朝と云、是は雉門之外にして、國に事ある時に人をあつめて問の朝也、故に三朝と常に云て、詢<sup>事</sup>の朝をばいはざる也、天子三朝、外朝以大詢、内朝以日視<sup>朝</sup>、燕朝退而聽<sup>政</sup>と云はこのこと也、具に杜氏通典文獻通考に見へたり、漢に至て、大會殿と號して周の外朝に比し、宮中に有<sup>レ</sup>後殿爲<sup>レ</sup>治朝也、唐には宣政殿を前殿として是を正衛と云、古の燕朝也、紫宸殿を便殿としてこれを入閣と云、古の燕朝也、別に含元殿あつて大朝會の所とす、此れ外朝に比するならん、而して毎日常參の官人あり、朝望に朝する官人あり、或は毎月五日參朝の日を定むるあり、唐の法、衛に有<sup>レ</sup>仗と云て、毎日出仕の朝に必ず儀仗をそなふる也、儀仗と云は殿中にそなふる兵具のこと也、本朝又朝儀の禮最も重し、合に所<sup>レ</sup>出の禮節殆可<sup>レ</sup>見、宮殿の制唐の法に近し、江家次第拾芥抄等に所<sup>レ</sup>見ありといへども、其全法はかりがたし、必竟只朝儀の禮は、文武相をなへて上下の差みだ



れず、しかも下の情相通するにあるべきなり、朝賀の事、案するに朝賀と云は、元旦冬至聖誕これを三大節と號して、群臣賀し奉りことぶきを献する也、元旦は正月元旦、一年の始まる處なり、冬至は一陽來復して陽氣の起る處也、祭豎獨斷に曰、冬至、陽氣起、君道長、故に賀すと云、是也、聖誕は時の人君誕生の日也、歳首に朝賀を行ふは漢の高祖に始れり、秦は十月を以て正月とするゆへに漢猶然り、武帝はじめて寅さす月を以て歳首とす、然れども朝賀の禮は十月を用ゆ、後漢に至て始めて朝會の禮を正月行なはれし也、冬至の朝賀は、魏晉の比より起れり、聖誕は唐の玄宗の千秋節より事起れり、この三大節は三代の禮にあらざといへども、異朝因循して是を行へり、凡そ朝賀と云は、朝廷を賀し奉ること也、群臣百官毎日出仕すべしといへども用事あらず、侍衛守御の番人の外、日を出仕する事、却て朝廷をけがし喧嘩紛擾の本たるべければ、一月の内に朔望をわかつて、朔日は

月の始まる處、十五日は月の望にして一月の中なれば、ともに朝賀のため群臣朝參すること古の例也、異朝五代唐の明宗、群臣に詔して、五日に一度づゝ宰相に隨入て朝參せしむ、是を起居と云へり、孔子も吉月には必ず朝服而朝すとあれば、一月の内朔望の朝賀、又君臣の禮節也、本朝に所用の年中行事、各朝賀の禮あり、武家に至て尤も其禮正し、一月に朔望あり、俗節あり、一年に其節を追て節供と號し、朝賀の禮行なはる、中にも正月元日は、天下の百官萬民悉く賀を告し贊を奉ず、凡そ朝賀の禮行なはる、時は、文武の官人左右に班位して、堂上堂下各列を正し、四門を嚴にして非常の出入をあらため、儀仗を堂上に構へ、兵器を堂下に列し、朝會群參の輩は、己が位によつて其司る奉行のさしづを守り、座に着に次第を以てす、座上座下の列座、聊其處を去て相交はるべからず、鳴鞭と號して、合圖のものを以て拜謁の序を守り、拜趨するに又奉行あつて、不遲不早、常式を不亂、監察す

るものあつて是を糾明す、捧物被物あつて其物をたがへず、文事あつて武備を不怠、是古來の例なり、文獻通考并三才圖會に其班位の圖を記せり、宮衛令曰、元日朔日、若有聚集及藩客宴會辭見、皆立儀仗と云云、

來朝之禮あり、案するに、來朝の禮は群國の諸侯天子へ來朝するの禮をいへり、諸侯は賢德により功勞によつて國郡に封せらるゝの臣なれば、其來朝の禮ゆるがせにすべからざる也、上古は天子必ず巡守と號して、毎年四方の列國をめぐりみ玉ふことあり、其方を巡守の年には、其方の諸侯各方岳にあつまりて朝見す、巡守の後に、四方の諸侯年をわけて京師に來朝す、是虞の政也、周に至て諸侯四時を分て來朝す、周禮大行人掌大賓之禮及大客之儀、以親諸侯といへり、春の朝するを朝と云、秋を觀と云、夏を宗と云、冬を遇と云、常の時なく朝するを會と云、もろくの諸侯一同に朝するを同と云、以上是を六禮と云、人君又

問問以論諸侯之志、歸服以交諸侯之福、賀慶以贊諸侯之喜、致禴也、以補諸侯之裁と云、是臣は禮を以て敬をつくし、天子は仁を以て其愛を施すゆへに、君臣の禮互に相接てへだてなく、上下の情能通じてさゝわりなきゆへに、嫌疑生せず毀譽不入也、然して諸侯相朝するときは、大廟明堂にして其禮行なはる、文武の官人左右に相列て、威儀を正し其禮節をつくさしむ、明堂位の篇にその法をあらはせり、四夷藩客は猶以て其威儀をのつとらしむ、具に三才圖會に其制を出す也、周禮蕃國世に一見すと云て、新君即位のとき四夷必ず來朝する也、禮記に、天子常依而立、諸侯北面而見天子、曰、觀、天子當寧而立、諸公東面、諸侯西面、曰、朝と也、依は如屏風ものなり、寧は門屏の間といへり、是は諸侯に親疎あり對するあり待するあり、其差別あることをいへる也、依にあたるは相對する也、寧にあたるは暫く待の心也、王制に諸侯之於天子也、比年一小聘、三年一大聘、五年一朝



と也、小聘は大夫の來聘する也、大聘は卿の來聘する也、朝は諸侯自朝する也、是は國の政務にいとまなからんことを思て、來朝をゆるやかにする也、諸侯の來朝には遣人職あつて牢禮委積を掌也、牢禮と云は道にて可入の牛羊等のこと也、委積は牢米菽薪をたくわへ賓客を待こと也、懷方氏の官あつて館舍の飲食をいとなむ、秋官の環人は送逆を掌る、朝覲會同の往來を送逆すること也、中庸曰、朝聘以時、厚往而薄來、所以懷諸侯也といへり、諸侯をなづけしめんと云にはあらざれども、天子に代て國の政を司り、諸民を子の如くにして天子を無爲に屬せしむることは、諸侯各力を合するにあるなれば、朝聘の禮をろそかに不レ可致也、禮至て厚きが故に、諸侯をのづから人君を親しむ也、然りといへども諸侯其職をこたり民を養ふの道あらざれば、必ず是を罰す、朝聘時を不レ合失は、是國俗を考へ教令を詳にして、黜陟の政あらんため也、周禮大行人、歲徧存、三歲徧覲と

云、是王臣を遣して事をたす也、來朝の禮を厚するは民政を重んずる故と可レ知也、燕饗之禮あり、案するに、燕饗は群臣に宴を賜はり饗を設けて、禮を正し恩を厚すること也、故に宴饗の設所、以訓恭儉示惠慈也といへり、官人は祿あるが故に、一飯一飲をなしかぬるものあらず、君又常に祿をましまるを以て恩とすと云へども、上下の情を和し恩惠の實を示し、威儀の節をならはさしめんがために、人君賜宴於臣、人臣受宴於君也、只他醉を専として禮儀の所成を不レ考は、是飲食の客にして君臣恩儀の禮にあらず、故に酒肴のまふけ不レ精、禮義のいとなみ不レ詳、只群臣を燕饗すると云ふ名のみにして、冷たる養あざれたる魚を以て禮度を事そぎ、早く燕饗のをへなんことを思ふは、有司の出納をやぶさかるにして、人君臣を惠むの道と云がたし、進退節を失ひ拜謁列をこへ、衆會かまびそしく飲食すること禮をそむくは、人臣宴に侍べるの道にあらざる

也、この故に古は燕饗各圖を詳にして、群臣是をけみして其禮節を知、出座の客姓名をしるして有司其法をきはめ、出入の處奉行を置て是を改め、配膳給仕の面々己が請取事をならはし、酒肴宴食の役人寒冷を正し精潔をしらべ有餘不足をはかり、巡察の奉行各互に相糺明して怠る處なからしめ、然後に君臣相宴す、是宋李昌齡梁穎等が上言せし處の法也、されば宴以禮成、賓以賢序、風雅之作、茲爲盛焉と云もこの心にあらず、但人君臣を禮するに饗禮あり食禮あり燕禮あり、饗禮と云は大饗の禮を行ふこと也、至て相致し相饗應あること也、故に其禮まふけたりといへども賓是を不レ食、古人云、饗者烹、太牢以飲、賓、凡設而不倚、爵盈而不飲、以訓恭儉也と云是也、食禮は饗禮の中に在いて樂をまふけて其可食のものをす、むるなり、燕禮は右にことなり、専ら慈惠を示して其樂無レ算其爵無レ算也、以上三の法を以て、或は上賓を饗し群臣を宴する也、賓禮凡そ四あり、宗族兄弟也、

朋友故舊也、孤卿大夫士也、公侯伯子男也、此四を分別して其差別をまふくるなり、周禮に大宗伯の官あつて、以飲食之禮親宗族兄弟、以饗燕之禮親四方之賓客といへり、飲食と饗燕と其品にたがいあり、大行人の官、是又賓客を待するの禮を定め、九獻九舉七獻七舉五獻五舉の法あり、獻は酌酒獻之也、舉は牲をそなへ樂を舉るを云也、是其尊卑に従て、獻舉に至るまで其數を定むる也、而して群臣嘉賓を燕するには必ず鹿鳴の詩を歌ふ、是詩君臣相樂の心を稱せり、諸侯に燕を賜りては蓼蕭湛露の詩をうたふ、此外四牡皇華の詩あり、常棣の詩は兄弟を燕し、伐木の詩は朋友を燕す、臣又天保の詩を歌て君に答へ奉る、天保の詩は人君の福あることをのべたる也、是古來より君臣相宴するの時、聊も狂言綺語をなさず、禮を用て和し和して不レ流、互に徳を稱し美を讓るの戒と可レ云也、漢の高祖に至て始めて大朝賀宴會の禮起れり、夫人君臣を宴し饗するは、上下の情相接して尤切



なる處なれば、只其本とする處を考へしるにあるべき也、范祖禹曰、食之以禮、樂之以樂、將之以實、求之以誠、此所以得其心也、賢者豈以飲食幣帛爲悅哉、朱子曰、君臣之分以嚴爲主、朝廷之禮以敬爲主、然一於嚴敬則情或不通、而無以盡其忠告之益、故先王因其飲食聚會、而制爲燕饗之禮、以通上下之情、而其樂歌又以鹿鳴起興、而言其禮意之厚如此云云、

巡狩之禮あり、案するに、巡狩と云は、古は天子必ず諸侯の國に行幸あつて國政を考へ其賞罰を行ははる事あり、舜の時より事をこれり、東西南北の國を考へ、其國の大山を天子の行宮とし、天子行幸あつて柴をやいて天を祭り、山川を望祭し天地の神靈を敬す、然して其方の諸侯悉く相聚て、國の政をのべ、君の教戒を奉はり、四時を正し、月の大小を一つにし、日の支干を合せ、十二律の調子を同じ、分寸丈尺の寸法、合升斗石のます、銖兩斤鈞のはかり、吉凶軍實嘉冠婚葬祭

の禮、いさゝか殘所なく其制法を改め、たがへるをただし、不レ知を教へ、民政器物一つとしてその所を得ざることを勿らしむ、是を巡狩と云也、孟子曰、天子適諸侯曰巡守、巡守者巡所守也と云へるはこのこと也、巡狩の狩の字、守の字と相通する也、或曰、天子其方角へ狩獵のために行幸なると事よせて御幸あること也といへり、是あやまりなり、天子人君かりにも偽ことを不可爲、諸侯大名の惡事を見出し玉はんとの事にあらず、只民政物用の一つにして風俗の一致し道徳の同じからんことを欲す、何ぞ狩獵に事よすべきや、王制曰、天子巡守、問百年者就見之、命大師陳詩、以觀民風、命市納賈、以觀民之所好惡、志淫好辟、命典禮考時月定日、同律同陰禮樂制度衣服正之、山川神祇有不舉者爲不敬、不敬者君削以地、宗廟有不順者爲不孝、不孝者君紕以爵、變禮易樂者爲不從、不從者君流、故革制度衣服者爲畔、畔者君討也、有功德於民者加

レ地進レ律也、也云云、凡そ巡狩の法虞にをこりて周に至て詳也、故に職方氏の官、巡守の前に四方に戒しめ、巡守の時の禮法を詳に教戒す、巡守あるに及では、人君の至る所に先んじて猶戒め命す、大馭の官は先て郷道す、土訓氏は天子の車の左右にあつて、道路の形勢九州のことを仰に順て奉答、誦訓氏は上古久遠の事、土地について子細ある物語を奏聞する也、每舎に要害をかまへて武備をなし、外には土方氏の官あつて、王舎の遠方までを改め正す、是皆周禮に出る處也、唐虞の世は二月に東巡し、五月に南巡し、八月に西巡し、十一月に北巡して、一歳に四方を巡狩す、五年に一度づゝの巡狩也、問の四年には、四方の諸侯一年に一度の朝禮あり、周に至て十二年にして一たび天下の四方を巡狩あり、周禮大行人の篇に、十有二歳王巡守般國と云是也、巡守は民の政國の風俗地形物器を正して、道徳を同じくせしめんとのことなれば、民の費諸侯の苦を考へて行幸の儀式をかるくし、從

者侍衛を省て路次の結構をやめ、衣食のいさなみを薄くし民の力役を寡くす、故に舜一歳にして四方を巡狩ましゝたる也、周に及で王事や、逞しく、事そぐといへども、時の勢不レ得止して、從者侍衛多く、民の勞役も唐虞に難レ及が故に、十二歳にして一たび巡狩あり、周の末に至て穆王専ら巡狩を好み、四方を巡行して已に邦を失ふに至れり、秦の始皇四方を游行して、從車八十餘兩に及べり、ついに沙丘に至て崩す、其後漢武帝甚好遊行、天下ことごとく疲る、隋の煬帝に及で千乘萬騎を從へ十餘萬人を從者とす、是等は巡守を以て遊行として、民のついで國の勞れ諸侯のわづらいを不レ計、只山のそびへたるを見海のはるかなるをながめ、古寺舊跡を尋ねて遊山玩水の眺望を專とす、故に一度行幸あれば、國の費民の煩數年をへてもつぐのふべからず、公私の財ついで路次の人民是が爲にかじけ、供奉の官人奢を究めて、一たび從ひ奉れば數年のつかれとなり、至る所の諸侯善



盡し美盡して、或は一年二年の貢賦を一日二日に失ふが故に、上行幸をたやすからずとし、下大なる課役とす、こゝに於て巡守行幸の儀殆んど絶へて、却て民の煩となれる也、古今時異にして勢かはることなれば、唐虞の法と云ども今日用ゆるに難し叶事儀あるべし、是故に漢唐の故事皆大臣を擇んで、五年に一たび四方を巡行して、天下の政務を糾明せしむと也、こゝに案するに、巡守は古封建専ら行はれ、諸侯ことごとく天下に封せられて、事一致に不通、王化不及が故に、此法を以てたゞせり、後世は州郡皆守令あつて諸侯民政を不知故に、巡守に不及して、只大臣を以てこれを正すといへども、諸侯怠ること不可有と先儒論之、その理あるに似たりといへども、大臣其器に中ること難く、其制法不明ば、大臣巡行すと云ども、民を勞し財をついやすの患のかるべからざる也、然れば天子五年七年十年において必ず四方に行幸あつて其制法を正し、國政を糾明して賞罰を專とし、地

形の險易をはかり、旅羈の艱難をしり、諸人の思入萬民の勞苦をしらしめされんこと、尤君たるの道と可し云、唐虞の時は民もすなほにして諸侯皆賢徳あり、大臣各亞聖の人なりしかども、猶自巡狩まじくぬ、況や後世巡狩怠ば風俗道德悉かはり、上下の情不可通也、但其行幸に制法不堅其本意たがは、民の勞財のついへたるべきなれば、法をきびしくして事をかろくし、民を愛し諸侯を懐くるを本となし玉は、天下皆巡守を可願也、孟子曰、春省耕而補不足、秋省斂而助不給、夏諺曰、吾王不遊、吾何以休、吾王不豫、吾何以助、一遊一豫、爲諸侯度、又曰、入其疆、土地辟田野治、養老尊賢、俊傑在位、則有慶、慶以地、入其疆、土地荒蕪、遺老失賢、培克在位、則有讓、一不朝則貶其爵、再不朝則削其地、三不朝則六師移之云云、是巡狩して民のために利あることを論ずる也、只巡守の儀をたやすからざる如くいたしなすに因て、その事をたやかならざる也、聖主徳の

高きを以て制法を正さば、國不費而民不可勞なれば、たとへ年々に巡守あるども、其ゆへんを究めば民此を願ふべし、況や三年五年においてをや、天子人君行幸出御の法ゆるがせにすべけんや、田獵之禮あり、案するに、人君の行幸あること、あからさまにも其道を不以と云ことなし、若不以其道とせば、是を遊行と號して其實を不費、遊幸するは道にあらざる也、茲に田獵は鳥獸を追て是を走らしめ、放鷹して野鳥をひこづらふのこと也、是又其禮節を不正ば、只遊行するのみにて、山をあらし山をふみしたが、供奉の官人目を喜ばしめ、悉ものあらん事を専とするが故に、彼の講武習兵の道にあらざる也、人君の所行所爲、ことごとく萬事の規範とならずしては、天下の威儀と、のふべからず、この故に田獵の法、周禮に所出其禮大なり、句祝の官あつて四時の田の法を司る、迹人の官あつて鳥獸の居所を考へ、其禁、鷹、卵者與其毒矢射者、是悉ものを

うるの處に節をたがゆるを戒むる也、田獵の官は王の車馬の禮を司る、凡そ天子諸侯ともに、國に征伐出行喪凶の事あらざれば、必ず四時に田獵あり、春のかりを蒐と云、蒐は蒐らぶと云心にて、春は鳥獸の子うみはらめるの時なれば、是を撰で悉ものするの心也、夏のかりを苗と云、夏は麥作植田の時分なれば、是をそこなはざるを以て用とす、秋のかりを獮と云、秋は是をころすの氣に相應する故に、則ころすの字心也、冬を狩と云、狩はかこみてかりするの心也、冬は田島に氣遣なく四方より取かこんで狩するといへるの心也、以上四時の狩はいづれも其作法あること也、必竟人をあつめ車馬をならし民を用ゆるは、皆是軍旅のことを内ならし、進退の節を糺して、威儀をのつとらしむるのため也、人君何ぞ鳥獸を得て是を味はゆるを樂しまんや、もし禮節をならはしめず、法令を正さずんば、只是貴賤のついでを亂て、山をつくして獸を得、川をさらへて魚をすなざるに同意なる



べし、君子の法と云へからず、このゆへに中春にはかりして振旅の禮をなす、振旅と云は歸陣の法をなすこと也、春は陽の盛にして陰の衰ふる節なれば、軍戦は陰に比するを以ての義也、中夏には麥を教ゆ、是は狩獵の地に野陣をなして一夜二夜を明し、夜戒夜守の法を正して陣營の儀をなす也、中秋には治兵の儀をなす、治兵と云ふは出軍の行列作法のこと也、秋は殺氣に象て軍戦を出すことを專として、是を以て田獵する也、仲冬には教大閱と云、金鼓をまふけ旌旗を飾り四方に表を立、ひたすら兵法を專とすること也、是四時の田獵を考へて兵事をならはするの禮とする也、王制曰、無事而不田曰不敬、田不以禮曰暴、天物也、漢賈誼新書曰、傳曰、春曰蒐、夏曰苗、秋曰獮、冬曰狩、苗者謂何、曰苗毛也、取之不圍、澤不掩群、取大禽不麝不卵、不殺孕重者、春蒐者不殺小麝及孕重者、冬狩皆取之、百姓皆出不失其時、不抵禽不詭遇、逐不出

防、此苗獮蒐狩之義也、故苗獮蒐狩之禮、節其戎事也、故苗者毛取之、蒐者搜索之、狩者守留之、夏不田何也、天地陰陽盛長之時、猛獸不擾、鷙鳥不搏、蠖蠃不螫、鳥獸蟲蛇且知應天、而況人乎哉、是以古者必有祭牢、其謂之畋何、聖人舉事必反本、五穀者以奉宗廟、養萬民也、去禽獸害稼穡者、故以田言之、聖人作名號、而事義可知也、いへり、是皆田獵のこと、いへども、佚遊を不本して、其威儀進退をならはしめ、軍事を講ずること、す、ゆへに其作法名號といへども、聊あからさまなること不有之也、

王事と云へることあり、案するに、王事と云は王朝之禮すべて王事なり、必ず一に不可限事也、必竟天子人君の禮とする處は、只天下國家のためなるべきことを專として、身をやしなひ、體を安んじ、耳目をほしいま、に不可爲也、故に人君の行は人にさきたつて萬民のつとめあらんことを本とし、天下の患を

うれい、天下の樂を樂むにあり、こゝを以て閱射御大射の法を行、競馬御法を以てす、これ武のつとめを不怠の戒也、籍田の法、公桑蠶室の禮あつて、農を重んじ民に先て事をなす、各實を以てせざれば、其法かりそめにして正しからざる也、天下に大災あるとさきの禮あり、所謂天反時爲災、地反物爲妖、群物失性民反徳爲亂、亂則妖災生云云、されば年穀みのらず不熟なる年には、王者必ず減膳、食不兼味、不造<sub>二</sub>祭作<sub>一</sub>、衣服をそぐ、人君如此なるを以て、其下の百官各分をはぶいて不奢、玉藻曰、年不順成、天子素服、乘素車、食無樂と云、是年の順ならざるを以て、人君の自らの咎とするが故とにや、又曰、至<sub>二</sub>于八月<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>雨君不<sub>レ</sub>舉と云も、旱するを以て君の自ら責とする也、すべて大札と號して疫癘多く民死に至ることある時、大荒と號して飢饉の時分、大戒と號して大水出で、民に害をなし火災起りて民大にくしむ類の時分は、人君獨安んぜずして素服をなし玉ふと也、素服と

云は色あるかざりの服を不若と云こと也、周禮の司服に出之也、王言と云ことあり、是は王者平生の言語に禮を以てすること也、天子は不<sub>レ</sub>言多少、諸侯は不<sub>レ</sub>言利害、大夫は不<sub>レ</sub>言得喪と云のたぐい是也、如此の事其品多しといへども略之、只天子人君として一つの行、一つの言に至るまで、各能省察してあからさまなることなく、天下萬民の規範となる如くにあるべきと云の心得也、さるが故に、王事もろきことなしと云て、常座のほかり事を不致して、謹で行を考へて言ふべきと云へること也、

祭祀之禮、案するに、天地を祭り宗廟を祭る、是を祭祀の禮と云也、禮の品をほしといへども、祭祀を以て大祀とする也、其ゆへは、天子は天を父とし地を母とするが故に、是を天子と云、大にしては天地を父母とす、天地の順にして災妖なからんことを願て、災祥のある度に必ず天地に告げ奉る、是天地を祭るゆへん也、宗廟は是我が先祖の起る所、我父祖を祭るの道な



